経済産業省委託事業

EU・欧州主要国における模倣品対策の制度 及び運用状況に関する調査

2018年3月 独立行政法人 日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

フラ	ン	ス	1
実施	要	領	Ì
<i>I.</i>	フラ	ランスにおける知的財産権侵害に対する国境措置制度	4
1	A)	適用される法的措置および除外	4
		1. 法的措置	
		2. 国境措置の範囲の除外?	5
I	3)	国境措置の手順およびその要点	6
(C)	引渡停止手続	
		1. EU と国内手続の相違および除外	9
		2. 引渡停止手続の説明(措置の申請が行われていない場合の職権による	
		を含む)	10
I))	税関差押え手続	15
]	E)	統計	16
		1. フランスにおける統計	16
		2. 欧州での統計	17
]	F)	税関の協力	19
		1. 他国、他組織との協力および消費者との交信	
		2. 民間組織との協力	
		3. 官公庁間の協力	20
II.	刑事	<i>∮システム</i>	2
1	A)	情報源	22
		1. 国内情報源	22
		2. 欧州共同体情報源	22
		3. 国際的法源	23
J	3)	刑事手続	25
(C)	刑事裁判を行う場合についての日本企業への助言または要点	28
I))	統計-刑事裁判	29
III.	民	事制度	
	4)	法源	
•	•/	1. 国内法源	
		2. 欧州共同体からの法源	
		3. 国際的法源	
I	3)	民事手続	
		1. 手続の説明	
		2. 略式手続	
		3. 損害賠償	35
		4. その他の制裁	36

	5. 時間枠	3 /
	6. 訴訟費用の償還	37
	7. 上訴	37
	8. 主要刑事・民事制裁措置の要約表	38
C)) 統計-民事訴訟	40
	1. フランスの裁判所における知的財産権別侵害訴訟件数	40
	2. フランスの各裁判所における知的財産侵害訴訟件数	41
	3. 原告/被告の国籍別知的財産侵害訴訟件数	42
IV. 1	インターネット	44
A)) 公共団体によるオンライン模倣対策への取組みーサイバー税関	44
B)	適用法およびインターネット参加者の法的責任	44
C)) インターネット会社によるオンライン模倣対策への自発的取組み	47
D)) 第三者により登録された.FR上のドメイン名を削除または移管するための行	亍
	政措置および有効な法的根拠	49
	1. Syreli 手続の概要-タイムライン	
	2. Syreli への不服申立に関する要求事項	
	3. 統計	50
V	7. 日本企業のためのキー・ポイント	54
英国.		55
研 幼		55
	世界17-2312-7-664-14-27-1-27-1-2-1-2-1-2-1-2-1-2-1-2-1-2-1-2	
I.	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム	57
	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 適用される法的措置および除外	57 57
7. 英	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム) 適用される法的措置および除外 1. 法的措置	57 57
<i>T. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム) 適用される法的措置および除外 1. 法的措置 2. 国境対策の範囲からの除外	57 57 57 58
<i>I.</i> 英	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム	57 57 57 58
<i>T. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム	57 57 58 59
<i>I. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム	57 57 57 58 59 59
<i>T. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 0 適用される法的措置および除外 1. 法的措置 1. 法的措置 2. 国境対策の範囲からの除外 1 国境対策のプロセスとその重要点 1. 措置申請 2. AFA の提出資格者 3. AFA に含めることのできる知的財産権	57 57 58 59 59 59 60
<i>I. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 0 適用される法的措置および除外 1. 法的措置 1. 法的措置 2. 国境対策の範囲からの除外 1 国境対策のプロセスとその重要点 1. 措置申請 2. AFA の提出資格者 3. AFA に含めることのできる知的財産権 4. AFA の必須情報 4. AFA の必須情報	57 57 58 59 59 59 60
<i>I. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 1 適用される法的措置および除外 1. 法的措置 2 国境対策の範囲からの除外 2. 国境対策のプロセスとその重要点 1 措置申請 2. AFA の提出資格者 3 AFA に含めることのできる知的財産権 4. AFA の必須情報 5 AFA の追加情報(必須ではない)	57 57 57 58 59 59 60 60 61
7. <i>英</i> A)	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 1. 強的措置 1. 法的措置 2. 国境対策の範囲からの除外 1. 措置申請 1. 措置申請 2. AFA の提出資格者 3. AFA に含めることのできる知的財産権 4. AFA の必須情報 5. AFA の追加情報(必須ではない) 6. 手数料	57 57 58 59 59 60 60 61
7. <i>英</i> A)	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 1 適用される法的措置および除外 1. 法的措置 2 国境対策の範囲からの除外 2. 国境対策のプロセスとその重要点 1 措置申請 2. AFA の提出資格者 3 AFA に含めることのできる知的財産権 4. AFA の必須情報 5 AFA の追加情報(必須ではない) 6. 手数料 7 期間 9. 期間	57 57 58 59 59 60 61 61
<i>I. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 1. 法的措置 1. 法的措置 2. 国境対策の範囲からの除外 1. 措置申請 1. 措置申請 2. AFA の提出資格者 3. AFA に含めることのできる知的財産権 4. AFA の必須情報 5. AFA の追加情報(必須ではない) 6. 手数料 7. 期間 8. AFA の提出先	57 57 58 59 59 60 61 61 61
<i>I. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 1. 法的措置 2. 国境対策の範囲からの除外 1. 措置申請 2. AFA の提出資格者 3. AFA に含めることのできる知的財産権 4. AFA の必須情報 5. AFA の追加情報(必須ではない) 6. 手数料 7. 期間 8. AFA の提出先 9. 職権による申請	57 57 57 58 59 59 60 61 61 61 62
<i>I. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 1. 法的措置 2. 国境対策の範囲からの除外 1. 措置申請 2. AFA の提出資格者 3. AFA に含めることのできる知的財産権 4. AFA の必須情報 5. AFA の追加情報(必須ではない) 6. 手数料 7. 期間 8. AFA の提出先 9. 職権による申請 10. 申請書の処理	57 57 58 59 59 60 61 61 61 62 62
I. <i>夷</i> A)	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム	57 57 57 58 59 59 60 61 61 61 62 62 62 63
<i>I. 英</i>	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 適用される法的措置および除外	57 57 57 58 59 59 60 61 61 61 62 62 62 63
I. <i>夷</i> A)	使国における知的財産侵害に対する国境対策システム	57 57 57 58 59 59 60 61 61 61 62 62 62 63 64
I. <i>夷</i> A)	英国における知的財産侵害に対する国境対策システム 適用される法的措置および除外	57 57 57 58 59 59 60 61 61 62 62 62 62 62 63 64 65

		4. 留置後における権利保有者への情報提供	67
		5. 廃棄された物品の保管と破壊	68
		6. 並行輸入品に対しての英国法規に基づく措置	68
		7. 通過中の物品	69
	D)	統計	71
	•	1. AFA の提出件数	
		2. 2016 年製品種類別主な模倣品差押え	
		3. 製品別出所国	
		4. 2016 年における阻止された偽造品によって侵害された権利の種類	
		5. 税関手順別に見たケースの内訳	72
		6. 英国における押収	
		7. 興味を引くその他の統計	
	E)	税関の協力	
	L)	1. 他の税関当局との協力	
		2. 民間組織との協力	
		3. 法執行当局との協力	
тт	דו'ון		
11.	<i>TT'I</i> =	事システム	10
	A)	法源	76
		1. 国内	
		2. 欧州共同体の法源	77
		3. 国際的法源	77
	B)	刑事訴訟	78
		1. 関連する法執行当局	78
		2. 英国法執行機関の間の協力	80
		3. 刑事訴訟	80
	C)	統計-犯罪行為	84
III	Τ	民事システム	
111			
	A)	法源国内の法源	
		1. 関連する国内法は以下を含む:	
		2. 欧州共同体の法源	
		3. 国際的法源	
	B)	民事訴訟	
		1. 訴訟を起こす場所	
		2. 民事裁判所の手順	
		3. 証拠	
		4. 執行を支援する裁判所の措置の権限	
		5. 費用	
		6. 調停	96
IV.	1.	ンターネット	97
		オンライン上の模倣と闘う公共団体	
	11/	1. 警視庁知的財産犯罪ユニット (PIPCU)	
		= · □ v□/ → /\PP→/\→→→□\/ / / \	/ /

		2. 国家取引基準局電子犯罪チーム	97
	B)	適用法およびインターネット上の行為者の法的責任	98
	C)	オンライン上の模倣と闘うためのインターネット会社の自発的取り組み	99
		1. 削除手続	99
		2. 支払いの妨害	100
	D)	第三者の「.UK」ドメイン名の削除または譲渡を取得するための行政措置お	
		よび利用可能な法的根拠	
	E)	統計	103
V.	日之	本企業のためのキー・ポイント	. 106
	A)	税関	106
	B)	刑事	106
	C)	民事	107
	D)	インターネット	107
<i>†</i>		<i>\$</i>	
		~ クティブ・サマリー	
Ι.	1	ランダにおける知的財産侵害対策としての国境措置システム	. 111
	A)	適用可能な法的措置および適用除外	
		1. 法的措置	
		2. 国境措置の範囲の適用除外とは?	113
	B)	国境措置のプロセス、そしてプロセスのキー・ポイント	114
	C)	引渡し手続の停止	119
		1. EU 手続と国内手続との間の違い、そして適用除外	
		2. 引渡し手続の停止に関する説明(税関措置申請書未提出時の職権による	
		置を含む)	
	D)	統計	
		1. オランダにおける統計	
		2. 2016 年度、物品毎の原産国	
		3. 2016年度、入国を阻止された偽造品によって侵害された権利のタイプ	
	E)	税関の協力	
		 他国、その他の組織との協力、そして消費者とのコミュニケーション… 民間組織との協力	
<i>T T</i>	יולון:		
11.		事制度	
	A)	法源	
		1. 国際的法源	
		2. ヨーロッパの法源	
	-/	3. 国内の法源	
	B)	オランダ刑法に基づく知的財産権の執行	
		 商標、意匠および商号侵害の刑事罰化 トレード・シークレット 	132
		/ トレート・ソークレット	133

		3. 著作権侵害	134
		4. 特許権および育成者権の侵害	135
	C)	刑事訴訟	.135
		1. 手続の説明	136
		2. 捜査方法	136
		3. 公判段階	137
		4. 判決	137
	D)	統計-刑事訴訟	.140
		1. オランダの犯罪に関する公的機関の一般報告および統計	140
		2. 「Darts-ip」の公表による刑事訴訟	141
III	. 民	事制度	143
	A)	法源	.143
		1. 国内の法源	143
		2. 欧州連合の法源	143
		3. 国際的法源	143
	B)	民事訴訟	.143
		1. 本案に関する手続の説明	
		2. 略式手続および職権による差止め命令	
		3. 損害賠償	
		4. その他の制裁	
		5. タイムフレーム	
		6. 訴訟費用の返還	
		7. 上訴	
		8. 主要な刑事的制裁および民事的制裁に関する一覧表	
	C)	統計-民事訴訟	
		1. 第一審、上訴、破毀院(最高裁)毎に分けたオランダ裁判所判決の数	
		2. 原告および被告の国籍で分類した、オランダ裁判所による知的財産関連等 決の数	
TV	1		
1,.	A)	イン・イン ,	
	н) В)	適用法およびインターネット上の行為者の法的責任	
	C)	オンライン上の模倣と闘うためのインターネット会社の自発的取組み	
	D)	ドメイン名「.NL」の登録の条件	
	ŕ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	.102
	E)	第三者が登録した「.NL」ドメインに含まれるドメイン名の削除または移転 な取り付けるための規模	169
		を取り付けるための根拠	
		 WIFO の子続の気観ータイムノイン WIPO に対する不服申立ての導入要件 	
		2. wiro に対する不成中立との等八安円	
<i>V</i> .	<i>p</i> -	*企業のためのキー・ポイント	
ν.			
	A)	国境措置	.166

B)) 民事	事制度	166
C)) 刑事	事制度	167
D)) イ:	/ターネット	168
ドイ	ツ		169
要旨			169
<i>I.</i>	ドイツ	における知的財産侵害に対する国境措置制度	171
A)) 適月	法的措置と免責	171
	1.	法的措置	171
	2.	国境措置範囲からの除外	172
B) 国担	竟措置の処理、および処理の要点	172
	1.	差止申請	172
	2.	差止申請に関連付けられたその他の問題	177
C.) 引	度し手続の停止	178
	1.	EU の手続と国内の手続との違い	178
	2.	輸送中(EU 輸送および第三者輸送)の商品に関する具体的な質問	
	3.	引渡し手続中止に関するフロー・チャート(差止申請が行われてい	
		合の職権による差止めを含む)	179
D)) 統詞	+	186
	1.	ドイツにおける統計	186
II. Ħ	刑事制	[/] 度	188
A)) 源.		188
,	1.	国内源	
	2.		
	3.	国際源	188
В) 刑事	上訴訟	188
•	1.	訴訟の説明	189
	2.	意図的要素/故意	
	3.	制裁措置	191
	4.	損害賠償	192
	5.	期限	192
	6.	上訴	192
III			式 <i>事制度</i>
1	194		
A))源.		194
	1.	国内源	194
	2.	欧州共同体源	194
	3.	国際源	194
B))特語	午侵害訴訟	194
C.) 裁当	到所外における民事訴訟	195

	D)	裁判所での民事訴訟(略式手続なし)	196
		1. 特別裁判所の管轄	196
		2. 民事訴訟の説明	196
		3. 期限	
		4. 上訴	
		5. 費用	199
	E)	ドイツの略式手続	
		1. 略式手続の開始	
		2. 予備的差止め命令の前提条件	
		3. 口頭審理あり/なしの略式手続	200
	F)	知的財産法に関連する基本請求	
		1. 禁止的差止命令	
		2. 会計報告書と金融口座の提供	
		3. 損害賠償	
		4. 模倣品の破壊	
		5. 訴訟費用の賠償	
	G)	刑事訴訟および民事訴訟における主要な制裁措置をまとめたチャート	205
	H)	ドイツにおける重要な知的財産裁判所で扱われた訴訟数をまとめたチャー	Ի207
		1. 第一審	208
		2. 第二審	208
IV.	1	ンターネット	209
	A)	源	
	B)	. de-ドメイン名の申請と登録	
	C)	ドメイン名の紛争解決	
	٠,	1. 代替紛争解決	
		2. 民事訴訟-請求と手続	
	D)	第三者による侵害に対する法的責任	
	~/	1. 削除プログラム	
		2. 販売プラットフォーム・サービス・プロバイダーの法的責任	
	E)	統計	
<i>V</i> .	日.	<i>本企業向けの重要なポイント</i>	
•	A)	<u> </u>	
	<i>A)</i> В)	刑事訴訟	
	•		
	C)	民事訴訟	
	D)	インターネット	214
注			215

フランス

実施要領

国境措置

知的財産権の全範囲(商標、意匠(国内および共同体)、著作権および関連する権利、特許、SPC、国内植物品種権、半導体トポグラフィー、原産地呼称ならびに地理的表示)を対象とする各種の模倣品対策(国境措置、民事および刑事訴訟)がフランスで有効である。

国境措置は、EU 規則第 608/2013 号、知的財産法および関税法に由来する。これらの条文は、EU 域外諸国原産の被疑または侵害品、EU 域外諸国に輸送中の EU 域外諸国原産の商品、およびフランスを最終目的国とする EU 域内原産の商品をフランス税関が留置または直接的に差押えすることまで認めている。最終的に、侵害品の販売は税関犯罪であるため、フランス税関は、すでにフランス市場にある製品を留置および差押えすることもできる。国境措置に関する主な例外は、並行輸入品およびオーバーラン商品を阻止する税関の権限がないことである。

シャルル・ド・ゴール空港にフェデックスのハブがあり、ル・アーヴルおよびマルセイユの深い海港があることから、フランスは、模倣品を含む商品の航路および空路に関して最も重要な EU 国の 1 つである。統計が示すとおり、商品が EU の境域に入る場合だけでなく、商品がすでにフランスの領土内にある場合も、フランス税関は、非常に活発に商品を阻止している。

職権による手続がフランスで有効であったとしても、フランス税関による措置を求める日本の権利者は、措置の申請書(共同体の権利に関する国内または欧州のものに限られる)を記入することを強く推奨される。

刑事

フランスでは、特許侵害訴訟で刑事手続に従うことは少ない。該当する手続を、特許権所 有者と特許法の専門ではない刑事法廷が管理することは困難であるからである。刑事手続 は、商標、意匠および/または著作権の事件でより頻繁に使用されている。

刑事手続は、一定の訴訟、特に、警察が容疑者の捜査および尋問を行うことができるため、組織的犯罪集団に対する場合に推奨される。警察は綿密な調査を行い、犯罪行為に関与したすべての参加者を特定するため、外国の法執行機関と連携することもできる。通常の国内の侵害訴訟であっても、刑事訴訟の心理的影響および抑止力は見過されるべきではない。

刑事訴訟は、法的問題が十分に平易である場合、侵害を阻止するために推奨され、権利者が必要とする情報提供は限定的であるが、かなりの時間がかかり、ほとんど損害賠償を得ることもない原告の管理を大きく免れる。

民事

大量の商品の強力な裏付け証拠がある場合、または知的財産権の侵害が法の複雑な争点を 含んでいる場合、(刑事訴訟よりも)民事訴訟を開始することが推奨される。実際に、裁 定される損害賠償額は通常かなり高額であり、知的財産訴訟は、刑事裁判の公判ではない 専門の裁判所で審理されることが多い。

民事訴訟は、より多額の損害賠償を得ることを求める、または最終的に解決に到達し、訴訟を管理することを希望する当事者には十分適している。ただし、被疑侵害者は支払能力があり、法的決定を合理的に執行できる国にいることを伴う。他には、商品の簡易破壊手続の適用および/または税関が商品の差押えを開始することを検討することができる。

フランスの民事訴訟制度は、幅広い救済手段を提供する。これには、特に、侵害行為を中止させる差止命令、商業経路からの排除、模倣品の没収および/または破壊、損害賠償および判決の公表(可能性として、侵害者のウェブサイト上)が含まれる。

刑事および民事訴訟に関する結論

フランスにおいて、税関で差し押さえられた侵害商品に直面した場合、日本企業(権利者)は以下を行う。

- 訴訟を提起するか否かを選択しなければならない。実際には、裁判所で訴訟を提起しないが、税関に問題の商品が模倣品である確認(およびその理由の説明)のみを行うことを決定し、税関に商品を破壊させるか、独自の手続を開始させることできる。
- 訴訟を提起することを決定した場合、刑事手続と民事手続との間で選択をしなければならない。フランスで行う訴訟(民事または刑事訴訟)の選択は、侵害された知的財産権の種類よりも、侵害行為の性質および権利者の優先度に大きく左右される。したがって、1件ごとの評価となる。

刑事手続は、一定の訴訟、特に、警察が被疑者の捜査および尋問を行うことができるため、組織的犯罪集団に対する場合に推奨される。警察は、綿密な調査を行い、犯罪行為に関与したすべての参加者を特定するため、外国の法執行機関と連携することもできる。通常の国内の侵害訴訟であっても、刑事訴訟の心理的影響および抑止力は見過されるべきではない。刑事訴訟は、権利者が限定的な関与を希望する場合に、侵害を阻止するため推奨される。刑事訴訟が有利となるその他の基準は、法的問題が十分に平易な場合である。ただし、当該訴訟は、かなり時間がかかり、ほとんど損害賠償を得ることのない原告の管理を大きく免れる。

大量の商品の強力な裏付け証拠がある場合、または知的財産権の侵害が法の複雑な争点を 含んでいる場合、(刑事訴訟手続よりも) 民事訴訟を開始することが推奨される。実際 に、裁定される損害賠償額は、通常かなり高額であり、知的財産権訴訟は、刑事裁判の公 判ではない専門の裁判所で審理されることが多い。民事訴訟は、最終的に解決に到達する ことおよび/または訴訟を管理することを希望する当事者にも十分適している。

インターネット

オンライン模倣に立ち向かうことは、侵害品の提供が急速に世界規模に拡大するため、非常に特殊である。サイバー税関は、フランスでは非常に活発である。デジタル経済における信頼に関するフランス法第 2004-575 号は、主要な市場から提供されるテイクダウン・プログラムと一体となって、侵害コンテンツを阻止する有用なツールを提供する。ただし、オンライン侵害の悪影響を軽減するために、権利者は、その知的財産権をオンライン上で積極的に監視することを強く推奨される。侵害が、a. FR のドメイン名で特定された場合、Syreli 手続によって、適時にかつ合理的な費用で裁判外紛争解決手続が認められる。ただし、要件が厳格であるため、事前に成功の可能性が正確に評価されることを条件とする。

- I. フランスにおける知的財産権侵害に対する国境措置制度
- A) 適用される法的措置および除外

1. 法的措置

知的財産権を侵害する商品に対する国境措置にフランスで適用される関連立法文書は、規則 608/2013¹ (以下「規則」という)、フランス知的財産法(以下「知的財産法」という)² およびフランス関税法³である。

したがって、フランスの国境措置は、(規則および知的財産法に基づく)商品の引渡停止手続の2重制度からなり、その主要手順は同じである。

また、権利者が管理しない、並行した手続もあり、これは、フランス税関の模倣品差押えからなる。以上の3つの手続は、後で詳しく説明するが、以下のとおり図式化できる。

規則に基づく留置 (EU外が原産の商品に ついて)	知的財産法に基づく留置 (EU内が原産で最終目 的地がフランスの商品に ついて)	フランス関税法に基づく税関 差押え (原産国を問わず最終目的地 がフランスの商品について)	
保護される知的財産権	保護される知的財産	保護される知的財産	
商標、意匠(国内または 共同体)、著作権および 関連する権利、特許、 SPC、国内植物品種権、 半導体トポグラフィー、 原産地呼称、ならびに地 理的表示	商標、意匠(国内または 共同体)、著作権および 関連する権利、特許、 SPC、国内植物品種権、 半導体トポグラフィー、 原産地呼称、ならびに地 理的表示	商標、意匠(国内または共同体)、著作権および関連する権利、特許、SPC、国内植物品種権、半導体トポグラフィー、原産地呼称、ならびに地理的表示	
職権手続		税関差押え	
税関は、職権により被疑的が認められる。 → 税関は、権利者に一定の情質)を開示する。	税関は、自己の主導で(経済的な公序を維持する公務の一環)被疑商品を差し押さえることを認められる。		
l.l.	税関の罰金に関する侵害者と		

の合意の可能性

または

権利者は、4日以内に措置の申請書を提出しなけれ

ばならない。

¹ 理事会規則 (EC) 第 1382/2003 号を廃止する、税関の知的財産権エンフォースメントに関する 2013 年 6月12日の欧州議会および理事会の規則 (EU) 第 608/2013 号

² 1992 年 7 月 1 日の法第 92-597 号およびその後修正された同法: http://www.legifrance.gouv fr を参照

^{3 1948} 年 12 月 8 日の法令第 48-1985 号およびその後修正された同法令: http://www.legifrance.gouv fr を参照

引渡停止手続

権利者が措置の申請書を提出した場合、税関は、被 疑商品の留置を開始するまたは維持することを認め られる。

 \downarrow

税関は権利者に一定の情報(品目数およびその性質)を開示する。

 \downarrow

権利者は、追加情報(関係者の氏名および住所、商品の原産地および出所)を請求および取得し、商品を検査し、分析目的で見本を抽出することができる。

 \downarrow

権利者は、10日以内に簡易破壊手続の要求または訴訟(民事もしくは刑事)の提起を行わなければならない。怠った場合、商品は引渡される。

刑事訴訟(模倣品とされた場合、いずれも商品を破壊する 結果となる)

または

(非侵害とされた場合)商品 は引渡される。

ただし、権利者は、合意また は訴訟について知らされず、 税関差押えを管理しない。

2. 国境措置の範囲の除外?

a) 並行輸入品

規則第1条の規定に基づいて、国境措置は、EU外が原産である真正の並行輸入品の流通を阻止するために使用できないことは明らかである。

それにもかかわらず、フランス税関は、アジア原産の商品で頻繁にみられるように、特に非オリジナル商品であることが判明した場合、真正の並行輸入商品に対して国境措置を取る場合がある。これに関して、関税法第 434 条は、「偽造品は没収できる」ことを規定している。加えて、偽造を隠す商品も没収することができる。よって、税関職員は、真正商品が偽造を隠しているとみなすことができる場合、模倣品とともに、違法な並行輸入品を差し押さえることもできる。

さらに、(真正の)並行輸入品の発見を知らされた場合、権利者は、捜査押収命令を求めることもできる。これにより、国境措置に頼ることなく税関の施設で商品を差し押さえて、その後侵害訴訟を提起することができる。当該措置の根拠は、共同体消尽主義の適用である。ただし、かかる可能性は、注意を必要とし、税関の同意を得て協議または入念に計画されるべきである。

b) 第三者製造者と権利者との間で合意され、オーバーランとして知られる過剰な量の商品製造

この例外は、国境措置に関する従前の 2 つの規則⁴には含まれていなかったが、フランスで 税関が実施した例はない。

c) 旅行者の個人荷物に含まれた商品

ただし、フランスにおいて、関税法は、旅行者が輸入する侵害商品の数の上限を予見しておらず、よって、規則が適用されない場合であっても、税関は、関税法を用いて模倣品または海賊品を管理および差押えまたは留置することができる。

B) 国境措置の手順およびその要点

措置の申請5 (別紙1-申請書式例を参照)

権利者にとって、措置を申請する目的は、税関に対して、偽造品を対象とする業務を支援 し、真正商品を流通させるため、正規品および侵害品に関する情報を提供することであ る。

措置の申請は、権利者が、政府税を支払うことなく、予防手段として、または自己の知的 財産権が侵害されたか、侵害される可能性が高いと考える理由がある場合のいずれかで行 うことができる。

a) 措置の申請種類

フランスでは、申請書式に異なる2種類がある。

最初に、規則(EU 外が原産の商品に関して)に基づく申請書式である。同じ EU 書式(別紙1を参照)で、1つの特定国を対象とする国内申請、または複数もしくはすべての EU 各国を同時に対象とする共同体申請を行うことができるが、対象となる知的財産権が共同体商標、共同体意匠(または EU を指定する国際意匠登録、植物品種権、…)など、性質により共同体である場合に限られる。

次に、知的財産法(EU 内が原産であり、フランスを最終目的地とする商品に関して)に基づく措置の申請である。この書式の見本は、別紙2で参照することができる。

b) 措置を申請する権利を有する者

様々な者が、措置を申請する権利を有している6。

⁴ 規則第 1383/2003 号および第 3295/94 号

⁵ フランス税関によると、2016年末の時点で国内またはフランスを対象とする共同体レベルの措置の申請が 1,100 人の権利者によって 1,500 件行われ、DG TAXUD によると、全 EU 加盟国について、措置の申請数は、35,815 件である。

- 権利者
- 独占的ライセンスの所有者
- 知的財産集合的権利管理団体
- 地理的表示に関して:生産者の集団、地理的表示を使用する権利がある事業者、および検査機関または当該地理的表示の管轄当局

措置の申請が代表者によって行われる場合、その者は、自己が申請権者の 1 人を代表する 資格があることの根拠を証明するため、措置の申請書とともに、委任状の原本を提出しな ければならない。この文書は、公証は不要である。

c) 措置の申請に含めることができる知的財産権

措置の申請の一部とすることができる知的財産権は、以下のとおりである。

- 登録商標(国内または共同体)
- 登録意匠(国内または共同体)
- 著作権および/または関連する権利
- 登録発明特許および/または医薬品の補足保護証明
- 登録植物品種権および/または植物保護製品の補足保護証明
- 登録半導体トポグラフィー
- 登録原産地呼称
- 登録地理的表示

措置の単一の申請書に各種知的財産権を含めることができる。共同体申請書に国内の権利、特許権および著作権を含めることはできないが、国内申請書に共同体の権利を含めることはできる。

- d) 措置申請書の必須内容
- 知的財産権のリストおよびその登録証明書の写し。データベースの抜粋は受理される (EU 書式の第5欄および第11欄)。
- 管理および技術連絡先の連絡先詳細 (EU 書式の第 7 欄および第 8 欄)。記載された者は、連絡が取りやすく、主に画像に基づいて、留置商品に関する専門知識を提供する立場にあるべきである。
- オリジナル商品に関する技術情報(商品および梱包の画像)、物流(製造場所、倉庫、輸送、流通、小売り) (EU 書式第12 欄および第19 欄)

備考:職権手続に基づく措置の申請について、技術情報 (EU 書式の第 12 欄および第 19 欄) は、必須ではないが、時機を得て(申請の同意日から 10 日)記入しない場合、この措置の申請は、職権手続が開始された特定の事件についてのみ有効となる。

⁶ 知的財産法第 L.335-10 条、第 L.521-14 条、第 L.614-32 条、第 L.622-8 条、第 L.623-36 条、第 L.716-8 条、第 L.722-9 条および規則第 3 条

侵害商品に関する情報は、必須ではないが、権利者が知っている場合、措置の申請書に追加することができる。

知的財産法に基づく措置の申請は、通常 EU のものと同時に申請されるため、この知的財産法申請について追加情報を提供する必要はない。

著作権および関連する権利に関して申請が行われる場合、税関は、これらの権利の強力な 証拠を要求する。以下の文書のいずれかを提出することを推奨する。

- 権利の存在を認める裁判所の決定
- 著作者と権利者との間の譲渡文書
- 米国または中国登録証明書(中国語の文書は翻訳を付けたもの)
- 権利の説明も含める必要がある。

最後に、これらの情報はすべて、税関の職業上守秘義務の対象であり、税関当局以外の団体に開示されないことに注意されたい。

e) 申請の同意および期間

申請後、フランス税関当局は、この請求の処理に 30 営業日を有し、必要な場合、追加情報を求めることができる。

提出後、措置の申請に対する同意は 1 年間有効であり、期日が満了する 30 日前に更新書式を提出することにより、更新することができる。

措置の申請書は、たとえば、知的財産権の追加または削除、物流情報の修正等について、 有効期間中随時、修正することができる。

f) 措置申請書の提出先

規則第5条(2)に基づいて措置の申請処理を担当するフランス税関部門は、以下のとおりである。

税関総局 (Direction Générale des Douanes)

E1 局-知的財産ユニット (Section de la Propriété Intellectuelle)

11, rue des Deux Communes

F-93558 Montreuil Cedex

電子メール: contrefac@douane. finances. gouv. fr

- g) 措置の申請に関する申請者の責任⁷
- 申請者は、知的財産権の喪失など特に判決後、措置の申請において提供した情報の変 更を税関に知らせなければならない。

⁷ 知的財産法第 L.335-10 条、第 L.521-14 条、第 L.614-32 条、第 L.622-8 条、第 L.623-36 条、第 L.716-8 条、第 L.722-9 条、ならびに規則第 15 条、第 21 条、第 28 条および第 29 条

- 商品が模倣品であり、かつ、商品の申告者または保有者がその破壊に異議を唱える場合、訴訟手続を開始すること。
- 規則に規定された引渡停止手続がその作為または不作為のいずれかによって中断された場合、またはその後商品が知的財産権を侵害していないことが確定した場合、責任を負うこと。
- 引渡停止手続に関する費用を負担すること。これには、商品の保管、取扱、輸送および破壊の費用が含まれる。フランスでは、これらに費用は、フランス国家が支払うが、この状況は2018年に変更される。
- 引渡停止手続中に引渡または送付した見本の返却。ただし、諸事情によりかかる返却 が認められない場合はこの限りではない。
- 権利者の請求により税関が提供した情報は、規則および知的財産法に定めた目的に限り使用すること。

上記義務を遵守しなかった場合、措置申請の停止、取消または非更新となる場合がある8

C) 引渡停止手続

1. EU と国内手続の相違および除外

フランス税関は、EU 外が原産国の商品について規則を使用し、EU 国が原産であり、フランスが最終目的地である商品およびフランス市場にすでにある商品については知的財産法を使用している。

ただし、手続の点では、規則の実施および知的財産法を改正する「Yung 法」⁹が発効することにより、引渡停止手続の実施に関する2つの文書間に相違はなくなる。

EU の一般原則¹⁰への適用において、フランス税関は、EU 領域内の商品の自由な流通を妨害することはできないこと、および各種欧州司法裁判所判決がこの一般原則を確認していることに注意すべきである¹¹。

よって、上記に基づいて、フランス税関は、域内輸送(ある EU 国から別の EU 国へ、およびフランスへの輸送)において商品を管理しないが、ある EU 国からフランス内に輸送され、その最終目的地が EU 外の国である商品も同様である。

⁸ 知的財産法第 L.335-16 条、第 L.521-17-3 条、第 L.614-37 条、第 L.622-8 条、第 L.623-41 条、第 L.716-8-6 条、第 L.722-15 条および規則第 16 条

⁹ 模倣品との闘いを強化する 2014年3月11日の法第 2014-315号

¹⁰ 欧州連合の機能に関する条約 (TFEU) 第26条および第28条から第37条

¹¹ 事件番号 C-23/99 (2000年9月26日)、事件番号 C-115/01 (2003年10月23日) および事件番号 C-281/05 (2006年11月9日)

2. 引渡停止手続の説明(措置の申請が行われていない場合の職権による措置を含む)

a) 通知

フランス税関は、製品の模倣性に疑義を有する場合、商品を引渡停止手続に置くこと(権利者がすでに措置の申請を行っている場合)、または申請が行われていない場合には、職権による手続を用いることができる。

税関は、正式な手続の前に、商品を引渡停止手続に置く機会について権利者と連絡を取ることもできる。

i) 職権通知

職権通知の目的は、引渡停止手続を開始する可能性を税関に与えるため、短い期限(4 営業日)内に権利者に措置の申請を行わせることである。

権利者が期間内に措置を申請しない場合、商品は引渡される。

職権手続は生鮮食料品には適用されない12。

ii) 引渡停止通知13

税関は、侵害の可能性がある商品を発見した場合、商品の申告者または保有者および権利者に引渡停止手続について知らせる。この情報提供は、各当事者に個別に送られる電子メールによる通知の形式で行われる。

権利者への通知には以下を記載しなければならない。

- 商品の性質
- 数量(実際または予測)
- 侵害商品の画像

各通知は、3つの書式から成る。

- 簡易破壊手続に関するもの
- 情報開示に関するもの
- 商品の検査に関するもの

12 規則第2条20)は、「生鮮食料品」を引渡停止または留置日から最長20日間保管することにより劣化すると税関当局がみなす商品と定義している。

¹³ 知的財産法第 L.335-10 条、第 L.521-14 条、第 L.614-32 条、第 L.622-8 条、第 L623-36 条、第 L.716-8 条、第 L.722-9 条および規則第 17 条

b) 回答期限(延長の可能性を含む) 14

商品の申告者または保有者は、簡易破壊手続に基づく商品の破壊を拒絶または承諾する自らの意思について、通知日から 10 営業日(または生鮮食料品の場合は 3 日)以内に回答を行う。この同意は、当事者から回答がない場合には黙示される。

権利者は、10営業日(または生鮮食料品の場合は3日)以内に以下を行う。

- 商品の模倣性(客観的理由が提出されなければならない)を確認すること。
- 簡易破壊手続の適用を要請すること。

期日の計算は、通知の翌日から起算する。土曜日、日曜日および祝日は、計算に含めない。

生鮮食料品を除き、権利者は、税関に対する自発的な要請の提出において、当初期日をさらに $10~ \rm H^{15}$ 延長するよう要請することができる。また、税関は、かかる最大 $10~ \rm H$ の延長に同意するまたはしない権利を有する。これは、延長が $1~ \rm H$ から $10~ \rm H$ となり得ることを意味する。

かかる延長は、たとえば、最初の 10 日間の延長の終了時に商品の申告者または保有者が簡易破壊手続に基づく破壊に異議を唱えた場合、権利者が訴訟の導入に一定の期間を得るために与えることができる。

- c) 手続中の権利者の特権
- i) 商品の検査および見本抽出16

規則および知的財産法は、権利者に対し、引渡停止手続の一部である限りにおいて、商品を検査し、代表見本を得ることを税関に依頼する機会を与える。

したがって、権利保有者は、自らの費用負担で、フランスまたは外国で税関が取得した見本の送付を要求することができる。必要なことはインターネット上で輸送ラベルを編集し、担当税関に電子メールで送信することだけであり、税関は、これを印刷し、権利者に送付する小包に添付する。その後、税関から適切に受領することを確実にするため、輸送手配を決定しなければならない。

この手続が定められたため、実際に、迅速かつ効率的となった。

特許および植物品種権に関する例外:

_

¹⁴ 知的財産法第 L.335-14 条、第 L.521-17-1 条、第 L.614-36 条、第 L.622-8 条、第 L.623-40 条、第 L.716-8-4 条、第 L.722-13 条および規則第 23 条

¹⁵ 知的財産法第 L.335-10 条、第 L.521-14 条、第 L.614-32 条、第 L.622-8 条、第 L.623-36 条第 L.716-8 条、第 L.722-9 条および規則第 23 条

¹⁶ 知的財産法第 L.335-13 条、第 L.521-17 条、第 L.614-35 条、第 L.622-8 条、第 L.623-39 条、第 L.716-8-3 条、第 L.722-12 条および規則第 19 条

規則¹⁷は、税関が模倣品および海賊品の権利者に限り見本の引渡または送付をすることができると規定している。これは、結果的に、特許および植物品種権を除外している。

この規定は、企業秘密を保護する欧州立法者の意思に由来する。

ただし、特許および植物品種権の権利者も、その模倣性を判断するため現場で商品を検査 することができる。

ii) 権利者に対する情報発信¹⁸

フランスでは、引渡停止手続について、規則または知的財産法に基づく場合と、フランス 関税法に基づく場合で区別しなければならない。

✓ EU 規則第608/2013 号または知的財産法に基づく場合

権利者は、通知から 10 日の期日が終了する前に、商品の荷送人、荷受人、申告者または保有者に関する情報、ならびに商品の出所および目的地に関する情報を要求することができる。ただし、当該情報が、規則第 21 条に従って、すなわち、以下のとおり使用されることを条件とする。

- a) 知的財産権が侵害されたかを決定する訴訟を開始するため、および当該訴訟の過程において
- b) 知的財産権の侵害に関して、かつ、商品が発見された加盟国の官公庁が行う犯罪 捜査に関連して
- c) 刑事訴訟を開始するため、および当該訴訟の過程において
- d) 侵害者その他の者に補償を請求するため
- e) 商品が第 23 条(1) に従って破壊されることを商品の申告者または保有者と合意 するため
- f) 第 24 条 (2) 第 (a) 号で述べた保証金額について商品の申告者または保有者と 合意するため

これらの条件は、留置が知的財産法に基づいている場合、よりやや制限的であるが、実際には、情報発信の点では結果は同じである。

したがって、2016 年 5 月より前には、職業上の守秘義務の解除およびこれによる情報発信は、権利者が訴訟手続を提起することを約束した場合に限り可能であった。現在は、製品が模倣品である場合、事前の約束なしにこの情報を取得する可能性がある。この情報は、簡易破壊手続の実施または訴訟の開始以外の目的で使用することはできない。

上記に反して情報を使用した場合、制裁(すなわち、措置申請の取消、その停止または延 長の却下)を受ける可能性がある¹⁹。これらの制裁は、製品が模倣品であり、税関の引渡

_

¹⁷ 規則第 19.2条

¹⁸ 知的財産法第 L.335-10 条、第 L.521-14 条、第 L.614-32 条、第 L.622-8 条、第 L.623-36 条第 L.716-8 条、第 L.722-9 条、ならびに規則第 17 条および第 21 条

停止手続の後で、これらが市場に再参入することを承認する目的で、提供された情報が商品の申告者または保有者と取引するため権利者によって使用される場合に主に適用される。

フランス税関当局は、この件で提供された情報により、権利者が商品は模倣品でないこと を結論付けた場合には、制裁を行わないことも明示している。

✓ フランス関税法に基づく場合

フランス関税法に基づく手続は、小口扱い(緊急貨物および郵便貨物サービスにより扱われることが多い)で送られる模倣品を迅速かつ効率的に税関に扱わせている。

関税法に基づいて行為する場合、税関は、自己の主導で行為できなかったとしても、権利者の専門知識を必要とする場合がある。この場合、関税法第 59(改)条が適用され、以下が規定されている。

"刑法第 226-13 条の条件に従い、かつ、その刑罰を条件として、職業上の守秘義務を固守する義務を負う。税関職員およびその他の者は、その正式な職務または帰属のために、その中央機関においてもしくは税関外部に対し税関規則を行使し、またはこれを適用するため介入しなければならない。"

この発信の不足は、模倣の可能性を知らされたが、その状況の詳細を得ることができない 権利者に大きな挫折感を抱かせる可能性がある。

しかし、税関総局の意見は、(1) EU 規則および知的財産法に基づいて規定されたものに反する明示的な規定は関税法にはなく、(2) 税関が専門知識を得るため画像を送付する際に従う慣行は、法的根拠のない非公式な慣行であり、不当な差押えを避けることのみを意図しているというものである。

- d) 引渡停止手続の実施(商品の引渡、簡易破壊手続、訴訟手続(民事または刑事))²⁰
- i) 簡易破壊手続に基づく商品の破壊

簡易破壊手続のすべての条件が権利者によって充足された場合、すなわち、(1) 商品の模 做性の確認、および(2) 簡易破壊手続適用の請求が行われ、

商品の申告者または保有者が(直接または回答しないことによる黙示により)承諾した場合、商品は、(権利者またはその代表者の監督の下で)税関により翌30営業日以内に破壊される。

¹⁹ 知的財産法第 L.335-16 条、第 L.521-17-3 条、第 L.614-37 条、第 L.623-41 条、第 L.716-8-6 条、第 L.722-15 条および規則第 16.1 条

²⁰ 知的財産法第 L.335-14 条、第 L.521-17-1 条、第 L.614-36 条、第 L.622-8 条、第 L.623-40 条、第 L.716-8-4 条、第 L.722-13 条および規則第 23 条

商品の申告者または保有者が簡易破壊手続に異議を申し立てた場合、権利者は、理論上、 民事または刑事訴訟を開始する以外の選択肢をもたない。この場合、さらなる 10 営業日 の期間延長は、権利者が必要な法的文書を準備できるよう自動的に付与される。

ただし、実際には、権利者は、フランス関税法に基づいて商品を差押え、破壊するよう税 関に要求する。関税法²¹に基づいて、模倣品は(武器および麻薬と同様に)禁止品とみな され、それ自体、フランス領土に入ることができない。

この選択において、税関は、商品の申告者または保有者に対して事件の法的側面を導く。 99%の事件において、税関と商品の申告者または保有者との間で取引が結ばれる。取引を 結ぶことができない場合、税関は、権利者が出延することなく、問題を刑事裁判所に提起 する。

ii) 訴訟手続の開始

権利者は、簡易破壊手続か、直接(民事または刑事)訴訟手続を開始するかを決定する選択を常に有する。

iii) 引渡停止手続の終了

引渡停止手続は、以下の場合にも終了することができる。

- 権利者が期日の終了までに回答を行わない場合
- 被疑商品が権利を侵害していると権利者がみなしていない場合
- e) 輸送(EU 輸送および第三者輸送)中の商品に関する特定の疑義

2016 年 3 月 23 日以降、2015 年 12 月 16 日の欧州議会および理事会の (EU) 規則第 2015/2424 号第 9-4 条が発効している。

この条項は、第三者間で輸送中の商品を EU 加盟国の税関が再度管理することを認めており、2011 年 12 月 1 日のノキア・フィリップスの判決後停止されていた²²。第三者間輸送は、EU 外の国が原産で、最終目的地が EU 外の国である商品が、物流上の理由で EU の港に立ち寄る場合に発生する。例:中国原産—目的地ブラジルで、スペイン寄港。

フランス税関は、第三国が原産であり、別の第三国に向かう商品を管理および保管することができるが、以下の一定の条件に基づく。

.

²¹ 税関法第38条

²² Koninklijke Philips Electronics NV(C-446/09)対 Lucheng Meijing Industrial Company Ltd およびその他、ならびに Nokia Corporation(C-495/09)対英国歳入関税庁

最初に、<u>共同体商標</u>に関わる商品のみを管理することができる。この管理を国内商標および登録意匠に拡大することが計画されている。指令第 2015/2436 号²³は、(おそらく 2018 年から 2019 年に) 国内制度に移換される。

次に、税関は、商品の原産に一定の疑義をもった場合、以下を行わなければならない。

- 最終目的国の市場に商品を置くことを禁止する権利が EU 商標所有者にないこと を証明可能であるかを確認するため、商品の申告者または保有者に連絡を取ること。
- 保管している商品の模倣性の確認または否定を求めるため、権利者に連絡を取る こと。

いずれの当事者も、10日以内に税関に回答する。

権利者は、簡易手続に基づく破壊の適用を求める可能性も有している。ただし、直接輸入の場合の現行実務とは異なり、申告者または保有者からの回答がなかったとしても、簡易破壊の黙示による承諾とはみなされない。したがって、明示の同意のみが考慮される。

かかる同意がない場合、簡易破壊を行うことはできず、権利者は、当初の期限内、または 明示的に要求すべき 10 日の延長期間内に(民事または刑事)訴訟手続を導入しなければ ならない。当該行為を行わなかった場合、商品は自動的に引渡される。

f) 手続費用

現時点でフランスでは、税関は、破壊および倉庫費用を請求していない。これらの支払は すべて、国が行う。この状況は 2018 年に変更される可能性があるが、現行関税法の一定 の条項に一定の修正を行う必要がある。

D) 税関差押え手続

すでに述べたとおり、関税法²⁴に基づいて、模倣品は、(武器および麻薬と同様に)禁止品 とみなされ、それ自体、フランス領土に入ることはできない。

本条に基づいて、税関職員は、関税法に定めた一定の条件に従い、税関犯罪を定め、模倣を差し押さえることができる。

税関は、引渡停止手続中または予備的請求中であっても、権利者から商品の模倣性の確認 を得た後で、商品を直接差し押さえることができる。

-

²³ 商標に関する加盟各国の法を近づけるための 2015 年 12 月 16 日の欧州議会および理事会指令 (EU) 第 2015/2436 号

²⁴ 関税法第38条

ただし、侵害性が明らかであり、少量の製品が関わる場合に限り、税関は、(権利者に確認することなく)直接商品を差し押さえることもできる。

関税法に基づいて行われた差押えにより税関が行使した措置は、留置の結果として権利者が行う訴訟とは無関係である。税関は、商品の申告者または保有者に対して、事件の法的側面を導く。99%の事件において、税関と商品の申告者または保有者との間で取引が結ばれる。取引を結ぶことができない場合、税関は、権利者の出廷なしに、刑事裁判所に問題を提起する。

E) 統計

1. フランスにおける統計

規則、知的財産法および関税法に基づいて行われたすべての措置を合計した場合、2016 年 に、フランス税関は、924 万の模倣品を差し押さえた。これは、新記録である。

比較として、フランス税関は、2015年に770万の模倣品を差し押さえた。

模倣品の合計価額は、28億4,600万ユーロ25になると見積もられる。

押収品に関して、フランス税関は、製品種類別の主な模倣品の差押えの表を提供している。



2016 年製品種類別主な模倣品差押え(件数)

出典:フランス税関、2016 年結果6

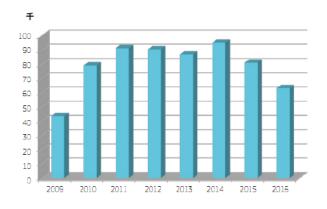
-

²⁵ 品目ごとの損害見積額は公表されていない。

2. 欧州での統計

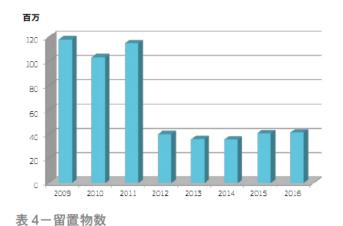
2016 年が、EU の統計に関して入手できる最新である。2017 年の統計は、2018 年 7 月に発表される。

a) 2016年の事件数および留置物数



件数
43 572
79 112
91 254
90 473
86 854
95 194
81 098
63 184

表 3一登録件数



年	製品数
2009	117 959 298
2010	103 306 928
2011	114 772 812
2012	39 917 445
2013	35 940 294
2014	35 568 982
2015	40 728 675
2016	41 387 132

出典: DG TAXUD、EU 2016 年結果

2015 年 (-20%) 比で、欧州連合加盟国の税関機関が扱った模倣事件数の大幅な減少にもかかわらず、押収品の数は、4,100 万強で固定している。

²⁶ フランスは、フランスの税関事務所ごと、ならびに輸入先国別および各知的財産権別の差押え数に関する統計を提供していない。

b) 2016年製品別出所国

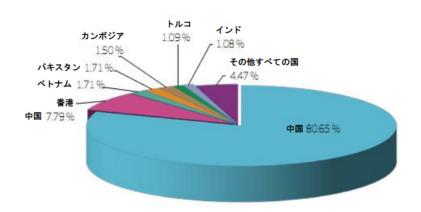


表 10-製品別出所国

出典: DG TAXUD、EU 2016 年結果

当然のように、偽造品の原産に関して、アジアが圧倒的な 1 位に留まっている。中国(および香港)が偽造品の全輸出の90%近くを占めている。

c) 2016年に阻止された偽造品による権利侵害の種類

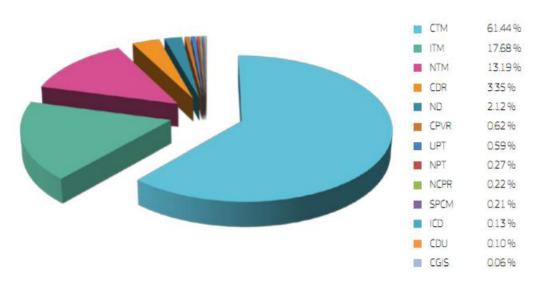


表 15-製品に占める知的財産権の割合

出典: TAXUD 総局、以下 DG TAXUD、EU 2016 年結果

ここでも再び、EU 税関による留置物の大部分は、商標侵害(共同体、国際および国内商標)に基づいている。

F) 税関の協力

1. 他国、他組織との協力および消費者との交信

規則第 31 条の適用において、中央データベースが 2014 年 1 月 1 日に作成された。この データベースの目的は、措置の申請を EU レベルで管理することである。

フランス税関は、直接または欧州委員会(DG TAXUD)を介してのいずれかにより、一定の 重要情報を交換するため、EU 相手国と協力している。

フランス税関は、インターフェース・パブリックメンバー (世界税関機構が扱う IPM プラットフォーム) およびエンフォースメント・データベース (欧州連合知的財産局が扱う EDB) のメンバーでもある。これらのデータベースは、権利者と官公庁 (主に税関) との間で情報を共有することを意図している。

フランス税関は、偽造または違法製品を購入するリスクについて公衆に警告するため、 ソーシャル・メディア (フェースブックおよびツイッター) においても活動している。これらの情報は、通常、夏休み時期およびクリスマス時期を対象としている。

2. 民間組織との協力

企業および業界は、1 つの特定の場所で研修を主催するためフランス税関に直接連絡することができる。ただし、フランスの団体、ユニオン・デ・ファブリカン (Unifab) ²⁷は、REACT²⁸ (EU 各国で偽造品と闘うドイツの団体) と協力して、研修の実施に関してフランス税関とプログラムを設定している。

既存手続の実務および改正の可能性について交換するため、権利者との会合も適宜計画されている。

Unifab は、毎年夏に、主に行楽地で、偽造製品に対する意識を喚起するため、消費者に対する発信も行ってきた。

旅行者が休暇から戻る際に偽造品を持ち込むことを防止するため、フランス税関と協力して空港で、広報活動も計画されている。

-

²⁷ www.unifab.com

²⁸ www.react.org

3. 官公庁間の協力

犯罪組織に関わる非常に重要な事件について、または対象とする偽造品の量が非常に重大な場合、権利者は、2002年に設立され、地域介入グループ(Groupe d'intervention Regional-GIR)と名付けられた特別グループ 29 の支援を求めることができる。

29 2002年5月22日の省内通達

結論

結論として、フランスで国境措置を行うためのいくつかの主要点および日本企業への助言 を提供したい。

世界税関機構によると、世界で、偽造品の全差押えの 70%は税関が行っている。よって、フランスで模倣が特定されていなかったとしても、措置の申請書を設置することは非常に重要である。

措置の申請書を作成することは、権利者がより多くの情報を税関に提供することにより、 模倣を見分けるための対象の絞り込みおよびリスク分析がより向上するため、非常に重要 である。

企業または業界が直面する問題に対する注意を喚起するため、税関の研修も非常に重要である。

最後に、税関業務に全面的な支援を行うことも非常に重要である。この機関と短期的に協力するのではない。税関は、企業に仕え、引換えに、その通知および要請に対する回答を期待している。

II. 刑事システム

A) 情報源

● 知的財産の侵害に対する刑事制度(法、国際協定、規則、政府による通知等)

知的財産訴訟に関する刑事法令の主要な情報源は以下のとおりである。

1. 国内情報源

- フランス知的財産法。これは、特許、商標、意匠および著作権に関する実体法を含む。
- フランス刑法
- フランス刑事訴訟法(刑事裁判所での手続に適用される規則)

欧州の法律および国際条約から生じるその他の適用情報源。これらは、国内規則に優先する。

2. 欧州共同体情報源

欧州レベルでは、知的財産模倣問題の犯罪化を詳細に扱っているようにみえる指令および 規則はなく、刑事事件における一般基準のみが扱われている。

欧州連合商標に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会および理事会規則 (EU) 第 2017/1001 号は、第 137 条で、EU 商標の使用を禁止するため刑法に基づく訴訟を提供することは、加盟国次第であることのみを述べている。

知的財産権のエンフォースメントに関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会および理事会の指令第 2004/48/EC 号は、指令で規定した民事および行政措置に加えて、適切な場合の刑事制裁も知的財産権の権利行使を確実にする手段となることのみを考慮している(第 28 項目)。第 3 条に基づく第 2 条において、指令は、刑事訴訟および刑罰に関して TRIPs 協定に規定されたもの、ならびに知的財産権の侵害に関する刑事訴訟または刑罰に関する国内規定など、加盟国の国際義務に指令が影響を与えてはならないことを明示的に述べている。

欧州人権条約は、刑事犯罪で起訴された者に対し、欧州水準の最低限の権利、公正な裁判を受ける権利、罪刑法定主義、控訴権、不当な有罪判決に対して賠償を受ける権利、およびある者がすでに有罪とされた犯罪に対して二重に処罰されない権利を付与している。

域内市場における情報社会サービスの一定の法的側面、特に電子商取引の法的側面に関する 2000 年 6 月 8 日の欧州議会および理事会の指令第 2000/31 EC 号 (「電子商取引に関する指令」) は、指令の目的が EU 加盟国間の情報社会サービスの自由な移動を確実にする枠組の策定であることのみを考慮しており、それ自体刑法の分野と調和させていない。

電子商取引に関する指令は、刑事犯罪の拘留および起訴に必要なすべての捜査その他の措置を講じるために、各加盟国が刑法および刑事訴訟に関するその国内規則を適用できることにも言及している。電子商取引に関する指令第3条は、域内市場を考慮して、加盟国が別の加盟国からの情報社会サービスを提供する自由を制限する措置を取らないことのみを確実にしている。加盟国は、上記に反して、措置が刑事犯罪の拘留および起訴に相当し、かつ、必要な場合、情報社会サービスを提供する当事者に対し、刑事措置を取ることが認められる。

2005年に、欧州委員会は、知的財産権の権利行使を確実にすることを目的とした刑事措置に関する指令案を発表した。最終的に、案は時間切れとなり、2010年に欧州委員会が撤回した。

3. 国際的法源

フランスは、以下の諸条約を含め、知的財産権に関する数多くの国際条約に加盟している。

- 1883年工業所有権の保護に関するパリ条約 1883 (パリ条約)
- WTO 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs)
- WIPO マドリッド国際商標登録協定 1891(マドリッド協定)
- WIPO 国際商標登録に関するマドリッド協定に関する議定書 1989 (マドリッド議定書)
- WIPO 商標法条約 1994
- 特許協力条約 1970
- 欧州特許条約 1973
- 統一特許裁判所協定(フランスは2014年3月14日付で批准したが、いまだ発効していない。)
- 文学および芸術作品の保護に関するベルヌ条約 1886
 - 刑事裁判のプロセスのフローとプロセスの主要点

B) 刑事手続

すべての知的財産権を刑事裁判所で執行できる(中級刑事犯罪のための刑事裁判所、すなわち、「Tribunal Correctionnel」)。

手続の説明

a) 刑事手続開始の方法

権利者が刑事訴訟を提起するためには二つの主要な方法がある。

- 1.1.1. 商品が留置された場所について管轄権を有する司法長官(「Procureur de la République」)に対して、10 日の期限(期限の進行の停止および留置された商品の解放の防止)内に<u>『簡易』刑事告発状</u>(「plainte simple」)<u>の提出</u>
 - 以後、3 か月以内に(司法長官による『簡易』告発状の受け取りの時点から起算)この『簡易』告発状に対して司法長官が何らかの行為を行わない場合、この告発が暗黙裡に棄却されたことを意味する(事件は終了し、司法長官はいかなる措置も取らないという意味)。3 か月の期間が経過する前に、それ以上の調査を行うことなく、事件が終了されることを司法長官が権利者に通知することがある。そのような場合、権利者は、司法長官に調査を行わせるため、『民間当事者としての請求』(「plainte avec constitution de partie civile」)を提出できる(最初から『民間当事者としての請求』を提出することはできない点に留意すべきである。ただし、刑事訴訟法第85条によれば、『簡易』刑事告発状を提出し、それが却下一明示的であるか、黙示的であるかを問わない一された後でのみ『民間当事者としての請求』を提出できる)。換言すれば、『民間当事者としての請求』を直接提出することはできず、『簡易』告発状を提出し(それが却下された)後でのみ提出することができる。
 - さらに、『簡易』告発状の提出に加えて、司法長官が追加調査を行うことを決定するか、

あるいは、

■ 『簡易』告発状の却下に加えて、権利者が『民間当事者としての請求』(司法長官に追加調査を行わせるため)を提出することを決定した場合、

その後、調査判事(「juge d'instruction」)および調査担当警察官(「officiers de police judiciaire」)によって追加調査が行われる。問題は、そのような調査の期間が不明であり、管理できないことである。さらに、そのような調査が最終的に望ましい結果をもたらす保証はない(調査の 2 年後になって、調査が不成功に終わったことを警察が権利者に通知し、権利者が警察に対して新規かつ関連性のある情報を提供できない限り、事件が終了する事態が発生しうる)。

『簡易』告発状の提出が規則の第 13 条および IPC の L. 335-10 条、L. 521-14 条および L. 716-8 条で規定された 10 日の期限の進行を停止できるか否かは、極めて長期にわたって不明であったことに触れておくことが必要である。この不確実性は、現在では 2014 年 3 月 11 日付の法律で解消されており、同法は、『簡易』告発状の提出が 10 日間の期限の進行を停止することを明確に規定している。

1.1.2. -あるいは、『 $citation\ directe$ 』、すなわち略式手続を申請する。その場合、被告は、予備調査なしで、直接、刑事裁判所へ召喚される。利点は、刑事手続が即座に開始されることである。否定的側面は、事件が直接裁判所へ送致されるため、調査が行われない点である。実際の問題として、『 $citation\ directe$ 』、すなわち略式手続による刑事裁判

は、侵害者が支払い能力を有していないか、周知の常習違反者であり、権利者が被告に対する有罪判決を得るために十分な情報または要素を有している場合(関税当局のファイルにある情報が被告に対する有罪判決を得るために十分なものであることを意味する)に限って推奨できる。

1.1.3. -商品が税関で留置されている場合、権利者のみでなく、司法長官にも通知される。侵害商品の輸入は、元来、刑事犯罪であり、関税反則行為であるため、関税当局または司法長官は職権によって刑事手続を開始できる。この場合、権利者は、刑事訴訟法第420条の1³⁰によって刑事裁判所宛に書簡を送ることによって手続に参加するか、刑事裁判所に出廷し、裁判所に損害賠償、判決の公開、当該商品の廃棄、および費用の償還を請求する民事請求を公判で提出できる。公判の日程の通知を確実に入手するためには、権利者がその法的資格に基づいて手続に参加を意図していることを最初から関税当局に対して通知しておくことが推奨される。これを受けて、税関は、司法長官にも通知することができる。

実際に、公共衛生または公共の安全が脅かされる場合があるため、司法長官は刑事法の下では職権によって事件を訴追することを望む。司法長官および関税当局は、手続の過程、特に公判において、知的財産権の使用、関連市場の説明、真正商品の価格等に関する情報が必要であり、権利者の支援が必要になるため、この意欲を権利者は考慮に入れるべきである。

さらに、司法長官および関税当局は、権利者が、将来の手続、特に、民事手続が開始された場合について、権利者が何を考えているかを知りたがる。実際に、権利者が刑事裁判に参加する代わりに訴訟を開始すると、民事手続のみのために商品を留置または押収することを忌避する税関に対して、彼らの地位を毀損するおそれがあるためである。

b) 刑事手続の要約

通常の刑事手続の諸段階を要約すれば次のとおりである。

調査:警察または憲兵隊(地方)が行う。その目的は、反則行為が行われたことを立証し、証拠を収集し、犯人を特定することである。司法長官/検察官の監督下で行われる。司法長官/検察官が起訴した場合には必ず調査が行われる。

調査には、enquête de flagrance (最近時の反則行為の調査) および CID 調査官の職権または司法長官/検察官の指示によって行われる enquête préliminaire (予備調査) の二種類がある。いずれの場合にも、調査は秘密裡に一方的に行われる(すなわち、権利者の審問はない)。

<u>公判前調査</u>:調査判事が行う調査は、反則行為の発生の証拠を収集し、犯人を特定するように設計される。この調査により、犯人を起訴するのに十分な証拠があるか否かが判定さ

_

³⁰ 書簡は公判の24時間前までに裁判所が受け取ることが必要である。

れる。事件を裁判所で審理する根拠を構築する。秘密裡に行われるが、一定の条件の下では第三者もファイルにアクセスし、特定の調査の要請を提出できる。

<u>判決</u>:判決の段階は、当事者の公聴会に始まり、公聴会では当事者の審問が行われる。判事の評議によって判決が行われ、判決については上訴が可能である。

c) 故意要素/犯意

フランス刑法の一般原則の下では、犯行が故意に行われたと判断されなければ有罪判決はない。したがって、理論上は、侵害者に悪意があることが反則行為が行われたことを示す前提条件である。ただし、フランスの判例法では、事件の事実関係からのその様な意図を推定する傾向がある。さらに、数多くの判決が、単なる過失の証明で十分であり、現実の故意は不要であるとしている³¹。

d) 時間枠

司法長官が開始した手続は、調査(および調査判事の任命)を必要とすることがあるため、判決が下されるまでに2、3年必要になることがある。

ただし、刑事裁判所における直接審理(『citation directe』)の場合、公判の日程は迅速に決定され、出廷(予備調査なし)が必要な侵害者に通知される。この種の訴訟は通常 1年以内に終了する。

e) 上訴

第一審の刑事裁判所(「Tribunal correctionnel」)の実体判決に対しては上訴が可能である:

- 対応する刑事上訴裁判所において
- 第一審の刑事裁判所の判決の日から10日以内(刑事訴訟法、第498条第1項)

刑事上訴裁判所の判決についての上訴は、フランス最高裁判所の刑事部(「Cour de cassation, Chambre criminelle」)への上訴のみが可能であり、刑事上訴裁判所の判決の日から5日以内に行う。

ただし、フランス最高裁判所は、当該事件の法律問題に関する争点のみ審問できる(かつ、法律問題のみ知ることができる)。換言すれば、事件の事実または実体についての再審理は行わず、上訴裁判所による法律の解釈についてのみ支配する。また、フランス最高

³¹ 最高裁、刑事部 (Cour de cassation, chambre criminelle)、1995 年 12 月 13 日、[1995] RIDA 279; パリ控訴裁判所、2008 年 9 月 16 日、SARL Brillandor 対 Louis Vuitton、事件番号 No 07/06849 [未公表]; パリ上訴裁判所、2011 年 6 月 10 日、Ph Girault and CAL 対 Automobiles Citroën, Automobiles Peugeot、事件番号 No 08/08197、[未公表]; リヨン上訴裁判所、第 7 刑事部、2010 年 2 月 19 日、JM Aniel, Auto Parts Industrials Ltd, Comercial Autolux Recambios de Automovil, Europot, Eurolites SPA, Inmolve SL, and Max SL 対 Automobiles Citroën, Automobiles Peugeot, and Renault SAS; Valeo Securite Habitacle, Administration des Douanes、事件番号 No 07/00608 [未公表]。

裁判所への上訴で勝訴できるのは、刑事上訴裁判所が適用した法律原理または判断基準に 関する目に余るほどの誤りがある場合のみである。

f) 損害賠償

刑事手続では原告に巨額の損害賠償が与えられることは稀である。実際、侵害の被害者は、被った損害の範囲についての証拠を提出することが必要である。刑事手続の主要な目的は、侵害者に罰金を課し、抑止力として働くことである。権利者への救済の提供は、刑事手続の主要な目的ではなく、認められる損害賠償もその金額が訴訟費用を補償するに足る場合はまれである。ただし、注目すべき例外もあり、刑事裁判所によって多額の損害賠償が認められた場合もある。

損害賠償の問題とは別に、刑事手続の対象になることは、侵害者に対して顕著な抑止効果 を持ちうるものである。

たとえば、権利者が実質的な損害賠償を求める場合には、調査に加えて、会社に支払い能力があり、模倣品を大量に売ったと考えられるようであれば、刑事訴訟に加えて民事裁判を提起することを強く推奨する。

g) 制裁

知的財産権に関する反則行為に適用される罰則は次のとおりである。

⇒ 商標権侵害ー商標権侵害についての基本的な刑罰は、IPC の L.716-9 条に規定するとおり、最高 4 年の懲役および最高 400,000 ユーロの罰金である。犯行が共犯関係にある複数の者によって行われた場合、または公共のオンライン通信ネットワーク上で行われた場合、侵害商品が人または動物の健康または安全を脅かすものである場合、刑罰は懲役 7 年および 750,000 ユーロの罰金まで加重される。

IPC の L. 716-12 条の下では、知的財産権に特有の下記の加重要因がある場合、刑罰は倍加される。:

- 常習者の場合、または、
- 侵害者が権利者と契約上の関係を有しているか、有していた場合

この第二の仮定については、たとえば、以前の実施権者が権利者の許可なく当該商品の製造を継続する場合が考えられる。

⇒ 意匠、著作権および特許権侵害 - 意匠、著作権および特許権侵害への基本的な刑罰は、それぞれ IPC の L. 521-10 条、L. 335-4 条および L. 615-14 条に規定するとおり、3 年までの懲役および 300,000 ユーロまでの罰金である。犯行が共犯関係にある複数の者によって行われた場合、または公共のオンライン通信ネットワーク上で行われた場合、侵害商品が人または動物の健康または安全を脅かすものである場合、刑罰は、懲役7年および750,000 ユーロまでの罰金に加重される。

⇒ すべての知的財産権侵害に共通の制裁一さらに、知的財産権の侵害に関して、裁判所は、侵害者の費用負担による複数の新聞による判決の公表を命じることができる。裁判所は、被告のウェブサイトでの判決の公表も命令できる。

さらに、IPC の L.716-13 条 (商標)、L.615-7-1 条 (特許)、L.521-8 条 (意匠) および L.335-6 条 (著作権) の規定に従い、裁判所は、被告に対して、侵害商品のすべての商業 経路からの除去、侵害商品およびその製造に使用された機器の押収および没収を命じることができる。

その様な場合、裁判所は、それらの商品の権利者への引渡し、または廃棄のいずれかを命じることができる。

知的財産権関連反則行為については、裁判所は、代表者に併せ、会社も処罰できること、会社の清算または会社の製造または商業施設を限定された期間中閉鎖することを追加的制裁として課すことができる点に留意すべきである。ただし、そのような条項は、実際に適用されることは極めてまれである。

適用はまれではあるが、著作権の侵害について予防的措置を認めた条項として IPC の L. 332-1 条がある。これらの条項は、「著作権を侵害して行われた精神的作品の複製、演奏、放送その他のあらゆる方法により得られた総額の押収」の可能性を規定している。ただし、そのような条項は、実際に適用されることは極めてまれである。

最後に、模倣商品の場合、関税法の第 414 条は、最高 3 年までの懲役、非真正商品ならびに詐欺行為を隠ぺいするために使用された商品の没収、および対象商品の小売価格の二倍までの罰金を規定している。そのため、フランス最高裁判所は、2010 年 12 月 15 日付の判決で、被告の人格および収益が考慮の対象になっていないがそのような刑罰は有効と判断している³²。

⇒ 現実的注意点 - 刑事手続の否定的側面は、開始の責任が原告側にあり、権利濫用的な 提訴であった場合、個人的にその責任を負うことになる点である。

C) <u>刑事裁判</u>を行う場合についての日本企業への助言または要点

裁判の選択(民事手続か、刑事手続か)は、侵害された知的財産権の種類よりは、侵害行 為自体の性格および権利者にとっての優先順位によって決まる。

実際に、すべての知的財産権は、IPC では同様に取り扱われている (IPC の規定の下での 侵害に加えて、関税反則行為を構成するすべての知的財産権)。

stReqId=1963790099&fastPos=1].

28

³² フランス最高裁判所、刑事部 (Cour de cassation, chamber criminelle)、2010 年 12 月 15 日、事件番号 No 09-88.511、Joseph X 対 Administration des Douanes http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?oldAction=rechJuriJudi&idTexte=JURITEXT000023494837&fa

予防的措置の有無までも含めて、権利者は、民事裁判所または刑事裁判所のいずれに対し て訴えを提起するかの選択肢を与えられている。

権利者が民事訴訟を開始すると、刑事手続を開始できなくなる点に留意すべきである ($\lceil electa\ una\ via
ceil$)。司法長官の職権によって刑事訴追を開始することはできるが、そのような場合には、権利者は民間当事者として参加することはできない。

逆に、訴訟が先に刑事当局に対して提起された場合、原告は爾後に民事手続を開始できる。ただし、その様な訴訟は、刑事事件で判断が言い渡される前に開始するものとする。 そのようなシナリオの下では、刑事面の判断が行われるまで民事手続は保留される。

実際に、特許権者にとっては関連する手続の管理が困難であり、刑事部は特許法の専門家ではないため、特許侵害事件において刑事ルートが使用されることはまれである。商標、 意匠および/または著作権の事件では刑事ルートがより頻繁に使用される。

一定の場合、特に相手方が組織犯罪 グループである場合には、警察は容疑者の調査および尋問を行うことができるため、刑事ルートが推奨される。警察は、詳細な調査を行い、犯罪行為のすべての参加者の特定について外国の法執行機関と協力することが可能である。通常の国内侵害事件の場合であっても、刑事手続の心理的影響および抑止効果は軽視すべきではない。

しかし、大量の商品についての強力な補強証拠が存在している場合、あるいは、知的財産 権侵害に複雑な法律上の論点が含まれている場合、(刑事手続よりは)民事手続による提 訴が推奨される。実際に、通常、認められる損害賠償の金額がはるかに高く、知的財産権 事件では、刑事裁判では行われない専門の裁判所による審問が行われる。

極めて簡単に言えば、刑事手続は、侵害を抑止したい場合であって、権利者からの情報提供が限定的であり、法的な論点が複雑でない場合に推奨されるが、時間がかかり、かつ原告の管理はほとんど及ばず、損害賠償もほとんど期待できない。

他方、民事手続は、当事者が高額の損害賠償の回収を希望している場合、あるいは、結果的には示談で解決し、手続を管理できることを希望している場合に適している。

D) 統計-刑事裁判

フランスの警察における押収件数ならびに各知的財産権別または製品のカテゴリー別の押収件数の統計は発見できなかった。

しかし、フランス警察は、1996 年 1 月までにフランス警察当局に登録された犯罪および反 則行為の件数を公表している³³。

下記の表は、以下の反則行為に関する 2015、2016 および 2017 年 (10 月まで) の数字を複製したものである。

『偽造、法人不法行為および詐欺行為』 『文学および芸術作品の偽造』

	2017	2016	2015
偽造、法人不法行為および詐欺行為	1722	1536	1399
文学および芸術作品の偽造	262	328	270

出典: data. gouv. fr

³³ フランス政府の公開データウェブサイト:

https://www.data.gouv fr//fr//datasets/chibbres-departementaux-mensuels-relatifs-aux-crimes-de-delits-enregistres-par-les-services-de-police-et-degendarmerie-depuis-janvier-1996/

III. 民事制度

A) 法源

知的財産権侵害に対する<u>民事</u>制度(法、国際的合意、規則、政府の通達等) 知的財産権訴訟に関する民事法令の主要な法源は以下のとおりである。

1. 国内法源

- 特許、商標、意匠および著作権に関する実体法を含むフランス知的財産権法典
- フランス民事訴訟法典(民事裁判所における手続に適用される規則)

その他の適用可能な法源は、国内法に優先する欧州同盟規則および国際条約から発生する。

2. 欧州共同体からの法源

- 構成国の商標関連法令の均等化のための指令 (EU) 2015/2436 (商標指令)
- 欧州連合商標に関する欧州議会および理事会規則 (EU) 2017/1001、2017 年 6 月 14 日
- 意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日付の欧州議会および理事会の指令 98/71/EC
- 工業デザインの国際登録に関するハーグ条約のジュネーブ決議への欧州共同体の加盟を発効させるための規則 (EC) No 6/2002 および (EC) No 40/94 を改正する 2006 年 12 月 18 日付の理事会規則 No 1891/2006 で改正された共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日付の理事会規則 (EC) No 6/2002
- 知的財産権の施行に関する指令 2004/48/EC (IP 施行指令)
- 知的財産権の関税の施行に関する 2013 年 6 月 12 日付の欧州議会および理事会規則 (EU) No 608/2013

3. 国際的法源

フランスは、特に以下の諸条約を含め、知的財産権に関する数多くの国際条約に加盟して いる。

- 1883 年工業所有権の保護に関するパリ条約(パリ条約)
- WTO 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)
- WIPO マドリッド国際商標登録協定 1891(マドリッド協定)
- WIPO 国際商標登録に関するマドリッド協定に関する議定書 1989 (マドリッド議定書)
- WIPO 商標法条約 1994
- 特許協力条約 1970
- 欧州特許条約 1973

- 統一特許裁判所協定(フランスは2014年3月14日付で批准したが、いまだ発効していない。)
- 文学および芸術作品の保護に関するベルヌ条約 1886
 - E) 民事裁判のプロセスのフローとプロセスの主要点

B) 民事手続

権利者が民事手続による提訴を選択した場合、民事裁判所を通じて召喚状を被告に対して 送達することを要する。知的財産権に関連する事項は、数が限定されている専門の裁判所 (「Tribunaux de Grande Instance」)の専属管轄に属する。

- 国内商標または意匠および著作権に関連する事件の審理を行う10の裁判所34と、
- 特許、欧州連合商標および共同体意匠に関する事件を処理する唯一の裁判所、第 一審のパリ裁判所(「Tribunal de Grande Instance de Paris」)が存在している。

1. 手続の説明

商標、意匠、特許、著作権の侵害を主張した召喚状を侵害者に対して送達することによって民事手続が開始される。次に、当該事件は公判へ進行し、判決は裁判所が言い渡すが、判決では侵害者に対してすべての侵害行為を中止するよう命令する差止命令を許し、権利者に対する損害賠償を認め、判決の要約を公表することを命令できる。平均して、そのような手続は14か月から24か月継続する。

商標権侵害手続は、下記のような書面審理および口答審理の段階を含んでいる。

- 民事裁判は、送達吏が侵害を申し立てられた者に対して召喚状を送達することに よって開始される。
- 事件は、事件についての調整を担当する判事(指揮判事)の指揮の下で審理される
- 当事者は、指揮判事の設定するスケジュールに従って、各自の準備書面/提出物を提出し、補強証拠を提出しなければならない。準備書面は、補強証拠の一覧表を含む。パリ裁判所においては、通常、準備書面の交換は各当事者について 2 通までに制限される(ただし、必要な場合には、当事者は、追加の準備書面/提出物を提出できる)。
- 中間手続または予備手続で提起された手続的事項は、指揮判事が審問できる。

³⁴ すなわち、ボルドー、リール、リヨン、マルセーユ、ナント、ナンシー、パリ、レンヌ、ストラス ブールおよびフォールドフランスの *Tribunaux de Grande Instance* (*Code de l'organisation judiciaire*、D211-6-1条)。

- 事件が審問に適する状態になったと判断した場合、書面審理手続は終了し、当事者は、新規または追加の準備書面/提出物または証拠を提出できなくなる。
- 事件は各当事者がそれぞれの請求を提示する口頭弁論で論争される。フランスの 民事手続で陪審が採用されたことはない。実体については、争点は、通常、3名 の裁判官で構成される判事団の協議により、あるいは当事者が同意した場合には 単独の裁判官が判断する。
- 一般的に、判決は数週間後に言い渡される。

2. 略式手続

知的財産権の権利者は、召喚状を相手方当事者に対して送達することにより、民事裁判所の裁判長による仮差止命令を請求するか、緊急性によってそれが許される場合(あるいは、相手方の所在を即座に発見することが困難であることが証明できる場合)、一方的手続として申立書を提出することによって請求できる。原告は、自己の知的財産権が侵害されたことの合理的な証拠を提示しなければならない。裁判長は、侵害を停止させるため差止命令を発することができ、あるいは、被告に保証金の供託を命じることができる。原告が損害からの回復が危ぶまれる状況にあることを立証した場合、裁判長は、被疑侵害者の資産の凍結等の保全措置および損害賠償の仮保障を命じることができる。35。

換言すれば、知的財産権の所有者は、第一審裁判所の裁判長(「Président du Tribunal de grande instance」)に対して、仮差止命令を請求できる。

• 「en référés」、すなわち、当事者間の手続として、緊急の場合、召喚状および これに対する被告の応答に基づいて、両当事者の主張が表明される、裁判官が臨 席する公判による方法。被告の主張の聴聞を受ける権利はこのようにして尊重さ れる。裁判官はその決定を申し渡し、仮差止命令の請求を受け入れ、あるいは却 下する。

商標または意匠に関連してその様な仮差止命令を取得するまでの時間枠は、通常は、約3万至6か月(これより早い場合もありうるが、そのためには、原告は特に急を要する事情があることを立証することが必要である)。特許の場合には、所要時間はこれより長い場合がある。

• あるいは、「sur requête」、すなわち、第一審裁判所の裁判長に対して直接一方的申し立てを提出して、相手方当事者が訴訟対象の使用を継続することの禁止を求める方法。この場合、被告の主張の聴聞を受ける権利はこの段階では尊重されず、したがって、相手方当事者は、執行人から通知を受けるまでは仮差止命令について争うことができない。相手方当事者はこの段階では防御を行うことはできないが、そのような仮差止命令に対しては、取消訴訟(「référérétractation」)を提起することが許されている。ただし、そのような場合、仮差止命令は取り消されるまでは有効である。

³⁵ IPC, L.716-6条(商標)、L.521-6条(意匠)、L.615-3条(特許)

それにもかかわらず、仮差止命令は、被告の自己の主張について審問を受ける権利を侵害することを正当化する(また、被告の応答する権利を尊重しないことが正当化される)ほどの特定の緊急性がある例外的な事情の下でのみ一方的に認められることに留意しなければならない。その他の場合には、商標の所有者は、上記のとおり、両当事者による緊急審理「référé」を請求することを要する。

いずれの場合にも(一方的および両当事者による手続)、仮差止命令は、侵害のおそれが高いことを原告が立証した場合に限って与えられる。そのためには、知的財産権の所有者は、裁判官に対して、侵害行為が行われたこと、あるいは、行われようとしていることの証拠を提供することが必要である。侵害のおそれを評価するため、裁判官は、訴訟による工業所有権あるいは知的財産権の有効性を争う主張と、侵害を否定する主張の両方を考慮に入れる。ただし、そのような評価は、実体審査のために行うものほど完全なものではない。したがって、裁判官は、訴えに対して被告が重要な防御または抗弁を行っていると判断した場合には、仮差止命令の請求は否認され、付与されない。

提出が可能であり、裁判官の考慮の対象になる場合がある、もう一つの主張は、被った損害は損害賠償を認めることによって回復できるため、暫定的な使用禁止が保護の対象である権利に不相応な保護を与えることになるとする主張である。たとえば、パリ上訴裁判所が 2012 年 9 月 12 日付の判決で判断した事例では、新しいオペレーティング・ソフトを指定するために標章「Lion」を Apple Inc. が使用することについてフランスの会社が仮差止命令を請求している。フランスの会社の同一の標章についての侵害の可能性は高いと考えられたが、裁判所は使用禁止を宣告することは拒絶したが、50,000 ユーロの仮損害賠償を認めた。しかし、予備審理において裁判官が使用禁止を認めなかったことは、実体審理において使用禁止が認められることを排除するものではない点に留意すべきである。

第一審裁判所の裁判長は以下の事項を行うことができる。

- 実体裁判で侵害が最終的に否定された場合の被告への補償のため、原告が保証金 を供託するという条件での仮差止命令の容認
- 仮差止命令は認めないが、実体裁判で侵害が最終的に支持された 場合の原告 への補償のため、被告に保証金の供託を命令すること。

しかし、裁判官がそのような保証金を認めることはまれである。

暫定的使用禁止に加え、裁判官は、仮損害賠償(潜在的な侵害の範囲に応じて、裁判官が 主観的に評価する)を認めることが可能であり、仮損害賠償は、実体裁判において裁判所 が最終的に評価する(侵害が継続することが前提となる)。

仮差止命令が認められた場合、

• 通常、裁判所は、被告に対して、被告に対する仮差止命令の(執行人による)送達の日から一定期間(通常、15日から1か月)が経過した後、訴訟の対象である記号または標章の一切の使用の停止の罰金を伴う命令を下す(「astreinte」;通常一日当り、反則行為ごとに500ユーロから1500ユーロまでである。)

- 権利者は、仮差止命令を認めた裁判所の決定の日から最大 31 日以内に被疑侵害者に対して実体訴訟を申し立てることを要する(ただし、裁判官は、両当事者に対して一抗弁聴聞の終わりに一決定の予定日を通知する。それが行われない場合には、実体訴訟申し立てのための 31 日の期間は、相手方当事者への決定の通知の日から起算される)。前記の期限内に、実体訴訟の申し立てが提出されない場合、暫定的使用禁止は自動的に失効する。
- 仮差止命令では、侵害商品の廃棄は認められない(実体判決によってのみ可能である)。
- 仮差止命令は、被告が残存する在庫を処分することを許さない。

第一審裁判所の裁判長の仮差止命令に関する決定については、「敗訴」当事者に対する決定の通知から 15 日以内に (相手方当事者が外国の法人または自然人である場合、この 15 日の期間は、さらに 2 か月延長できる)、上訴裁判所への上訴が可能である。

3. 損害賠償

知的財産権関連の事例で裁判所が決定する損害賠償に関する規則は、2007 年 10 月 29 日法で改正され(L. 615-7 条 (特許)、L. 716-14 条 (商標)、L. 521-7 条 (意匠)、L. 331-1-3 条 (著作権)、施行指令(知的財産権の民事施行[2004]に関する欧州議会・理事会指令2004/48/EC)をフランス法として施行した。決定される損害倍書の金額は、権利者が被った現実の商業的損害のみに基づくものではなくなった。実際に、裁判所は侵害による販売によって被告が得た利益も考慮することが必要である。さらに、権利者の精神的被害(すなわち、ブランドのイメージおよびグッドウィルに対する模倣活動の影響)を補償するために、裁判所は権利者に対して特定補償を与えることができる。

選択肢の一つとして、裁判所は、原告に対して、少なくとも侵害者が当該知的財産権の使用の許可を要請した場合には支払うはずの実施料と同額の一時金を認めることができる。 ただし、実際には、侵害行為から発生する金銭的利益の程度を正確に判定することは複雑であるため、この規定によることは困難な場合が多い。

被った商業上の損害に関しては、原告の損害は、逸失利益ないしは消極的損害および発生した損害ないしは積極的損害の二つの要素で構成される。

逸失利益ないしは消極的損害に関しては、権利者は、以下の事項を考慮に入れて、侵害がなかった場合には得られたはずの利益の喪失を回復することが必要である。

- 侵害の範囲、すなわち、侵害が行われた期間中に販売された侵害商品の数量 (N);
- 現実に失われた権利者の事業の比率(X%);
- 各ユニットの小売についての権利者の利益率 (P)

等式 (N) × (X%) × (P) が権利者が被った逸失利益の金額である。

発生した損害ないしは積極的損害は、権利者の資産の価値の下落を意味する。これには、 たとえば、商品の保管および廃棄の費用を含めることができる。

上記の規定とは別に、損害賠償額は、通常、以下の要因に基づいて評価される。

- 逸失利益
- 所有権の侵害
- 投資の価値の下落
- 知的財産権のグッドウィルの希釈

被った損失額を計算するため、権利者は、販売量および/または売上高の減少を示す証拠を提出することが必要である。さらに、侵害者が得た利益額を評価するためには、特定の情報を使用できる。

- 訴訟に先立って、証拠を得ることを目的とした保全差押えにより、被告の勘定の 記録にアクセスすることが可能である。
- 訴訟中、IPC の新規定(2007 年 10 月 29 日法で導入)は、原告が、被告に商品の 出所ならびに侵害商品の数量およびその価格を開示させるための申し立てを裁判 所に対して行うことを許している。
- 訴訟の後、侵害者の販売を調査し、原告が被った損害を評価するため、専門家の 任命を要請することが可能である。

知的財産権の侵害の争点に加えて、不正競争について別個の訴訟を提起できた場合(登録 意匠の模倣行為のほかに、真正商品のモデルナンバーに対応するモデルナンバーの不正使 用がある場合-たとえば、携帯電話の場合-)、さらに損害賠償を得ることができる。

一方的手続においては、裁判所は、執行人に対して、侵害商品の押収のみでなく、侵害者が得た利益の金額を計算し、原告が口座で発見された合計額に対して供託金を得ることを 許容するため、口座に関する情報を入手することも許すことができる。

4. その他の制裁

裁判所は、非真正商品

裁判所は、非真正商品のみでなく、その製品の製造に使用された機器の押収を命じることができる。それらの商品および機器は、権利者に引き渡されるか廃棄される。2007 年から、裁判所は、被告に対して、侵害商品をすべての商業的経路から除去することを命じることができるようになった³⁶。

権利者は、侵害を構成する物品の廃棄を要求できる。そのような請求は、裁判所の判断で 行うべきことであるが、実際には、しばしば認められている。

³⁶ IPC, L 615-7-1 条 (特許)、L 521-8 条 (意匠)、L 716-15 条 (商標) および L 331-1-4 条 (著作権)。

侵害者には、裁判所の決定を一紙または複数の新聞およびインターネットで(たとえば、被告のウェブサイト上で)、限定された期間内に、公表する費用の支払いを命令することができる。

最後に、裁判所は、通常の場合、判断の通知と一致する一定の期間後も市場で発見される 侵害物品ごとに、反則金の支払いも命令できる。

侵害者が裁判所の命令に従わなかった場合、日数または違反の回数に応じて、反則金が課される。

5. 時間枠

被告に対して召喚状が送達された後、被告は、その代理を務める弁護士を任命しなければならない。その後、裁判所の定める手続日程に合わせて、全当事者が提出書面および証拠を提出する。すべての証拠および提出物が提出された後、裁判所は公判の日程を設定する。

裁判地、および第一審であるか上訴審であるかに応じて、そのような実体手続は召喚状の 送達から判決が行われるまで、14 か月から 24 か月かかる。

6. 訴訟費用の償還

フランス民事訴訟法第700条によれば、「敗訴」当事者は、「勝訴」当事者の訴訟費用の一部または全部の償還を命令されることがある。

ただし、「敗訴」当事者に対する「勝訴」当事者の訴訟費用の償還の命令は、裁判所の裁量によって決定される点に留意することが必要である。これは、裁判所が個別の事例ごとに以下の事項を決定することを意味する。

- 各当事者が、自己の費用を負担する(「勝訴」当事者への償還はない):事件の結果について、裁判官が入り混じった感情を持っている場合(たとえば、侵害行為の証拠が不十分で、裁判官は侵害訴訟を却下せざるを得ないが、侵害者が当該行為を行っとの疑いを持っている場合)
- あるいは、「敗訴」当事者が、「勝訴」当事者の訴訟費用の一部を償還する場合 (通常、商標の事例では、7,000 ユーロから 15,000 ユーロであるが、訴訟費用の 償還は特許の事例では重要である)。侵害が確認され原告が勝訴した場合であっ ても、裁判官が勝訴当事者の訴訟費用の全部の償還を認めることはほとんどな い。

7. 上訴

第一審で言い渡された実体判決に対しては上訴することができる。

- 対応する上訴裁判所において
- 相手方当事者に対する通知の翌月末まで(相手方当事者が外国の自然人または法人である場合、この期限は、さらに2か月延長できる)。

上訴裁判所の判決に対する上訴は、相手方に対する判決の通知から 2 か月以内(相手方当事者が外国の自然人または法人である場合、この期限は、さらに 2 か月延長できる)のフランス最高裁判所(「Cour de cassation」)に対する上訴のみが可能である。

ただし、フランス最高裁判所は、当該事件の法律問題に関する争点のみ審理できる(かつ、法律問題のみ知ることができる)。換言すれば、事件の事実または実体についての再審理は行わず、上訴裁判所による法律の解釈についてのみ支配する。また、フランス最高裁判所への上訴で勝訴できるのは、上訴裁判所が適用した法律原理または判断基準に関する目に余るほどの誤りがある場合のみである。

8. 主要刑事・民事制裁措置の要約表

規則 608/2013 および IPC に基づき国境措置の対象となる可能性のある各種知的財産権について、主要刑事・民事制裁措置を以下の表に要約する。

	刑事制裁措置	民事制裁措置
商標侵害	模倣、留置または販売した場合 ・ 懲役・禁錮:3年 ・ 罰金:300,000 ユーロ	 侵害行為を停止させる差止命令 商業経路からの除去 模倣品の没収 模倣品の破壊 損害賠償 判決の公告
	組織犯罪の場合 ・ 懲役・禁錮:7年 ・ 罰金:750,000 ユーロ ・ 会社の一部もしくは全部の一時的または恒久的閉鎖 (IPC 第 L.716-11-1 条)	

意匠侵害

意匠を備えた製品を製造、販売、輸 入、輸出、使用または保有した場

- 懲役・禁錮:3年
- 罰金:300,000 ユーロ (IPC 第 L. 521-10 条)

組織犯罪の場合

- 懲役・禁錮:7年
- 罰金:750,000 ユーロ
- 会社の一部もしくは全部の一時的 または恒久的閉鎖 (IPC 第 L. 521-10 条)

- 侵害行為を停止させる差止命令
- 商業経路からの除去
- 模倣品の没収
- 模倣品の破壊
- 損害賠償
- 判決の公告

著作権侵害

- 懲役・禁錮:3年
- 罰金:300,000 ユーロ
- 組織犯罪の場合:7年の懲役・禁錮 | 侵害行為を停止させる差止命令 /750,000 ユーロの罰金 (IPC 第 L. 335-2 条)
- 会社の一部もしくは全部の一時的 または恒久的閉鎖 (IPC 第 L. 335-5 条)
- 侵害からの収益の没収 (IPC 第 L. 335-6 条)
- 侵害者の費用負担による判決の公

(IPC 第 L. 335-6 条および刑法第 131-35 条)

• 犯罪の再発または過去に被害者と 契約関係にあった場合:第L.335-2 条の二倍の罰則 (IPC 第 L. 335-9 条)

- 被害者への生産手段の所有権お よび押収品の譲渡
- 商業経路からの除去
- 模倣品の没収
- 模倣品の破壊
- 損害賠償
- 判決の公告

特許侵害

- 懲役・禁錮:3年
- 罰金:300,000 ユーロ
- 組織犯罪、人間もしくは動物の健康または安全を脅かす場合:7年の懲役・禁錮/750,000ユーロの罰金(IPC 第 L. 615-14 条)
- 犯罪の再発または過去に被害者と 契約関係にあった場合:第 L. 615-14 条の二倍の罰則 (IPC 第 L. 615-14-1 条)
- 侵害者の費用負担による判決の公示

(IPC 第 615-14-2 条および刑法第 131-35 条)

- 侵害品およびその生産手段の没収
- 侵害品の製造販売を禁止する差 止め命令
 - (IPC 第 L. 615-7 条)
- 損害賠償
- 判決の公告
- 商業経路からの除去 (IPC 第 L. 615-14-2 条)
- 侵害品の没収・破壊

F) 民事訴訟を実施する日本企業に対する助言または主要点

実践的観点から見ると、民事訴訟は主として次の場合に利害関係が生じる。(1) 大量の侵害品が発見または留置され、(2) 被疑侵害者が支払能力を有し、法的決定の執行が合理的に可能な国に居住している。

そうでない場合、物品の簡易破壊手続の適用および/または税関による物品押収の遂行を 考慮することができる。

C) 統計-民事訴訟

1. フランスの裁判所における知的財産権別侵害訴訟件数

フランスにおける過去 3 年間の知的財産権 (特許、商標、意匠) に関する侵害訴訟件数を以下の表に示す。知的財産判例法の最も重要なデータベースである Darts-ip 判例法データベースを使用した。ただし、公式情報ではないため、表示されている統計の完全性を確保することはできなかった。

	2016年	2015年	2014年
特許	176 件	222 件	250 件
商標	658 件	711 件	849 件
意匠	294 件	358 件	490件

出所: Darts-ip

2. フランスの各裁判所における知的財産侵害訴訟件数

過去3年間にフランスの各裁判所が知的財産権(特許、商標、意匠)に関して下した決定件数を以下の表に示す。知的財産判例法の最も重要なデータベースであるDarts-ip判例法データベースを使用した。ただし、公式情報ではないため、表示されている統計の完全性を確保することはできなかった。

特許

2014 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
205 件 (パリ第一審裁判所による決定 200 件を含む)	45 件 (パリ上訴裁判所に よる決定 39 件を含む)	7 件	
2015 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
171 件 (パリ第一審裁判所に よる決定 168 件を含む)	45 件 (パリ上訴裁判所に よる決定 37 件を含む)	12 件	
2016 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
147 件(パリ第一審裁判所に よる決定 144 件を含む)	29 件 (パリ上訴裁判所に よる決定 27 件を含む)	4 件	

商標

2014 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
673 件 (パリ第一審裁判所に よる決定 640 件を含む)	164件(パリ上訴裁判所に よる決定 90 件を含む)	21 件	
2015 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
544 件 (パリ第一審裁判所に よる決定 516 件を含む)	155 件 (パリ上訴裁判所に よる決定 94 件を含む)	21 件	
2016 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
528 件 (パリ第一審裁判所に よる決定 515 件を含む)	107 件 (パリ上訴裁判所に よる決定 63 件を含む)	26 件	

意匠

2014 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
372 件 (パリ第一審裁判所に よる決定 364 件を含む)	105 件 (パリ上訴裁判所に よる決定 70 件を含む)	18 件	
2015 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
260 件 (パリ第一審裁判所に よる決定 247 件を含む)	91 件 (パリ上訴裁判所に よる決定 72 件を含む)	9件	
2016 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
221 件(パリ第一審裁判所に よる決定 219 件を含む)	69 件 (パリ上訴裁判所に よる決定 44 件を含む)	9 件	

出所: Darts-ip

3. 原告/被告の国籍別知的財産侵害訴訟件数

公式な統計は保持していなかったが、Darts-ip データベースから以下の情報を入手した。

<u>特許</u>: 284 件(2016 年) 原告(もしくは原告の一人)または被告(もしくは被告の一人)がフランス国籍保有者である。

<u>商標</u>:528 件 (2016 年) 原告 (もしくは原告の一人) または被告 (もしくは被告の一人) がフランス国籍保有者である。

<u>意匠</u>: 277 件 (2016 年) 原告 (もしくは原告の一人) または被告 (もしくは被告の一人) がフランス国籍保有者である。

IV. インターネット

A) 公共団体によるオンライン模倣対策への取組みーサイバー税関

フランスサイバー税関サービスは、新技術を専門とする職員(アナリスト 8 名、スタッフ 7 名)から構成されている。その主要目的は、フランスに拠点を置き、偽造品または禁制品をオンラインで販売している自然人および法人を特定することによって、インターネット詐欺対策を行うことである³⁷。

職員は任務を達成するにあたり、さまざまな情報源を使用する。

- 合法的監視ー職員はインターネットユーザーの検索エンジンの使用および行動の変化を調査する。文書上の特定のキーワードの検出、インスタント・チャット・ツールの調査が可能である。詐欺の疑いがある場合にユーザーを特定することができるよう、サイバー税関は各通信方式について、ユーザーが残した痕跡を検出することができる。
- 「PHAROS」報告プラットフォームーこのオンラインプラットフォームは、インターネット上で検出されたあらゆる詐欺的内容(詐欺の試み、模倣を含む)に関して、インターネットユーザーから提供された情報を一元管理している。関連情報は各該当機関(税関、憲兵隊など)へ伝達される。

求められているデータが検索に関連し、税関犯罪が確認され次第、職員は通信事業会社およびインターネット運営会社(ホスティングプロバイダーおよび/またはインターネットサービスプロバイダー)に直接詳細情報を要求することができる。

職員はまた、被疑会社の所有する商業敷地のほか、税関犯罪に関連する物品および書類が保管されている可能性のある区域および倉庫に立ち入ることも認められている。フランス判事の許可があれば、私有地への立入りも可能となる。

B) 適用法およびインターネット参加者の法的責任

知的財産訴訟に関して前述されている一般的な法源に加えて、インターネット参加者に対して知的財産権を執行するための特定の規則がフランス法に基づき有効である。

オンライン模倣対策問題を規定する関連法律文は、デジタル経済における信頼に関する 2004 年 6 月 21 日のフランス法第 2004-575 号 (LCEN-「Loi pour la Confiance dans 1' Economie Numérique」) である。

³⁷ https://www.economie.gouv fr/files/cyberdouane.pdf を参照

この法律は 2000 年 6 月 8 日の EU 指令第 2000/31/CE 号を国内法化したものであり、域内市場における情報社会サービスの法的側面、特に電子商取引に関連している。

LCEN はオンライン模倣におけるインターネット仲介媒体の責任制度を確立し、仲介媒体の立場 (コンテンツエディター、ホスティングプロバイダーまたはインターネットサービスプロバイダー (ISP)) に応じて責任を区別している。

したがって、知的財産権保持者がオンラインで自己の知的財産権の侵害を特定した場合はまず、自己の権利を行使するために、関与している仲介媒体の法的立場を評価しなければならない。

コンテンツエディター

ホスティングプロバイダー

掲載した内容に関する全責任

ホスティングサービスプロバイダーの責任は次のとおり定義されている。「一般向けオンライン公衆通信サービス(無償のものも含む)を提供し、これらのサービスの受益者が提供するあらゆる種類の信号、文章、画像、音声またはメッセージを保存する自然人または法人は、当該サービスの受益者の要求により保存された情報または活動について、それが違法であること、もしくはこの性質を明らかにする事実および状況を実際に認識していなかった場合、またはそれを認識した時点で速やかにデータの除去もしくはアクセスを不可能にする措置を講じた場合には、民事的責任を問われない38。」

言い換えれば、ホスティングサービスプロバイダーは、自己のウェブサイトの内容を管理する義務を負わない。よって、ユーザーがオンラインで提供した内容に対して、ホスティングサービスプロバイダーは責任を負わない。この原則の唯一の例外は、ホスティングサービスプロバイダーが内容の通知に基づき行動を起こさなかったことが証明された場合であり、これは違法となる(以下の通知に関する要求事項を参照)。

インターネットサービス プロバイダー (ISP) インターネットサービスプロバイダーは次のと おり定義されている。「オンライン公衆通信サー ビスへのアクセスを提供し、サービスへのアク

45

^{38 2004}年6月21日LCEN第6 I.-2条

セス制限またはサービスの選択を行う技術的手 段の存在を加入者に通知し、これらの手段のう ち少なくとも一つを加入者に提供することを活 動とする人。

前段落で言及されている人はまた、フランス知 的財産法第 L. 336-3 条に規定されている義務の 違反を防止するセキュリティツールの存在を加 入者に通知し、同法第 L. 331-26 条第 2 項に記 載されている一覧のうち少なくとも一つの手段 を加入者に提供する。/ 39

仲介媒体がホスティングサービスプロバイダーの場合、知的財産権者は問題となっている 内容を除去するよう要求することができる。ただし、それを行うためには、LCEN の通知に 関する要求事項の規定に従わなければならない。すなわち、以下の事項を通知書に表示し なければならない。(i)通知日 (ii)原告の識別情報(自然人:姓名、職業、住所、国 籍、生年月日、出生地。法人:会社の種類、社名、登録事務所、法定代理人) (iii)受 益者の氏名および住所または登録事務所 (iv)紛争となっている事実の説明および正確 な位置の特定 (v)内容が除去されるべき理由(被疑事実の法的根拠および証拠を含む) (vi)エディターまたは異議の対象となっている活動の作成者に送付した文書(活動の中 止、除去または変更の要求を含む)の写し、またはエディターもしくは作成者に連絡が取 れなかったことを証明するもの 40 。

ホスティングサービスプロバイダーは、正確に通知されたにもかかわらず、侵害内容を除去しなかった場合には責任を問われる。しかし、ホスティングプロバイダーに送付された通知書に上記の必須要素のすべてが含まれていない場合、ホスティングプロバイダーは責任を否定することができる。

このように、ホスティングサービスプロバイダーは、コンテンツエディターと比較すると、有限責任を享受することから、エディターが、エディターではなくホスティングサービスプロバイダーであり、LCEN 第 6. I. 5 条に従って通知されるべきであるとの主張を試みることは一般的である。

実際には、ソーシャル・メディア・プラットフォーム (YouTube、Facebook、Dailymotion、Twitter など) は、フランス裁判所の決定に従い、有限責任を負うホスティ

^{39 2004}年6月21日LCEN第6 I.-1条

⁴⁰ 2004年6月21日LCEN第6 I.-5条

ングプロバイダーとしての資格を有していることが多い⁴¹。一方、マーケットプレイスは コンテンツエディターとみなされている⁴²。

インターネット会社、とりわけマーケットプレイス会社は、オンライン侵害に対して知的 財産権者と協力するために、自発的な取組みを行ってきた。

C) インターネット会社によるオンライン模倣対策への自 発的取組み

インターネット参加者により実施される実用的解決策

a) 利用可能なテイクダウン (削除) プログラム

マーケットプレイスは、ウェブサイトに掲載された内容に関する責任に基づき、知的財産 権者の保護を保証するために、フランスで利用可能なテイクダウンプログラムを開発し た。

1.1.1. −eBay

eBay では、認証済権利所有者 (VeRO) プログラムにより、知的財産権者は登録商標 (文字商標またはロゴ)、著作権、特許および意匠に基づいた侵害リストを報告することができる⁴³。

知的財産権者は、VeRO 初回報告時に、自己の権利に関する情報(登録証明書など)と、少なくとも登録番号をeBayに提供しなければならない。

eBay はまた、オンライン販売プラットフォームに新しい製品認証システム eBay Authenticate を開発している。当社ウェブサイトによると、提供者および顧客が本サービスを利用することができ、主として高級品が取り扱われることになるという。

1.1.2. — Amazon

Amazon は登録商標所有者を保護するために Amazon Brand Registry を構築した44。

ブランドが製品および/または包装に印刷されたブランド名と一致する登録文字商標を一つ以上備えているときに、ブランドはこのプログラムに適格となる。

⁴¹ 2014年12月2日パリ上訴裁判所(Dailymotion)

^{42 2012}年5月3日フランス最高裁判所商事部 (eBay:決定3件)

⁴³ http://pages.ebay fr/programme-vero/を参照

⁴⁴ https://services.amazon.fr/brand-registry.htm を参照

French Amazon のウェブサイトは、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国および 欧州連合の商標に登録された文字商標を承認する。

商標所有者は Amazon に以下の情報を提供しなければならない。

- 文字商標の形式で商標として登録されているブランド名
- 商標番号
- 商標が EU 商標であるか、または国内商標であるかの情報 (国内商標である場合は、商標が登録されている国名)。EU 商標および一つ以上の EU 加盟国の国内商標として商標が双方に登録されている場合、Amazon は EU 商標の情報のみを必要とする。
- ブランドロゴの画像(所有者が保有している場合)
- 商標登録されたブランド名が表示された製品および包装の画像。製品にブランド 名が付されていない場合、包装にはブランド名を付さなければならない。
- 商標が登録されている製品分野の一覧(例:衣料品、スポーツ用品、電子機器)
- ブランド製品が製造・供給される国の一覧

これらの要素に基づき、Amazon Brand Registry は、商標登録されているテキストおよび 画像の検索、知的財産権の被疑侵害に関する過去の報告に基づいた自動予測、ブランド名 を備えた製品項目に対する権限強化などのツールへのアクセスを提供する。

1.1.3. —Alibaba Group

Alibaba Group は、知的財産権者の保護を確保するための知的財産保護 (IPP) プログラムを当社のさまざまなウェブサイト (Alibaba、Taobao、Aliexpress、Tmall、1688) に構築した 45 。

このプログラムにより、知的財産権者は Aliprotect ツールを用いてオンラインで侵害請求を送付することができる。

請求は以下の事項に基づき行うことができる。

- 製品説明、店名またはハイパーリンクにおける商標権、著作権、その他の権利の 不正使用
- 製品の販売申出または販売のための商標権、著作権、その他の権利の不正使用
- 混乱または不実表示をもたらす可能性のある製品説明またはその他の情報
- 著作権者の許可なく販売申出のための作品の複製
- 登録商標所有者またはその被許諾者の許可なく商標品の販売申出

知的財産権侵害行為が繰り返された場合は、侵害している項目の除去、関連アカウントへの制限の適用、関連アカウントの停止または会員サービス協定の終了が可能となる。

_

⁴⁵ https://ipp.alibabagroup.com/index.htm?language=en US を参照

b) 共同の取組み-協約および共同の取組み

マーケットプレイスの多くは、自社ウェブサイトの内容に関する責任から、模倣に対する協力関係を構築するべく知的財産権者への歩み寄りを見せてきた。

LCEN の規定に加えて、自発的協力協定 3 件が異なる経済主体(知的財産権者、マーケットプレイス、案内広告プラットフォーム、郵便事業者)の間で締結された⁴⁶。

- インターネット模倣対策に関する規約(知的財産権者とオンライン・マーケット プレイスの間で 2009 年 12 月 16 日に締結可能となった)
- インターネット模倣対策に関する規約(知的財産権者と案内広告プラットフォームの間で2012年2月7日に締結可能となった)
- インターネット模倣対策に関する規約(知的財産権者と郵便事業者の間で 2012 年2月7日に締結可能となった)

これらの協定は、フランス経済財政産業大臣の権限下で活動するフランス国内模倣品対策 委員会 (CNAC-Comité National Anti-Contrefaçon) によって策定されたもので、あらゆ る関係会社によって締結されることができる。

規約により、オンライン・マーケットプレイスと知的財産権者の間の協力が強化され、予防措置(各プラットフォームに対する技術的な検出措置)および事後措置(権利保持者による通知手続)が実施される。

D) 第三者により登録された.FR 上のドメイン名を削除または移管するための行政措置および有効な法的根拠

知的財産権者は、.FR 下に侵害ドメイン名を発見した場合、裁判外紛争解決手続「Syreli」を通して問題となっているドメイン名の移管または削除を試みることができる。

1. Syreli 手続の概要-タイムライン

AFNIC (.FR ドメイン名に関するフランス紛争解決センター) に対して明確に不服を申し立てることによって、.FR ドメイン名の合法的所有者への移管を要求することができる。

請求人は.FR ドメイン名を登録する権利、すなわち、欧州連合、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーまたはスイスに登録事務所もしくは主とする営業所を有する権利を有さなければならない。

不服申立が正式に行われ次第、ドメイン名は凍結される。言い換えれば、当該登録により その時点で処理されている取引のすべてを中止することができ、そのドメイン名でその後

⁴⁶ http://www.cnac-contrefacon fr/chartes-francaises-de-lutte-contre-la-contrefacon-sur-internet/を参照

の取引要求が行われることが阻止される(例えば、登録者名の移管または変更 – 「cyberflying (サイバーフライング)」ともいう)。これにより、ドメイン名が使用不可能となることはなく、ウェブサイトおよび潜在的なメールアドレスの利用は引き続き可能である。

請求人は AFNIC への不服申立から 2 か月以内に、ドメイン名の移管に関する決定を取得することができる。 AFNIC は損害賠償を付与することはできない。 AFNIC への公式納税額は 250 ユーロである。

2011 年以降、AFNIC により下された決定の 0.7%のみが上訴されたが、決定は裁判所に上訴することができる(管轄権を有する裁判所は、ドメイン名所有者と登録者により締結されたドメイン名協定で確認することができる)。

2. Syreli への不服申立に関する要求事項

原告は以下の点について立証しなければならない。 被告が訴訟を提起する権利を有するという点。 紛争の対象となっているドメイン名が

- 公の秩序もしくは道徳を乱す、またはフランス憲法もしくはフランス法により保 障されている権利を妨害するおそれがある(会社名を含む)という点、または
- 請求人の知的財産権または人格権を侵害する、あるいはドメイン名保持者が合法 的利益を有さず、悪意を持って行動しているという点。

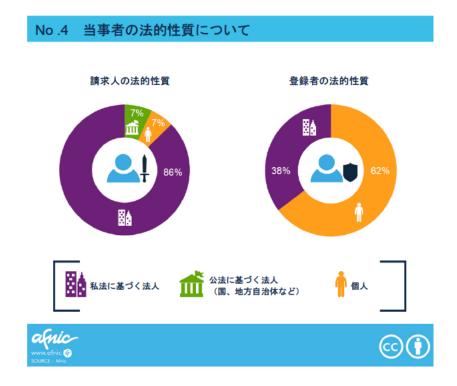
3. 統計

以下に示す統計は AFNIC により提供された⁴⁷。

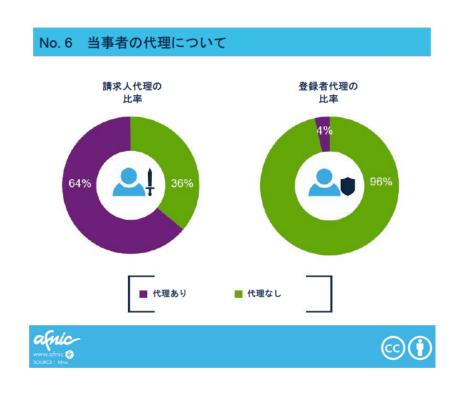
^{47 &}lt;a href="https://www.afnic.fr/medias/images/scope/SCOPE">https://www.afnic.fr/medias/images/scope/SCOPE 2016/SCOPE 2016 vEN.jpg



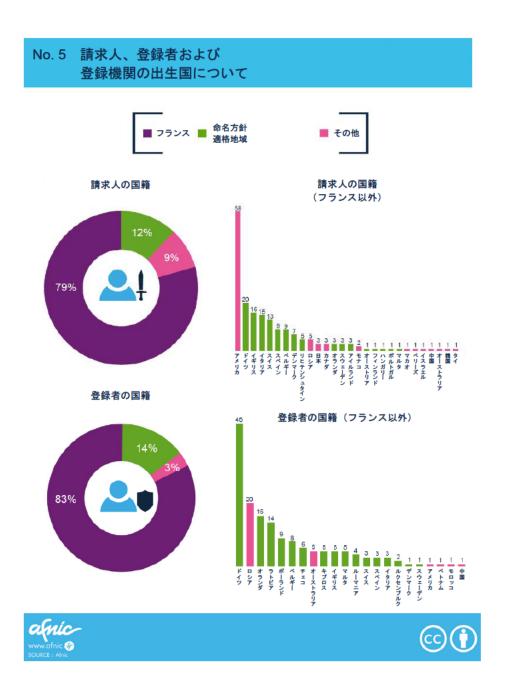
2012 年から 2016 年の間に 909 件の決定が Syreli により下された。 当期間内に下された決定数の 23.9%が集中している 2014 年度の件数は極めて高いものであった。



不服申立の大部分は民間企業から個人に対して行われている。



不服の申立は直接請求人により、またはその代理人弁護士により行われる。3分の2以上の申立において、請求人は代理人弁護士により代表されることを選択した。これは決定結果に直接的な影響を及ぼすもので、請求人が代理人弁護士により代表された場合により多くの決定が成功を収めている。登録者は通常代理人弁護士によって代表されない。



請求人数は、フランス出身者に次いでアメリカ合衆国出身者が最多数である。一方、登録者の最多数はドイツ出身者である。一部の請求人は日本出身者である。

V. 日本企業のためのキー・ポイント

権利保持者により実施される先行のオンライン監視ツールによって、インターネットの権利執行が可能になることは極めて多い。知的財産事務所はこの点に関して効率的かつ支払可能なサービスを提供することができる。 侵害が特定され次第、知的財産権が利用可能な執行措置の対象となりうるかを評価しなければならない。

特にテイクダウンプログラムに関しては、侵害内容の削除を求めて送付された通知の根拠 のほとんどが商標権である。なお、著作権の行使が成功する場合があることにも注目され たい。

日本企業が自社の知的財産権を侵害している可能性のある.FR ドメイン名の移管の取得を希望する場合がある。日本に登録事務所を有する会社は、.FR ドメイン名を登録することができないため、当該ドメインの移管を請求する権利を有さない。しかし、Syreli への不服申立を介して、移管の代わりにドメインの削除を要求し、取得することは可能である。日本企業はまた、Syreli への不服申立を行い、.FR ドメイン名の登録権利を有する子会社(すなわち、欧州連合加盟国の領域、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーまたはスイスに登録事務所を有する)にドメインを移管するよう要求することもできる。

英国

要約

英国では広範囲の模倣防止手段が利用可能である。特に留意すべき点として、英国の EU からの離脱 (BREXIT) は、英国の EU との国境、IPR 国境対策、および模倣防止対策に広範囲に影響する。BREXIT の影響がどこまで及ぶかはなお未知数である。

税関の IPR 国境対策は EU 規則 608/2013 に由来しており、並行品についての国内規定により補完されている。英国国境での措置を求める権利保有者は、措置申請書(AFA)に、特定の最小限の必須情報を含め記入すべきである。勾留された貨物の取扱手順については詳細な規定がある。小口貨物の選択的な手順についても規則がある。EU の統計を見ると、年間の件数という観点から見て英国の税関が依然として EU 内で忙しい部類に属していること、それでも英国国境で押収された侵害品の量が減少したことが明らかである。

商標侵害についての刑事規定の執行を管轄する主要な法執行機関は取引基準当局である。 英国の地方政府当局は、ほとんどが取引基準チームを設けている。警察は商標関連の刑事 執行への関与を拡大しつつあり、特に、専門的な警察知的財産犯罪ユニット(PIPCU)が 積極的に活動している。特定の状況では、私人刑事訴追が権利保有者にとって望ましい場 合もある。英国では、犯罪収益財産を追跡し押収する権限を裁判所に与える刑法上の手続 きがしっかり定められている。

英国の**民事**訴訟制度は広範な救済手段を用意しており、コントロールを維持し、しっかりした抑止手段を取ろうとする権利保有者にとって救済という選択肢を魅力的なものにしている。救済手段は次を含む:侵害品の引き渡し;仕入先情報の開示;侵害停止を被告に強制する差止め命令;ならびに損害賠償の支払い、利益の清算、および訴訟費用の分担。専門的な民事裁判所の制度は裁判地の選択を提供している。どこで訴訟を起こすかの決定は、いくつかの要素を考慮して下されることが多く、それは当事者のサイズ、訴えの複雑性、証拠の性知る、訴えの金額、求める救済手段などである。

他の国々と同様、英国においても、電子商取引の急拡大は模倣品の入手可能性に大きな影響を及ぼしている。eBay や Amazon を含む多くの市場は管理者による撤去の手順を用意している。また、権利保有者は、侵害品の販売を排除し責任のある当事者の身元を開示することを ISP に要請できる。Nominet が.UK のドメイン名レジストリを運営している。Nominet のドメイン名登録の条件は、.UK ドメイン名を不法な目的のために使用することを明確に禁じている。Nominet の紛争解決サービス (DRS) は.UK のドメイン名に関する紛争を解決する方法と、.UK のドメイン名を取得、削除、譲渡する手段を提供する。

知的財産犯罪に対する戦いで機関同士の協力を確保するために、英国内の主導機関として UK-IPO が指名された。IPO のインテリジェンス・ハブは、知的財産犯罪に関する機密情報 を照合して法執行当局に広めている。他のいくつかの公的機関が知的財産の機密情報の共 有で協力しており、それは例えば、国家犯罪対策庁、政府機関機密情報ネットワークス、 国家市場グループ、知的財産犯罪グループなどである。

- I. 英国における知的財産侵害に対する国境対策システム
- A) 適用される法的措置および除外
- 1. 法的措置

知的財産権を侵害する物品について税関の国境対策を定めた英国の関連法規は以下のとおりである⁴⁸:

- 規則 (EU) No 608/2013⁴⁹
- 欧州委員会実施規則 No 1352/2013
- 1994年商標法⁵⁰
- 1988 年著作権・意匠・特許法⁵¹
- 1994年商標(税関)規則
- 1994年著作権(税関)規則

2019 年 3 月 29 日 52 までに英国が EUから脱退すると(「BREXIT」)、英国における EU 法規の適用に影響がおよび、これには税関の国境対策も含まれる。知的財産権を侵害する物品に関し、BREXIT が英国の EU との国境または関連する税関国境対策に対し正確にどのような影響を及ぼすかは現段階(2017 年 12 月時点)では未知である。

規則 608/2013 は、EU の域外との境界において特定の知的財産権の執行を円滑化するために税関当局が使用するルールおよびその他の手順を定めている。この規則は本質的に手順についてのものであり国または EU の法律に影響しないのであり、このことは何が知的財産権の侵害を構成するかということについて特に言える。

規則 608/2013 の主要な要素は以下を含む53:

- 税関介入の範囲
- 規則の適用範囲から除外される物品
- 含まれる知的財産権のリストおよびそれらの定義
- 措置申請のプロセス
- 侵害品に対する簡易破壊手続
- 出願人の義務(該当する場合には制裁を含む)
- 物品に関係している人々に物品の留置と事象の時系列を通知する手順
- 権利保有者による情報の使用
- 小口貨物の模倣品または海賊品を権利保有者に問い合わせず破壊する手順

_

Extracted from HM Revenue and Customs Notice 34, updated 12 July 2016 ("Notice 34")

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32013R0608

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/26/contents

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/contents

⁵² https://services.parliament.uk/bills/2016-17/europeanunionnotificationofwithdrawal html

⁵³ 通知 34

- 集中データベースの設置と使用(COPIS)
- 措置申請や延長要請などについて新しい書式を指定する法律を施行する法的権限

英国の国境での知的財産権の執行を律する方針を管轄する当局は英国歳入関税庁 (「HMRC」) である。

英国国境隊は、英国に出入りする物品の通関管理の実施を担当する内務省内の法執行機関 である。国境隊は英国の主要な出入国には必ず事務所を持ち、ヒースロー空港、コベント リ国際空港、およびイースト・ミッドランズ空港(航空貨物)、フィーリクストウ港およ びサザンプトン港(海上貨物)がこれに含まれる。

2. 国境対策の範囲からの除外

並行輸入品

規則 608/2013 は、以下のように定義される並行輸入品には適用されない:

- 権利保有者の同意が製造については得られているがマーケティングについては得 られていない物品
- 一定量の製造について権利保有者の正式承認を得た人により製造されたが、その 承認された量を超えて(別名オーバーラン)製造された物品

ただし、英国の国内法は並行輸入品に対する措置を追求する権利保有者のために潜在的な 救済手段を定めている。

TMA(商標法)の第89条54は登録商標の所有権者または使用権者に対し、英国に到着する と見込まれる物品がその商標を侵害することになり、したがって禁止品として扱われるべ きである旨を書面で通知することを許している。

CDPA (著作権・意匠・特許法) の第 111 条55は著作権の所有者に対し、特定の日に英国に 到着すると見込まれる特定タイプの作品の侵害コピーは禁止品として扱われるべきである 旨を書面で通知することを許している。

これらの条項は欧州経済地域の外から、または同地域内から英国に到着するが、未だ自由 な流通のために持ち込まれていはいない侵害品にのみ適用される。禁止されている物品は 没収の対象であり、英国関税法に基づき押収されることがある。

TMA の第89条と CDPA の第111条は以下に対しては適用されない:

- 規則 608/2013 に基づいて措置が取られる可能性のある物品
- 輸入者が私的に国内で使用する予定の侵害品
- 欧州経済地域内ですでに自由に流通している物品

58

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/26/section/89

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/section/111

• 税関での状況と関係なく、すでに英国に到着している物品

旅行者個人の手荷物に入っている物品

旅行者個人の手荷物に入っている非営利的性質の物品は規則 608/13 から除外されている。

自由に流通している物品

加盟国内で移動する EU 内で自由に流通している物品は規則 608/13 から除外されている。

B) 国境対策のプロセスとその重要点

1. 措置申請

英国国境においてのみ税関の措置を求める権利保有者は国内措置申請書(「AFA」)に記入 すべきである。複数の加盟国での税関の措置を求める権利保有者は EU AFA に記入し、当 該の加盟国を指定することが推奨される。

AFA は、税関が真正品の効率的移動を保証しつつ疑わしい製品に狙いを定めるのを助ける ため、正規の製品と侵害の可能性のある製品についての情報を税関に提供する。

欧州委員会は、AFA と AFA 延長要請の書式に記入する権利保有者を支援するため総合的マニュアル⁵⁶を発行した。

2. AFA の提出資格者

規則 608/2013 の第 3 条 57 は、国内 AFA または EU AFA を提出する資格のある人および主体を列記し、以下を含めている:

- 権利保有者
- IPの権利を共同管理する機関
- 専門の保護機関
- 地理的表示については:生産者団体もしくは類似の団体、検査機関もしくは類似 の所轄官庁
- 知的財産権侵害の有無を判定するための訴訟を起こす権限を権利保有者から正式 に与えられた人または主体
- 知的財産権侵害の有無を判定するための訴訟を起こす権限を権利保有者から正式 に与えられた独占的ライセンスの保持者

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/right_holders/manual-application-for-action_en.pdf

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:32013R0608

代表者が AFA を提出する時、簡単な授権書があれば十分である。委任状は英国では不要である。

3. AFA に含めることのできる知的財産権

以下の知的財産権をAFAに含めることができる:

- 商標(国内またはEU)
- 意匠(国内またはEU)
- 著作権および/または関連する権利
- 特許
- 特許補完証明書(「SPC」)
- 植物品種権
- 半導体トポグラフィー
- 地理的表示

1 通の AFA に異なる知的財産権を含めることができる。登録された EU の権利は国内 AFA に含めることができるが、国内の権利、特許、または著作権は EU AFA に含めることができない。

規則 608/2013 は「模倣品」を次のように定義している:

「以下を侵害する行為の対象となった物品であり、包装、ラベル、ステッカー、冊子、取扱説明書、保証書、または類似のアイテムもこれに含まれる (別途提示されたとしても):

- それらが発見され、同タイプの物品について有効に登録された商標と同一であるか、最重要の要素においてその商標と区別不可能なサインを無許可で付している加盟国における商標
- それらが発見され、地理的表示について保護されている名称または言い回しを付しているか、説明に使っている加盟国における当該の地理的表示」

4. AFA の必須情報

規則 608/2013 の第6条は AFA に記載すべき必須情報を定めている:

- 申請者の名称、所在地、連絡先、および立場
- 保護すべき知的財産権
- 権利保有者が当該権利を所有していること、または当該権利の所有者に代わって 行動する権限を有することを示す文書証拠
- EU AFA の場合、措置を取る加盟国および各加盟国の詳しい現地連絡先
- 税関が物品を認識できるほどに十分詳しい物品の説明
- マーキング、バーコード、画像などといった真正品の具体的な技術データ
- 現地の法律面、技術面の専門家の名前と詳しい連絡先

- 提供されたデータを委員会および他の加盟国が処理することについての同意
- 「小口貨物」の手順を選択することを申請者が希望するか否か、希望する場合に は同手順に従って破壊される物品のコストを負担することの同意

5. AFA の追加情報(必須ではない)

以下のような情報を可能な限り多く AFA に記載して、疑わしい貨物に狙いを定めやすくなるようにすることを税関は権利保有者に推奨する:

- 不正のタイプまたはパターンに関する具体的情報。
- 物品が発送される港または国と、EU/英国内の予定仕向港。
- 描写、マークおよび番号、容器番号、貨物運送状もしくは積荷目録の明細など、 貨物や荷物を特定する事項。
- 予想される物品の到着日または発送日。
- 運送手段と、関係する運送業者、物流事業者および/または通関業者の身元。
- 輸入者または輸出者の身元 (所在地と郵便番号を含む)。その事業者登録・識別番号が分かっているなら、それも記載されたい。
- 生産の国もしくは国々と、密売人が使用するルート。
- 真正品と侵害が疑われる物品の技術的な違い(判明していれば)。
- 措置申請書を提出する国の正当な市場におけるオリジナル商品の課税前価格。

AFA の提出時に入手できなかった関連の追加情報は、AFA がなお有効であればいつでも税関に提供できる。

6. 手数料

申請または延長のための公式の手数料はない。

税関は、留置の時点から被ったいかなる費用も転嫁する権利を留保しており、これには取り扱い、運送、保管、管理、破壊が含まれる。実際のところ、税関は貨物の重量を基準に計算した破壊費用を転嫁するのが通常である。

7. 期間

AFA は1年間有効である。

延長要請は既存の AFA が失効する 30 営業日前までに提出すべきである。

職権による留置に応じて AFA が提出され、それが必須情報のすべてを網羅していなかった場合、その AFA は当該物品の留置期間に限って有効である。

有効な措置申請は、著作権の追加もしくは削除、必須情報もしくは追加情報の修正などによりいつでも修正することができる。

8. **AFA の提出**先

AFA は以下に提出すべきである:

英国歳入関税庁 知的財産権承認ユニット 知的財産権チーム ルーム 13s Ty-Glas Llanishen カーディフ CF14 2BD

連絡方法は、approvals.ip@hmrc.gsi.gov.uk 宛の電子メールが望ましい。税関は申請を確かに受領した旨を常に(また迅速に)確認する。

税関は申請者に対し、監視期間の開始希望日の 30 日前までに AFA を提出することを勧める。実際のところ、税関は普通、この日程に十分間に合うように AFA を処理できる。

カーディフの IPAU (知的財産権承認ユニット) のチームは申請プロセスで支援を提供できるが、留置した物品に関して助言を提供することはできない。留置された物品についての問い合わせは、留置港の関連する国境隊職員に対し行うべきである。

9. 職権による申請

税関は、AFA が現在有効でない場合に点検の過程で発見された侵害が疑われる物品を権利保有者に通知し、申請書の提出を促すことがある(「職権による措置」と呼ばれる)。

そうしたケースにおいて、税関は留置の通知から 4 営業日に限って、権利保有者が申請書を提出できるように物品を留置する権限を与えられている。この期間は延長できない。

10. 申請書の処理

通知 34 号は IPAU による申請書処理について有益なスケジュールを定めている:

我々は AFA を検討し、それを受理できるか否かを可能な限り速やかに貴方に伝える。些細な変更や説明を求めて、申請者に電話または電子メールで連絡することもある。

AFA を却下する場合、我々は貴方に対しその理由を示し、AFA を修正するか決定の再検討を要請する機会を提供する。

AFA を受理する場合、我々はそれを正式決定によって書面で確認する。 完全な AFA を受領してから 30 営業日以内にこの決定を完了する。

職権による留置に応じて提出された AFA については、AFA が受理されたか否かは関係する国境職員に通知される。その結果、物品は適宜に処理される。この決定は AFA 受領後 2 営業日以内に貴方に通知される。

AFA が受理されると、その内容は COPIS という名前の EU データベース にロードされる。これによって、BF (国境隊) 職員が、また EU AFA の 場合には措置が要請された加盟国の通関当局がその内容を確認できるようになる。

AFA の失効が迫っていることを知らせる督促状を発行する義務はない。 権利保有者が AFA を適時に更新することを怠った結果としての対応漏 れについて、我々は責任を負わない。

受理がすむと、税関は受理を得た申請者を正式に「決定保持者」と呼ぶ。

11. AFA についての申請者の責任

申請者は以下を約束しなければならない(AFAの一部として):

- AFA の一部を形成する知的財産権が効力を持たなくなったならば税関に通知する。
- 税関当局が知的財産侵害のリスクを分析し評価することができるようにする情報 を提供し更新する。
- 疑わしい物品の留置後に以下のことがあった場合に、当該物品の保有者に対して 責任を負う:
 - O 申請者側での作為または不作為のために措置が中断された。
 - O 申請者側での作為または不作為のためにサンプルが返却されないか損傷し使用できなくなった。
 - 当該の商品が知的財産権を侵害していないことが判明した。
- 留置の時点から税関または税関の代わりに行動した他の人が被った費用を要請に 応じて払い戻す。これは、物品の保管、取り扱いと(該当する場合には)その破 壊に関わる費用を含む。

これらの義務を履行しなければ、AFAの停止、取り消し、または非更新がありうる。

C) 引渡手続の停止

1. AFA が存在する場合

疑わしい物品が英国国境で見つかれば税関は:

- 物品を留置する。
- 留置の決定から 1 営業日以内に物品の申告者または保有者にその留置を通知し、 破壊のため物品を廃棄することに同意または反対するための期間として 10 営業 日を与える。
- 同じ営業日またはその直後に留置を権利保有者に通知する。物品が侵害品である と考えるか否か、そう考えるならばその破壊に同意するか否かを 10 営業日以内 に確認するよう権利保有者に促す。
- この通知には、規則 608/2013 に定められた情報を記載し、10 営業日以内に回答しない場合の結果を決定保持者に想起させる。
- 物品を検査する機会を全当事者に与える。模倣品または海賊品であると疑われる 物品の場合、権利保有者は詳しい分析のためにサンプルを要請してもよい。
- 全当事者から回答があるまで、または両方の留置期間が満了するまで物品を留置 する。

権利保有者は以下をすべて完了するために留置の通知から 10 営業日(生鮮食料品の場合は3営業日)が与えられる。

- 物品が AFA の知的財産権を侵害しているか、また、侵害している場合に権利保有者が希望するのはいかなる措置であるかを判断する。
- 物品が存在する場合、物品が侵害品であること、および物品の破壊に権利保有者が同意するか否かを税関に通知する(とはいえ、権利保有者が希望するなら侵害品が引渡されることもありうる)。
- 申告者または物品の保有者が期日までに物品の破壊に反対するなら、権利保有者 は訴訟手続を開始して税関にしかるべく連絡しなければならず、さもなければ物 品は引き渡されなければならない。

留置の通知から 10 営業日という最初の期日は、生鮮食料品については 3 営業日に縮まる。 税関は(権利保有者の要請があり、しかも正当化される場合には)留置期間を最長でさら に 10 営業日延長することがある。税関は期日をこの期間を超えて延長することができず、 生鮮食料品については 3 営業日という期日を延長できない。実際のところ、税関は延長要 請の処理において実利的である。

以下の場合、税関は物品を破壊のために廃棄されるものとして見なす:

- 権利保有者が、その意見によれば物品が AFA の対象である知的財産権を侵害して いるということを書面で確認し、その破壊に同意するとともに、
- 申告者または物品の保有者が破壊に同意する旨を書面で確認する。

以下の場合、税関は物品の破壊への同意が得られたと考えてよい:

- 権利保有者が、その意見によれば物品が AFA の対象である知的財産権を侵害しているということを書面で確認し、その破壊に同意しており、しかも
- 申告者または物品の保有者が求められた期間内に回答しないなど、申告者または 物品の保有者が破壊への同意を確認しておらず、破壊への反対を通知してもいな い。

権利保有者が物品の引き渡しを希望するなら、可能な限り早期に税関への通知がなされるべきである。

申告者または物品の保有者が物品の破壊に反対するなら税関は権利保有者に連絡することになり、権利保有者は知的財産権侵害の有無を判定するための訴訟手続を開始しなければならない。その場合、税関は、留置期間の終了に先立って訴訟手続開始の通知を受領していなければ物品を引き渡さ<u>なければならない</u>。訴訟手続開始の証拠は、裁判所が発行した請求書式(イングランドおよびウェールズにおいて)もしくは令状(北アイルランドにおいて)もしくは捺印召喚状(スコットランドにおいて)のコピーと、訴訟手続が当該の物品を対象としているという証拠を含む。

破壊は税関の管理下でなされる。税関はサンプルを保持することがあり、また要請に応じてサンプルを参考目的で権利保有者に提供することがある。

2. AFA が存在しない場合(「職権による」措置)

税関は、AFA が現在有効でない場合に点検の過程で発見された侵害が疑われる物品を権利保有者に通知し、申請書の提出を促すことがある。税関は基本的情報を権利保有者に開示して、権利保有者が AFA を提出するかどうかを決められるようにする (ただし、そのようにする法的義務はない)。

これらの状況において、手順は以下のとおりである:

- 税関は留置に先立ち、たぶん権利保有者であろうと思われる相手に情報を提供することによって該当する権利保有者を特定しようとすることがある。税関は貨物に関係する個人および/または企業についての情報を開示してはならない。
- 留置から 1 日以内に権利保有者が特定されなければ税関は物品を引き渡さなければならない(通常は、他の通関手続がすべて完了することを条件に)。
- 該当する権利保有者が特定され、しかもその権利保有者が侵害されたと思われる 知的財産権についての AFA を提出する意図を表明するなら、税関は物品を留置す る。
- その上で、税関は留置するという決定から 1 営業日以内に留置の物品の申告者または物品の保有者に対して留置を通知し、破壊のため物品を廃棄することに同意または反対するための期間として 10 営業日を与える。税関は回答しない場合の結果を申告者または物品の保有者に伝えなければならない。

- 税関は、留置と同じ日またはそれより後の可能な限り早い時期、権利保有者に留置を通知して、
 - O 物品と権利について AFA を提出するように権利保有者を促し、
 - O 物品が侵害品であると考えるか否かを、また物品の破壊に同意するか否かを 確認するように権利保有者を促し、
 - O AFAを4営業日以内に提出することを求め、
 - O 回答期間として 10 営業日(留置からであり、AFA の提出からではない)を 与える。

有効な AFA を受領するまで、税関は貨物に関与している当事者の詳細を権利保有者に開示しない。

受理可能な AFA が留置から 4 営業日以内に提出されなければ、税関は物品を引き渡さなければならない (通常は、他の通関手続がすべて完了することを条件に)。

AFA が受理されると、事態は AFA が存在するかのように進行する。

3. 小口貨物の手順(「SCP」)

規則 608/2013 は、小口貨物の物品を権利保有者に問い合わせずに破壊のため廃棄できる 選択的手順を導入した。

税関が権利保有者に対し開示できる情報が限られているため、この手順は権利保有者から 賛否両論があったが、広く採用されるようになってきている。

SCP は以下の場合に限って適用される:

- 物品が、中身が 3 個以下であるか総重量が 2 キログラム未満である郵便物<u>または</u> 宅配便として輸送される。
- 物品が模倣品または海賊品ではないかと疑われる(これは特許など他の権利の侵害には適用されない)。
- 物品が生鮮食料品ではない。
- 問題とされる物品を対象とする AFA がすでに整っており、権利保有者が SCP を選択した。

SCP が適用される場合、税関は:

- 物品を留置し、物品の申告者または保有者に対し、破壊にはっきりと反対<u>しなければ</u>物品を破壊する予定であることを通知する。権利保有者には、この段階では留置を通知しない。
- 申告者または保有者に対し、見解を表明する期間として留置の通知から 10 営業 日を与え、回答しない場合の結果を伝える。

物品を破壊することについて同意があれば、物品は廃棄され破壊されたと見なされる。10 日の留置期間中に申告者または物品の保有者から回答がなければ、税関は物品を破壊する ことについて同意があったと見なし<u>てもよい</u>。実際のところ、税関は同意があったと見な すことが多いと我々は予想する。

破壊は税関の管理下で、また権利保有者の費用負担で行われる。税関は権利保有者からの要請に応じて、破壊される物品の量と性質について基本的事項を提供することがあるが (実際上、この要請された情報を提供するのは破壊の費用を負担する権利保有者に対してである)、関係する当事者を含む物品についてのその他の事項を示すことはできない。

申告者または保有者が破壊に反対する旨を通知したならば、権利保有者は知的財産権侵害の有無を判定するための訴訟を起こす機会が与えられる。その場合、税関は物品を 10 営業日留置し、権利保有者に通知し、貨物の明細をすべて開示し、そして訴訟を起こすよう権利保有者に促す。この期日は延長できない。その後、事態は上記のように進行する。

4. 留置後における権利保有者への情報提供

規則 608/2013 は、通常であれば機密であるはずの情報を税関が申請者に開示できるようにする法律上の経路をいくつか定めている。ただし、この情報は以下にあげる特定の目的に限って使用できる(そして他の目的には使用できない)という了解の下で開示される:

- 知的財産権侵害の有無を判定する訴訟を起こすため。
- 物品が発見された加盟国の公的機関(取引基準当局など)による知的財産権侵害 についての刑事捜査のため。
- 刑事訴訟のため。
- 侵害者またはその他の人に対して補償を求めるため。
- 物品を破壊のために廃棄してもよいとの合意を申告者または保有者と交わすため。
- 意匠、特許、半導体トポグラフィー、または植物品種を侵害したと疑われる物品の早期引き渡しを可能にする適正レベルの担保を申告者または保有者と取り決めるため。

この規則の規定に基づき提供される情報を悪用するならば、有効な AFA の取り消しもしくは停止、または AFA の有効期間延長の拒絶がありうる。

疑わしい物品が留置されると、税関は貨物の明細を権利保有者に示し、規則 608/2013 に 基づく選択肢を説明する。

税関は留置された物品の画像を定期的に電子メールによって提供する。権利保有者はサンプルを要請できるが、それによって 10 営業日という期日が自動的に延期されることはない。

5. 廃棄された物品の保管と破壊

破壊される予定の物品が自由な流通のために引き渡される、EU の関税領域の外に持ち出される、輸出される、再輸出される、停止手続きの下に置かれる、あるいは保税地区もしくは保税倉庫に置かれる、ということがあってはならない。

税関は、商業チャンネルの外での物品のリサイクルまたは処分を許容することがあり、これには広報、研修、教育のためのものが含まれる。

6. 並行輸入品に対しての英国法規に基づく措置

上記のとおり、規則608/2013は並行品には適用されない。

1994 年商標法の第89条⁵⁸は登録商標の所有権者または使用権者に対し、英国に到着すると 見込まれる物品はその商標を侵害することになり、したがって禁止品として扱われるべき である旨を書面で通知することを許している。

1988 年著作権・意匠・特許法の第 111 条59は著作権の所有者に対し、特定の日に英国に到着すると見込まれる特定タイプの作品の侵害コピーは禁止品として扱われるべきである旨を書面で通知することを許している。

これらの条項は欧州経済地域の外から、または同地域内から英国に到着するが、未だ自由 な流通のために持ち込まれていはいない侵害品にのみ適用される。禁止されている物品は 没収の対象であり、英国関税法に基づき押収されることがある。

TMA の第89条と CDPA の第111条は以下に対しては適用されない:

- 規則 608/2013 に基づいて措置が取られる可能性のある物品
- 輸入者が私的に国内で使用する予定の侵害品
- 欧州経済地域内ですでに自由に流通している物品
- 税関での状況と関係なく、すでに英国に到着している物品

1994 年手順は商標 (税関) 規則 (SI 1994 No 2625) ⁶⁰と 1989 年著作権 (税関) 規則 (SI 1989 No 1178) ⁶¹の付表に定められている。

権利保有者は予想される出荷について可能な限り多くの情報を提供して、税関が貨物を特定できるようにすることが求められる。申請書はIPAU(上記を参照)に送付されなければならない。

61 http://www.legislation.gov.uk/uksi/1989/1178/contents/made

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/26/section/89

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/section/111

http://www.legislation.gov.uk/uksi/1994/2625/made

受理がすむと、税関は 1979 年関税・物品税管理法⁶²に基づき、英国に到着する侵害貨物に 狙いを定め、それを阻止するため努力する。

第89条または第111条に基づき、提出された各通知につき30ポンド(プラスVAT)の申請手数料が徴収される。さらに、権利保有者は、通知に記載された物品に関してなされた活動の結果として発生した債務または費用について税関を補償、補填しなければならない。税関は権利保有者に担保を求めることがある。

税関は通知の対象である物品を阻止すると申請者に連絡し、物品が侵害品であるとの確認があり次第、1979年関税・物品税管理法に基づきそれを押収する。物品の所有者には押収通知書が発行される。次に、物品は税関の管理下で破壊されるが、物品の所有者が押収通知書に記載された期限内に「クレームの通知」を税関に提出することにより、そうした措置に反対する場合はこの限りではない。

7. 通過中の物品

通過中の物品を留置し押収する権限が税関にあるかという問題は、過去数年にわたり英国で(また EU 全体で)さかんに議論されてきた。

背景として、ノキア社は 2009 年、ヒースロー空港を通過する「偽造」携帯電話の小口貨物につき英国税関を相手に民事訴訟を起こした。この貨物は香港を出発しコロンビアに向かっていた。この訴訟は結局、CJEU (欧州連合司法裁判所) (当時の名称) に付託され、その判決は、英国の裁判所は当該の物品を「偽造品」として見なすが「法律上の模倣品」としては見なさない、ということ以上のことをできないというものであった。その理由は、EU を通過して第三国から別の第三国に行く偽造品に対して欧州共同体または国の商標を有効に主張できるという明示的規定が、この訴訟の時点において欧州の実体法に存在しなかったからである。

2011 年 12 月 1 日の時点で CJEU は以下のように考えた(ノキアの訴訟をフィリップスの起こした訴訟と合体させた C-495/09 および C-446/09) 63 :

"商標権により欧州共同体で保護されている物品の模倣品である非加盟国から来た物品、または著作権により欧州共同体で保護されている物品、関連する権利または意匠のコピーを、それらが停止手続きに従って欧州共同体の関税領域に持ち込まれたという事実のみを根拠として、これらの規則の意味での「模倣品」または「海賊品」として区分することはできない。"

ただし、税関は通過中の物品が実際に EU 市場に向かうことになっているという疑いを抱いているなら、その物品を留置してもよい、と CJEU は考えた。この疑いの根拠として

63

⁶² https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1979/2/contents

http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf;jsessionid=9ea7d2dc30d58abfa7dee8f8434bb20e84d0b39cc5 23.e34KaxiLc3qMb40Rch0SaxuTchf0?text=&docid=115783&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=411388

は、荷主を特定できない、あるいは荷送人が商業上の意図を隠しているなどということが 例としてありうる。

規則 608/2013 には、商標(または他の知的財産権)の侵害についての実体法は同規則による影響を受けないと明記されている。

2015 年 12 月には実体的な商標法の改革が行われ、欧州議会が欧州共同体商標規則(EU) 2015/2424 の改正⁶⁴と新たな商標指令(EU) 2015/2436⁶⁵を承認した。2016 年 3 月には規則(EU) 2015/2424 が発効し、商標指令(EU) 2015/2436 の通過中の模倣品についての規定を国内法規に導入するために 2019 年 1 月までの期間が EU 加盟国に与えられた。

現段階において、拡張された通過規定が欧州共同体の商標に適用される。商標指令が実施されると、BREXIT の結果として導入される変更を条件として、それらは国内の商標にも適用される。

新しい規定は商標の所有権者の権利を拡張して、第三国から来る、そして当該の物品について登録された商標と同一であるか、最重要の要素においてその商標と区別不可能な商標が無許可で付されている物品を、第三者が、自由な流通のために引き渡されることなく取引の過程で欧州共同体に持ち込むことを、その物品が欧州共同体の市場への出品を予定したものではないとしても防止する。

所有権者のこれらの権利は、登録された商標の侵害の有無を判定するために起こされた後 続の訴訟において、最終仕向地の国の市場への物品の出品を禁止する権限がその登録され た商標の所有権者にないという証拠が物品の申告者または保有者により提供されたならば 消滅する。要するに、申告者(または物品の保有者)は否定、つまり欧州の所有権者は仕 向地の国の市場への物品の出品を防止できないということを証明しなければならない。こ うした状況の一例としては、当該の商標権が別々の正当な権利保有者の間で国際的に「分 かれて」いるということが考えられよう。

欧州委員会は、各国の税関当局が関連規定を新しい商標関連法規に取り入れるのを助ける ためガイドライン⁶⁶を発表した。

これらの改訂の結果として、英国の税関は通過中の模倣品を再び留置し押収する。しかし、新しい法律に基づき英国でなされたそうした物品の留置が実体法上の侵害訴訟で異議を申し立てられたということは、我々の知る限りない。

^{64 &}lt;a href="http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L">http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L .2015.341.01.0021.01.ENG&toc=OJ:L:2015:341:TOC

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L .2015.336.01.0001.01.ENG&toc=OJ:L:2015:336:TOC

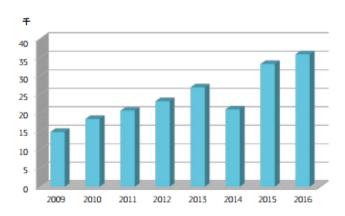
⁶⁶ http://eur-lex.europa.eu/oj/direct-access.html?ojYear=2016&ojSeries=OJ-C

D) 統計

英国税関は、提出された AFA の件数についても留置や押収の活動についても統計を発表していない。

しかし、英国税関の活動は欧州委員会の税関同盟総局(「TAXUD」)の発表する EU 統計に報告されている。この統計は毎年発表され、普通は翌年の 7 月か8 月である。最新の統計は 2016年についてであり 67 、過去の年の統計は ec. europe. eu website で入手できる。

1. AFA の提出件数



年	申請		
2009	14 797		
2010	18 330		
2011	20 566		
2012	23 134		
2013	26 865		
2014	20 929		
2015	33 191		
2016	35 815		

チャート 1-2009~2016 年の申請件数

本項のチャートはすべて TAXUD の「EU 税関による知的財産権の執行についての報告、EU 境界での結果、2016 年」 68 から複製したものである。

上記チャートを見ると、AFA の提出件数が 1 つの例外 (規則 608/13 の導入後の新手順への移行によりある程度説明できる)を別として毎年一貫して増加していることが分かる。報告は提出された AFA を国別に示してはいないが、我々の経験によれば、多くの権利保有者は英国を指名して AFA を提出した。

2. 2016 年製品種類別主な模倣品差押え

フランスのパート「I. E) 2. 欧州での統計」を参照。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/report_on_eu_customs_enforcement_of_ipr_at_the_bor_der_2017.pdf

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-controls/counterfeit-piracy-other-ipr-violations/iprinfringements-facts-figures_en_

3. 製品別出所国

フランスのパート「I. E) 2. 欧州での統計」を参照。

- 4. 2016 年における阻止された偽造品によって侵害された権利の種類 フランスのパート「I. E) 2. <u>欧州での統計</u>」を参照。
- 5. 税関手順別に見たケースの内訳

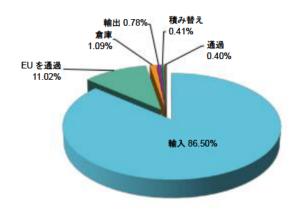


チャート 17 一税関手順別に見た事例の内訳

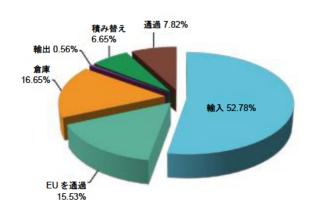


チャート 18 一税関手順別に見た物品の内訳

これらの統計から、ケースと押収品の大半が輸入用として申告された、ということが分かる。

6. 英国における押収

添付1 加盟国別のケースと押収品の概要

加盟国別のケース数と押収品数の推移-2015~2016年							
加盟国	ケース数			押収品数			
	2015	2016	96	2015	2016	%	
ベルギー	19 571	19 137	-2%	504 130	4 287 417	750%	
ブルガリア	497	436	-12%	1 282 130	638 248	-50%	
チェコ共和国	1 163	656	-44%	515 105	4 621 189	797%	
デンマーク	1 481	2 541	72%	51 021	1 101 242	2058%	
ドイツ	22 156	19 045	-14%	2 302 444	3 386 892	47%	
エストニア	422	268	-36%	25 536	177 227	594%	
アイルランド	2 102	1 729	-18%	18 001	12 826	-29%	
ギリシャ	149	109	-27%	6 375 856	2 966 330	-53%	
スペイン	2 999	2 778	-7%	1 893 019	1 737 103	-8%	
フランス	1 556	1 269	-18%	6 331 378	1 960 705	-69%	
クロアチア	1 673	1 192	-29%	306 000	744 099	143%	
イタリア	4 245	3 278	-23%	2 096 910	1 006 661	-52%	
キプロス	109	89	-18%	35 661	243 018	581%	
ラトピア	547	778	42%	89 976	64 432	-28%	
リトアニア	757	591	-22%	90 618	4 905 936	5314%	
ルクセンブルク	217	295	36%	33 622	67 379	100%	
ハンガリー	268	330	23%	18 130	74 204	309%	
マルタ	46	87	89%	1 256 131	2 604 260	107%	
オランダ	344	314	-9%	5 120 665	2 202 371	-57%	
オーストリア	2 771	2 115	-24%	44 832	77 741	73%	
ポーランド	545	510	-6%	1 074 941	383 615	-64%	
ポルトガル	152	200	32%	352 405	855 617	143%	
ルーマニア	334	378	13%	4 693 180	3 660 196	-22%	
スロベニア	3 061	1 089	-64%	3 213 513	1 289 689	-60%	
スロバキア	1 544	1 580	2%	90 103	84 546	-6%	
フィンランド	25	78	212%	4 805	18 191	279%	
スウェーデン	241	218	-10%	58 246	211 410	263%	
英国	12 123	2 094	-83%	2 850 004	2 004 588	-30%	
合計	81 098	63 184	-22%	40 728 675	41 387 132	2%	

2016年に英国で報告されたケースの件数は前年に比して急減した(2015年の 12,123件から 2016年の 2,094件へ)。しかし、これは英国の税関がケースを報告する方法の変更により説明できる部分が多い(以前は、1 つの貨物が何件かのブランド侵害を含む場合に複数のケースを報告していた)。

押収品の数も、およそ 2015年の 285 万から 2016年の 200 万へと、30%減少した。

年間統計は、タバコに関わる押収など、比較的少数の非常に大規模の押収によって歪められることがありうるということに留意すべきである。

7. 興味を引くその他の統計

年間統計には権利保有者の興味を引く可能性のある情報が他にもあり、それを以下に例示する:

- 製品部門別に見たケース、物品、金額の数字の内訳
- 製品部門別に見た出荷国の概要
- 押収品の数に基づく上位出荷国
- 押収品の金額に基づく上位出荷国
- 旅客輸送における押収品の概要
- ケース、物品、金額の数字で見た輸送手段
- 留置の結果(破壊、小口貨物、民事訴訟提起など)

これらの統計は、権利保有者がその執行プログラムを評価するための基準として役立てることができる。

E) 税関の協力

1. 他の税関当局との協力

規則 608/2018 の第 31 条は、EU 全体で AFA を管理するための集中データベースを定めている。このシステムは COPIS と呼ばれ、全加盟国で運用されている。

税関は他の国々の相手方と協力しながら情報と機密情報を交換している。

2. 民間組織との協力

英国税関は、英国各地の模倣品対策グループ、ACG⁶⁹が企画する研修への参加を権利保有者に奨励している。ACG は様々な税関入国地点で研修イベントを開催しており、他の地元の法執行職員を招くこともしばしばである。

英国の模倣品対策グループ⁷⁰ (「ACG」) は 40 年近く活動しており、170 を超える権利保有者 組織をメンバーとして抱えている。その活動は以下を含む多くの分野に及ぶ:

• 政策の啓蒙およびロビー活動

-

⁶⁹ https://www.a-cg.org/

https://www.a-cg.org/

- 機密情報の調整:機密情報の収集、作成、および共有
- ブランド所有者と法執行機関の間での機密情報の共有
- 様々な利害関係者を集めた教育イベントの企画
- 法執行研修の企画
- 消費者意識イニシアチブ

英国税関は知的財産連合⁷¹(「連合」)やREACTとも協力している。

連合は知的財産の保護と執行に関心のある 20 余りの組織から成っており、主にコンテンツ所有者のための組織ではあるが、メンバーにはオーディオビジュアル、音楽、ビデオゲームおよよびビジネス用ソフトウェア、スポーツ業界、ブランド製品、出版業、著述家、小売業者、デザイナーが含まれている。

REACT は模倣品対策を中心に活動している非営利の事業者団体であり、オランダに拠点を置いている。英国でも活動しているが、他のいくつかの EU 諸国におけるほど活発ではない (2016/17 について言えば、世界全体での REACT の関与件数、71,288 件のうち英国は735 件にすぎない)。

3. 法執行当局との協力

税関 (HMRC および国境隊) は他の法執行機関や事業者団体と日常的に協力している。例えば、2016 オペレーション・ピサでは、マンチェスター空港とフィーリクストウ港において税関による主導で一連の作戦行動があった。この作戦行動は IPO の機密情報をもとに実施され、その情報は、模倣品をマンチェスターに持ち込んでいた組織的犯罪グループが大手民間宅配会社を利用していることを明らかにした。83,000 のアイテムが押収された。

-

⁷¹ https://www.allianceforip.co.uk/

II. 刑事システム

A) 法源

1. 国内

知的財産犯罪に関する国内の法律と規則の主な法源は以下のとおりである:

1994 年商標法(TMA)

TMA は、登録商標の無許可使用についての違反を定めており、これには登録商標を物品に使用するこや、登録商標もしくは登録商標と混同される可能性の高いサインを付した物品を流通させる、売りに出す、もしくは賃借することが含まれる⁷²。

違反に対する最も厳しい罰則は、真正のブランド品と混同される可能性の高いアイテムを 販売した者に対する 10 年間の禁錮である⁷³。

1988 年著作権・意匠・特許法 (CDPA)

CDPA は以下のような広範囲の刑事犯罪を定めている:

- 侵害品を作る、または商う⁷⁴
- 不法な記録を作る、扱う、または使用する75
- 有効な技術的対策を迂回するように設計または調整された装置およびサービスを 作る、または商う⁷⁶

これらの違反の大半は明確な防護策がなく、利用可能な防護策が限られている。また、罰則は厳しいものになりうる。例えば、侵害品の販売、輸入、および/または流通には、最長 10 年間の禁錮および/または罰金が科される⁷⁷。

1949 年登録意匠法

1949 年登録意匠法 (および 2014 年知的財産権法 (開始 No. 3 と移行規定) 命令 2014 (SI 2014/2330) ⁷⁸が登録意匠の無許可複製を扱っている。

⁷² 1994年 TMA, section 92 (1) to 92 (4)

⁷³ 上の脚注に同じ. section 92 (6)

⁷⁴ 1988年 CDPA. section 107

⁷⁵ 上の脚注に同じ. section 198

⁷⁶ 上の脚注に同じ. section 296ZB

⁷⁷ 上の脚注に同じ. section 107 (4)

http://www.legislation.gov.uk/uksi/2014/2330/made

要するに、人が事業の過程において、登録意匠と正確にもしくは実質的に同一である製品を作るためにその登録意匠を意図的にコピーし、また、その意匠が登録意匠であることを知っているか、そのように考える理由がありながら、意匠の登録所有権者の同意を得ないままそうするなら、その人は違反を犯すことになる⁷⁹。

人が事業の過程において、輸入などで入手した製品を商うか、売りに出すか、販売し、その場合において登録意匠がその登録所有権者の同意を得ずに意図的にコピーされたことを知っているか、そのように考える理由があるならば、それは違反である⁸⁰。

被疑者は、その登録意匠が有効であると考える合理的理由がないこと、または意匠を侵害していないことを証明できるなら、それは弁護となる⁸¹。しかし、この違反が有罪であると判定されれば、犯人は罰金または最長 10 年の禁錮刑を科される可能性がある⁸²。

その他の関連国内法規

- 2002 年刑事訴訟法⁸³
- 2008年不公正取引に対する消費者保護の規則(SI 2008/1277)⁸⁴
- 2002 年企業法⁸⁵
- 1967年刑事司法⁸⁶

2. 欧州共同体の法源

フランスの II) 刑事システム、A) 法源、2) 欧州共同体情報源を参照。

BREXIT の結果として、EU 体制の適用はなお検討過程にある。

3. 国際的法源

英国も以下の署名国である:

- 1989 年標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- 欧州人権条約(ECHR)。これは直接影響するものではないが訴訟で取り上げられる可能性がある。
- 1994 年知的財産権の貿易関連事項についての WTO 協定 (TRIPS)。

^{79 1949} 年登録意匠法. section 35ZA(1)

⁸⁰ 上の脚注に同じ. section 35ZA(3)

⁸¹ 上の脚注に同じ. section 35ZA(4) and 35ZA(5)

⁸² 上の脚注に同じ. section 35ZA(8)

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/29/contents

http://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/1277/contents/made

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/40/contents

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1967/80

B) 刑事訴訟

1. 関連する法執行当局

取引基準当局

英国では、1994 年商標法の刑事規定を執行する主要な責任は取引基準当局にある。英国の地方当局の大半に取引基準の部局がある。知的財産権の捜査と訴追は地方の取引基準当局が行うのが普通である。

取引基準当局は、商標侵害、著作権侵害、または 2008 年不公正取引に対する消費者保護の規則 (SI 2008/1277) の違反に対して訴追できる⁸⁷。

犯罪的な商標侵害または模倣に対し私人訴追を提起することは可能であるが、現地の取引 基準当局(または警察)が措置を講じてくれるなら、そのほうが商標所有者にとって費用 効率が高いのが普通である。

取引基準当局が侵害に気付く方法は以下のようにいくつかあるため、訴追当局と良好な関係を維持することは商標所有者にとって有益である:

- 自ら捜査して。
- 一般公衆からの情報を手がかりに。
- 他の商標所有者との連携を通じて。

2002 年企業法88のパート 9 は、公的当局がその任務の過程で得た特定の情報を開示することは刑事犯罪であると定めている。この意味は、開示は商標所有者により提起された刑事訴訟に関連しているか、別の理由で同法の下で許可されたものでなければならないとの規定が同法にあるため、取引基準当局が模倣に関して商標所有者に提供できる情報の量について取引基準当局が制約を受けることもある、ということである。さらに言えば、商標所有者がそうした情報をなんとか取引基準当局から入手した場合、商標所有者も、その情報が同法により許された方法で使用されるようにしなければならず、さもなければ有罪となる。

CPS 専門不正部

知的財産犯罪の大半は公訴局(CPS)専門不正部(SFD)が訴追する。少数のケースは正規の CPS チームが管轄するが、複雑なケースは SPD が扱う。

http://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/1277/contents/made

http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/40/part/9

警察

組織的な犯罪ネットワークが模倣(および海賊)への関与を強め、他の形の犯罪とのつながりを深めているため、警察機関の関与が取引基準当局(これは逮捕の権限を持たない)への支援にととまらず大規模な犯罪捜査の指揮においても、ますます拡大している。

警察知的財産犯罪ユニット (PIPCU) は、正規の物理的商品とオンラインやデジタルのコンテンツを作る権利保有者を知的財産犯罪から保護することに専念する専門的な国家警察組織である⁸⁹。PIPCU は英国内外の数多い他の法執行機関と協力している。その作業の多くはオンラインでの知的財産犯罪に関係する。

このユニットは、中立的に活動する、知的財産庁(IPO)を資金の提供元として 2013 年に発足した組織である。オンライン・プラットフォームを利用して行う犯罪に重点を置きながら、物理的商品とデジタル商品(医薬品を除く)に影響を及ぼす重大かつ組織的な知的財産犯罪(模倣および海賊)への取り組みに専念している。

探偵、アナリスト、調査員を抱え、不正に対する国の指導的部隊であるロンドン市警察の 経済犯罪局を拠点としている。有する専門知識と経験を動員して、経済犯罪への国家的な 法執行対応と、保険金詐欺、汚職・賄賂、およびカード支払詐欺に取り組む独自財源の警 察部署を主導している。

PIPCU は有益な参考ガイドを発行している⁹⁰。

IPO インテリジェンス・ハブ

IPO は、知的財産犯罪に対する戦いでの英国における主導機関として指名された。その一つの重要なイニシアチブは知的財産犯罪・執行報告書⁹¹の発行であり、これは主要な利害関係者の活動を総括し報告するものである。

IPO インテリジェンス・ハブ (「インテリジェンス・ハブ」) は IPO の著作権・執行局に所属している。上記のとおり、インテリジェンス・ハブは知的財産犯罪に関する機密情報を照合して法執行当局に広めている。執行面の責任は負わされていないが、機密情報の配布においては重要な役割を担っている。

インテリジェンス・ハブは調査官、機密情報調査官、金融捜査官、アナリストから成る。 チームは知的財産侵害と英国への模倣品供給を減らすために、業界、法執行当局、その他 の政府部門と協力している。2016~17 年、4,629 件の機密情報記録がインテリジェンス・ ハブに提出された。

https://www.cityoflondon.police.uk/advice-and-support/fraud-and-economic-crime/pipcu/Pages/About-PIPCU.aspx

^{90 &}lt;a href="https://www.cityoflondon.police.uk/advice-and-support/fraud-and-economic-crime/pipcu/Documents/pipcu-referral-guide.pdf">https://www.cityoflondon.police.uk/advice-and-support/fraud-and-economic-crime/pipcu/Documents/pipcu-referral-guide.pdf

⁹¹ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/642324/IP_Crime_Report_2016_-__2017.pdf

2. 英国法執行機関の間の協力

知的財産犯罪グループは、法執行の機関や組織の間での部門間対話と共同作業を促進している。

国家市場グループ (NMG) は、市場およびカーブート・フェアでの模倣品や海賊品の取引に取り組む全国的、組織的、部門横断的なアプローチのためのフォーラムを開催するために設置された。つい最近、ソーシャル・メディアとオンラインのプラットフォームがこのグループの管轄範囲に加えられた。

知的財産犯罪に対する戦いで協力している注目すべきその他の機関には以下が含まれる:

- 国家取引基準機密情報チーム
- 国家犯罪対策庁
- 政府機関機密情報ネットワークス

3. 刑事訴訟

公訴局 (CPS) は訴追がありうるケースについて警察と取引基準当局に助言を提供し、提出されたケースを審査する。重大または複雑なケースの中から、どの被告を告訴すべきかを決める。訴追するか否かの決定は 2 つのテストに基づく:ケースを証明する十分な証拠があるか、また、ケースを法定に持ち込むことが公益に適うか。

刑事訴訟は、犯罪の重大さに応じて治安判事裁判所と刑事法院のいずれかで審理される。 大半の知的財産犯罪は治安判事裁判所で審理される。

治安判事裁判所からの上訴は、指定された刑事法院で審理される。刑事法院からの上訴は 控訴院により審理され、まずは控訴院が上訴の進行を許可しなければならない。

被告の有罪を立証する義務は起訴側にあり、起訴側は犯罪の細目を「合理的疑いの余地なく」立証しなければならない。陪審または治安判事は、被告の有罪を確信している場合にのみ有罪と判断すべきである。

TMA の第 92 条92に基づき犯罪を証明するには、起訴側は:93

- 当該商標の登録を立証しなければならない一起訴側は申し立てられた犯罪の実行 日において当該商標が登録されていたことを立証しなければならない。
- 「登録の範囲内での物品へのサインの使用」 起訴側は以下を証明しなければならない:
- サインは当該の登録商標と同一であるか、それと混同される可能性が高い。

-

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/26/section/92

https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/intellectual-property-crime

- 物品は当該商標が登録された物品である。そうではない場合、当該商標が英国で 定評があり、サインの使用が当該商標の際立った特徴または評判の不正利用であ るか不正利用となる、あるいはそれにとって有害であるか有害となる。
- サインの使用は被告によるものであった(または、被告は 92(1) 項の(b) または(c) の示す活動の1つを行った)。
- 所有権者が同意していない。
- 当該の登録商標は商標として使用されていた。
- 92 (1) ~ (3) 項の示す犯罪の場合、その人が「自己もしくは他の人のために利益を得るために、または他の人に損失を与えるために」活動した、ということを起訴側が証明する必要がある。

TMA の第 92 条に基づき犯罪を告訴された人にとって、サインが使用されたか使用されるはずであった方法でのサインの使用は登録商標の侵害ではなかったと合理的根拠に基づき考えていた、という証明は弁護となる。

刑事訴訟における証拠は、しばしば供述書により提供される⁹⁴。この証拠は、供述書が作成者により署名されたと主張されるものであり;供述書が作成者の知識と考えの及ぶ限り真実であること、および、作成者は、供述書が証拠として提出された場合には、虚偽であることを承知しているか真実とは考えないことを意図的に記載すれば訴追される可能性が高いということを知りつつ供述書を作成したことを内容とする作成者の宣言が供述書に含まれており;供述書が証拠として提出される審理の前に、供述書のコピーが供述書の提出を提案する当事者によって、もしくはその代わりに、訴訟の他の当事者それぞれに提供され;さらに、そのように提案する当事者について、他の当事者またはその事務弁護士のいずれも、本項に従って供述書を証拠として提出することに反対する通知を行わないならば、許容可能となる。

治安判事(治安判事裁判所の)または裁判官(刑事法院の)は、犯人への刑宣告をどのように行うかを決める。裁判所が何人かを有罪と判定する場合、最も一般的な刑は以下のとおりである:

- 罰金
- 社会内刑
- 懲役刑
- 執行猶予付き懲役刑(犯人は社会内刑に服するが、再び犯罪を犯した場合に投獄 されるのが普通である)

私人刑事訴追

近年、政府予算が削減されたため、模倣に関係する公的な刑事訴追の件数が減少した。特定の状況では私人刑事訴追が望ましい場合もある。

^{94 1967}年刑事司法法の第9条

私人訴追は、私人により、または警察もしくはその他の訴追当局の代わりに行動しているのではない主体により開始される訴追である。CPS は私人刑事訴追についてガイド⁹⁵を発行している。

私人訴追を起こして合理的な費用を公的資金から回収する権利は誰にもある。裁判所は知的財産犯罪の訴追を公益に適うものとしてとらえている。民事訴訟ほどには広く採用されていないが、私人刑事訴追は民事訴訟よりも費用がかからない傾向にあり、他方、権利保有者は訴訟を一定程度コントロールできる(国主導の刑事訴追に比して)。

私人刑事訴追は複数の模倣問題と関連して開始されることが多く、例えば音楽業界グループは複数の権利保有者を代表して行動している。グループは多数の原告を代表して行動することがあるため、費用効率が高い場合もある。単独で行動し限られた数の問題を扱う一般的な権利保有者の場合、既知の累犯者に対処する場合を別として、これが費用効率の高い解決策になりにくい。

私人訴追を検討する理由は次を含む:ターゲットが模倣やその他のいくつかの犯行(詐欺など)に深く関与していることが分かっている場合;訴追が「首謀者」の特定につながる場合;あるいは、警察もしくは取引基準当局が有力な証拠を集めたが訴追にまで到達するための資源を有しない場合。

私人訴追の対象となる最重要の犯罪について留意すべきいくつかの重要事項を以下に示す:

- 商標侵害 (TMA 第 92 条96)。被告が商標侵害の行為を働いたということを合理的 疑いの余地なく立証する証拠を提示する必要がある。当該のサインの使用は登録 商標の侵害ではないと合理的根拠に基づき考えていたという証明は、商標法第 92 条への違反についての弁護になる。そのように考えていたという証明は、侵害品 について問い合わせ (そして物品であるが明らかに模倣品であるか自ら判定す る)そして/または鑑定を求めることを被告に義務付ける可能性がある。
- 著作権侵害(CDPA 第 107 条 97)。侵害コピーであることを知っているか、そのように考える理由がある著作権のある作品の侵害コピーを扱う(販売、輸入、流通などにより)なら、その人は刑事制裁を受ける可能性がある。やはり、権利保有者はその申し立てを合理的疑いの余地なく立証できなければならない。

犯罪による収益

被告が有罪であると判定されたなら、被告の資産を追跡し没収するため 2002 年犯罪収益 法 (POCA) に基づく訴追を別途提起することも可能な場合があるが、その資産が犯罪行為 を資金源としてはいなかったことを被告が立証できるなら、この限りではない。

https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/private-prosecutions#an01

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/26/section/92

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/section/107

POCA⁹⁸は模倣犯に対する強力な武器であり、2003 年 3 月より後になされた犯罪に適用される。犯罪による利益を取り上げ、資金洗浄を厳しく取り締まり、さらに没取された犯罪収益財産を広く社会の利益のために利用するように工夫されている。知的財産犯罪は、この法律において「ライフスタイル犯罪」の一つであり、したがって模倣に対する単一の有罪判決が POCA に基づく犯罪収益財産没収訴訟へのドアを開くということがありうる。

公訴局は、そのウェブサイトに本項についての有益なガイダンス99を掲載している。

これら別途の没収訴訟において、模倣犯の資産は 6 年前まで遡って追跡することができ、 犯罪的ライフスタイルの収益ではないことが証明可能でない限り没収される。これらの収 益は刑事裁判所または民事裁判所に上程でき:

- 上記法律で定義された「非合法行為」が立証可能であることを条件に、最初に犯人を訴追することなく民事回復命令を獲得できる。
- 立証の基準は民事裁判所の基準、つまり「蓋然性の優勢に基づいて」であり、刑事裁判所の基準「合理的疑いの余地なく」ではない。
- 追跡された資産が犯罪行為の収益ではないことを確証する立証責任は全面的に被告にあり、没収命令または民事回復命令の計算では、被告が別のことを立証できない限り、最長6年間の資産価値を考慮に入れることができる。
- 法執行当局は回収された資産の分配にあずかって、費用を賄うことができる。
- このようにして犯人から回収された資産も、遡及して課税されることがある。

現在、イングランドおよびウェールズで 5 つの地方資産回収チームが設置されて、POCA¹⁰⁰ に基づく資産回収を最大化している。これらのチームは様々な警察部隊、英国歳入関税 庁、資産回収庁、CPS、および重大組織犯罪庁から出向している職員とスタッフから構成されている。

現在、多くの取引基準の部局には正式認可を受けた POCA のための金融捜査官である職員がおり、イングランドおよびウェールズに所在するそれら職員は奨励システムに組み込まれている。捜査に関与する他の機関(警察など)と同様、取引基準当局は訴追費用の一部を最終的な没収命令の一定割合を受けることにより埋め合わせることができる。

例えば、90,000 ポンドの POCA 没収命令の場合:

- 50%が英国国庫に入り、その他の50%が3分の1ずつに分けられる。
- 資金の回収を管轄する機関が3分の1を受け取り(普通は治安判事裁判所)、
- 金融捜査官が3分の1を受け取り(当該の地方当局)、
- 訴追当局が3分の1を受け取る(これは警察である場合もあれば、捜査官と同じ 当局である場合もある)。

http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/29/contents

https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/proceeds-crime

¹⁰⁰ https://www.a-cg.org/useful info/proceeds-of-crime

これによって、イングランドおよびウェールズの取引基準当局は 2 つ目の 50%のうち最大で 3 分の 2 を請求できることになる 101 。

費用

権利保有者は、警察または取引基準当局により提起された刑事訴訟を支援するための費用 を覚悟しておく必要が確かにある。

権利保有者の支援としては、それが当該の知的財産権を所有しており、侵害する使用に同意していない、ということを示す証拠を第9条の供述書の書式で提供することがありうる 102。家宅捜索に際して取引基準当局の職員に同行するか、裁判所に出席して証拠を提出することが必要になれば、追加の時間と費用が発生することもある。

C) 統計-犯罪行為

知的財産犯罪報告書

IPO は知的財産犯罪・執行報告書を毎年発行している¹⁰³。IPO のインテリジェンス・ハブは知的財産犯罪に関する機密情報を照合して広めている。データによると、執行機関および民間産業パートナーから IPO に送付される機密情報提出物は 2016~2017 年の間、月々の変化は多少あったものの、比較的安定を保った。

法務省

法務省によると、2016 年に商標法および著作権・意匠・特許法に基づき有罪と判定された人は、それぞれ 433 人と 47 人であり、前年はそれぞれ 490 人と 69 人であった。警告を受けた人数は前年と同じであった 104 。

OCI トラッカー

IPO は人々のオンラインでの機材消費傾向を把握する一助として年次調査を行っている。 2017 年 3~5 月、12 歳以上の全インターネット利用者のうち 15%が違法コンテンツを少なくとも 1 つ消費した 105 。

_

¹⁰¹ https://www.a-cg.org/useful info/proceeds-of-crime

¹⁰² 上の脚注に同じ

¹⁰³ 知的財産犯罪・執行年次報告書: 2016~2017年、IPO、p10、gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/642324/IP_Crime_Report_2016 - 2017.pdf

¹⁰⁴ 知的財産犯罪・執行年次報告書: 2016~2017年、IPO、p10、 gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment data/file/642324/IP Crime Report 2016 - 2017.pdf

¹⁰⁵ 上の脚注に同じ

取引基準当局の捜査

知的財産犯罪報告書への 1 つの重要な貢献は、知的財産犯罪に取り組む取引基準当局の活動の年次調査である。2016/17 年の捜査対象上位 5 品目は、シガレット・タバコ、衣類、アルコール、履物、および化粧品/メイキャップであった。これらを捜査した上位 5 つの場所は、普通の店、ソーシャル・メディア、オークション・サイト、ウェブサイト、および民家であった。これは前年の姿と類似している 106 。

106 上の脚注に同じ

III. 民事システム

A) 法源国内の法源

1. 関連する国内法は以下を含む:

- 改正された 1994 年商標法 (TMA) ¹⁰⁷は、2019 年 1 月 15 日をもって指令 (EU) 2015/2436 (新しい指令) により置換えられる指令 2008/95/EC (商標指令) を実施するものであり、英国国内の商標の登録、有効性、侵害に関する法律を定めている
- 改正された 2008 年商標規則 (SI 2008/1797) ¹⁰⁸は、英国知的財産庁 (UKIPO) の 一部である商標局での商標申請の提出および反対のための手順について細目を定めている。
- 2007 年商標(相対的根拠)命令(SI 2007/1976)¹⁰⁹は、TMA の下での商標登録を 拒絶する根拠を律する具体的規定を定めている。
- 民事訴訟規則 (CPR) ¹¹⁰は、イングランドおよびウェールズの裁判所における商標 訴訟の詳細手順を定めている。
- 上記国内法規(CPR を除く)は英国全体、つまりイングランドおよびウェールズ、スコットランド、北アイルランドで適用される。TMA も、例外と修正を条件としてマン島にも適用される。

2. 欧州共同体の法源

関連する法規は以下を含む:

- 欧州共同体の商標¹¹¹についての改正された規則(EC) 207/2009。これにより共同 体商標(CTM)が生まれ、CTM の登録機関として欧州共同体商標意匠庁(OHIM)が 設置された。
- CTM 規則を改正した修正規則 (EC) 2015/2424¹¹²。欧州商標規則 (EUTMR) と改称 され、2016 年 3 月に発効した。CTM は今や欧州 (EU) 商標 (EUTM) であり、OHIM は今や欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に改称した。
- EU 商標規則を成文化し、その修正を集約した規則((EU) 2017/1001) ¹¹³は 2017 年 10 月 1 日から適用される(EUTM 規則)。
- 特定の執行メカニズムを調整した、知的財産権の執行についてについての指令 2004/48/EC(知的財産権執行指令)¹¹⁴。

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/26/contents

http://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/1797/contents/made

https://www.legislation.gov.uk/uksi/2007/1976/contents/made

^{110 (}参照: https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules)

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:078:0001:0042:en:PDF

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32015R2424

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32017R1001

• 商標指令は登録、有効性、侵害に関する法律を定めている。新しい指令((EU) 2015/2436) ¹¹⁵が 2016 年 1 月 12 日に発効し、これは 2019 年 1 月 15 日までに加盟 国の法律に取り入れられなければならない。英国政府は、BREXIT 後にこの新しい 指令を英国の国内法に取り入れるかどうかを示していない。

3. 国際的法源

英国も以下の署名国である:

- 1989 年標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- 1994 年知的財産権の貿易関連事項についての WTO 協定 (TRIPS)。

B) 民事訴訟

イングランドおよびウェールズはコモン・ロー法域であり、そのため、非制定法および拘束力のある以前の訴訟での先行判決が法規とともに法律を形成することはない。

知的財産侵害に対する民事訴訟が有意義である状況は多い:

- 商標が登録されている製品と同一の製品への権利保有者の商標の使用を当該のケースが含む、という理由で責任が明らかである状況。この状況では早期解決の可能性が高く、また、侵害者が協力を断るのであれば、欠席判決または略式判決の可能性が高まり、審理が必要でなくなる。
- 相手が主要な再犯者であり、その活動を緩和または防止する試みが不成功に終わった。
- 訴訟の一環としての開示がなければアクセスできないであろう、ターゲットの広 範な供給源など、貴重な証拠へのアクセスが訴訟によって得られる。
- 仮命令が必要である。例えば、消費者の安全をリスクにさらしかねない製品が侵害に含まれているか、捜索命令が必要である。
- Regulation 608/2013 に基づく税関による留置の後、物品の保有者が物品の破壊 に明確に反対しているが、権利保有者は物品が模倣品であることを確信してお り、それが英国市場に入ることを望んでいない。権利保有者は税関に対して法的 手続の開始を通知して、訴訟の結果が決まるまで税関が物品を留置できるように する必要性がある。
- 規則 608/2013 に基づく模倣品の留置が特別大量にあるなど、大規模の模倣に関与する大規模ネットワークへの対応。単に、留置された物品を破壊すること(これは模倣に対する長期的抑止ではない)を選ぶよりも、侵害に対し法的措置を開始するほうが有意義であるかもしれない。

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:195:0016:0025:en:PDF

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32015L2436

1. 訴訟を起こす場所

民事手続をとる裁判地の選択は、当事者のサイズ、請求の複雑性、証拠の性質、請求の金額、求める救済を含む多くの要素に依存する。

高等裁判所、大法官部、特許審判部

特許審判部¹¹⁶は、高等裁判所の大法官部にある専門の知的財産裁判所であり、正規の高等 裁判所規則に沿って活動している。

高等裁判所は一般に複雑な、または高額の訴訟を扱い、特許審判部は主に特許や登録意匠に関する訴訟を扱う。損害または費用の金額に上限はないが、裁判官は裁定する費用のレベルにおいて多少の裁量を有する。

知的財産企業裁判所

知的財産企業裁判所(IPEC) 117 (旧称、州特許裁判所)は合理的な手順と、小規模の請求のためにより費用効率の高い、近づきやすいシステムを採用している。証拠の量、承認の数、審理の長さを制限しており、そのため費用があまりかからない。また、費用と損害額の上限をそれぞれ 50,000 ポンドと 500,000 ポンドに設定している。専門的な知的財産判事を抱えており、これは現在 HHJ Richard Hacon OC である 118 。

IPEC の管轄は特許、意匠(登録および未登録、EU および英国)、商標(共同体および英国)、詐称通用、著作権、データベース件、および CDPA¹¹⁹により定められたその他の権利を含む。

高等裁判所で得られる救済策は、すべて IPEC で得ることができ、予備的および最終的な 差止め命令、損害賠償および/または利益の清算、引き渡し、および開示を含む。捜索・押収命令(旧称、アントン・ピラー・オーダー)と資産凍結(マレヴァ)命令も IPEC で得ることができる。

IPEC で得られる損害賠償の限度は、IPEC と普通の高等裁判所の間の主たる相違点である。IPEC は小規模で短期の、あまり複雑でない、少額の訴訟を扱うために設置されたのであり、したがって手順はそうした種類の訴訟に合わせて工夫されている。

高等裁判所で提起された訴訟は、裁判官または大法官主事の命令により、IPEC に移管されることがあり、その逆もある。

-

¹¹⁶ https://www.gov.uk/courts-tribunals/patents-court

https://www.judiciary.gov.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/high-court/courts-of-the-chancery-division/intellectual-property-enterprise-court/

https://www.judiciary.gov.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/high-court/courts-of-the-chancery-division/intellectual-property-enterprise-court/judges/

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/contents

知的財産企業裁判所の少額請求トラック

少額請求トラック 120 は 2012 年 10 月、IPEC に導入された。金額が 10,000 ポンド以下の請求 に対して知的財産権を執行する仕組みを提供している。

この手順に適するためには、請求が知的財産権の単純な侵害に関係し、複雑な法的議論を 含まないものであるべきである。この手順は商標侵害、著作権侵害、未登録意匠件侵害、 および詐称通用に適用できる。原告が少額請求トラックへの割り当てを希望する旨を請求 の明細に記載しなければならない。

手続き上、少額請求トラックは IPEC の付託事項にとどまるが、審理を要する訴訟は 3 人の特に割り当てられた地方裁判所判事の1人により審理される。

他の少額請求訴訟と異なり、IPEC の少額請求トラックは従来型の複数トラックの下で得られるものと同じ範囲の最終的救済策を提供する。当事者が侵害を続行しないようにする差止め命令がこれに含まれ、これはしばしば損害賠償よりも価値がある。ただし、暫定的差止め命令、捜索命令、および凍結差止め命令が得られない。

費用回収が限定的であるということ(現在、敗訴した当事者から回収できる訴訟費用についての 260 ポンドに設定されている)は、費用支出が全当事者にとって最小限であることを意味する。

2. 民事裁判所の手順

商標侵害侵害訴訟の方式

他の多くの欧州の法域と対照的に、イングランドの民事裁判所のプロセスは詮索的である というより敵対的であり、審理において一方の側が相手側を不意打ちによって驚かすとい う可能性を回避するように作られたルールにより支配されている。イングランドの裁判所 の基本アプローチは以下のとおりである:

- ロ頭証拠と証人の反対尋問を採用する。
- 主張を助けるとともにくじく資料を各当事者が文書で開示する。
- 論争点を判事(あるいは場合によって、上訴において主事もしくは判事のパネル、または UKIPO において特に指名された上級実務家)が判定する。陪審は採用されない。

商標侵害訴訟は一般に以下から成る:

• 訴答:これは各サイドの主張のハイレベルな正式の供述書である。

• 訴訟管理会議:これは訴答の後に開かれる。訴訟のタイムテーブルを定め、開示 の範囲、承認の数、調査証拠の使用などの問題を扱う。

¹²⁰ https://www.gov.uk/government/publications/intellectual-property-enterprise-court-a-guide-to-small-claims

- 開示
- 証拠の収集、準備、および証人供述の交換:証人供述は各証人が提供しようとする主たる証拠を示す。
- 審理および判決:審理は、たいがい数日間続く口頭審理である。審理の直前、当 事者は詳しい弁論書を提出する。

ファースト・トラック手順

訴訟は以下の方法で速められることがある:

- 迅速な裁判:暫定的差止め命令が適切でなく、しかも一定の緊急性を示すことができる場合、迅速な裁判が適正な選択肢となることがある。いくつかの事項(特に開示)が比較的限られていることもあるが、一般論として手順は通常どおりでいて、しかも集中的であり、短期間に進む。
- 合理化された手順: IPEC は以下によって、他の裁判所に比して少額の、あまり複雑でない商標訴訟を合理化され費用効率の高い方法で審理することが多い:
- 証拠(事実と専門家の両方)を書面化された形に限定する。
- 証人間の反対尋問を制限するか認めない。
- 開示を阻止するか厳格に制限する。

裁判所は審理において、それが公正と見なすいかなる訴訟方法も採用することができる。

3. 証拠

文書

証人供述書と専門家の報告書が作成され、訴訟の相手方当事者と交換される。これらは各 証人/専門家が審理で提供しようとする証拠を詳しく示す。

証人の証拠

証人は書面および口頭で証拠を提出する。一般に、証人の供述書が証人の主たる証拠となり、口頭での証言が相手方当事者による反対尋問をもって始まる。証人を呼び出した当事者は「再尋問」を行って、反対尋問によりあげられた事項への回答において証人を支援する。

専門家の証拠

当事者は裁判所の許可を得た上で専門家証人を起用できる。

IPEC では、専門家証人が許可されるのは特定の問題についてのみであり、また、その証言の便益が費用を正当化することを裁判所が納得した場合に限られる。

調查証拠

弁別性、混同もしくはごまかしの可能性、およびマークが関連公衆にとって既知であるか否かを証明するために調査証拠が時々使用される。裁判所は調査の価値について慎重であり、結果は調査がなされた方法に大きく依存する。時間と費用を節減するため、提案する調査をその実行前に裁判所に承認してもらうことが今や必要である。

調査はすべて詳細が開示されなければならず(結果や、結果が証拠で信頼されるか否かと 無関係に)、専門家は結果と使用した方法についての反対尋問に応じられなければならな い。裁判所が示した厳格なガイドラインに従ってなされなかった調査は、裁判所によりほ とんど重視されないか、証拠から除外される可能性がある。

刑事訴訟のために入手する証拠

民事訴訟と刑事訴訟において、証拠の一般的ルール、つまり許容性の原則、関連性、およ び風聞についてのルールを適用して証拠の許容性を判断するのは裁判官である。

証拠としての刑事上の有罪判決

ある人が英国裁判所により刑事上の有罪判決を受けたという事実は、その人が当該の犯罪 を犯したことを立証するための、後続の民事訴訟での許容可能な証拠である。刑事訴訟で 使用される文書、情報、苦情、または起訴も、後続の民事訴訟での許容可能な証拠であ る。

刑事訴訟における証拠としての民事訴訟での判決

起訴側が信頼することを提案する証拠については、その受け入れが訴訟の公正性に悪影響を及ぼすと思われる場合、裁判所はその受け入れを拒否できる。

4. 執行を支援する裁判所の措置の権限

開示

開示は模倣問題において民事訴訟の提起を検討する理由になりうる。それは例えば、英国を根拠としている侵害者と取引があり、その侵害者が広域的な模倣サプライチェーンもしくはネットワークの一部であることが分かっているか、そのように思われる場合である。

開示それ自体は、それが開示される一連の訴訟に関してのみ使用できるという暗黙の約束がある。また、被告が侵害活動の詳細をすべて明らかにすることにより様々な犯罪について自らに罪を負わせる可能性があるとしても、そうすることを義務付けられるようにするため、自己負罪拒否特権は知的財産問題には適用されない。民事訴訟での開示は広範な模倣ネットワークについての情報により権利保有者を大いに支援することがある。

それぞれの主張を支持するか覆す文書をすべて、全当事者が提供するようにするため開示が必要である。いくつかの限られた例外を条件として、訴訟の全当事者が開示をしなければならない。訴訟が予想されたなら速やかに、権利保有者に対して開示についてのその義務を教え、開示文書を保存する必要性を伝えるべきである。裁判所は開示の時期、性質、範囲について裁量権を有するが、文書の交換は一般に、主張の供述がなされ開示命令が最初の訴訟管理会議で出た後に行われる。

文書は、それが特権を付されている場合には、開示しないでおくことができる。特権は法 律専門家の特権である場合もあれば、訴訟上の特権である場合もある。特権を主張できる のは、当該の文書が機密にされている場合に限られる。特権を付された文書が機密ではな くなった場合、それはその特権を失う。訴訟上の特権を適用するには、その文書が訴訟の 主要目的のために作成されたものでなければならない。

差止め命令

以下の差止め命令のそれぞれについて、申請者は全面的かつ率直な開示を裁判所に対して 行う義務を負い、損害賠償の約束を裁判所に与えなければならない。下記措置のいずれか について権利保有者に助言する事務弁護士は、その依頼人が差止め命令を申請する前に、 損害賠償の約束を与えることの費用面での意味合いを十分認識するようにしなければなら ない。

差止め命令の申請は通知した上で行っても、通知せずに行ってもよいが、通知せずに申請を行う場合には「非公式の通知」を行うことが好ましい慣行であり、また裁判所は時々それを期待する。

2014 年 10 月、カルチェ・インターナショナル AG およびその他対ブリティッシュ・スカイ・ブロードキャスティング Ltd およびその他のテスト・ケイス [2014] EWHC 3354 (Ch) において、高等裁判所はいくつかのインターネット・サービス・プロバイダー (ISP) に対し、原告の登録商標を侵害している物品を広告し販売していた特定のウェブサイトへの加入者のアクセスをブロックすることを義務付ける命令を出した。

トミー・ヒルフィンガー・ライセンシング LLC およびその他対デルタ・センターa. s. の訴訟 C-494/15、2016 年 7 月 7 日¹²¹において、ECJ(欧州裁判所)は、仲介人に対する知的財産執行指令に基づく差止め命令が物理的市場に適用できるとの考えを示した。ECJ は、この執行指令の第 11 条の下で、マーケットホールのテナント(これは、それらホールにある様々な販売拠点を市場トレーダーに又貸しし、このいくつかはピッチを使って模倣ブランド製品を販売していた)は、第三者がそのサービスを使って規定の意味での知的財産権を侵害する仲介人の概念に属すると判定した。

-

http://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?num=C-494/15

凍結 (マレヴァ) 差止め命令

凍結差止め命令は、被告がその資産を処分または扱うことを訴訟期間中防止する。

これは、訴訟が公表される前、または被告の資産を保存する公判の後に求めることができる。

これは英国または世界中のどちらでも求めることができる。これは模倣品訴訟において非常に重要なものになる可能性があり、そこでは侵害者は模倣品を英国に輸入し販売していることもあるが、別の場所を拠点としていることもある。凍結命令は、現地の裁判所がそれを認識するまで英国外では強制不可能になる。

権利保有者が凍結差止め命令を求めるつもりであれば、訴訟が公表されたら速やかに申請をおこなって、侵害者がその資産を消散させないようにすべきである。

捜索・押収命令

これは、原告の代表者が被告の建物に入って、訴訟に関連する機材を捜索、コピー、撤去することを許可する義務を被告に課す。

この命令は証拠の保存において、また、訴訟がいったん公表されたら文書保存の通常の ルールを守る可能性が低いかもしれない模倣犯に対処する時、非常に有益なツールであ る。

捜索命令の取得と効果的行使は費用のかかるプロセスとなる可能性があり、開示プロセス では開示されそうもない証拠物件が模倣犯のコントロール下にあるということを権利保有 者が知っている場合にのみ企てるべきである。

申請は被告に通知せずに行って、被告が証拠を処分する機会を持たないようにする。中立的な事務弁護士を指名して捜索を監督させる。

捜索命令はサプライヤーについての情報を入手するために使用でき、この情報は小売業者の手元にある模倣品に対して請求権を有する権利保有者にとって有益でありうる。しかし、押収した機材は、裁判所が別段の許可を与えない限り、目前の請求のためにのみ使用可能である。

捜索命令を求める権利保有者は、被告が回答するには極めて手強い事実が存在すること、被告の措置は権利保有者に対し非常に深刻な損害を潜在的もしくは現実に引き起こしかねないこと、さらに通告の上で申請を行う前に被告が破壊しかねない、自らを有罪にする証拠を被告が所持しているという明確な証拠があることを裁判所に納得させなければならない。

ノーウィッチ・ファーマカル命令

これは、訴訟に何らかの方法で関係している(ただし訴訟の当事者ではない)第三者に対し、主張に関係する特定の文書または情報を原告に開示することを義務付ける。これが裁判所により与えられるのは、これが正義に適っている場合に限られる。

これが使用される対象は一般に、後続の訴訟の当事者になる可能性が低く、悪気のあるなしと関係なく違反行為に何らかの形で関与している当事者である。

開示される情報を使用する目的は係争中の請求に限られるが、情報の所有者が別目的に使用することに同意するか、裁判所が権利保有者からの申請に際して、そうすることを許可する場合にはこの限りではない。

禁止的差止め命令

これは、特定の行為を控えることを当事者に義務付ける。与え方は、暫定的ベースまたは 最終的ベースのどちらもありうる。

禁止的差止め命令は、例えば侵害者が模倣品を英国に輸入させないようにする上で権利保有者にとって有益である。服従しない場合には裁判所侮辱の制裁を伴うため、侵害者が命令に違反したと見なされた場合、これは侮辱訴訟という追加の選択肢を権利保有者に与える。

まずは控える約束を侵害者に求め、この約束が拒否されたならば申請をするという方法が望ましい。

有効に強制することのできない禁止的差止め命令は裁判所が与えないため、申請を検討する時はこれを想起すべきである。

自己負罪拒否特権

開示手順を通じて、または裁判所から適切な命令を得ることにより入手可能となる極めて 重要な証拠(例えばサプライチェーンについての)を被告が所持していると推測されるな ら、民事訴訟は模倣品対策の状況において有益でありうる。

自己負罪拒否特権 (PSI) は通常、被告が証拠を保留できる範囲に影響し、また開示、捜索命令、またはノーウィッチ・ファーマカル命令の範囲と有効性に影響する。しかし、民事訴訟についての 1968 年民事証拠法の 14 (1) 項¹²²に記載されたこのコモン・ロー特権は、絶対的な権利ではなく、知的財産に関わる訴訟では適用されない。

_

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1968/64/section/14

1981 年上級裁判所法の第 72 条123は、以下の訴訟について PSI を除外している:

- 知的財産に関わる権利の侵害に関する訴訟。
- 同権利の侵害または詐称通用に関連する情報の開示を得るために起こされた訴訟。
- 同権利の懸念される侵害または懸念される詐称通用を防止するために起こされた 訴訟。

知的財産は 72 (5) 項¹²⁴において「特許、商標、著作権、意匠権、登録意匠、技術的もしく は商業的情報、またはその他の知的財産」として定義されている。

第72条の規定は、模倣または海賊の請求において捜索命令の使用をくじくために PSI が使用されかねない、という状態を回避するために導入された。

5. 費用

多くの模倣品事件に最も適しているのは、刑事訴訟である。民事訴訟に適した例外的な事件に関しては、商標登録の対象である同じ製品上にその同じ商標を不正に使用する事態が絡んでくるため、通常の場合責任の所在が明らかである。この事実が意味するのは事件が和解交渉によって早い段階で決着し得ること、そして実際度々そうなることであり、或いは侵害者が協力を拒んだ場合は、状況次第で欠席裁判または略式判決の申立を通して決着し得ることである。

イギリスの民事訴訟は高額になる可能性がある。ほとんどの訴訟事件同様、費用は以下の 事情により変わってくる。

- 問題の複雑性。大抵の模倣品事件は、同一製品上の同一商標の使用が絡んでくる ため技術的には単純明快である。
- 事件が全面的訴訟に進むかどうか。金の掛かる手続に訴えることなく問題を解決するため、訴訟提起に先立ち「警告書」を送付するのが慣例である。
- 手続を高等裁判所または IPEC (知的財産企業裁判所) に提起するかどうか。
- 何らかの暫定的税関措置申請書を提出するかどうか(事件の処分に効果を発揮する場合がある)。模倣品対策問題における典型的な申請には、捜索命令および差押え命令、仮差止め命令、略式判決または欠席裁判の申請が含まれる。
- 相手側の支払い能力の有無、そして費用裁定が下ったとしてその執行が成功する 可能性。

手続の初期段階においては、権利主張の詳細を確定し、かつ何らかの暫定的申請を行うことから最も甚大な費用が発生することになる。従って権利保持者には、これらの措置を講じる前に和解の可能性を検討したいという強い意欲がある。

.

http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/54/section/72

¹²⁴ 上の脚注に同じ.

6. 調停

調停はしばしば、裁判に訴えずに争いを解決するための割安で迅速な手段となっている。 知的財産権庁は、調停サービスを提供している¹²⁵。裁判所は、訴訟当事者が訴訟手続開始 に先立ちーあるいは調停を利用するなどして一相互間の争いの解決に努めたものと想定し ている。

知的財産権庁には、知的財産権の分野に通じた認定調停者が 5 名いる。知的財産権庁の調停は、面談および電話で行うことができる。

-

https://www.gov.uk/guidance/intellectual-property-mediation

IV. インターネット

電子商取引が急速に拡大したことで、イギリスにおける模倣品の可用性に甚大な影響を現 に与えている。

イギリスの消費者が使うオンライン市場の内、最も人気のあるものは Amazon (アマゾン) (具体的には amazon. co. uk) および eBay (イーベイ) (ebay. co. uk) の二つであり、Alibaba (アリババ) および Taobao (タオバオ) も目下、重要性を増しつつある。

オークション・サイトおよびその他のオンライン市場に加え、Facebook および Instagram (インスタグラム) といったソーシャル・メディア・アプリが模倣品の提供および販売にますます使われるようになっている。

A) オンライン上の模倣と闘う公共団体

イギリスにおいては、警察や取引基準局を含む複数の当局が専任の「電子犯罪ユニット」を立ち上げ、模倣をはじめとして、あらゆる種類のオンライン上の犯罪行為に取り組んでいる。

1. 警視庁知的財産犯罪ユニット (PIPCU)

ロンドン警視庁は、相当数のウェブサイトを削除した初の機関となり、2013 年 9 月にはロンドン市警察が政府の出資(知的財産権庁経由)により新ユニットを立ち上げた¹²⁶。PIPCUは、(ウェブサイト)削除の取り扱い、支払いプロバイダーとの協働による違法サイト施設のブロック、ならびにインターポール、取引基準局、そしてオンライン上の知的財産犯罪に取り組むその他の利害関係者との協働による、上層犯罪者の追跡を行っている。

2. 国家取引基準局電子犯罪チーム

国家取引基準局電子犯罪チーム(NTSeCT)¹²⁷は、オンライン詐欺および国家の意義の搾取を調査することを目的として、国家取引基準局およびビジネス・エネルギー・産業戦略省が発足させた。

NTSeCT は、ウェブサイト・デート詐欺、虚偽的ウェブサイト、サブスクリプション・トラップおよびネット通販詐欺をはじめとして、消費者および法人客狙いのオンライン詐欺をいくつか監視し捜査している。

同チームは、イングランドおよびウェールズの地方自治区すべてに全国的な支援を供与の 上、インターネット詐欺および搾取から発して法人客および消費者に迫り、増えつつある

¹²⁶ https://www.a-cg.org/useful info/ip-crime-internet

¹²⁷ 上の脚注に同じ。

脅威への取り組みに力を貸している。同チームは、アドバイスおよび犯罪科学的見地から の支援を提供し、情報機関主導の調査を行っている。

国家取引基準局電子犯罪チームによる知的財産執行に関する関与は、ナショナル・マーケッツ・グループ(NMG)およびジャスパー作戦(Facebook およびインスタグラム)の調整に集中している。

ジャスパー(JASPER)作戦¹²⁸は、国家取引基準局電子犯罪チームとのパートナーシップにおいて、ナショナル・マーケッツ・グループのイニシアチブで行われる作戦である。この作戦はまた、知的財産権庁を通じて中央政府の支援をも設けている。この作戦の目標は、インスタグラム(Instagram)および Facebook 上で模倣品および海賊品が入手できる機会を減らすことにある。ジャスパー作戦には、情報機関主導の執行、権利保持者による行政上のデータ削除活動、そして消費者の認知の啓蒙を目的とした PR プログラムが含まれる。ジャスパー作戦の結果、侵害の恐れのある掲載 12,000 件が Facebook からの抹消に追い込まれ、75 件のプロフィールが完全に閉鎖され、100 件以上の摘発および調査が開始され、そして数千に及ぶ模倣品および海賊品が押収されている¹²⁹。

B) 適用法およびインターネット上の行為者の法的責任

権利保持者は、インターネット・サービス・プロバイダー (ISPs) に対し、侵害製品(提供)申し出を除去し、かつ有責任当事者の身許を開示するよう要請することができる。電子商取引指令 (2000/31/EC) に基づき、ISPs には削除依頼に対する迅速な措置が義務付けられている。

侵害当事者の特定、および/またはその連絡先情報の提供については、守秘義務を帯びた情報である、かつ/またはその開示は顧客と結んだ契約および/または 1998 年データ保護法 (DPA) の違反になりかねないとの理由を根拠に ISPs が拒むこともあり得る。業者の中には、当該情報の開示を強制する裁判所命令 (ノリッジ・ファーマカル命令) を取りつけるよう権利保持者に強く要求する者もいる可能性もある。

権利保持者は、(将来的な訴訟手続を含む)訴訟手続を目的として、またはそれに関連して「必要」となる開示、または法的アドバイスの取得もしくは法的権利の確立を目的として「必要」となる開示は、DPA の保護領域から除外される事実を認識しておく必要がある(DPA、第 35 条)。ただし、権利保持者が開示を受ける資格があるのかどうか ISP に純然たる疑問がある状況か、或いは自ら任意で情報を開示することで ISP 自身が(契約/守秘義務違反の主張を受ける可能性など)損害を被りうる状況においては、ISP は(たとえ侵害が実際に発生している状況でも)顧客情報を開示しなかったことで罰せられることはない旨、裁判所が明らかにしている。

_

¹²⁸ http://www.nationaltradingstandards.uk/news/products-worth-millions-seized-in-counterfeiting-crackdown/

¹²⁹ 知的財産犯罪および執行年報、知的財産権庁、2016年17号、70ページ

C) オンライン上の模倣と闘うためのインターネット会社の自発的 取り組み

オンライン活動の監視は、権利保持者が模倣品を扱う輩に関する情報を収集する上で役立 ち、どの製品が現に模倣品製造業者の標的になっているか特定するなど、市場におけるト レンドを把握する上でも一助となる。

オンラインの監視は、(侵害の可能性のある品目を求め人気のオンライン・オークションおよび/またはその他のウェブサイトを検索すれば)権利保持者自身にも実行可能だが、オンライン監視サービスを提供する第三者への外注も可能である。

1. 削除手続

多くの(オンライン)市場には、権利保持者が侵害の恐れのある販売申し出をウェブサイト運営者に通報できるようにする特定の手続がある。(そしてその多くは、侵害が疑われる詳細な内容および関連する権利を盛り込んだ「削除依頼」という標準形式の文書を発行することで行われる。)

これらの手続には、多くは侵害品の販売申し出が経由したアカウントの一時停止または終 了を通して、しばしば再犯の侵害者に対処するための手段が組み込まれる。

eBay

eBay'の権利保持者立証 (VeRO¹³⁰) プログラムは、権利保持者が己の権利を侵害する掲載を通報できるようにするものである。eBay 上の掲載または eBay 上の販売品目で侵害を受ける可能性のある知的財産権保持者であれば誰でも、或いはどの企業でも、VeRO プログラムへの参加が可能である。

ある品目または掲載がブランド・オーナーの知的財産権を侵害している場合、ブランド・オーナーは、「侵害申立の通知」(NOCI) ¹³¹を提出することで、侵害の疑いを通報することができる。

Amazon

Amazon のブランド・レジストリー・プログラムは、自社固有のブランド製品の製造または販売にあたる売主に開かれている。同プログラムは、自社固有ブランドを持つ売主のAmazon 上でのブランド管理および製品掲載がより容易になるようデザインされている132

131 http://pages.ebay.co.uk/vero/notice html

http://pages.ebay.co.uk/vero/

https://services.amazon.co.uk/brand-registry.html

このプログラムにとってのブランドとは、あるブランドに関し、製品および/またはパッケージ上に印刷されるそのブランド名に一致する文字商標の登録が最低 1 件ある場合、ブランドとして適格となる。

Amazon.co.uk が現在受け容れているのは、文字商標または文字要素を含む図形商標の完全な登録であって、フランス、ドイツ、イタリア、スペインおよびイギリスの国家行政機関商標局または欧州連合知的財産庁が発行した登録のみである。商標権者は以下の情報をAmazonに提供する必要がある。

- 文字商標の態様で現に一商標として登録されているブランド名、
- 商標番号、
- 当該商標が欧州連合商標なのか或いは国内商標なのか(そして後者の場合は、どこの国の登録商標なのか)。商標が欧州連合商標として、また欧州連合加盟国の一ヶ国または複数の国々における国内商標として、その両方で登録されている場合には、Amazonが必要とするのは欧州連合商標の情報のみである。
- 所有者がブランドのロゴを有している場合、その画像、
- 商標であるブランド名を擁する製品およびパッケージの画像。製品自体にブランドの表示がない場合、パッケージのブランド表示が必須である。
- 商標登録の対象である製品カテゴリー(例えばアパレル、スポーツ用品、電子機 器など)のリスト、
- 当該ブランド製品の製造国および流通国のリスト。

Amazon のブランド・レジストリー・プログラムに登録すると、登録商標化された文言および画像の調査、ブランド・オーナー自身が報告した、知的財産侵害が疑われる事象に基づく予測的自動処理、そしてブランド名を擁する製品リストに対する権限の強化などを含むツールへのアクセスが提供される¹³³。

このプログラムを除外しても、知的財産侵害の疑いがあれば、Amazon のブランド・レジストリー・プログラムのユーザー・アカウントがないブランド・オーナーでもやはり (Amazon に) 通報することができる。Amazon は、知的財産侵害の疑いを通報するための一般向け「侵害報告」フォーム¹³⁴を提供している。

2. 支払いの妨害

オンライン支払いプロバイダーの多くが、権利保持者の使用向けに通報のメカニズムを備えており、模倣品製造業者との闘いを支援するものとなる。ことがオンライン上の模倣品販売となると、支払いの妨害が特に有益である。

通報手続には概して問題の知的財産権の証拠のほか侵害の証拠の提供が含まれるが、その 手続を踏むことで、支払いプロバイダーが、当該支払い処理システムを侵害ウェブサイト

.

https://www.repricerexpress.com/sellers-guide-amazon-brand-registry/

https://www.amazon.co.uk/report/infringement

上の購入に対する支払い方法として使用不可能とする。このアプローチの利点は、比較的 迅速かつ簡単である上、現実的な即効性があることである。しかしながら、支払いプロバイダーのすべてがこういったポリシーを有するわけではないため、当該ウェブサイトが無 数の支払いオプションを提供している場合、その効果が薄くなる。加えて、侵害品がウェブサイト上に掲載された状態も変わらない。

D) 第三者の「.UK」ドメイン名の削除または譲渡を取得するための 行政措置および利用可能な法的根拠

模倣品販売の出所であるウェブサイトが権利保持者の商標を侵害するドメイン名を使用している場合、関連するドメイン名不服申立プロセス (WIPO、Nominet (ノミネット) またはその他の国内レジストリーのもの) を使ってドメイン名回復手続を開始することを検討しても良い。

ドメイン名の不服申立において成功を収めようと思えば、一般に権利保持者は、当該ドメイン名が自社商標に同一であるかまたは混同を生じるほど類似すること、(ドメイン名)登録者にはその名称に関する法的に正当な利益がないこと、そしてその登録は悪意によるものであることを立証する必要がある。しかしながら、侵害者が新しいドメイン名を登録して、単に当該ウェブサイトを新しいドメインに移し、そこから模倣品の販売を続けようと思えば、それを止め立てできる術は何もない。

Nominet

Nominet は、「.UK」のドメイン名レジストリーを運営している。Nominet のドメイン名登録条件は、違法な目的による「.UK」ドメイン名の使用をその種類を問わず明示的に禁じるものである 135 。

Nominet は、イギリスの公共法執行機関のいくつかとの関係を確立し、当該機関と協働の上、ドメイン名の停止につながる通知に関する手続を発展させてきた。停止されたドメイン名は、ウェブサイトの一部または電子メール・アドレスとして使うことができない。

Nominet の紛争解決サービス (DRS)

Nominet の「紛争解決サービス」(DRS)では、「.UK」ドメイン名に関する紛争解決方法¹³⁶が提供されている。DRS は通常の場合、秘密調停を通した紛争解決を目指すため、裁判所を経るよりもより迅速かつより金の掛からない紛争解決が提供されている。調停が暗礁に乗り上げた場合、不服申立人は専門家の決定を求めることができ、この決定は、独立した決定となって拘束力を持つ。

-

¹³⁵ 知的財産犯罪および執行年報、知的財産権庁、2015年16号、27ページ

¹³⁶ https://www.nominet.uk/domains/resolving-uk-domain-disputes-and-complaints/

不服申立を行うには、損害を受けた側の当事者は、問題のドメイン名と同一であるかまたは類似する名称に内在する権利(商標権など)を実証できる必要がある。不服申立を成功に導くためには、申立側の当事者は、次に作為(不作為)の蓋然性に則って、当該ドメイン名の登録または使用は DRS が定義する通り濫用である旨、立証しなければならない。つまり当該ドメイン名の登録または使用にまつわる何かが、申立側の当事者にとっては不公正であるか、インターネット・ユーザーに混乱をもたらすか、或いはその両方であるという意味である。

不服申立人は、自分のオンライン・サービス・アカウント経由で Nominet に対して不服申立を提出する。Nominet は、この不服申立のコピーを(ドメイン名)登録者に送付し、該当者がいる場合にはドメイン名のエンド・ユーザーにも送付する。登録者(「答弁人」と呼ばれる)は、答弁提出のため、時間枠の設定を受ける。この答弁が今度は不服申立人に送付され、同人はその答弁に意見を申し述べることができる。

答弁があった場合、不服申立人と答弁人は両者間の紛争を和解に導くよう試みるため、Nominet の無料調停サービスを利用することができる。当事者がお互いにどう対応し得るか議論する上では、訓練を受けた Nominet 調停者の一人が力を貸すが一調停者は中立の立場にあり、事案の裁決は行わず、調停は秘密裡に行われる¹³⁷。

答弁がなかった場合、或いは調停による事案の解決が成らなかった場合、不服申立人には、費用を払って専門家と呼ばれる独立した調停者を任命し、当該ドメイン名に起こる結末はどうすべきか、拘束力のある決定を行わせるという選択肢もある。答弁がなかった場合、不服申立人は、専門家による略式決定の実施を選択することもできる。

これ以外のすべての場合において、例えば両当事者が調停中の和解に達せられなかった場合、専門家の決定に関する費用は 750 ポンド+付加価値税となる。専門家は、不服申立人および答弁人の両方が提起した事実について説明を行う。

決定に対する不服の申立は稀ではあるが、専門家の決定または略式決定で負け、自分の事件の再審査を望む当事者は、当初の決定が成されてから 10 営業日のうちに不服申立を行うことができる。不服申立は、専門家 3 名による委員会がその審問を行うことになる。

専門家が当該ドメイン名の移転、取消または使用停止の裁定を付与した場合、Nominet は、自らのドメイン名登録記録に必要な変更を加えることになる。Nominet はまた、自らのウェブサイト上で、専門家が下した決定の公表も行う。調停において合意事項が発生した場合、調停者は、両当事者が双方の合意条件を遂行するに際し支援を行う。いずれの当事者もそれ以上の措置を講じない場合は、Nominet は DRS 事件ファイルのクロージングを行うことになる¹³⁸。

¹³⁷ 上の脚注に同じ.

¹³⁸ https://www.nominet.uk/domains/resolving-uk-domain-disputes-and-complaints/

E) 統計

暦年 2016 年分の数字を日めくり順で見ていくと、DRS 経由で行われた不服の申立が総じて 703 件、2015 年の数字からは僅かながら減少したことが分かる。179 件は、直接か或いは Nominet の無料調停サービスの手を借りるかのどちらかで当事者同士で解決した。300 件をほんの少し下回るケースは、独立した専門家の決定によって決着した。残るケースは、理由は様々だが、打ち切りとなったものである¹³⁹。

独立した専門家の決定に対する不服申立は 5 件あったが、その内 4 件は原決定が支持され、1 件は覆された。

ドメイン名問題の対処のため 2016 年中に DRS を利用したブランドには、Facebook, Inc.、O2 Worldwide (O2 ワールドワイド)、Jaguar Land Rover Limited (ジャガー・ランド・ローヴァー)、Virgin Enterprises Limited (ヴァージン・エンタープライズ)、JD Sports Fashion Plc (JD スポーツ・ファッション)、そして Ann Summers (アン・サマーズ) などがある。当該サービスのその他の利用者には、Brighton & Hove Albion Football Club (ブライトン & ホーヴ・アルビオン・サッカー・クラブ)、全国ボランティア団体協議会、そして南オックスフォードシャーにおける砂利採取に反対するキャンペーンが名を連ねる。

DRS を最もよく利用する業種は、自動車およびインターネット(争ったドメイン名がそれ ぞれ 14 件ずつ)、小売業(12 件)、ソフトウェアおよびスポーツ(それぞれ 7 件と 6 件)であった。

2015 年 Nominet 統計¹⁴⁰

以下の図は、Nominet の公表による、不服申立人および答弁人それぞれに関する出身国別トップ 10 の概要を示すものである。

-

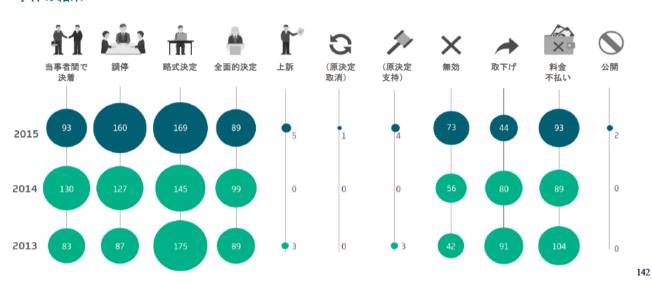
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/557539/ip-crime-report-2015-16.pdf

 $^{{\}color{blue} {}^{140}} \;\; \underline{\text{https://nominet-prod.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2016/11/Tackling-online-criminal-activity-v3a.jpg} \\$



以下の図は、Nominet の公表による、2013 年度から 2015 年分にかけて DRS (紛争解決サービス) を利用した案件の最終結果の概要を示すものである。

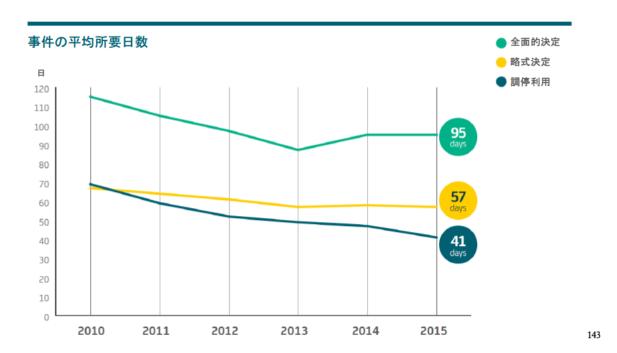
事件の結末



以下の図は、Nominet の公表による、2010 年度から 2015 年分にかけて DRS (紛争解決サービス) を利用した案件の平均所要日数の長さの概要を示すものである。

^{141 &}lt;a href="https://nominet-prod.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2016/11/Tackling-online-criminal-activity-v3a.jpg">https://nominet-prod.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2016/11/Tackling-online-criminal-activity-v3a.jpg

¹⁴² 上の脚注に同じ.



2015年11月1日から2016年10月31日

8,049 件のドメインが犯罪活動のため8つの法執行機関によって使用停止に144。



_

https://nominet-prod.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2016/11/Tackling-online-criminal-activity-v3a.jpg

https://onlinedomain.com/2016/11/14/domain-name-news/8049-uk-domains-suspended-criminal-activity/

V. 日本企業のためのキー・ポイント

イギリスにおける自社知的財産権の執行をご検討中の日本企業に向け、以下にキー・ポイントをいくつか強調しておこうと思う。

A) 税関

多くの疑義、問題提起にもかかわらず、資源の不足があり、また優先事項の競合のため、 税関は、イギリスひいては欧州連合全域において、模倣品対策プログラムを構成する価値 ある一要素であり続けている。

税関措置申請書と共に提出する情報および資料、そして随時税関に通知する情報および資料の品質が決定的に重要となる。商品がイギリスに到達する前に疑わしい委託品の大半が特定されるため、リスク評価の取り組みの的を絞る上でその一助となる情報は常に有用である。

権利保持者が多数の小口委託品を見込んでいる場合、「小口委託品手続」の選択を検討すべきである。

権利保持者には、欧州委員会が公表する年次統計を検討の上、業界による措置と対比して 同委員会の執行プログラムを評価することを推奨する。

B) 刑事

警察および取引基準局が提起する刑事訴訟は、イギリス市場における模倣の兆候に対処する上で費用対効果が最も優れた方法となり得ることが多く、場合によっては(特に犯罪収益命令が発せられた場合には)抑止的処罰を与えることができる。

公訴は今もなお関連する権利保持者の立証を必要とするが、これには時間がかかり、またまれに証拠を裁判所に直接提出するよう要求することもある。従って、権利保持者はこれらの公訴をどの程度まで支援する用意があるか、慎重を期して判断しなければならない。 訴訟の鍵を握る瞬間に事実を立証することができないと、当局が将来、同様の措置をとることに二の足を踏み、思い止まる可能性があるからである。

公的機関は予算の制限やその他の競合する優先事項に拘束されることがあり、つまり公的機関による刑事事件の開始は常に可能ではないということである。状況が正しければ、私人刑事訴追が民事訴訟よりは金の掛からない代替手段になるかもしれない。

敵方が模倣業者の場合、民事訴訟は最も効果的な救済を常にもたらすわけではない。刑事 裁判所にははるか広範囲に及ぶ執行権限がある。特に私人訴追は、他の模倣業者を抑止す る宣伝となる:模倣品は確実に没収、破壊され、刑罰が科され、そして権利者は自社知的 財産権の保護に真剣であることが実証されることになる。 さらに、POCA に基づく没収および/または補償は、民事制度上の利益の勘定と比較すると、権利保持者にとっては結果的に金銭上の回収がより大きくなる可能性がある。裁判所は、被告の犯罪行為から発した利益の総額に相当する金銭的価値を限度とする罰金(つまり、権利保持者が被った損失/損害と丁度同価値ではなくそれ以上のもの)を支払うよう被告に命じることができる。裁判所が補償を命じる場合、回収された金銭は訴追当事者に支払われることになるが、補償については、没収資産から支払うよう裁判所は命じることができる。

C) 民事

一層金の掛かる選択肢となりがちではあるが、事案の状況に合えば、これ(民事訴訟)には模倣品製造者の活動に最大限の妨害をもたらす潜在的な力がある。IPEC(知的財産企業裁判所)および高等裁判所大法官部内におかれた専門の知的財産法廷は、複雑な知的問題事件の取り扱いには最適の場所である。民事裁判所もまた、仮差止め命令、凍結差止め命令、および捜索命令など利用できる暫定的救済に幅があるため、緊急の問題への取り組みに適したものである。

民事訴訟においては幅広い救済が利用可能であるため、この(民事訴訟という)選択肢は 私人刑事訴追よりも一層好都合なものとなる可能性がある。刑事訴追は、悪行、犯罪のた めに被告を罰することができる。しかしながら、民事裁判所は、侵害製品の引渡し、供給 者情報の開示、被告に侵害の中止を強制する差止め命令、そして権利保持者に対する損害 賠償金の支払い、利益の勘定および/または訴訟費用の分担金(但し被告に支払い能力が ない可能性もある)に関する命令を発することができる。

立証責任もまた、刑事訴訟に比較した場合、民事訴訟においてはより低くなる。民事訴訟 において事件の立証は、合理的疑いを超越することより寧ろ作為(不作為)の蓋然性に よって行われなければならない。

D) インターネット

議論の余地はあるが、PIPCU(警視庁知的財産犯罪ユニット)は、オンライン上の知的財産犯罪に対する法執行にかけては世界屈指のリーダーの一角を占める。オンライン上の執行に強い興味をお持ちの権利保持者には、PIPCUとの関係の構築、発展を勧める。

イギリスの固有ではないメイン市場が提供する様々な削除手続には良い点と悪い点がある。権利保持者には、オンライン上の監視、削除、そしてオンラインからオフラインへの執行につながる「合流型」のアプローチを採ることを勧める。多くのサービス・プロバイダーのサービスがますます高度なものとなり、接続された販売業者の「クラスター爆弾」を特定できるようになってきている。イギリスのみに焦点を絞ったオンライン上の執行プログラムでは効果があるとは考えにくい。当方としては国際的かつ協調的なアプローチを勧める。

イギリスの法執行機関との協力

イギリスにおいては、知的財産犯罪に対する闘いに直接的・間接的に関与する多くの機関による活動をより良く調整するためのステップが講じられてきた。とりわけ、イギリス知的財産権庁がイギリス当局のリーダーとして指名され、調整において目覚ましい役割を担っており、重要な利害関係者の活動についてまとめ、報告する「知的財産犯罪および執行年報」の発行をはじめとする成果がある。

業界団体(およびその他の民間関連団体)

イギリス知的財産権庁が担う役割があるにせよ、ACG は、夥しい数のイギリスの公的・私的利害関係者との関わりの中で、鍵を握る役割を果たし続けている。権利者(またはその国内サービス・プロバイダー、またはその両者)には ACG との活発な関わりを推奨する。

オランダ

エグゼクティブ・サマリー

オランダにおいて利用可能な知的財産権制度(「知的財産制度」)は、(ベネルクス、欧州連合および国際登録)商標権および意匠権、商号権、著作権および関連権(著作者の人格権および隣接権)、特許(補充的保護証明書を含む)、国内種苗権、半導体の回路配置、原産地称呼および地理的表示を網羅している。

異なる知的財産制度に基づき、オランダ税関当局(「オランダ税関」)は、国境措置を執ることができ、かつ知的財産権利保持者の要請により、または職権に基づき模倣品を押収することができる。なお、後者の職権による場合、権利保持者は押収を一切支配し得ない。オランダ税関は一般に、並行輸入の商品、第三者の製造業者と当該知的財産権利保持者とで合意した分量を超過して製造された商品、および旅行者の手荷物に入れられ商取引の性質のない少量の商品に対しては、何らの措置も執ることはない。税関措置申請書はオランダ税関に提示することができるが、その申請および引渡し手続の停止のためには、個別具体的な要件が適用され、かつ充当される必要がある。他の欧州連合諸国と比較すると、オランダで押収された模倣品の数は、常に比較的高く(主に 2009 年、2010 年、2011 年および 2015 年のデータ)、恐らくその理由は地理的位置のため、そしてスキポール(アムステルダム)空港およびロッテルダム港が商品のメイン・アクセス・ポイントであるからであろう。ヨーロッパにおいて知的財産権保護を受けている日本企業には、オランダにおける税関措置申請書の提出を勧める。

オランダにおいては、模倣品に関する紛争を当事者は概して民法の下で解決する。**刑法**の下での知的財産問題の執行は最終手段と目されていることから、刑事事件はそう度々は発生せず、刑法上の執行は通常、商標、意匠および/または著作権を侵害する大規模模倣品の場合に行われるのみである。刑事訴訟は、刑事告訴があって、或いは例えばオランダ税関自身のイニシアチブにより始まる。検察庁は、公判前調査段階を開始することができ、結果的にこれが公判になる場合もある。著作権、意匠、商標、商号、特許または育成者の権利の侵害に対して申し渡される制裁は、個別の制定法に基づくことが多く、また 1 年から最長 4 年の刑期、および最高で 8,200 ユーロから 82,000 ユーロの間の罰金と変わってくる。

知的財産権の民事執行は普通、被疑侵害者に対する催告書の送付をもって開始となる。ある一定の条件の下では、一方に対する差止め命令および/または異なるタイプの判決前押収とともに、民事訴訟が始まることもある。知的財産紛争の多くは短期略式手続の形で訴訟になり、その後、請求人は合理的な期間内に本案に関する手続を開始することを義務付けられる。訴訟は総じて効率が良く、かつ比較的迅速であり、仮差止め命令または判決前措置の取得が目的の場合は特にそうである。本案に関する手続において最も一般的に付与される差止め命令は、侵害停止、製品の回収、模倣品の破壊、訂正の公表、販売数量、商品、総利益および純利益の完全開示、供給業者の連絡先の提供および損害賠償補償責任の負担、および/または利益の引渡しに関する裁判所命令である。通常の場合、裁判所は、

司法上の罰則を適用するとの脅威の下に差止め命令を付与する。オランダにおいては、敗 訴当事者は、(弁護士費用、裁判所費用および廷吏費用、専門家費、研究費、翻訳費を含 む)すべての合理的かつ公正な訴訟費用の補償を命じられる可能性がある。オランダ法の 下では、懲罰的損害賠償は認められていない。

インターネット経由の模倣品取引に抗する措置に関しては、オランダ法は権利保持者に異なるオプションを用意している。模倣品の広告主による侵害行為は、一般的な知的財産法によって対処し得る。侵害者が模倣品の提供に使うオンライン市場またはその他のオンライン上の仲介業者に対する法的措置は、一般的なオランダ民法を根拠とすることができる。更に、オランダのオンライン市場で重要なところはすべて、権利者が利用可能な通報削除手続を備えており、これを使うと現実的かつ多くは迅速な解決につながる。ドメイン名問題の文脈で言うと、未だ誰も使っていない「.NL」のドメイン名は誰が登録申請しても良いという一般的ルールが適用される。権利保持者が侵害「.NL」ドメイン名をつきとめた場合は、オランダの民事裁判所かまたは WIPO の仲裁調停センターに訴え、当該侵害ドメイン名の移転または取消に努めることができる。仲裁調停センターに係属した事件の大半で当該ドメイン名が申立人に移転されていることから、手続として効率が良く、コスト効果もあり、かつ比較的迅速であることもあって、オンライン上の模倣品販売に対する闘いに関しては人気のある手続となっている。

I. オランダにおける知的財産侵害対策としての国 境措置システム

A) 適用可能な法的措置および適用除外

1. 法的措置

オランダにおける知的財産権を侵害する商品に対する国境措置が準拠する関連条文は、規則 608/2013¹⁴⁵(「本規則」)、欧州共同体関税法典¹⁴⁶(「CC」)、オランダ関税法¹⁴⁷(「関税法」)ならびに、個別の知的財産権(「知的財産権」)に対する侵害を定義する当地のいくつかの知的財産法に関連する「安全、衛生、経済および環境に関するオランダ税関マニュアル」(「税関マニュアル」) ¹⁴⁸がある。

これら当地の知的財産法には特に、ベネルクス商標権および意匠権に関するベネルクス知的財産条約(「BCIP」)¹⁴⁹、1995年オランダ特許法¹⁵⁰(以下 [DPA] という)、オランダ著作権法、¹⁵¹(以下「DCA」という)、オランダ種苗法¹⁵²(以下「DSPM」という)がある。

BCIP がベネルクス商標権のほかベネルクス意匠権も、その両方を包含する旨知っておくことは重要である。「ベネルクス/Benelux」は、ベルギー/Belgium、オランダ/The Netherlands およびルクセンブルグ/Luxembourg の略語であるが、それぞれはすべて独立した主権国家、欧州連合加盟国である。これら 3 ヶ国は自国の商標権および意匠権に関する法律を BCIP において調和させることを選択したものであり、その意味とはベネルクス商標権およびベネルクス意匠権は本規則の意味合いにおいて「国内的権利」の資格があるということである。

その結果、ベルギー、オランダ、そしてルクセンブルグには(例えばオランダ商標またはベルギー意匠といった)別個の国内商標権または意匠権はないということになる¹⁵³。この事実が意味するのはまた、この3ヶ国すべてにおいてベネルクス知的財産権という単一の権利に基づき、国境措置を取り得るということでもある。

¹⁴⁷ 関税法(Algemene Douanewet: Wet van 3 april 2008 tot algehele herziening van de douanewetgeving)
[2008] Staatsblad [州公報] 112.

¹⁴⁵ 知的財産権の税関執行および理事会規則(EU) 1383/2003の廃止に関する2013年6月12日付け欧州議会および理事会による(欧州連合)規則(EU) 608/2013

¹⁴⁶ 関税法典((欧州経済共同体) 理事会規則(EEC) 2913/1992

¹⁴⁸ オランダ税関マニュアル VGEM (Douane Handboek Veiligheid, Gezondheid, Economie en Milieu (VGEM))、知的財産権の箇所は、2017年3月28日の更新分が最新版である。

¹⁴⁹ ベネルクス知的財産条約(*Beneluxverdrag inzake de Intellectuele Eigendom*, https://www.boip.int/uploads/inline/BOIP%20BCIP%20EN.pdf)

¹⁵⁰ 1995 年特許法、 (Rijksoctrooiwet 1995) [1995] Staatsblad [州公報] 51.

¹⁵¹ オランダ著作権法、(Auteurswet)、[1912] Staatsblad [州公報] 308.

^{152 2005} 年種苗法 (Zaaizaad- en Plantgoed wet 2005)、Staatsblad [州公報] 184, 第 57 条

¹⁵³ それ以外の国内知的財産権はすべて、調和が行われておらず、ベルギー、オランダ、そしてルクセン ブルグにおける別の法制度によって律則されている旨、銘記されたい。

オランダに流入する商品の引渡しを停止するシステムにおいては、オランダ税関当局 (「税関」)は、権利保持者の要請に応えて本規則を適用してもよいし、或いはオランダ刑 法に頼ってもよい。知的財産の執行はまず第一に私法の事由であるとの立場をオランダ税 関は採用してきているため、刑法への準拠は規則に対する例外ではある。

また並行した手続もあるが、本規則に基づきオランダ税関が職権で模倣品を押収することから構成し、権利保持者には支配権を及ぼせない手続である。本規則およびオランダ刑法による上記手続は追って詳細に説明するが、以下のように図式化できる。

本規則に基づく留置(EU域外から流入する商品について)

保護の対象となる知的財産権:

商標、意匠(国内または欧州連合)、 著作権および関連権(著作者の人格権 および隣接権)、特許、補充的保護証明 書、国内種苗権、半導体の回路配置、 原産地称呼および地理的表示

職権による手続:

税関は、疑わしい商品の職権による留 置開始を許されている。

 \downarrow

税関が一部の情報(品物の数およびその性質)を権利保持者に開示する。

ı

3日以内の税関措置申請書の提出が権利 保持者の義務である。

L

申請が認められた場合、権利保持者には以下の詳細と同じオプションがある。

引渡し手続の停止:

権利保持者が税関措置申請書を提出した場合、税関は疑わしい商品の留置を 開始、または維持する。

1

税関が一部の情報(品物の数およびその性質)を権利保持者に開示する。

 \downarrow

権利保持者は、追加情報(関係者の氏 名および住所、商品の出所)を要請の 上取得し、当該商品を検査し、分析の 目的でサンプルを引き取ることができ オランダ刑法に基づく留置(EU域外から流入する商品について)

保護の対象となる知的財産権:

商標、意匠(国内または欧州連合)、

著作権および関連権(著作者の人格権および隣接権)、特許、補充的保護証明書、国 内種苗権、半導体の回路配置、原産地称呼 および地理的表示

税関による押収

税関は疑わしい商品を自らのイニシアチブ で押収する許可を受けている(公序を守る 公務の一環)。

以下の場合は、本規則に基づく通知が権利 保持者に送付される前に、FIOD (オランダ 財務情報調査庁) に通知する。

- 公衆の安全または衛生に脅威を与え る商品、
- 一 大規模かつ職業的な模倣品取引 (最低量 1,000 品)、
- 一 累犯、
- 特殊事情、
- 組織犯罪 (関与)の可能性

1

FIOD は、刑事捜査の開始の是非を 4 時間 以内に決定する。捜査を開始しない場合、 オランダ税関は本表左欄の概略の通り、手 続を続行する。刑事捜査が始まる場合、以 下を参照のこと。

 \downarrow

オランダ税関が追って商品をFIOD に回送 する目的で当該商品を押収するか、または FIOD が自主的に押収する。 る。 ↓

権利保持者は10日以内に簡易破壊手続の要請および/または訴訟提起(民事)が可能だが、この期間を徒過すると当該商品の引渡しが行われる。

.

刑事捜査および場合によっては容疑者の訴追。(権利保持者に対する即時通知はない。)

2. 国境措置の範囲の適用除外とは?

a) 並行輸入の商品

本規則第 1 条に従い、原則としてオランダ税関は、EU 域外から並行輸入された純正品など、権利保持者の同意を得て製造されている商品に対しては措置を行わない。

しかしながら現実的には、ロッテルダム地方裁判所に提起されたソーラー・パネルの事件が示す通り、オランダ税関が EU 域外から並行輸入された純正品に対して措置を行う場合もある¹⁵⁴。

b) 第三者の製造業者と権利保持者とで合意した分量を超過して製造された商品、別名オーバーラン

本規則には、第三者の製造業者と権利保持者とで合意した分量を超過して製造された商品:別名「オーバーラン」に関する新たな適用除外が盛り込まれている。この新たな適用除外はオランダ税関にもまた適用されている(税関マニュアル第 6.4 条)。この適用除外の背後にある論理的根拠をオランダ税関は、関係会社間で扱うべき私法に関する典型的な状況であると説明している。

c) 旅行者の手荷物に入っている商品

税関マニュアルの第 10 章によると、ことが旅行者の手荷物に入った商業的性質のない商品に関する場合、オランダの税関は、オランダ国境で知的財産権の執行をするための刑事的制裁を使用することはない。旅行者の手荷物の中の商品がこれらの商品の商業的取引のゴール、最終目的地としてオランダに持ち込まれたと見なされる場合のみ、原則としてオランダ税関は措置を行う。

商品が商業的性質のあるものか、或いはないものか決定する上での厳密なルールはないが、税関マニュアルはその第 10.4 条においていくつかのアドバイスを呈している。税関職員に対するアドバイスは以下の通りである。

¹⁵⁴ ロッテルダム地方裁判所、2015年11月25日付け判例: C/10/474075/HAZA 15-362.

- 1. 侵害商品が 10 個までの場合は通常、商業的性質のある商品との結論を導かない。当該商品がそれでもやはり商業的性質を帯びているという意見であれば、適切な理由付けを経た場合のみ、その量でも税関が留置する。
- 2. 侵害商品が 10 個以上の場合は、当該商品に商業的性質があるか見極めるため、 税関がその場で手荷物を調査する。当該商品は商業的性質を帯びたものであると の結論に達した場合、税関は、何故その結論に達したか理由付けを行う義務があ り、その理由を書面にする。
- 3. 商業的性質のある商品である旨を示す指針は、旅行者が携帯する何らかの書類でもよいし、或いは商品の性質に関するオランダ税関の質問に対する旅行者の受け答えでも良い。

税関マニュアルは、侵害商品をどう数えるべきか、その例を示している。税関が 21 枚の侵害品 T シャツを止めたとして、その内の 7 枚が権利保持者 X の権利を侵害し、7 枚が権利保持者 Y の権利を侵害し、Y 枚が権利保持者 Y の権利を侵害し、Y 枚が権利保持者 Y の権利を侵害している場合、税関はこれらの商品を止めない。但し、Y 枚の Y シャツがすべて一権利保持者の権利を侵害している場合、これらの商品の入国を税関は阻止する。

商業的取引が疑われる場合、オランダ税関は本規則に基づき、出荷商品の留置の取り扱い と同様の方法で事件を処理する。検察庁による刑事執行は、以下の場合にのみ検討する 155

- 安全および衛生に対する脅威など、社会を脅かす商品であること。
- 大規模詐欺に関連し、市場の混乱を招き得る商品であること。
- 組織犯罪に関連する商品であること。

旅行者の手荷物中で発見された商品の破壊は常に、権利保持者ではなく税関が取り扱う。

B) 国境措置のプロセス、そしてプロセスのキー・ポイント

税関措置申請書(フランスに関する章の付属書類を参照のこと)

権利保持者にとって、税関措置申請書の目的とは、正規品および侵害商品に関する情報を税関に提供して、偽造品をターゲットとする税関の業務を支援し、正規品を流通させることにある。

税関措置申請書は、予防措置として、或いは自分の知的財産権が侵害されているか、或い は侵害される虞があると信じる理由が権利保持者にあるかそのいずれかの時、権利保持者 が公課金を納付することなく提出することができる。

¹⁵⁵ 税関マニュアル第4章

a) 税関措置申請書の種別

オランダにおいて、当該申請書には二つの異なるタイプがある: EU 申請書(本規則に基づき、また欧州連合商標または共同体意匠など EU の広域に及ぶ権利を付与されている者のみ提出可能)、そして国内申請書である。EU 申請書、国内申請書のいずれも同じフォームを使って提出可能であり、別のチェックボックスにチェックする。当該申請書は、オランダ税関の知的財産権チーム(Team Intellectuele Eigendomsrechten、以下「チーム IER」という)に送付する必要がある。

チーム IER は、30 日以内に申請書に関する決定を行い、申請書は1年間効力を保つが、その後の延長も非常に簡単である。

b) 税関措置申請書を提出する資格のある者

オランダにおいては、様々な者が税関措置申請書の提出資格を有し、以下の立場の者が関 与している。

- a) 権利保持者自身、
- b) 税関措置申請書作成の目的、対象となっている知的財産権(複数の場合あり)の 使用権を付与された個人または団体、
- c) 知的財産団体権の管理団体、
- d) 専門の防衛機関、
- e) 地理的表示を伴う製品の生産者グループまたは当該グループの代表者、
- f) 地理的表示の使用資格を有する事業者、
- g) ある地理的表示(の検査)に適任な検査団体または当局、
- h) EU 加盟国二ヶ国以上を対象とする専用使用権・実施権の保持者。

権利保持者が税関措置申請書の提出のために法律事務所といった代理人を使う場合、その 代理人が権利保持者の代理権限を保持する旨の証拠を税関に提供する必要がある。実際的 には、その代理人が十分な(権限を含む)委任状を所有している必要がある、という意味 である。委任状は、署名文書である必要があるが、認証または公証を求める法的必要条件 はない。

c) 税関措置申請書に盛り込める知的財産権

税関措置申請書の一部とし得る知的財産権は以下の通りである。

- 登録商標(ベネルクス、欧州連合または国際登録の一部)、
- 登録意匠(ベネルクス、欧州共同体または国際登録の一部)、
- 未登録の共同体意匠、
- 著作権およびいずれかの関連権、
- 商号権、
- 医薬品に関する登録発明特許および/または補充的保護証明書、
- 登録種苗権および/または植物保護製品に関する補充的保護証明書、
- 単導体の回路配置(登録済みのもの)、

- 原産地称呼(登録済みのもの)、
- 地理的表示(登録済みのもの)。

税関措置申請書の対象としたい地域が援用する権利(知的財産権)の対象地域であることが条件となるが、申請書一部には様々な知的財産権を盛り込むことができる。別の言葉で言えば、EU の広域申請書の根拠としてベネルクス商標権を使いたいと権利保持者が思ってもそれはできない。しかしながら、オランダ税関に措置の実行を求める申請書の提出だけを目的とする場合でも、欧州連合商標を使うことができる。

d) 税関措置申請書の必須項目

本規則第 6 条 (3) に基づき、税関措置申請書は以下の項目を含んでいる必要がある。各ポイントにつき、オランダの観点から以下の通り簡単に説明する。

- a) 申請人に関する詳細:
 - 申請人に関する基本的なコンタクト情報(例えば住所の詳細など)。
- b) 申請人の立場:
 - 権利保持者、専用実施権者(使用権者)、授権代理人など。
- c) 当該申請書の提出資格を申請人が有する旨、管轄税関当局に納得させるための証拠を提供する書類:
 - 関連する知的財産登録のコピーまたは著作者である証拠(著作権の場合)。 ライセンス契約(使用許諾契約/実施許諾契約)のコピーまたはその他の書 類。
- d) 申請人が代理人を通して申請書を提出する場合は、申請人本人を代表する人物の 詳細およびその人物が持つ代理権限の証拠を当該申請書の提出先であるオランダ の法制度に従って提出する。
 - 貴社の現地代理人弁護士に対する委任状。当該委任状は文書である必要があるが、その公証または認証は義務付けられていない。
- e) 執行の対象となる知的財産権(一件でも複数でも可):
 - (申請書の)チェックボックスの該当する知的財産権にただチェックを入れれば良い。
- f) 欧州連合申請書の場合、税関措置を申請する加盟国(複数でも良い):
 - 個別の加盟国用のチェックボックスを複数、また「全加盟国」用のチェックボックスを一つ、そのいずれでもチェックすることができる。

- g) 申請人の指定を受け法的事項および技術的事項の管理を引き受ける代理人(がいる場合そ)の詳細。
 - 現地代理人に関する基本的なコンタクト情報(例えば住所の詳細など)。
- h) 本規則第 15 条に定める状況の内いずれかが生じた場合、管轄の税関当局に通知 する旨の申請人の誓約。
 - 当該知的財産権の所有権または存在に何らかの変化があった場合、税関に通知する必要がある。
- i) 責任を引き受けるとの申請人の誓約、ならびに費用を負担するとの申請人の誓 約。
 - 当該決定の保持者は通常権利保持者となるが、税関措置の対象となった商品がある知的財産権を侵害していなかった事実が後になって立証された場合、その税関措置の結果損害を被った当該商品の保持者またはその旨の申告者に対する賠償責任を自ら引き受ける旨、その権利保持者は宣言しなければならない。
- j) 第 26 条に言及する手続の利用を申請人が要請するかどうか、また税関当局の要請があった場合、同手続に基づく商品の破壊に関連して生じる費用の負担に同意するかどうか。
 - 第 26 条に基づく手続はその別名を「少量委託品」手続ともいい、三つ以下の侵害商品の出荷に関連するものである。その場合、当該商品の入国が止められ、その商品の保持者または申告者にその旨の通知が成された後で抗弁が行われなかった場合、税関は、当該保持者または申告者が当該商品の破壊に同意したと想定することができる。なお税関は現在、費用を権利保持者には一切請求しないという立場を採っているので、その旨銘記されたい。

施行規則¹⁵⁶における申請書フォームにおいては、侵害商品に関する情報は必須として挙げられていないが、税関マニュアルはいかにもこの情報を必須情報と位置づけている(税関マニュアル第6条7.2)。これに関わる情報は主として以下の通りである。

- 正規品に関する詳細データ、技術的データ。状況に合えば、バー・コードおよび 画像などのマーキングも含める。
- 税関が問題の商品を直ちに特定できるようにするため必要な情報: (i) 関連する一件または複数の知的財産権が侵害を受けるリスクがあるか税関が分析および評価するに際して関わってくる情報、例えば公認卸売業者など。

117

¹⁵⁶ 税関による知的財産権執行に関する欧州議会および理事会の規則 (EU) 608/2013 に定められた書式を制定する 2013 年 12 月 4 日付け EU 委員会施行規則 1352/2013

オランダの法制度が本規則のそれより実際、更に厳格かどうかが全て明らかになっている訳ではない。税関マニュアル第6条7.2が施行規則の申請書フォームを直接言及しているからである。従って、権利保持者から商品に関する情報提供を受けなくても十中八九、オランダ税関もまた税関措置申請書に基づき行動することになるだろう。税関が更にたやすく模倣品の可能性のある商品を認識できるようにするため、当該商品に関する情報はでき得る限り数多く税関に提供することが常に望ましいのは言うまでもない。なお、この点において知っておくと良いが、税関に提供された情報については、侵害者による秘密情報掌握の回避のため、取り扱い制限のマークを終始付しておくことができる。

e) 合意および申請書の持続期間

申請書が提出されると、オランダ税関は 30 営業日のうちに当該申請書を処理し、必要ならば追加情報を求めることができる。

税関措置申請書が提供されると 1 年間の効力が生じ、また期限満了の 30 日前までに更新フォームを提出することで、当該申請書を更新することができる。

税関措置申請書は、例えば一連の知的財産権を追加するなり削除するなり、その有効期間内はいつでも修正することができる。権利保持者は、申請書において言及した自らの知的財産権の内のいずれかが満了したか、有効性の宣言が成されたか、或いは他の理由で存在しなくなった場合、税関に報告することが義務付けられている。

f) 税関措置申請書の提出先

本規則第 5 条 (2) に基づき税関措置申請書の処理に責任を負うオランダ税関の部署は以下の通りである。

Belastingdienst/Douane/Regiokantoor Groningen Team Intellectuele Eigendomsrechten (IER)

 $P.\,\, 0.\,$ Box 3070 6401 DN Heerlen, the Netherlands

電話番号: +31 (0) 88 151 21 23

電子メール・アドレス: dutchcustoms-ipr@belastingdienst.nl

g) 税関措置申請書に関連する申請人の責任

税関措置申請書の提出時、申請者は、知的財産権の侵害がなかったことが立証された場合、損害を被った当該商品の保持者またはその旨の申告者に対する賠償責任を自ら引き受ける旨宣誓しなければならない。

本規則の第29条は、税関当局の要請があった場合、当該決定の保持者は、当該商品の留置または引渡し停止の瞬間から、当該商品の保管および取扱料をはじめとして当該税関当局に発生した費用を補償するものとすると規定しているが、オランダ税関は、当該費用の支払いを申請人からは求めないとのポリシーを現在に至るまで保持している。

オランダ税関が設定した要件を満たすことができないと、その結果 1 度限りの警告(税関マニュアル第6条14.1)が成され、その後は当該税関措置申請書の停止または廃棄につな

がり得る。これが意味するのは、当該税関措置申請書の決定期間中、オランダ税関がもういかなる商品をも止めないということである。但しこの停止が関連するのは唯一、本規則に基づく措置のみであって、オランダ税関は、適切とあれば刑法を適用する。

C) 引渡し手続の停止

1. EU 手続と国内手続との間の違い、そして適用除外

オランダ税関は、EU 域外を原産地として EU を最終目的地とする商品に対して行動することを唯一の目的として国境措置を利用する。この原則は、EU における権利に基づき権利保持者が税関措置申請書を要請している状況、そして(例えばベネルクス商標権といった)国内の権利に基づき権利保持者が税関措置申請書を要請している状況のどちらにも適用される。いずれの状況でもオランダ税関は本規則を適用することから、EU の権利が関わる手続でも、または国内の権利のみが関わる手続でも、その間に違いはない。

しかしながら、オランダ税関による本規則の適用にはいくつか適用除外があるので、以下 に挙げておく。

- 本規則に言及されている知的財産権の内の一つの侵害に帰結しない場合、オラン ダ税関は模倣品の可能性のある品物に対する措置は行わない。
- (欧州) 共同体の商品(EU 域外の第三国から発したものではない物) に対しては、EU 域内における商品の自由な流通の原則の結果、オランダ税関は措置を行わない。
- オランダ税関は、権利保持者の同意を得て製造されている(並行輸入)商品、または権利保持者から一定量の商品の製造許可を適宜受けている者が当該権利保持者との間で合意した分量を超過して製造した商品(オーバーラン)に対する措置は行わない。この適用除外の背後にあるのは、この状況は私法に関連するものであり、個別の当事者間で扱うべきであるという考えである。
- オランダ税関は、旅行者の手荷物に入っている商業的性質のない商品に対して は、措置を行わない。

本規則が適用可能な状況にも拘わらず、オランダ税関が侵害の可能性のある商品に対する 措置として刑法をも適用することがある。但し、オランダ税関が奉ずる指導的な原則は、 国境措置に頼ること(および知的財産の執行全般)は、まず第一に私法の問題であって、 権利保持者間で争うべきものとしている。

オランダ税関が常にオランダ刑法を適用する状況の一つは、同税関が侵害の可能性のある商品の入国を阻止し、FIOD(オランダ財務情報調査庁)が自らはオランダ刑法に基づいた措置を執ると示した場合である(税関マニュアル第6条5.1)。

2. 引渡し手続の停止に関する説明(税関措置申請書未提出時の職権による措置を含む)

a) 通知157

税関措置申請書が提出済みであるか、またはある知的財産権の侵害が疑われる状況で税関措置申請書の提出はないもののオランダ税関がとにかく権利保持者にその事実を報告しようと決めたか (職権による手続)、そのいずれかの場合、オランダ税関は、侵害の可能性のある商品を引渡し手続の停止状態に置く。

i) 職権による通知

オランダ税関は、職権による措置をすべての事案で行うわけではない。侵害の疑いが以下 の知的財産権の内の一つに関わるものの場合、職権による措置の適用除外となる。

- 特許、
- 補充的保護証明書、
- 育成者権、
- 種苗権、
- 原産地称呼および地理的表示、
- 商号権

従って、上記の知的財産権の内の一つを執行する場合は、例えばスキポール空港なり或い はロッテルダム港なりからのオランダへの商品流入を税関が止められるようにするため、 税関措置申請書を提出しておくことが非常に望ましい。

更に、傷みやすい(腐敗しやすい)商品の場合、職権による手続は行われない。

職権による通知の場合、期限が大変短い。すなわち、当該権利保持者は 4 営業日以内に税 関措置申請書を提出する必要がある。それを受けて税関が検討中の引渡し手続の停止を開 始するか 2 営業日以内に決定する。当該権利保持者がこの短い期限までの間に税関措置申 請書を提出しなかった場合、当該商品は引渡しになる。

(税関措置申請書に関する前向きな決定が出た後で)引渡し手続の停止が始まった場合、税関措置申請書が既に提出済みであるかのように通常手続の手順と期限が適用される。但し、オランダ税関(税関マニュアル第9条2)によると、権利保持者の10営業日の回答期間に4営業日および2営業日の期限が足されることはないのでその旨銘記されたい。つまり、職権による通知があった場合、当該権利保持者は、期限を逃さないよう、当該商品の引渡しが避けられるよう、非常に素早く行動する必要があるということである。

.

¹⁵⁷ 税関マニュアル第8条3

ii) 引渡し通知の停止

ある知的財産権の侵害が疑われる商品をオランダ税関が発見した時 (かつ FIOD が刑事執行を未だ開始していない場合)、オランダ税関は引渡し手続の停止から 1 営業日以内に電子メールによる通知を送付して権利保持者に知らせる。

当該の通知はとりわけ以下の情報を盛り込んだものとなる。

- 当該商品の性質の説明、
- 当該商品がある知的財産権を侵害すると疑われる理由、
- 侵害商品の実際の数または推定数、
- デジタル写真、
- 手続、期限、義務および制裁に関する情報、
- 商品のサンプリングおよび検査を行う可能性に関する情報、
- 当該通知発送後、翌営業日の午前零時 00 分から起算して 10 営業日の回答期限 (電子メールの日付が決め手となる)。

権利保持者が引渡し手続の停止および手続について通知を受けてから 1 営業日以内に、オランダ税関は当該商品の申告者および/または保持者にその旨通知する。

b) 回答期限(延期の可能性を含む) 158

商品の申告者または保持者

当該商品の申告者および/または保持者が引渡し手続の停止に対し反対したい場合、10 営業日以内に(傷みやすい商品の場合 3 営業日の期限が適用される)オランダ税関が送付した通知に対して回答しなければならない。当該通知に対して全く回答しなかった場合、本規則第23条(1)(c)および税関マニュアル第8条5に従い、オランダ税関は、当該申告者および/または保持者が商品の破壊に同意したものと想定することができる。

権利保持者

権利保持者は、当該通知を受け、入国を阻止された商品がいかにもその知的財産権を侵害すると考える場合、かつ簡易破壊手続に基づくその入国を阻止された商品の破壊に同意する場合、通知の受領から 10 営業日以内に(傷みやすい商品の場合 3 営業日の期限が適用される)オランダ税関に対して通知を行う必要がある。当該権利保持者が回答しなかった場合、当該商品は即刻引渡しになる。

期限の延長

最初の 10 営業日の期限(オランダ税関が当該通知を送付した時点から起算)は延期できない。

¹⁵⁸ 税関マニュアル第6条18.5、第8条5および第8条6

延長可能な唯一の期限とは、当該権利保持者は当該商品の引渡し停止に反対する商品の申告者または保持者を相手取って民事訴訟を開始するか決める必要があるが、その意思決定のための10営業日の期限のみである。この期限の延長が自動的に付与されることは絶対にない。この期限の延長依頼は、先を見越して申請の上、適切な形で立証する必要がある。その一方で、当該商品の申告者および保持者もまた、その延長に異議を呈することができる。税関マニュアル(第6条18.5)の指導的な原則は、権利保持者が商品の申告者または保持者を相手取って民事訴訟を開始する心積もりを示した場合には、その10営業日の期限の延長依頼を許可するというものである。オランダ税関が言及しているこの指導的原則の論理的根拠は、民事訴訟の開始に時間がかかるのは周知の事実であるということである。

オランダ税関は1営業日以内に延長依頼について決定する。

しかしながら、商品の申告者または保持者が通知から 5 営業日以内に当該商品の引渡し停止に異議を呈した場合、オランダ税関が期限の延長依頼を拒絶することは非常によく起こり得る。その場合、延長がやはり理にかなっているか、或いは当該権利保持者には最初の期限の内に民事訴訟の開始を期待し得るか、オランダ税関は決定することになる。

期限の延長が認められる場合、更に 10 営業日の期間となり、その期間内に権利保持者は、 当該商品の申告者または保持者を相手取って民事訴訟を開始するか決定しなければならない。

- c) 手続に際しての権利保持者の特権
- i) 商品の検査およびサンプリング¹⁵⁹

本規則および税関マニュアルは、権利保持者に対して、(未だ受領していない場合)入国 を阻止された商品に関する詳細な情報を取得し、当該商品を検査する機会を持ち、代表的 サンプルを取得するための要請をオランダ税関に提出する権利を付与している。

当該商品を検査するための要請、または代表的サンプルを取得するための要請は、当該権利保持者に与えられる最初の 10 営業日の期限までの間に提出しなければならない。代表的サンプルの取得は(フィッシングへの波及を回避する目的で)明らかな模倣品または海賊品の場合にのみ可能だが、商品の検査はどのケースでも可能である。オランダ税関は、1営業日中に要請に対する決定を下す。

要請が認められれば、権利保持者は最初の 10 営業日の期限内または-民事訴訟が始まる場合はさらに 10 営業日加わった延長期限の内に-当該商品を検査し、代表的サンプルを取得する機会を得る。

.

¹⁵⁹ 税関マニュアル第8条4および本規則第19条

ii) 権利保持者に対する情報の伝達160

権利保持者が更に詳細な情報の提供を要請した場合、オランダ税関は、1 営業日以内に以下の情報を提供する。

- 当該商品の(一連の)受取人の氏名および住所、
- 当該商品の送り主および申告者または保持者の詳細、
- 税関の手続、
- 当該商品の原産地および目的地、
- 当該商品がどこの保税倉庫にどのように保管されるか、そしてその倉庫保管の費用は概算でいくらかという情報。

取得した情報は、当該商品の申告者または保持者に対して平和的な解決を試み到達する目的で使用することができるが、本規則第 21 条に規定する以外の他の理由については使用することができない。同条の項目は以下の通りである。

- a) ある知的財産権が侵害されているか否かを見極める手続の開始のため、かつその 手続の過程において(使用すること)、
- b) ある知的財産権の侵害に関連し、かつ当該商品が見つかった加盟国の公的機関が 引き受ける刑事捜査に関連して(使用すること)、
- c) 刑事訴訟の開始のため、かつその訴訟の過程において(使用すること)、
- d) 侵害者またはその他の者からの補償を求めるため、(使用すること)
- e) 当該商品の申告者または保持者と当該商品の第23条(1)に基づく破壊を合意する ため(使用すること)、
- f) 第24条(2)の(a)点で言及する保証金の額について当該商品の申告者または保持者と合意するため(使用すること)。

オランダ税関が設定した要件を満たすことができないと、その結果 1 度限りの警告(税関マニュアル第6条14.1)が成され、その後は当該税関措置申請書の停止または廃棄につながり得る。これが意味するのは、当該税関措置申請書の決定期間中、オランダ税関がもういかなる商品をも止めないということである。

- d) 引渡し手続停止の発行(商品の引渡し、簡易破壊手続、訴訟(民事または刑事) 161
- i) 簡易破壊手続の下での商品の破壊

以下の条件が満たされた場合、オランダ税関は、簡易破壊手続を開始する。

- 当該商品が模倣品であると権利保持者が確認した、
- 当該権利保持者が簡易破壊手続の適用を要請した、

-

¹⁶⁰ 税関マニュアル第8条4および本規則第17条および第21条

¹⁶¹ 税関マニュアル第8条7および本規則第23条

• 当該商品の申告者または保持者のいずれかが、破壊に同意済みであるか、または 10 営業日の期限までの間に回答しなかったかのいずれか。規定期間内に回答しないことは、暗黙の同意と判断される。

模倣品を破壊させるためには、権利保持者はオランダ税関に正式な依頼を提出する必要がある。この依頼は、欧州連合関税法典¹⁶²第 197 条に規定する要件に合致していなければならず、一オランダ実務によれば一それは利害関係者のみが破壊の要請を提出できることを意味する。しかしながら、欧州連合関税法典においては「利害関係者」の定義がなされておらず、オランダ税関マニュアルはこの点において当該商品を実際に所持している「商品の保持者」に言及しているのみである。ただしオランダ税関は、権利保持者もまたこの点における「利害関係者」の資格を持ち得るとの見解を適用しており、そのため権利保持者による商品破壊の依頼が可能となっている。

ii) 訴訟の開始

当該商品の申告者または保持者が商品引渡し手続の停止および/またはその簡易破壊に異議を唱えた場合、当該権利保持者は、極めて短期間の内に更なる訴訟を起こすか決断しなければならない。10 営業日の期間内に当該権利保持者が決断しないと、当該商品は引き渡され当該権利保持者にはもはや追跡不可能となりかねない。

オランダにおいて権利保持者が開始できるのは、民事訴訟だけである。刑事訴訟の開始は 検察庁の専属的権限に属するからである。但し刑事告訴の提出は可能であるが、それを開 始すべきか否か、その決断は検察庁に委ねられている。

権利保持者による刑事告訴の提出は実務上、簡易破壊手続または民事訴訟の開始と合わせてしばしば行われている。権利保持者はよく、刑事告訴を携え、刑事訴訟が見込まれる場合その情報を随時教えて欲しいと検察庁に依頼する。従って、刑事告訴を提出することで、権利保持者は、自社ブランド/製品がどのくらい多くの刑事事件に関わっているか見極める眼識を更に養うことができる。それは勿論、大量の模倣品を扱う業者を司法当局が叩く上でもまた一助となる。

知的財産権はまず第一に権利保持者が執行すべきであるとの指導的原則に基づき、商品の申告者または保持者が簡易破壊手続に反対した場合、オランダ税関が他の(刑事上の)根拠に基づき模倣品を破壊することはない。その実務上の意味とは、当該権利保持者はできるだけ早く当該商品の申告者または保持者に対して召喚状を送達すべきこと、そしてこの点において1度限りの10営業日分の期限延長をもまた申請すべきことである。

iii) 引渡し手続停止の終了: 商品の引渡し

以下の状況が発生した場合、オランダ税関は、1 営業日の内に当該商品を引き渡すことで、引渡し手続の停止を終わらせる。

¹⁶² 欧州連合関税法典を規定する 2013 年 10 月 9 日付け欧州議会および理事会規則 952/2013

- 最初の 10 営業日(傷みやすい商品の場合 3 営業日)の期限までの間に、権利保持者がオランダ税関に対する回答を提出しなかった、
- 最初の 10 営業日(傷みやすい商品の場合 3 営業日)の期限までの間に、権利保持者が民事訴訟を開始しなかったか、または延長を申請しなかった、
- 権利保持者が与えられた延長期限までの間に民事訴訟を開始しなかった。

e) 輸送途上の商品に関する個別的問題(EU 通過および第三国通過)

オランダ税関マニュアルには、商標権侵害が疑われる輸送途上の商品について、オランダ税関の業務に関する重要な指針がいくつか盛り込まれている 163 。この指針は、2015 年 12 月 16 日付け欧州議会および理事会規則 2015/2424(「EUTMR/欧州連合商標実施規則」)が施行された結果、税関マニュアルにおいて実施された。EUTMR 第 9 条 (4) は、いくつか条件を付した上で、輸送途上の商品 164 に関して EU 加盟国税関当局による支配を再び許可するに至っている。2011 年 12 月 1 日付けのノキア事件およびフィリップス事件判決 165 を受け、停止されていたものである。

EUTMR 第9条(4)の結果、オランダ税関は、今や再び以下の状況においては輸送途上の商品の入国を阻止する。

- 商品の原産地が EU 域外の第三国である、
- 権利保持者の許可を得ることなく、商品に商標を付している、そして
- 欧州連合商標によって保護されている商標である(ベネルクス商標または他の国内商標権については、ノキア事件およびフィリップス事件の判決が今も深く関連する。)

上記のポイントの範囲への該当が疑われる輸送途上の商品の場合、オランダ税関は、本規 則の下で従う同じ手続に従う。

しかしながら、被疑侵害者がオランダの裁判所において、輸送途上の商品は当該権利保持者が商標の保護を受けていない EU 域外の第三国を最終目的地としていることを立証できる場合、国境措置を用いて自らの知的財産権を執行する権利保持者の権利は効力を持たなくなる。執行権が効力をなくすということは、被疑侵害者がその地点までで被った損害をすべて賠償する責任が当該権利保持者に生じるという意味になるのか、未だ不明だが、これが EUTMR の解釈としては最も妥当なものと思われる。残念なことに、EUTMR の輸送途上商品の問題について、公表済みの判例はオランダには今のところ未だない。

¹⁶³ 税関マニュアル第 6 条 6.1 から第 6 条 6.5。「輸送途上の商品」には商品の並行貿易は含まれない旨、銘 記されたい。

¹⁶⁴ 第三国から第三国へ。EU 加盟国ではない国々。

¹⁶⁵ Koninklijke Philips Electronics NV(C-446/09)対 Lucheng Meijing Industrial Company Ltd およびその他、および Nokia Corporation(C-495/09)対 英国歳入関税局・局長

f) 手続の費用

現時点でオランダ税関は、保税倉庫における保管および少量委託品の破壊を含め、引渡し手続の停止に関する費用を一切請求していない。これらの費用はすべて各州が支払っている。但し、少量委託品の範疇に該当しない商品の破壊に関する費用は、権利保持者が負担する。

D) 統計

1. オランダにおける統計

2016年にオランダ税関が押収した模倣品は総じて220万件であった。それに先立つ6年間にオランダ税関が押収したものよりもこれはかなり少ない件数である。

比較してみると、オランダ税関は2010年から以下の数量の模倣品を押収してきている。

- 2009年には、模倣品1,790万件。
- 2010年には、模倣品960万件。
- 2011年には、模倣品500万件。
- 2012年には、模倣品190万件。
- 2013年には、模倣品220万件。
- 2014年には、模倣品230万件。
- 2015年には、模倣品510万件。
- 2016年には、模倣品220万件。

EU レベルでは、欧州委員会が EU における知的財産権の税関執行に関するレポートを毎年 発行している。欧州委員会はオランダにおける押収件数について以下の統計を公表している。

加盟国	事件の数			物品の数		
	2015	2016	%	2015	2016	%
オランダ						
	344	314	-9%	5, 120, 665	2, 202, 371	-57%

出典: EU における知的財産権の税関執行に関するレポート、2016 年、EU 国境における結果

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/report_on_eu_customs_enforcement_of_ipr_at_the_border_2017.pdf

統計を見ると 2016 年には押収品の数がかなり急速な減少を示している。2015 年の押収品の合計が 2016 年には半分以下に分かれている。

2014 年および 2015 年については、オランダに関する以下の統計が知られている。欧州連合を代表して公表されたものである。

加盟国		事件の数		物品の数		
	2014	2015	%	2014	2015	%
オランダ	465	344	-26%	2,361,330	5,120,665	117%

出典: EU における知的財産権の税関執行に関するレポート、2016 年、EU 国境における結果

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/2016_ipr_statistics.pdf

2015年度の押収品の数は、2014年度分と比べると倍増したため、うなぎ登りに大幅に急上昇した。従って当方が導いた結論は、2015年はオランダ税関にとってのピーク年である一方、2014年および 2016年は多少の差こそあれ同レベルで、押収品数および事件数の平均を示すより信頼性の高いデータであるということである。

押収模倣品の総価値は 6 億 7,289 万 9,102 ユーロ、元の商品の小売価格に基づき、4,100 万件に上る押収品について欧州連合レベルで概算を見積もったものである¹⁶⁶。

オランダの各税関が押収した製品の数、オランダにおいて押収された模倣品の総価値に関して知られているデータや統計、利用できるデータや統計はオランダにはない。或いはそれらに基づきオランダ税関が押収した知的財産権製品に関するデータや統計もない。

2. 2016年度、物品毎の原産国

オランダ税関が押収した物品の原産地について、利用できるデータはオランダにない。押収した物品の原産地は、EU レベルでのみ分かる。

一番の原産国は中国である。留置の時点で全物品の 80.65%が中国から流入し、引渡しが成されなかったものである。中国に続くのが香港およびベトナムである。

3. 2016年度、入国を阻止された偽造品によって侵害された権利のタイプ

各製品カテゴリーで分けた押収数をオランダ税関は提供していない。押収品カテゴリーによる欧州レベルの統計のみ利用可能である。2017年度分の統計およびデータは未だ入手可能になっていない。2016年、押収品のトップ・カテゴリーは2015年とほとんど同じままだった。2016年¹⁶⁷、物品のトップ・カテゴリーは以下の通りであった。

- 1. 紙巻きたばこ
- 2. おもちゃ
- 3. 食品

_

^{166 &}lt;a href="https://ec.europa.eu/taxation">https://ec.europa.eu/taxation customs/business/customs-controls/counterfeit-piracy-other-ipr-violations/ipr-infringements-facts-figures en および EU における知的財産権の税関執行に関するレポート、2016 年、EU 国境における結果、19ページ(付属書類 2)

¹⁶⁷ EU における知的財産権の税関執行に関するレポート、2016年、EU 国境における結果、10ページ

- 4. 包装材、
- 5. その他の商品、
- 6. 衣類。

欧州連合によると、膨大な数量の模倣品キャンデーが押収されたため、「食品」カテゴリーは、途轍もない急上昇ぶりを示した 168 。

2015年、欧州連合において押収された物品のトップ・カテゴリーは以下の通りであった。

- 1. 紙巻きたばこ
- 2. その他の商品
- 3. おもちゃ
- 4. ラベル、タグ、ステッカー
- 5. 食品
- 6. その他のボディ・ケア用品

「その他の商品」のカテゴリーには、電池、家具およびランプ、マグネットなどのデザイン商品が属する。

結論

他の欧州連合諸国と比較すると、オランダで押収される模倣品の数は、常に比較的高い。 その理由は、オランダの地理的位置(北海に直接面していて、しかも西ヨーロッパの中央 に位置する)がヨーロッパにおける通過国として機能する上で完璧であるという事実に よって説明することができる。欧州連合域外から流入する商品のメイン・アクセス・ポイ ントは、スキポール(アムステルダム)空港およびロッテルダム港である。

しかしながら、上記の数字を見ると、オランダは模倣品の輸入の使途としてはさほど魅力のない国になってきているか、或いは例えば 2009 年および 2010 年と比べると、オランダ税関の能力が低くなっているか、そのいずれかと思われる。2011 年より後の模倣品押収数の急減は、構造的なもののように見える。

2016 年度のアニュアル・レポートにおいては、オランダ国境における知的財産権の執行についてオランダ税関は、一切触れていない。しかしながら 2015 年度のアニュアル・レポートにおいては、オランダ税関が約 1,250 回、権利保持者の為に行動し、毎年 15,000回、本規則に基づくチェックを実施している旨、言及されている。

E) 税関の協力

1. 他国、その他の組織との協力、そして消費者とのコミュニケーション

まず第一に、オランダ税関は、いくつかの最重要情報を直接かまたは EU 委員会 (DG TAXUD) を通じてやり取りする目的で、EU 域内の同等機関と協力している。オランダ税関はまた、世界税関機構とも協力関係にある。

オランダ税関はまた、FIOD (オランダ財務情報調査庁)、DIC (オランダ国税・関税庁の一部) および検察庁など、その他のオランダ捜査当局とも緊密な協力関係にある。

2. 民間組織との協力

オランダ税関は総じて知識が豊富であり、新製品、権利保持者、製造業者、そして世界の 流通経路に関する情報を入手していることも多い。税関従業員は時に、製品の外観につい て、また悪名高い国々、都市、或いは原産地工場についてさえ、権利保持者から研修を受 けることもある。その結果、通常の場合オランダ税関は、侵害の可能性のある商品の認識 に非常に長けている。 更に、オランダの非営利団体である REACT¹⁶⁹は、オランダにおいて非常に精力的に活動 しており、オランダ税関に研修を行い、またオランダにおける国境措置に関し多くの権利 保持者の代理人(仲裁人)として行動している。

REACT との協力に加え、オランダ税関はまた、模倣品に対する闘いにおいて BREIN (作 家、芸術家、出版社、音楽、映画、ゲーム、双方公的ソフトウェアおよび書籍のプロ デューサーおよび配信者による反著作権侵害合同プログラム)、ビジネス・ソフトウェ ア・アライアンス、そして IFPI (国際レコード産業連盟) といった組織とも協力してい る。

II. 刑事制度

A) 法源

● 知的財産侵害に抗する刑事制度(現地法、国際協定など)

知的財産権に関連する主要な法源は以下の通りである。

1. 国際的法源

TRIPS 協定、すなわち知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定 (TRIPS) は、世界貿易機関 (WTO) 全加盟国間の国際協定である。2016 年 7 月以来、WTO は、日本およびオランダをはじめとする 164 の加盟国を擁している。

TRIPS 協定第 61 条は、TRIPS 協定全加盟国が、少なくとも故意の商標模倣または商業規模の著作権侵害の場合に適用する刑事訴訟および罰則を定めなければならない旨規定する。

TRIPS 協定はまた、利用し得る刑事上の救済には、重大性の上で対応する犯罪に適用される罰則のレベルとの一貫性があり、抑止力をもたらすに十分となる禁固および/または罰金を盛り込まなければならないとも謳っている。それが適切であれば、利用し得る救済にはまた、侵害品、そしてその主要な用途が違法行為の委任であったいずれかの材料および道具の押収、没収および破壊を含まなければならない。知的財産権の侵害に関するその他のケースでも、とりわけそれらが故意にかつ商業的規模ではたらいたものの場合、TRIPS加盟国はそれに適用する刑事訴訟および罰則を定めてもよい。

第二に、国際レベルでは、**欧州特許条約**が、刑事犯罪で有罪判決を受けた者に関して、欧州特許機構の拡大審判部における手続の些細な側面についていくつか説明している。

第三に、模倣品・海賊版拡散防止条約は、知的財産権の執行のための最低限度を制定する 多機能条約であり、模倣品事件における知的財産侵害に対する刑事訴訟を扱っている。 2005 年、日本がイニシアチブを取って、模倣品・海賊版拡散防止条約を起草、成立させた。数ある中でも欧州連合および日本が模倣品・海賊版拡散防止条約に調印している。

模倣品・海賊版拡散防止条約は、少なくとも故意の商標模倣または商業規模の著作権侵害の場合には刑事訴訟および罰則が適用される旨言明し、刑事執行を制限している。加えて、各加盟国は、公に開かれている映画館における上映物または公表物から映画作品を違法にコピーした場合の刑事訴訟および罰則を定めることができる。模倣品・海賊版拡散防止条約に基づき、いかなる締結国も、自国の法律において罰則を適用可能とすること、かつ将来的な侵害行為に対する抑止力をもたらすべく十分に重い禁固および罰則を含めることを確保する必要がある。また、模倣商標または著作権侵害が疑われる商品およびその証拠書類の押収を国内当局が利用できる制裁にしておく必要がある。当局はまた、すべての侵害品の没収または破壊を命令する法的能力を備えている必要がある。模倣品・海賊版拡散防止条約に基づき、当局は最終的には、侵害行為に由来する資産または直接的にか間接

的にか侵害行為を通して取得した資産の価値に相当する資産を没収するための法的根拠を 備えておく必要がある。

2. ヨーロッパの法源

フランス・パートの II) 刑事システム、A) 法源、2) 欧州共同体情報源を参照のこと。

3. 国内の法源

国際レベル、ヨーロッパ・レベルで広範囲に及ぶ法制度が欠落しているため、模倣品の刑事告発は国内の法源に大きく依存している。知的財産侵害に対する刑事訴訟は、オランダ刑法、オランダ刑事訴訟法、そしてオランダ著作権法、オランダ特許法といった特定の知的財産法制度および法律にその法的根拠があり、かつこれら一連の法を源とするものである。

B) オランダ刑法に基づく知的財産権の執行

前述の通り、オランダにおいて、模倣品紛争の当事者は概して民法の下で争いを解決する。刑法に基づく知的財産権問題の執行は、資源にしても決定にしても検察庁次第であるため、企業はこれを望ましくない最終手段と見ている。刑法が相応しいのは唯一、公益が危機に瀕している場合、つまり公衆衛生に対する脅威がある時、大規模な模倣および著作権侵害の時、そして犯罪組織の関与の証拠がある時などに知的財産事件を予防し、かつ処罰するためのみである。統計が示す通り、故意の模倣行為は犯罪行為であるが、オランダ検察庁が最高位の優先順位を置くものではない。オランダ税関同様、検察庁も民事執行が最優先であるべきと考えている170。

オランダにおいて刑法の執行は、検察庁の責任の範疇にあり、ことが知的財産権の問題となると FIOD (オランダ財務情報調査庁) が特に関与してくる。

1. 商標、意匠および商号侵害の刑事罰化

オランダ刑法第 337 条は、商標権、意匠権または商号権侵害の場合の刑事訴追に関する法 的根拠を定めている。公益に影響を及ぼすこれらの事件において、検察庁は刑事訴訟を開 始する資格を有する。

従って、通常は大規模模倣の場合のみ、刑法に基づく執行が始められる。

第 337 条は、重大な犯罪(重罪) および犯罪(オランダ語では、misdrijf) とされている詐欺の範疇に該当する。オランダ刑法第 337 条に従い、侵害品を故意に輸入、輸出、輸送途

¹⁷⁰ 過去に検察庁および裁判所が知的財産詐欺に関する検察庁の特定のガイドラインのため、模倣対策に触れたことはあったが、2017年4月1日以来、そのガイドラインは失効している。

上で保持、販売、販売提供、引渡し、手渡しまたは店舗において保持した者は、オランダ 刑法の下で責任を問われる可能性がある。これに該当する侵害品は、以下のカテゴリーの 領域の一つに該当する必要がある。

- 1) 虚偽、変造または違法ブランドの製品
- 2) 他の者の商号または他の者が権利を受けている商標を (そのパッケージに) 不当 に付してある商品
- 3) その原産地表示として、ある地名を不当に付してある商品、
- 4) 他の者の商号または商標の偽造品を付してある商品
- 5) 他の者が権利を受けている意匠と同じ外観を不当に有するか、またはある意匠と 軽微な差異がいくつかあるだけの商品またはその一部

オランダ刑法は、商標、意匠および商号の侵害の場合、大規模模倣事件の刑事罰化に集中している。原産地表示の侵害もまた違法である。これらの権利を侵害する者は、1年以下の刑期、または82,000ユーロ以下の罰金の対象となる。

オランダ法は、上に記載した製品を個人的使用のためだけに保持する者を刑事的責任から 明示的に免除している。「個人的使用」による免除は、保持する商品が二つ三つの場合に のみ適用される。

侵害者が上に記載した犯罪を職業としてまたはビジネスとして犯した場合は、その判決の厳しさおよび(禁固の)期間が強烈に増し、延びる。職業的な模倣の場合、該当の者は 4年以下の刑期の対象となる。一事業の過程における侵害の場合、最大罰金 82,000 ユーロは増額されない。しかしながら、侵害者が収入源を提供するためという侵害行為を繰り返す目標や目的がある旨、検察庁が立証できる場合、判決(の厳しさおよび期間)は増す(延びる)。

最後に、オランダ商号法第7条の下で、商号模倣において商号法に違反した者は罪に問われる。商号法によれば、罰金の額は4,100ユーロ以下となる(第2カテゴリー)。

2. トレード・シークレット

オランダ刑法第 272 条および第 273 条は、トレード・シークレットの刑事保護を規定している。情報を秘密にする義務を己が負うことを知っているか、または知っていると疑われる合理的な理由のある者が、故意に合意済みの守秘義務に違反した場合、刑事制裁が後追いしてくる可能性がある。刑期は 1 年以下、そして罰金は 20,500 ユーロ以下となる。トレード・シークレット違反もまた、オランダ刑法によって重大な犯罪(重罪)c.q. misdriffと位置づけられている。一定の状況において、開示が公益に属する旨、容疑を受けた者が誠意を持って確信している場合、刑事的な責任は問われない。

3. 著作権侵害

著作権侵害が絡む侵害事件の場合の刑事訴追もまた、オランダにおいて発生している。 [オランダ著作権法] 第 31 条、第 31 条 a、第 32 条、第 32 条 a および第 34 条に従い、著作権を侵害するいくつかの行為は犯罪となり、また [同法] 第 35 条、第 35 条 a、第 35 条 b、第 35 条 c および第 35 条 d では、オランダ刑法に照らし違反となるいくつかの行為を説明している。

計画的な著作権侵害の場合、よっていずれかの者が故意に著作権を侵害した場合、その者はオランダ著作権法第 31 条の下、6 カ月以下の禁固または第 4 カテゴリー (20,500 ユーロ) を超えない罰金によって処罰されることになる。著作権者の同意のない公衆への通信および複製、再生はいずれもオランダ著作権法第 31 条の範囲に該当する。第 31 条は、被告の計画的な意思 (オランダ語では、opzet) を要求する。

オランダ著作権法第 31 条 a は、侵害品の意図的な配布を刑事犯罪としている。いずれかの者が故意に 1) 流通を目的に侵害品を公に提供、2) 再生または配布のため侵害品を手元に保持、3) 輸入、輸送途上で運搬、または輸出、または 4) 利益のため侵害品を保持した場合、同条が適用される。第 31 条 a は、[上に該当する] いずれかの者は 1 年以下の刑期、または 82,000 ユーロ以下の罰金によって処罰される旨、定めている。オランダ著作権法第 31 条 a はまた、被告の計画的な意図を要求する。

職業的取引の場合、その[取引に関与した]者は、4年間を超えない禁固により処罰される可能性があり、また第5カテゴリーの82,000ユーロを超えない額の罰金の対象となる。したがって、模倣品の職業的取引の場合、その[取引に関与した]者は、その他の著作権侵害行為と比べると最も高い罰金と最長の刑期のリスクを負うことになる。

検察庁が計画的な意図を決定的な形で立証しなかった場合、オランダ著作権法第 32 条に、有責の違反を定めており、これによっては計画的な意図ではなく有責性のみが要求される。当該商品が著作権を侵害している事実を知っている者、またはその旨合理的に疑える者に対しては、第 32 条に基づく刑事責任を問うことができる。有責の違反の場合、被告人が判決に負うリスクは低くなる。刑期は科されず、オランダの裁判所は刑事上の罰金のみ利用することができる。著作権を侵害する著作物を体現する商品であると知る合理的な理由のある者が、その商品を提供、再生または配布のために手元に保持、輸入、輸送途上で運搬、輸出、または利益のために保持した場合、その者は第 3 カテゴリーの罰金によって処罰され得る。したがって罰金は現時点の法制度の下では 8,200 ユーロの金額を超えない。

加えて、違法な肖像の公表、著作物保護用に適用される技術装置の除去または迂回を容易にすることを目的とした製品の提供、(著作者の)人格権の侵害、そして異なる集合的権利管理機関によって異なる違法行為の場合に、オランダ検察庁は刑事犯罪を立証する。集合的権利管理機関に対する違法行為の例を挙げると、会員音楽家および芸術家の権利を利用するオランダの組織、「Buma/Stermra」に対して虚偽または不完全な情報を意図的に付与することは、刑事犯罪と認められる。

オランダ刑事裁判所には、模倣品を破壊する(行為)能力がある。第2の能力は、判決確定から1カ月以内に侵害品を著作権者に引き渡すよう裁判所が命令し得ることである。引渡しは州に発生する一定の補償を著作権者が支払うことを条件とする旨、裁判所が命令する可能性もある。

4. 特許権および育成者権の侵害

オランダ検察庁はまた、特許権および育成者権の侵害に関し、当事者を起訴する能力を有する。模倣の文脈においては、その種の訴訟はそう頻繁には起こらない。時間のかかる手続であること、関わってくる費用および権益の問題、そして特許手続の複雑性から、民事訴訟が起きる可能性が最も高い。

オランダ特許法第 79 条は、故意の特許侵害は刑事犯罪となり得ること、そして禁固により処罰され得ることを明らかにしている。侵害行為を働くことで特許保持者の権利を計画的に侵害した者は、6 カ月以下の禁固または第 4 カテゴリーの 20,500 ユーロを超えない罰金をもって処罰を受ける可能性がある。刑事的侵害行為を職業としてまたは事業として営む者は、4 年以下の禁固または第 5 カテゴリーの 82,000 ユーロを超えない罰金をもって処罰されなければならない。

特許侵害に関する刑事事件において、特許権者は、没収された物品を自らに引き渡すよう要求することができるが、ただし、当該特許権者が判決確定後 1 カ月以内に裁判所の登録部にその点の要請を行うことがその条件である。裁判所はその引渡しに関し特許権者が支払うことになる補償金額を設定の上、引渡しは州に対するその補償金の納付があって初めて行うものとする旨、宣言してもよい。

オランダ特許法第 79 条 (5) に従って、刑事訴追は唯一、専属的に専門のハーグ地方裁判所にのみ、提起することができる。

植物育成者権について、刑事執行は、経済犯罪法第 1 条 (2) 以下およびオランダ育成者権法第 91 条との読み合わせにおいて成文化されており、植物育成者法の(複数の)異なる条文の違反をオランダ刑法の下での処罰の対象としている。該当条文は、国内種苗権の侵害および共同体種苗権の侵害を刑事犯罪としている。

知っておくべき重要事項として、特許および育成者権の模倣がほとんど全く起こらないという事実がある。中には特許および育成者権侵害の刑事罰化は空文であると考える著述家もいる。特許および育成者権侵害事件における刑事訴追に関わるオランダの判例は、1939年以来発表されていない。商標法および著作権法の侵害行為に取り掛かった者のみ、刑事犯罪として起訴されるようである。

C) 刑事訴訟

刑事事件はすべて、専属的に検察庁(Openbaar Ministerie)が裁判所に提起する。企業が刑事訴訟を開始することはできない。

1. 手続の説明

a) 刑事訴訟提起の方法

知的財産侵害者に対する刑事訴訟は、刑事告訴の提出により、あるいは例えば FIOD および/またはオランダ税関のイニシアチブで開始される。侵害により現に損害を被っている者は誰でも、例えば権利保持者もライセンシー(使用権者/実施権者)も刑事告訴を提出することができる。

刑事告訴の提出後、侵害に関する告訴に則り検察庁が行動するか否か決めるのは検察庁次 第である。したがって、公判前段階においては、刑事犯罪は警察に通報された犯罪に基づ くことになる。刑事訴訟開始のため唯一残るオプションは、違反者が現行犯で警察に捕ま る場合である。そうなると警察は自らの動機、そして見解により行動することができる。

b) 刑事訴訟の概要

警察が刑事告訴を受領すると、その後公判前捜査段階が始まる。公判前捜査は、当該犯罪および容疑者の情報を警察が収集する段階である。公判前捜査中、警察には犯罪実行の証拠を収集するためいくつかの捜査方法がある。著作権侵害のような知的財産権侵害事由のいくつかにおいては、警察および捜査官は記録の検査および押収といった特別な捜査方法を用いる。刑事犯罪が実行されたという合理的な疑いが警察にある場合のみ、警察は刑事捜査を開始し、捜査措置を適用することを許される。

審査判事は、公判前捜査段階の一部を監視する。審査判事は、容疑者をそのまま刑事捜査の対象としておくか否か、また公判前拘置に留めおくか否か決定する。さらに、審査判事は、技術的方法によってデータおよび通信を傍受する措置、施設の捜査、宣誓証人の証言聴取など、証拠収集に的を絞った追加措置を命令かつ要請することができる。

2. 捜査方法

警察官は、己の義務の履行に必要とあれば、全書類および記録の検査を要求することを許される。嫌疑を受けている犯罪とリンクしている可能性のあるデータがあれば、ホスト・プロバイダーおよび/またはインターネット・サービス・プロバイダーからの情報を直接依頼することもできる。

警察官は、故意の知的財産侵害が疑われる会社の事業設備およびその倉庫への立入りを許されている。

オランダの審査判事の許可を携えていれば、警察官は、個人の土地にもまた立ち入り、捜査を行うことができる。

警察は、検察官に対して関連する捜査所見とともに記録文書を送付することで、その公判前捜査を終わらせる。したがって、公判前捜査段階は、i) 当該捜査に関するその所見をすべて記した警察の報告書をもって、または ii) 審査判事が監視する司法予備捜査段階の終了をもって、幕を閉じる。

3. 公判段階

第 2 の段階は、公判段階である。公判段階は、検察庁が容疑者を公的に起訴するか否か決する検察庁の決定とともに開始される。よって、検察官が成し得る決定は 3 つある。検察官は、i) 事件の却下、ii) 取引による事件決着の試み、または iii) 召喚状の発行を決定することができる。上の 3 つのオプションを決定できるのは、唯一、検察官だけである。

証拠の欠如、そして公益を理由として、検察官は容疑者を公的に起訴しないと決定できる。公益を理由とする不起訴が主に関わるのは、起訴が不均衡であるケース、つまり刑事上の制裁と比べて民事または行政上の制裁の方がより十分かつ適切となり得るケース、または起訴が州または被害者の利益に抵触しかねないケースである。

第2のオプションとして、検察官は、容疑者との取引で合意に達し、刑事訴訟を終わらせることができる。その措置により、容疑者は州に対して金員を支払うか、あるいは他のいずれかの金銭上の措置を実行する。この取引は、検察官と違反者との間の和解に関わるものである。制裁に同意することで、違反者は公判そしてさらなる刑事訴追を未然に防ぐことができる。検察官は、上で述べた制定法上の罰金の最高額を超過することを許されていない。製品の引渡しを取引に含めることもできる。生じさせた損害の全面的補償または一部補償もまた、違反者と検察官との取引の不可欠の一部となる。

事件が却下されず、あるいは取引が決着しなければ、召喚状をもって容疑者の刑事上の公的起訴が開始される。検察官はその告発事項および証拠を召喚状に列記する。このように検察官は、具体的にどの犯罪に関して容疑者が告発を受けるのか選択の上、実証する。したがって召喚状は、公的起訴のスターティング・ショットとなる。容疑者自ら直接、または容疑者の代理人が抗弁を提出することができる。

その次の法廷審問は、事実の発見に的を絞ったものであり、口頭審理において容疑者(の代理人)および検察官に質問をするのは主に判事である。さらに、判事が容疑者(の代理人)に口頭による説明をする機会を与えることも多い。証人がいる場合、同人もまた宣誓の下に尋問を受ける可能性がある。ただし、実務上は、証人の書面による陳述を用いる方がより標準的かつ通例通りである。

公判段階は、検察官の論告により終了する。検察官は検察庁の主張(どういった犯罪について容疑者は判決を受けなければならないか)をまとめ、その主張の立証に利用可能な証拠を要約する。検察官はまた、いかなる判決を検察庁が求刑するか裁判所に対して陳述を行う。判事は検察庁の求めに拘束されず、その独自の判断で判決することができる。ただし、裁判所は召喚状に規定した嫌疑に拘束される。

裁判所が口頭審理および公判段階を終える前に、容疑者は最後に被告人発言を行う権利が ある。

4. 判決

書面による判決は、裁判段階および口頭審理の終了後2週間以内に交付される。

a) タイム・フレーム

欧州人権条約第6条に従い、逮捕または拘留された者はすべて、判事の面前または法により司法権行使の権限を受けたその他の役所に速やかに移送されなければならない。オランダにおいては、すべての者が合理的な期間内に裁判を受ける権利がある。出発点はしたがって、訴追されると合理的に予想し得る瞬間から起算して2年以内に、判決が続くということである。

オランダの裁判所は、4 つの手続決定および 4 つの実質的決定を行うことができる。裁判所は、起訴および口頭審理に基づき、以下の4つの正式な根拠を調査する必要がある。

- i) 召喚の有効性
- ii) 召喚状で嫌疑を受けた犯罪を審理する自らの判決
- iii)刑事訴訟を提起する検察官の権利
- iv) 起訴猶予の理由があるか否か

前述の 4 つの根拠の調査後、裁判所はその結果に則って、以下の行為を成すことができる。

- i) 召喚状の無効宣言
- ii) 自らの司法権の欠如「を宣言]
- iii)起訴に対する妨訴を宣言
- iv) または起訴猶予

前述の 4 つの根拠に関する調査の結果、上の判断に至らなかった場合、裁判所は、起訴および裁判所における口頭審理に基づき、以下の事項を決する能力を有する。

- i) 容疑者が刑事犯罪を実行したことが立証済みであるか否か
- ii) 立証済みの場合、容疑者の行為および事実は法律上いずれの刑事犯罪を構成する のか
- iii)被告の行為が処罰対象であると判明すれば、裁判所は被告の刑事責任について決定
- iv) その場合、(オランダ) 法に基づき、かつ同法に定める通り、裁判所が刑罰の賦 課方法を決定

b) 上訴

上で説明したすべての根拠について、決定には推論および動機付けが必要となる。第一審裁判所判決の送達後 3 カ月以内に、上訴手続は管轄の上訴裁判所に提起することができる。検察官、容疑者、その両者とも上訴を提起することができる。両当事者はまた、上訴裁判所の評決[判決]に対しても、その破毀を求める上訴を提起することができる。

c) 制裁

既に説明した通り、知的財産権侵害に関する刑事的制裁の第一は、罰金および禁固であり、いずれも検察庁の著作権侵害対策に焦点を合わせたものである。著作権、意匠権、商

標権、商号権、特許権および育成者権に関する故意または有責の侵害に科される制裁は、 既に説明した通り個別の法制度に基づくものである。その結果、刑事上の制裁に関する概 観は以下の通りとなる。

	刑事上の制裁
商標侵害	商標侵害品を輸入、輸出、輸送途上で保持、販売、販売提供、引渡し、 手渡しまたは店舗において保持した場合:
	オランダ刑法第 337 条
著作権侵害	故意に著作権を侵害した場合: • 禁固:最長6カ月 • 罰金:最高額で20,500 ユーロ オランダ著作権法第31条 故意に侵害品を配布した場合: • 禁固:最長1年 • 罰金:最高額で82,000 ユーロ
	オランダ著作権法第 31 条 a 職業的取引の場合、著作権侵害行為を職業としてまたは事業として営ん だ者に対しては、 ・ 禁固:最長 4 年 ・ 罰金:最高額で 82,000 ユーロ オランダ著作権法第 31 条 b 有責の違反の場合は、 ・ 禁固:利用不可 ・ 罰金:最高額で 8,200 ユーロ
	オランダ著作権法第 32 条

特許侵害

計画的な特許権侵害の場合:

禁固:最長6カ月

• 罰金:最高額で20,500 ユーロ

刑事的侵害行為を職業としてまたは事業として営んだ場合:

禁固:最長4年

• 罰金:最高額で82,000 ユーロ

オランダ特許法第79条

被害者(大抵の場合、知的財産権利保持者になる)が、公判前段階および裁判段階に被害者として参加する可能性はある。被害者は、侵害行為の容疑者に完全な金銭上の補償を要求することができる。刑事裁判所は、重大な損害および軽微な損害について、補償を決定する。損害賠償請求のすべてが、刑事裁判所が決定を下す対象としてふさわしい訳ではない。制定法上の規則に基づき、損害賠償請求は明確なものでなければならず、また、刑事裁判所による取扱いのため、複雑すぎてもいけない。

刑事裁判所による損害賠償補償指示が好都合な点は、補償を州が執行することであり、そのため被害者は執行措置(に関する費用)を免れることになる。明らかに不都合な点は、 検察庁が刑事訴訟を始めないこと、または金銭上の補償を求めないことである。

さらに、オランダ刑事裁判所は、侵害品の破壊または模倣品の知的財産権利保持者に対する引渡しを命令することができる。

D) 統計-刑事訴訟

1. オランダの犯罪に関する公的機関の一般報告および統計

押収物品の数について、各カテゴリー、すなわち知的財産権および各警察署によって分けた統計は、オランダにおいて周知のものはなくまた公表もされていない。したがって犯罪の報告、そして事件の報告に関する統計をいくつか、ここでは提供することにする。

オランダにおいては、2016 年、法務省研究および文書化センターが犯罪性および執行に関する所見をまとめた報告書を発行した。研究センターは、報じられた「財産に対する犯罪」に関する統計を公表したが、これはごく一般的なものである。商標、意匠、商号に関する大規模侵害事由の刑事罰化を取り扱うオランダ刑法第 223 条は、このカテゴリーの範疇に属する。「財産に対する犯罪」のカテゴリーにはまた、窃盗、夜盗、詐欺および盗品の取扱いが特に含まれる。

- 2016 年、財産に対する犯罪は、合計で 577,000 件登録された。登録犯罪の 86%が 窃盗の分野に該当する¹⁷¹。
- その他の犯罪タイプおよびカテゴリーと比較すると、検察が事件を終結させ解決 に導くため取引を容疑者に持ちかけるのは、財産に対する犯罪の場合が最も頻繁 である¹⁷²。

2016 年、検察庁はまた、詐欺に関わる犯罪、いわゆる「Fraudemonitor」に関する統計を アニュアル・レポートに盛り込んで発行した。「Fraudemonitor」の定義によれば、故意の 知的財産権侵害は、水平詐欺につながる。

 「Fraudemonitor」レポートは、2016 年、知的財産権関連の模倣品および詐欺に 関わる38件が国家警察によって報告された旨、報告している¹⁷³。

さらに、オランダ統計局(オランダ語では、Centraal Bureau voor de Statistiek/中央統計局)もまた知的財産権関連の模倣品および詐欺に関わり、国家警察に対し報告された登録犯罪のデータをいくつか公表している。オランダ統計局が登録犯罪の数を提供していたのは、2005年から2012年に至る期間のみである。

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
印鑑および 商標の偽造に 関する犯罪の数	85	120	100	55	155	160	175	205

出典:オランダ統計局

2. 「Darts-ip」の公表による刑事訴訟

警察および検察からの公的統計が僅かばかりのため、知的財産侵害に関する刑事訴追について入手可能な判例をも併せて調べた。当方は、調査に際し「Darts-ip」のデータベースを利用したが、これはオランダで利用可能なデータベースの中では一番包括的なもので、オランダ司法評議会の公式データベース(www.rechtspraak.nl)よりもさらに多くの判例を載せている。公表されている判決のすべてを「Darts-ip」経由で追跡できる、そのすべてが「Darts-ip」に提示されているなどと請け負うことはできないが、それでもオランダにおける知的財産関連判決に関する最も正確で完全な情報源ではある。

2017年	2016年	2015年	2014年
-------	-------	-------	-------

Wetenschappelijk Onderzoek- en Documentatiecentrum, CBS en Raad voor de Rechtspraak, *Criminaliteit en rechtshandhaving 2016*、52 ページ

_

Wetenschappelijk Onderzoek- en Documentatiecentrum, CBS en Raad voor de Rechtspraak, Criminaliteit en rechtshandhaving 2016、62 ページ

¹⁷³ 検察庁、「Fraudemonitor 2016」、2017年7月、17ページ

	2017年12月21日現在			
特許	0	0	0	0
商標	1	0	0	0
意匠	0	0	0	0
著作権	2	1	5	2

出典: Darts-ip

表から分かる通り、裁判所判決の公表という結果につながる刑事訴訟は、オランダにおいては稀であり、唯一、著作権問題のみ、刑法に基づきオランダ裁判所がそれなりに定期的に対処している。

III. 民事制度

A) 法源

G) 知的財産侵害に抗する民事制度(現地法、国際協定、規則など)

知的財産権の執行に関連する民事法および規則の主要な法源は以下の通りである。

1. 国内の法源

- 知的財産権に関する実体法は、以下の条約および法律において成文化されている。
 - O ベネルクス知的財産条約(商標および意匠)
 - O 1995 年オランダ特許法
 - O オランダ著作権法
 - O オランダ隣接権法
 - O オランダ商号法
 - O オランダ関税法(国境措置)
 - O オランダ種苗法
- 民事裁判所に対する手続に適用される規則は、オランダ民事訴訟法において成文 化されている。

適用法および規則に関する国内の法源のほか、欧州制定法および国際条約(これらは国内 法規に優先する)が知的財産の眺望を補完している。

2. 欧州連合の法源

「フランス」パートの III). A). 2. 「欧州共同体からの法源」を参照のこと。

3. 国際的法源

「フランス」パートの III). A). 3. 「国際的法源」を参照のこと。

B) 民事訴訟

オランダにおける知的財産の民事執行は通常、被疑侵害者に対する催告書の送付をもって開始となる。和解に至らなかった場合、権利保持者は略式手続を開始するか、または本案に関する手続にするか選ぶことができる。一定の条件の下では、職権による差止め命令(侵害者に対する聴聞なし)および異なる種類の判決前押収を要請することもできる。訴訟は、相手側に対する召喚状の送達をもって開始される。

一般的な法則として、裁判管轄に関する個別的なルールを考慮した上では、手続はオランダのどの地方裁判所に提起してもよい。本案に関する手続において、オランダの地方裁判所は侵害の主張を両面から、つまり同じ手続において被告が提起した有効性の主張としても裁定する法制を敷いている。利害関係に緊急性のある案件については、地方裁判所に先立ち、略式手続において意見聴取を受けることもできる。

一般的な法則に対する最も重要な例外は、ハーグ地方裁判所である。同裁判所は、特許、 欧州連合商標および共同体意匠に関する事件を審理する専属的な裁判管轄権を有してい る。

1. 本案に関する手続の説明

手続は召喚状をもって幕を開ける。召喚状において請求人は、疑われる侵害内容、行使する知的財産権、そして求める救済の内容について説明しなければならない。請求人は証拠を携え、召喚状における自らの主張を十分実証しなければならない。書面による手続書類を提出する別のチャンスはもうないかもしれないからである。

召喚状の送達を受けた後、被告は、抗弁の陳述を提出することができる。この抗弁の陳述は、被告による抗弁の提起および証拠物件の提出を可能とするものである。被告はさらに、例えば請求人が行使した当該知的財産権の取消しまたは抹消を請求することで、請求人に対して反対請求を提起することができる。

一般的な法則として、裁判所は、抗弁の陳述が行われた後、かつ反対請求が成された場合は請求人がそれに対する弁駁の機会を与えられた後に、審理(comparitie)の日時を設定する。裁判所が両当事者にさらなる意見書のやり取りを許す特別なケースもある。その意見書の提出後は、裁判所による審理が続くのが常である。

正規の審理 (comparitie) においては、両当事者とも裁判所に対して自らの主張を行う機会を与えられるが、審理はまた、裁判所が判決を下すに十分な情報を得るため質問を行うという明確な目的をも帯びている。さらに、審理はほとんど常に、当事者間の平和的解決が今も可能なのか探るために裁判所が利用することで始まる。この点において、審理の首席判事が両当事者を裁判所の廊下へ送り出し、その(和解という)オプションをさらに探求させることも珍しくない。訴訟の結果について(義務を伴わない)最初の指示を両当事者に与えた後でそうすることさえままある。

標準的な知的財産事件における審理は一般に、2 時間から 4 時間かかる。事件の複雑性または関係者の人数次第で、審理の時間がさらに長くなることもある。陳述書において既に主張した内容の繰り返しを防ぐため、オランダ裁判所は、両当事者間で既にやり取りしたそれぞれの意見を1つずつ完全な形で詳述することを認めていない。

本案に関する手続における証拠は一般に、書面により呈示する。証人の宣誓証言もまた、通常は陳述書の提出により呈示する。裁判所が宣誓の下で証人審理を行うことを望む場合、裁判所は別立てで証人審理の日時を設定する権利を有する。これは確かに選択肢の1つではあるのだが、知的財産事件においてはそう度々起こるものではない。専門家の意見

を提出することで証拠呈示を行うこともまた可能だが、裁判所もまた、専門家を任命して 当該事項における個別具体的な任務を与えることができる。証人審理および専門家の任命 は通常、最初の口頭審理(comparitie)の後で行われることから、手続の深刻な遅延につ ながる。

オランダに、陪審裁判はない。本案については、概して判事 1 名が単独で事由を決するが、事件の複雑性または利害関係によっては、3 名の判事による合議体が行う。

第一審における判決は、最終決定となる可能性がある。あるいは中間判決となって、例えば一方当事者が自らの主張の 1 つについて証拠提出命令を受ける可能性もある。中間判決は、専門家の任命目的でも利用されることがある。

第一審においては、本案に関する手続における判決を取得するためのタイム・フレームは 通常、12 カ月から 18 カ月程度となる。地方裁判所が本案に関する手続において下す判決 には、厳格な期限はない。残念なことに、最新の傾向としては多くの地方裁判所が(ハーグ地方裁判所は特に)膨大な量の業務に奮闘している状況で、その結果、審理の予定立て および判決の交付に遅れが生じている。

本案に関する手続における判決に対する上訴は、第一審判決の日から起算して 3 カ月以内 に提出することができる。

最後に、ハーグ地方裁判所が特許事件のための早期化制度を既に導入している旨、銘記されたい。この制度は、(単一の手続における) 取消請求および侵害の主張に利用することができる。この制度の下では、手続書類の提出および審理の期日が固定スケジュールとして設定され、その設定は手続が始まる前のことさえある。したがって、一審の判決は通常、召喚状の送達から概ね 12 カ月以内に付与される。請求人は、この早期化制度の適用を求める動機を示す申請を提出する必要があり、同地方裁判所が同制度を自動的に適用することはない。

2. 略式手続および職権による差止め命令

オランダにおいては多くの知的財産紛争が、略式手続による裁判になるが、これは知的財産権侵害の場合、利益に緊急性があるからである。事件が略式手続において容認されるためには、請求人は、予備的救済のための緊急の利害を有し、かつ主張する必要がある。概して、知的財産侵害の疑いには緊急の利害の含みがあるが、(特にハーグ地方裁判所においては)略式手続の待ち時間が長すぎるため(例えば 6 カ月なり 1 年なり)、主張が不認容の宣言を受ける結果になるという傾向が明らかにある。

略式手続は、請求人がその事項の裁判管轄を有する地方裁判所に、召喚状の素案を送付することで始まる。そこで裁判所は、召喚状の素案に基づき、裁判所のスケジュール、そして当事者双方の代理人のスケジュールに応じて審理の日時を設定する。裁判所はまた、被告に対して召喚状を(廷吏により)送達する期限、証拠提出期限、審理に際しての総弁論時間について、請求人に指示を与える。被告に対して召喚状を送達することで、手続が正式に開始される。

いずれの当事者も審理において自らの主張を展開することができ、被告には審理においてのみ自らの抗弁を呈するという選択肢もある。ただし、複雑な問題または大きな問題では、被告が審理に先立ち、抗弁の陳述を提出するケースの方がより一般的である。

略式手続は判事 1 名の面前で行われ、予備的措置の裁定を受け得るのみである。例えば損害賠償金の裁定、知的財産権の無効化、侵害品の破壊など、決定的、定義的な性質の判決または措置は可能ではない。ただし、オランダの裁判所は、略式手続における無効の主張を非侵害の抗弁の一部として考慮するため、その旨銘記されたい。

略式手続はもっと堅苦しくない性質のものであり、判事は証拠に関しては特に、かなりの 裁量権を有する。証拠は主に書類を通して呈示されるが、証拠書類は審理に先立ち裁判所 に提出しておく必要がある。一般的な法則として、審理における証人の(宣誓)証言は、 略式手続においては可能ではない。予備的差止め命令などを取得するためのタイム・フ レームは通常、召喚状の日付から 1 カ月から 2 カ月ほどであるが、切迫した緊急性の事案 の場合、もっと早くもなる。いずれにせよ、地方裁判所は審理後 2 週間以内にその判決を 下す。

知的財産事件においては、請求人は、略式手続における差止め命令の取得後「合理的な期間」内に本案に関する手続を開始することを義務付けられる¹⁷⁴。この義務を遵守しないと、その帰結として、本案に関する手続が開始されていない旨被告が裁判所に通報した場合、当該判決が効力を失うという事態になる。略式手続の判事は、予備的差止め命令を交付する際に、本案に関する手続に対する請求を提起するための「合理的な期間」を設定する(ほとんどの場合、予備的差止め命令から 6 カ月となる)。ただし、本案に関する手続は時間も金もかかるため、当事者双方が略式手続後に平和的解決にこぎつけ、同手続を回避するケースが数多くある。

オランダの制度はまた、明白な侵害の場合、そして非常に切迫した緊急性のある事項で権利保持者が回復不能の害悪を被り得る場合、請求人が職権による差止め命令を請求することを認めている。これらの差止め命令は、被告を尋問することなく付与することができ、またほんの数日で取得できる。ことが職権の要請となると、権利保持者の立証責任はむしろ高く、最近の傾向として、職権による差止め命令はもはやそう容易には認められなくなっている。その立証責任を前提とすると、権利保持者は非常に徹底的に侵害の疑いについて立証する必要があり、また例えば2カ月間も略式手続の結果を待てない旨、立証する必要もある。したがって、職権による差止め命令が付与されるのは通常、侵害が(例えば展示会などで)今まさに発生の脅威にさらされている場合、あるいは[商品に関する]稼働期間が非常に短い(例えばスーパーマーケットの短期提供企画などの)場合で、権利保持者に回復不能の害悪を被らせる結果につながり得る状況においてのみである。

オランダ法の下では、判決前差押え命令、被疑侵害者の資産の凍結、証拠の押収およびサンプルの押収といった、その他 [現状の] 保存に関する判決前措置をもまた要請すること もできる。これらの措置は、被告を尋問することなく付与することができ、またほんの数

-

¹⁷⁴ TRIPS 協定第 50条 (6) に準拠。

日で取得できる。立証責任は非常に高いが、それでも職権による要請の場合よりはかなり低い。要請は、非常に綿密に理由付けを行い、かつ競合他社へのフィッシングの波及を回避するため、自分が差押えを望む個別具体的な商品または情報に絞り込んだものとする必要がある。

予備的差止め命令が付与された場合、オランダの実務においては、以下の命令が最もよく 見受けられる。すなわち、

- 司法上の罰則(金員没収の場合、権利保持者に付与)を適用するとの脅威を与えて侵害行為を中止させる裁判所命令。この罰則についてはケース毎に幅があり、1日2,500ユーロから最高で100,000ユーロまでの額となる旨、オランダの判例法で知られている。
- 製品リコール
- 訂正を一定のメディア (例えば被告のウェブサイト上) で公表
- 侵害行為を会計士の報告(例えば売上高、総利益、純利益、在庫品目数などに関するもの)により立証し、完全に開示すること。ただし普通の状況では、財務データは時間が経過しても消えるものではないため、これらの要求が緊急の利害に関わると常に判断される訳ではない。
- 侵害品の供給業者に関する詳細な連絡先を権利保持者に通知
- 被告が所有していたか、または略式手続に先立ち請求人が押収した一定の書類 (通常は本案に関する手続において侵害を立証するためのもの)の引渡し
- 稀なケースでは暫定的な損害賠償(命令):一般的な法則として、略式手続においては損害賠償は裁定され得ず、損害賠償は本案に関する手続において請求する必要がある。
- 合理的な期間内、つまり通常は略式手続の判決から 6 カ月以内に本案に関する手 続を開始する権利保持者の義務
- 費用命令:被告は、請求人に生じた合理的かつ公正な法的費用(弁護士費用を含む)の全額補償を命令され得る(被告勝訴の場合は、その逆も同じ)。

上訴は第一審の判決から4週間以内に、管轄の上訴裁判所に提起することができる。

3. 損害賠償

本案に関する手続において、オランダ裁判所は、損害賠償を許可し、かつ/または利益の 引渡しを被告に命じることがある。損害賠償による報償に関するオランダ法の論理的根拠 とは、侵害行為がもし発生していなかったら置かれていたであろう状況に権利保持者を連 れ戻すことにある。オランダ法の下では、懲罰的損害賠償は認められていない。

損害賠償

補償の対象となる損害とは、

1) 金銭上の損失

2) その他の損失(名声に関する損害、そして知的財産権の価値の損失など、重要ではないもの)

金銭上の損失には以下のものが含まれる。

- 1) 負担した費用
- 2) 逸失利益

負担した費用には以下のものが含まれる。

- 1) 以下の目的のための合理的な費用:
 - a) 損害の防止または制限
 - b) 損害賠償金の算定および責任の確定化
 - c) 裁判所からの和解の取付け

以下の原因により逸失利益が発生し得る。すなわち、

- 1) 機会損失売上げ
 - 直接: 顧客が侵害者から購入するため。算出方法= (機会損失売上げ×被害

者[商品]の販売額) - 販売関連費用

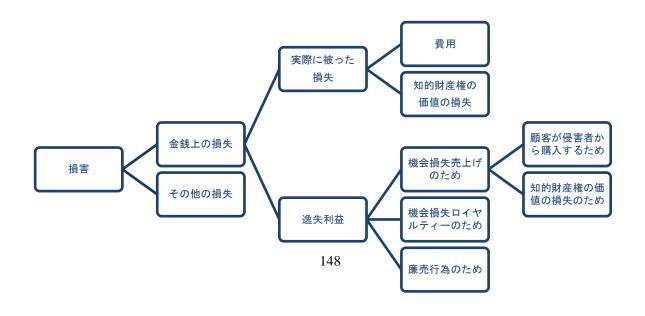
- 間接: 知的財産権の価値の喪失によって生じる(専属性・排他性/識別力の

喪失または名声に関する損害が原因)。損害の正確な算出は不可能。

よって概算見積が必要。

- 2) 機会損失ロイヤルティー:侵害当事者が被害者からライセンスを取得していれば、あるいは被害者が侵害者から受け取ることもあったロイヤルティー
- 3) 廉売行為:侵害品の販売が原因で、被害者がオリジナル製品の価格を(はるかに)下回る価格に製品価格を引き下げなければならない場合(安値売り)。算出 方法=価格引下げ時点からの売上げ×価格引下げの金額

上記の結果、オランダ法に基づく損害賠償の定義は以下の概要を呈することになる。



損害賠償の裁定を受けるためには、侵害活動に従事している事実を侵害者が自覚している こと、または合理的に自覚していたはずであることがその要件である。

利益の引渡し

損害賠償請求に加え、権利保持者は、利益の引渡しをもまた要求することができる。利益の引渡しおよび逸失利益を集積することはできない。しかしながら、利益の引渡しおよびその他の損害賠償請求の集積は可能であり、権利保持者は、訴訟の開始の時点で 1 つの選択肢を選ぶ必要もない。権利保持者は、侵害者があげた利益の実態を見抜く洞察力を養った後に、最も恩恵の多い選択肢を選択することを許されている。

利益の引渡しの背後にある論理的根拠は、他人の専属的権利の侵害により私腹を肥やす能力、資格を人は持つべきではないということである。[利益の] 算出方法は、売上げ× (販売価格-購入価格) -侵害品の販売に直接関係する税金および経費、となる。したがって、関わってくるのは純利益のみとなる。

ベネルクス司法裁判所によれば(2005 年 10 月 24 日、Delhaize/デレーズ事件判例)、純利益とは、販売価格マイナス購入価格マイナス税金およびその他の費用(これらが商品の販売に直接関係する限りにおいて)となる。しかしながら、ベネルクス司法裁判所とは逆に、オランダ最高裁判所は(その 2010 年 6 月 18 日、Setel 対 AVR 事件において)、特定の状況の下では、(例えば一般費用などの)間接的費用もまた販売価格から控除し得る旨、判示している。オランダ最高裁判所によれば、純利益の算出を目的としては、被告が受ける責任のレベルを、どの費用が販売価格から控除できるか見極める上での決定的要因とすべきである。

さらに、ベネルクスの商標意匠権法である、ベネルクス知的財産条約の第 2 条 21 (4) および第 3 条 17 (4) は、被告が悪意によって商標または意匠権を侵害したのではない場合、利益の引渡し請求は却下される旨、規定している。

著作権および特許の事件においてもまた、利益の引渡しの裁定を受けるためには、侵害活動に従事している事実を侵害者が自覚していること、または合理的に自覚していたはずであることがその要件である。

4. その他の制裁

オランダ知的財産事件におけるその他の救済は、以下の通りである。

- a) 差止め命令
- b) 侵害品およびその製造に使用された器具(鋳型およびスタンプなど)の押収¹⁷⁵

175 ベネルクス知的財産条約第2条21(3)、第2条22(1)、第3条17(3)および第3条18(1)、オランダ特許法第70条(7)、およびオランダ著作権法第28条(1)

- c) 取引経路からの回収
- d) 侵害物品の破壊
- e) 侵害が行われたウェブサイト上におけるオンライン上の公表など、司法判断および/または訂正の公表。その公表の継続期間、レター・サイズなどの指定。
- f) [侵害品の] 価格を含む、原産地、再販業者、売上げおよび購入金額に関する財務記録の開示、ただし公認会計士による真実性の立証を経た上での開示
- g) 侵害者が裁判所の命令を遵守しなかった場合、日割り計算または違反行為 1 件毎 に科される罰金

越境差止め命令

オランダの裁判所は、欧州連合商標または共同体意匠の侵害について、被告がオランダに 事業所を有している場合には、EU 域内各国を対象とする越境差止め命令を付与することが ある。ベネルクス商標/意匠の侵害については、ベネルクス全域を対象とする越境差止め 命令が付与されることがある。

同じ意味で、オランダの裁判所は、著作権事件において、いくつかの著作権に関する定義が EU において調和しているという欧州司法裁判所の判例に基づく決定により、EU 全加盟 国を対象とする越境差止め命令を付与することがある。

5. タイムフレーム

本案に関する手続は通常、[召喚] 状の送達から判決の交付まで 12 カ月から 16 カ月くらいかかる。略式手続の場合は召喚状の日付から 1、2 カ月くらいだが、切迫した緊急案件の場合、もっと早くもなる。

権利保持者に回復不能の害悪を生じさせる明白な侵害事件の場合、オランダのシステムはまた、職権による差止め命令をも認めている。これらの差止め命令は、被告を尋問することなく付与することができ、またほんの数日で取得できる。

6. 訴訟費用の返還

オランダにおいて、敗訴当事者は、(請求があった場合) 勝訴当事者の合理的かつ公正な 訴訟費用およびその他の経費をすべて補償するよう命令される可能性がある。以下の費用 は、この法制度の下で知的財産権の執行に関する事件にのみ適用される領域に該当するも のである。

- 弁護士料
- 裁判所費用
- 廷吏の費用(令状の送達)
- 特許、商標または意匠代理人/弁理士費用
- 専門家の費用
- 調査研究費用

- 翻訳費用
- 旅費および宿泊費

実際の費用が合理的かつ釣り合いの取れたものでない場合を除き、実際にかかった費用の返還が起点となる。相手が反対を呈してこない場合でも、裁判所は、請求費用が合理的かつ釣り合いの取れたものかどうか評価する義務を負う¹⁷⁶。

どの費用が合理的かつ釣り合いの取れたものなのか判断できるよう、オランダの裁判所は、地方裁判所、上訴裁判所および最高裁判所に持ち込まれた知的財産事件についての指示レートを載せたガイドラインを公表済みである。これらのガイドラインには、各種手続に関し、合理的かつ釣り合いの取れた金額と認められる弁護士料の最高額はいくらか、その尺度を掲載している。しかしながら、裁定額がもっと安くなることもあるいはもっと高くなることもやはりある。敗訴当事者の経済事情は問題とされない。両当事者が相互で別の金額に合意している場合、原則としてガイドラインは適用されない。実務上こういった合意はよくあることである。

_

 $^{^{176}}$ 2015 年 12 月 4 日付けオランダ最高裁判所判例、ECLI:NL:HR:2015:3477, par. 6.2.1.

手続費用に関するガイドラインには、以下の指示レートが載っている。

指示レート	第一審裁判所	上訴裁判所	最高裁判所
略式手続			
単純な事件	最高で 6,000 ユーロ	最高で 6,000 ユーロ	請求人:最高で15,000ユーロ
			被告: 最高で 10,000 ユーロ
普通の事件	最高で 15,000 ユーロ	最高で 15,000 ユーロ	請求人:最高で30,000ユーロ
			被告: 最高で20,000ユーロ
複雑な事件	最高で 25,000 ユーロ	最高で 25,000 ユーロ	請求人:最高で50,000ユーロ
			被告: 最高で40,000ユーロ
本案に関する	手続		
単純な事件	最高で 8,000 ユーロ	最高で 8,000 ユーロ	略式手続と同額
普通の事件	最高で 17,500~20,000 ユー	最高で 20,000 ユーロ	略式手続と同額
	П		
複雑な事件	最高で 35,000~40,000 ユーロ	最高で 40,000 ユーロ	略式手続と同額

なお、これらのガイドラインは、特許事件には適用されないので、銘記されたい。複雑な 特許事件の場合、訴訟費用は 100,000 ユーロと 400,000 ユーロとの間で推移し得る。ただ し、オランダにおいては、模倣品が絡む特許訴訟は大変稀である。

7. 上訴

第一審の判決に対しては、上訴することができる。オランダにおいて、知的財産事件の審問が可能な上訴裁判所は 4 つある。すなわち、アムステルダム上訴裁判所、ハーグ上訴裁判所、アーネム・レーワルデン上訴裁判所、そしてデン・ボシュ上訴裁判所である。ハーグ上訴裁判所は、ハーグ地方裁判所と同様の専属的裁判管轄を有し、特許事件および欧州連合商標および共同体意匠の審問を行う。上訴手続は、事件全体の完全な精査を伴う「新規手続」と考えられているため、上訴手続において、両当事者は新たな法的見解を採用し、また新たな証拠を提出することができる。

上訴裁判所は、本訴(例えば侵害)および反訴(取消しまたは無効化)の両方について決定を下すことができ、それらの決定は、上訴当事者に対する判決の一部に対する決定となる。

上訴手続も、多かれ少なかれ、上で説明したものと同じ原則に従う。上訴における被告もまた、上訴反論書を提出することができ、その中で同被告は第一審で言い渡された判決に対する自らの不満を提示することができる。上訴においては、両当事者が自らの意見を呈する機会はたった1度しかなく、口頭審理における申立てに際してある側面を強調したり明確にしたりできるだけである。申立ては第一審よりも秩序だったものであり、通例、平和的解決の探求を目標とするようなこともない。

上訴事件は通常、判事 3 名による取扱いとなり、公訴提起時点から上訴判決の言い渡しまで概ね 16 カ月から 24 カ月ほどかかる。

オランダ最高裁判所は、上訴裁判所による法解釈を支配しており、事件の事実または本案 について再審理することはない。したがって、最高裁判所に対する上告が成功し得るの は、上訴裁判所が法原理または基準の適用を誤った場合のみである。

8. 主要な刑事的制裁および民事的制裁に関する一覧表

以下の表は、主要なタイプの知的財産権について、オランダにおける主要な刑事的制裁お よび民事的制裁をまとめたものである。

	刑事的制裁	民事的制裁
商標侵害	商標侵害品を輸入、輸出、輸送途上で保持、販売、販売提供、引渡し、手渡しまたは店舗において保持した場合: ・ 禁固:最長1年 ・ 罰金:最高額で82,000 ユーロ上に記載の犯罪を職業または事業として行った場合: ・ 禁固:最長4年	 罰則適用の脅威の下での差止め命令 取引経路からの除去 模倣品の押収 模倣品の破壊 財務記録の開示 損害賠償ー利益の引渡し 判決一訂正の公表 手続費用命令
著作権侵害	 罰金:最高額で82,000 ユーロ 故意に著作権を侵害した場合: 禁固:最長6カ月 罰金:最高額で20,500 ユーロ 故意に侵害品を配布した場合: 禁固:最長1年 罰金:最高額で82,000 ユーロ 職業的取引の場合、著作権侵害行為を職業としてまたは事業として営んだ者に対しては、 禁固:最長4年 罰金:最高額で82,000 ユーロ 有責の違反の場合は、 禁固:利用不可 罰金:最高額で8,200 ユーロ 	 罰則適用の脅威の下での差止め命令 取引経路からの除去 模倣品の押収 模倣品の破壊 生産手段および押収品の被害者に対する移転 財務記録の開示 損害賠償ー利益の引渡し 判決一訂正の公表 手続費用命令

特許侵害

計画的な特許権侵害の場合:

禁固:最長6カ月

• 罰金:最高額で20,500 ユーロ

刑事的侵害行為を職業としてまたは | ・ 侵害品の破壊 事業として営んだ場合:

禁固:最長4年

• 罰金:最高額で82,000 ユーロ。

- 罰則適用の脅威の下での差止め命令
- 侵害品およびその生産手段の押収
- 損害賠償−利益の引渡し
- 取引経路からの除去
- 判決一訂正の公表
- 手続費用命令

C) 統計-民事訴訟

下の表は、特許、商標、意匠および著作権紛争を対象とする裁判で、2014年から 2017年 12 月 20 日までの間にオランダの裁判所が下した判決の数を示すものである。データ収集 には、「Darts-ip」のデータベースを利用したが、これはオランダで利用可能なデータ ベースの中では一番包括的なもので、オランダ司法評議会の公式データベース (www.rechtspraak.nl) よりもさらに多くの判例を載せている。公表されている判決のす べてを「Darts-ip」経由で追跡できる、そのすべてが「Darts-ip」に提示されているなど と請け負うことはできないが、それでもオランダにおける知的財産関連判決に関する最も 正確で完全な情報源ではある。

なお、下の表にはオランダの裁判所が下した判決のうち、公表された分の総数を示したこ とをお知らせする。オランダの裁判所に係属していた事件で判決に至らなかったものの件 数は不明であり、事件数をオランダ司法評議会も司法制度全般も公表していない。

	2017年			
	2017年12月20日現在	2016年	2015年	2014年
特許	67	70	62	86
商標	119	106	120	139
意匠	16	26	23	21
著作権	162	130	131	132

出典: Darts-ip

1. 第一審、上訴、破毀院(最高裁)毎に分けたオランダ裁判所判決の数

下の表は、2014 年から 2017 年 12 月 20 日までの間にオランダの裁判所が下した判決の数 を、判決のレベル、すなわち判決が第一審で下されたか、上訴か、または最高裁レベルで 下されたかで分けて示したものである。

特許

	2014 年			
第一審	上訴	最高裁判所		
65	18	2		
	2015年			
第一審	上訴	最高裁判所		
47	12	2		
2016 年				
第一審	上訴	最高裁判所		
49	18	4		

2017年(2017年12月20日現在)				
第一審 上訴 最高裁判所				
54	7	4		

商標

2014 年					
第一審	上訴	最高裁判所			
103	33	5			
	2015 年				
第一審	上訴	最高裁判所			
96	20	4			
	2016 年				
第一審	上訴	最高裁判所			
86	19	2			

2017年(2017年12月20日現在)				
第一審 上訴 最高裁判所				
98	22	0		

意匠

2014 年					
第一審	上訴	最高裁判所			
15	7	0			
	2015 年				
第一審	上訴	最高裁判所			
16	4	2			
2016 年					
第一審	上訴	最高裁判所			
21	5	1			

2017 年 (2017 年 12 月 20 日現在)		
第一審	上訴	最高裁判所
15	0	1

著作権

2014 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
82	39	13	
2015 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
95	29	7	
2016 年			
第一審	上訴	最高裁判所	
100	25	8	

2017 年 (2017 年 12 月 20 日現在)			
第一審上訴		最高裁判所	
130	26	7	

2. 原告および被告の国籍で分類した、オランダ裁判所による知的財産関連判決の数

原告および被告の国籍で分類した判決の調査研究および件数をオランダ司法評議会も司法制度全般も公的に発表していない。公的機関による統計がないため、当方で「Darts-ip」データベースの検索結果を分類した結果、以下の件数が判明した。

<u>特許</u>: 2017 年度(12 月 20 日現在)、オランダの裁判所に係属中の(67 件中) 12 件 を、オランダ国籍の原告(または原告の一部がオランダ国籍)が提起したか、 またはオランダ国籍の被告(または被告の一部がオランダ国籍)が対処した。

2016年度、オランダの裁判所に係属中の(70件中)13件を、オランダ国籍の原告(または原告の一部がオランダ国籍)が提起したか、またはオランダ国籍の被告(または被告の一部がオランダ国籍)が対処した。

<u>商標:</u> 2017 年度(12月20日現在)、オランダの裁判所に係属中の(119件中)49件を、オランダ国籍の原告(または原告の一部がオランダ国籍)が提起したか、またはオランダ国籍の被告(または被告の一部がオランダ国籍)が対処した。

2016 年度、オランダの裁判所に係属中の(106 件中)46 件を、オランダ国籍の原告(または原告の一部がオランダ国籍)が提起したか、またはオランダ国籍の被告(または被告の一部がオランダ国籍)が対処した。

<u>意匠:</u> 2017 年度(12月20日現在)、オランダの裁判所に係属中の(16件中)5件を、オランダ国籍の原告(または原告の一部がオランダ国籍)が提起したか、またはオランダ国籍の被告(または被告の一部がオランダ国籍)が対処した。

2016年度、オランダの裁判所に係属中の(26件中)16件を、オランダ国籍の原告(または原告の一部がオランダ国籍)が提起したか、またはオランダ国籍の被告(または被告の一部がオランダ国籍)が対処した。

著作権: 2017 年度(12月20日現在)、オランダの裁判所に係属中の(162件中)46件を、オランダ国籍の原告(または原告の一部がオランダ国籍)が提起したか、またはオランダ国籍の被告(または被告の一部がオランダ国籍)が対処した。

2016 年度、オランダの裁判所に係属中の(130 件中)54 件を、オランダ国籍の原告(または原告の一部がオランダ国籍)が提起したか、またはオランダ国籍の被告(または被告の一部がオランダ国籍)が対処した。

IV. インターネット

A) オンライン模倣と闘うための公的機関の取組みーサイバー税関

オランダ検察庁の指揮の下、オランダ税関、警察、そして FIOD (オランダ財務情報調査庁) は、オランダを拠点として詐欺的商品または禁制品をオンラインで販売している自然人または法人を特定することで、(模倣品の取引をはじめとする) インターネット上の詐欺に対する闘いを目的に協働している。

これら公的機関の協力は、2015 年以来、緊張度を高め、それ以来、いくつかの大きな成果につなげている。2015 年 9 月には、これらの公的機関は、特にオンライン調査後に開始された大規模捜査で 49 カ所の倉庫と 5 軒の民家を捜索した。彼らが押収したのは、洋服、香水、時計、靴およびバッグをはじめとした、52,000 点を超える模倣品であった。加えて、ブランドのロゴが 4,200 点以上、8.5 キロの麻、爆薬、花火、偽金、盗品や数千点の偽造紙巻きたばこ、そして模倣ロード・バイク用リムもまた押収された。押収品の推定価格は、400 万ユーロ以上であった。最後に、公的機関は複数の資産、つまり 55,000 ユーロの現金と自動車を数台押収し、合計 14 名の容疑者が逮捕された。

2017 年、FIOD は、Facebook およびオランダのオンライン市場「Marktplaats.nl」を経由した偽造時計売買の件で、45 歳男性の容疑者を逮捕した。この容疑者は(例えば Rolex など)複数の高級時計を提供しており、その自宅の捜索の際 FIOD は、容疑者の "financial administration"、100 点以上の偽造時計、そして BMW M3 1 台を押収した。この事件は、模倣品のオンライン取引・オフライン取引の両方でオランダ税関および FIOD が協力した良い例である。オランダ税関が国境措置の一環として、中国からの積荷の入国を阻止したことに基づき、FIOD が捜査を開始することができ、容疑者の逮捕に成功した。

最後に、公的機関が取り組む模倣に対する闘いの好例に、2017 年に起きた最新の事件がある。www.straatfashion.com というウェブサイト経由で行われた模倣品の取引に関するもので、同ウェブサイト上では、偽造の洋服が大々的な商業レベルで提供された。FIOD は2017 年7月に同ウェブサイトを削除し、ウェブサイト・オーナーは以前、税金詐欺で既に有罪判決を受けたことがあり、刑務所でさらに2年の刑期を務めなければならないという内容のプレス・レポートを発した。同ウェブサイトの削除には、そのホストであるインターネット・サービス・プロバイダーの通報削除システムを利用した。こういった通報削除システムの利用もまた、自らの模倣対策に奮闘する権利保持者にとって非常に有効なツールとなる。

公的機関はとりわけ事件の捜査段階で協働している。捜査官は、捜査を目的として、書類またはデータ記録媒体の検査が自らの任務の遂行に合理的に必要である場合はいつでも、 その書類またはデータ記録媒体のすべてに対するアクセスを要求することができる。 捜査官はまた、模倣品の取引に関わりのある商品および書類が保管されている可能性がある場合、疑いを受けている会社が所有する事業用施設のほか倉庫に対するアクセスをも許される。

捜査官は、居住者の意思に反して民家に立ち入ることはできないが、特別令状の呈示がある場合、または検察官もしくは補佐検察官の立会いの下ではその限りでない。

REACT オンライン執行プログラム

民間主導のオンライン執行プログラムに REACT がある。このプログラムはオンライン上の 模倣品購入の増大、隆盛に対処すべくデザインされた。WebCrawler は数百のインターネット・プラットフォームを地球規模で検索する。オークション、B2B 取引、電子商取引サイト、検索エンジン、モバイル・アプリ、そしてソーシャル・メディア・プラットフォーム の監視により、侵害コンテンツを特定するものである。これで侵害コンテンツおよび模倣品販売者のデータベースが自動的に作成される。

B) 適用法およびインターネット上の行為者の法的責任

権利保持者は、模倣品の広告主に対して手続を開始することができ、そして特定の状況の下では、侵害品の販売が行われているオンライン市場を相手取ることもできる。

広告主が模倣品を提供する状況に適用される法律は、EU および国内レベルの一般的な知的 財産法である。

オランダ民法第 6 条 196c (4) は、侵害者がそこで模倣品を提供するために利用するオンライン市場またはオンライン上の仲介メディア (YouTube または Facebook といったもの) に適用される。オランダ民法第 6 条 196c (4) は、域内市場における情報社会サービスの法的側面、特に電子商取引の法的側面に関する 2000 年 6 月 8 日付け EU 指令 No. 2000/31/CE を履行したものである。

オランダ民法第 6 条 196c (4) によれば、オンライン市場は、オランダにおけるホスト・プロバイダーと認められている 177 。このことの意味とは、当該オンライン市場が以下の条件を満たせば、サービスの受領者の要請により保管する情報(例えば模倣品の広告など)に関する責任を問われないということである。

- a. 違法な活動または情報に関する知識が実際にないこと、また損害賠償請求に関しては、合理的に見て違法な活動または情報を知っていたはずのないこと。
- b. その知識を取得した際または合理的に知っているべき時は、その情報へのアクセスの除去または無効化のため素早く行動すること。

¹⁷⁷ レーワルデン上訴裁判所、2012 年 5 月 22 日付け判例 ECLI:NL:GHLEE:2012:BW6296, (Stokke/Marktplaats), par. 5.11.

権利保持者はまた、指定販売店が高級品の豪奢なイメージの維持を第一の目的に設計された高級品用選択的流通システムを利用する場合、契約商品のインターネット上の販売のためその身元が分かる形で第三者のプラットフォームを使用することを禁じる契約条項を定めることができるが、ただし当該条項が商品の豪奢なイメージの維持を目的とすることがその条件となる¹⁷⁸。

模倣品の広告主を相手取り実際に手続に取り掛かるために、権利保持者が侵害者の真実の身元を知る必要があるのはもちろんのことである。侵害者の真実の身元の検索は、オンライン市場への登録時に偽名が使用され、また虚偽の連絡先情報が使用されるため、実務上、大きな問題となる。この点において、模倣に対する闘いにおいてオンライン市場が果たす役割が大きな影響を与える可能性がある。ある広告主またはウェブサイトの背後に潜む人物に関して自分が望む情報を得ようと思うならば、権利保持者にはオンライン市場の協力が必要だからである。

仲介メディアが個人データの提供を拒んだ場合、以下の状況においては、同仲介メディア は権利保持者に対して違法行為を働いていることになる。

- (1) 情報が違法で有害である場合
- (2) 「情報提供」申込者が個人データ受領に関し実際の利益を有している場合
- (3) データ受領の阻害要因があまりない場合
- (4) 利益の均衡に従えば、申込者の利益が優る場合179

権利保持者の手元に広告主の銀行口座番号しかない場合、権利保持者は金融機関から口座 名義人の氏名および住所を受領する権利をもまた持ち得る¹⁸⁰。

C) オンライン上の模倣と闘うためのインターネット会社の自発的 取組み

インターネット行為者が実施する現実的ソリューション

a) 利用できる削除プログラム

オランダのオンライン市場またはオランダで活動中の外国の[オンライン] 市場、そのすべてがオランダの権利保持者が利用できるよう通報削除手続を開発している。

¹⁷⁸ 欧州司法裁判所、2017年12月6日付け判例、C-230/16, (Coty Germany/Parfümerie Akzente)

¹⁷⁹ オランダ最高裁判所、2005年11月25日付け判例、ECLI:NL:HR:2005:AU4019, (*Lycos/Pessers*), par. 5.3.1-5.3.4.

¹⁸⁰ 欧州司法裁判所、2015年7月16日付け判例、C-580/13, (Coty Germany / Stadtsparkasse)

a.1.1 Marktplaats (マルクトプラーツ)

「Marktplaats.nl」(eBay が所有)は、インターネット上のオンライン市場としては間違いなくオランダ最大のものである。Marktplaats上では、「侵害通知プログラム」を使えば、知的財産権の保持者は、商標、著作権、特許および意匠に基づく侵害リストを通報することができる。その場合、Marktplaatsは、同社ウェブサイト上の広告を除去した上で¹⁸¹、広告主の個人情報を権利保持者に提供する¹⁸²。侵害広告の通報は通常、24 時間以内にMarktplaats が対応する。

a.1.2 eBay、Amazon、Alibaba Group (アリババ・グループ)

フランスをカバーする章で説明した通り、eBay はオランダ用に「権利保持者立証プログラム (VeRO)」および「eBay 認証」を開発している¹⁸³。

フランスをカバーする章で説明した通り、Amazon には、オランダ専用の「Amazon ブランド・レジストリー」はない。「Amazon ブランド・レジストリー」が対象とするのは、フランス、ドイツ、イタリア、スペインおよび英国または欧州連合知財庁における登録商標のみである。したがって、オランダからは「Amazon ブランド・レジストリー」を使うことで可能なのは、Amazon 上の欧州連合商標の執行である。さらに、そしてこちらの方が重要性が高くなるのだが、Amazon のオランダ用ウェブ・フォームを使って、あらゆる権利保持者が自分の知的財産権に関する侵害を通報できるようにしている。

フランスをカバーする章で説明した通り、Alibaba Group は、「知的財産保護(IPP)」を開発済みである¹⁸⁴。オランダの権利保持者は自身の知的財産権の保護のため IPP をよく使うが、さらに具体的に言うとそれはオンライン上に商品が存在しているとヨーロッパにおいては買うのも配達を受けるのも大変簡単なため、自社ブランドの模倣品の供給を防ごうという目的があってのことである。オランダ国内に発送されて来る模倣品と闘う権利保持者にとって、一旦登録し、承認を受けてしまえば、IPP は非常に効果的なツールであることが分かっている。

-

¹⁸¹ レーワルデン上訴裁判所、2012 年 5 月 22 日付け判例、ECLI:NL:GHLEE:2012:BW6296, (Stokke/Marktplaats), par. 1, g 以下

¹⁸² ハーグ地方裁判所、2016年6月29日付け判例、ECLI:NL:RBDHA:2016:7056, par. 2.2.

http://pages.ebay.nl/vero/about.html

https://dutch.alibaba.com/?spm=a2700.8293689.0.0 hFXabk 'Intellectueel Eigendom beleid en schending van vorderingen'

D) ドメイン名「.NL」の登録の条件

世界のどこに住んでいようと、どこを拠点としていようと誰もが「.NL」ドメイン名を登録申請することができる。ドメイン名は「早い者勝ち」の原則に従って付与される。ドメイン名登録のステップは以下の通りである。

- あるドメイン名が利用可能か調べてみる。
- 登録機関を選ぶ(登録機関はドメイン名の留保を管理する機関である)。
- そのドメイン名を登録する。
- SIDN の条件に同意する (SIDN は「.NL」ドメイン名の登録を管理する機関である) ¹⁸⁵。

E) 第三者が登録した「.NL」ドメインに含まれるドメイン名の削除 または移転を取り付けるための根拠

権利保持者が「.NL」の下での侵害ドメイン名を突き止めた場合、選択肢は 2 つある。民事訴訟を開始して、当該ドメイン名の移転および/または取消しを請求することができる。また、オランダ法に基づき、判決前差押え命令の一環としてドメイン名を押収することも可能である。

権利保持者はまた、「.NL」ドメイン名に関する紛争解決規則に基づき、WIPO 仲裁調停センターにおいて裁判外紛争処理手続を開始することもできる。WIPO の手続において、原告が求められるのはただ登録者の変更のみ、つまりこれによって原告は被告の代わりに登録者になるということである¹⁸⁶。その後で、新たな登録者はドメイン名の登録を終わらせることができる。

1. WIPO の手続の概観 - タイムライン

「.N1」ドメイン名の正当な権利者への移転は、WIPO に対して特定の不服申立書を提出することで申請可能である¹⁸⁷。欧州連合域内に原告の登録事業所または主たる事業所があることを求める要件はない。

ひとたび不服申立書が正当に提出されると、当該ドメイン名が凍結される¹⁸⁸。言い換えれば、手続が終結に達し、その結果、登録者に関する何らかの変更が実施されるまで、関連するドメイン名については、取消し、登録者の変更または担保の裏書きのいずれも可能とならない。

¹⁸⁷「.nl」ドメイン名に関する紛争解決規則第4条

-

¹⁸⁵ 以下のURLで利用可能: https://www.sidn.nl/downloads/terms-and-conditions/General%20Terms%20and%20Conditions%20for%20nl%20Registrants.pdf

¹⁸⁶ 「.nl」ドメイン名に関する紛争解決規則第1条

¹⁸⁸ 「.nl」ドメイン名に関する紛争解決規則第6条

WIPO における不服申立てによって、請求人はその提出から 2 カ月以内にドメイン名の移転 に関する決定を取得することができる。手続全体が書面で行われ、かつ審理がないことで、費用対効果の上で優れた手続となっている。WIPO は損害賠償請求を裁定することができない。WIPO に納付する印紙代は、1,500 ユーロから 2,000 ユーロの間となる。

WIPO の決定に対する不服申立てを WIPO 自体に提起することはできない。その決定に承服しない当事者は、民事裁判所に訴えることができる¹⁸⁹。

2. WIPO に対する不服申立ての導入要件

不服申立ては、以下の内容に関する主張および立証を行う者であれば、いずれの当事者が 提出してもよい。

- a. あるドメイン名が以下のものと同一であるかまたは混同を生じさせるほど類似すること。
 - I. オランダ法の下で保護を受ける商標または商号であって、それらに内在する 権利を請求人が有しているもの
 - II. オランダの地方自治体の一般市民登録簿に登録されている個人の氏名、またはオランダの公法人の名称、またはオランダに登録されている団体もしくは財団の名称でその下に請求人が恒久的に公的活動を行うものであること。そして
- b. 登録者には当該ドメイン名に対する権利または正当な権益がないこと。
- c. 当該ドメイン名が不誠実な意図を持って登録されたか、あるいは現に使用されていること。

3. 統計

a) オランダ国籍の不服申立人が申請した行政手続に関する決定の数

オランダにおける行政上のドメイン名紛争は、WIPO の仲裁調停センターが判断している。 オランダにおいて WIPO の仲裁調停センターが発した行政上の決定の数は、加盟国毎に分類した不服申立人の数に基づき登録されている。WIPO は、オランダ国籍の不服申立人が申請したドメイン名紛争 [に関する手続] において、2010 年から 2017 年の間に下された行政上の決定の数に関する統計を以下の通り発表している。

国籍別分類による不服申立人の数:オランダ

¹⁸⁹ 「.nl」ドメイン名に関する紛争解決規則第20条1

2011	122
2012	80
2013	86
2014	95
2015	96
2016	89
2017	97

上の統計が示す通り、2017 年度は、2017 年 12 月 28 日現在、オランダ国籍の不服申立人が提出した不服申立ては 97 件であった。2000 年以来、仲裁調停センターに対する不服申立ては、総じて 1,111 件がオランダ国籍の不服申立人によって提出されている。

b) オランダ語で下された決定に関する統計

2000 年から 2017 年 12 月 19 日までの期間、WIPO の仲裁調停センターがオランダ語で下した決定は、総じて 427 件であった。2010 年以降は、毎年以下の件数の事件 [に関する決定] がオランダ語で下されている。

年度別言語分類:オランダ語

年度:	件数:
2010	57
2011	47
2012	43
2013	29
2014	41
2015	39
2016	26
2017	38

c) 行政上の決定結果に関する統計

WIPO は通常の場合、2017 年度分の事件の結果を公表している。統計を決定の言語または 不服申立人の国籍によって特定することはできない。概括すると、2017 年度、つまり 2017 年 12 月 20 日現在の結果に関する統計は以下の通りである。

- 仲裁調停センターに係属中の全ドメイン名事件のうち 1.46%において、仲裁調停センターは問題のドメイン名の取消しを決定した。
- 事件中 92.03%において、仲裁調停センターは当該ドメイン名を不服申立人に移転 した。
- 不服申立てが却下されたのは、事件中ほんの 6.61%においてのみであった。

2014 年、2015 年および 2016 年度において、以下の結果は概括的なものであり、よって言語、加盟国毎の不服申立人のカテゴリーに分けずに WIPO が報告および公表したものである。

事件の結果 (統合版): 2014年

<u>結果</u>	事件数	パーセンテージ
取消し	<u>36</u>	1. 69%
移転	1868	87. 86%
不服申立ての却下	<u>222</u>	10. 44%

事件の結果(統合版): 2015年

<u>結果</u>	事件数	パーセンテージ
取消し	47	2. 16%
移転	1943	89. 17%
不服申立ての却下	189	8. 67%

事件の結果(統合版): 2016年

<u>結果</u>	事件数	パーセンテージ
取消し	52	2. 08%
移転	2253	90. 30%
不服申立ての却下	190	7. 62%

したがって、当方が導き得る結論は、WIPO の仲裁調停センターが事件の大多数でドメイン 名の移転命令を出していることである。ドメイン名の仲裁手続が費用対効果の上でも優れ ていることと相俟って、オンライン上の模倣品販売と闘う権利保持者に人気の選択肢と なっている。

V. 日本企業のためのキー・ポイント

以下のセクションでは、オランダにおける模倣品との闘いについて、日本企業のためのキー・ポイントをいくつか強調しておこうと思う。キー・ポイントは、本報告書各章と同じカテゴリー、すなわち国境措置、民事制度、刑事制度およびインターネット問題に分けてある。

A) 国境措置

オランダの地理的位置(北海に直接面し、しかも西ヨーロッパの中央に位置する)を前提とすると、ヨーロッパにおける通過国として機能する上でこの国は完璧である。欧州連合域外から流入する商品に関しては、スキポール(アムステルダム)空港およびロッテルダム港がそのメイン・アクセス・ポイントであるが、いずれもヨーロッパにおける主要交通拠点であり、ヨーロッパに通じるゲートウェイである。さらに、多くの(商事)会社が、幾分はまた税金上の理由もまたあってオランダに事業所を構えている。したがって、ヨーロッパにおいて知的財産権の保護を受けている日本企業にとっては、オランダにおける税関措置申請書の提出が望ましい。

オランダにおける国境措置について、日本企業のためのキー・ポイントには少なくとも以下のものがある。

- オランダ税関に税関措置申請書を提出すること。
- 貴社が例えば特許権執行をご希望の場合、オランダ税関は特許権については国境 措置を職権で適用しないため、税関措置申請書が必須となること。
- オランダ税関が模倣品を認識しやすくなるよう、例えばマーキング、見えない位置にあるチップ、バーコードなど、正規品に関する技術的データについて、でき得る限り詳細な情報を税関措置申請書に載せておくこと。
- オランダ経由の大規模な(大規模と予想される)模倣品取引がある場合、これもまたオランダ税関ができるだけ簡単に模倣品を認識できるようになるよう、職員に対する研修を行って自社の事業セクターにおける模倣の傾向をさらに説明すること。

B) 民事制度

基本的なルールとして、企業はその本拠を有する国で提訴を受ける。(例えば税金上の理由、そして地理的な理由で)多くの企業がオランダを本拠としている事実があって、この国は多くの民事訴訟が提起される可能性があり、例えば上で説明した汎ヨーロッパ的差止め命令を得る可能性をもたらしている。

当方はまた、オランダにおける訴訟は一般に効率が良くまた比較的迅速であり、予備的差止め命令または公判前措置の取得が目的の場合は特にそうであることも指摘しておきたい。

さらに、オランダの手続費用制度は、権利保持者が自らの知的財産権を成功裡に執行した場合、権利保持者にとって非常に好都合なものとなる可能性がある。オランダにおける民事訴訟の開始はしたがって、模倣品が少量の場合でさえ興味深いものとなる可能性がある。もちろん、小規模な模倣品業者が破産して終わる可能性が十分あることを考慮に入れる必要はあるが、実際には、権利保持者のために法律事務所が運営する特別な模倣対策プログラムが、少なくともオランダでかかった費用について合理的な補償をもたらす結末に導く光景が見受けられる。

C) 刑事制度

主として組織化された大規模な模倣活動に対して闘う場合、とりわけ意匠、著作権および 商標模倣の場合には、民事ルートおよび国境措置との組み合わせで刑事ルートを適用する ことを勧める。

捜査方法があり、重大な処罰が適用できるため、刑事訴訟は容疑者に影響を及ぼすものであり、利用できる傍証がある場合には効果的なものとなる。知的財産権の有効性および侵害に関する手続に際して複雑な法律問題が発生しない見込みであれば、刑事訴訟は適切な選択肢となり得る。模倣品業者を相手取った刑事告訴は比較的簡単に実行できるため、概して費用も全く大した額にはならない。

ただし、刑事裁判所の専門性の欠如、時間のかかる手続、関わってくる費用および利益、複雑性のため、(そして肝心なことが最後になるが)容疑者側に犯罪実行の意図があることの立証が難しいため、特許侵害事件において刑事ルートは今までほとんど採用されてこなかったことを銘記されたい。

複雑な法律問題、および算出が複雑で金額がより大きい損害賠償の場合、一般に、民事手続がより適している。刑事訴訟では、[裁判の] 経過、容疑者の刑期および起訴を権利保持者はほとんど支配できず、また実際、オランダにおける関係者の逮捕が不可能と判明した場合は常に、何のフォローアップも制裁もなく終わることも多いため、より多額の損害賠償金の回収を求めたり最終的には和解を望んだり手続を支配したいと考える当事者には民事訴訟が適している。

その一方で、オランダにおいては、民事訴訟と比較すると、刑事訴訟ははるかに金がかからず、関わってくる(金銭上の)リスクも小さい。原則として、[模倣品]破壊費用は、オランダの州に請求する費用とされている。加えて、権利保持者が刑事告訴を提起する場合、その請求をオランダの裁判所が拒絶した際にも、費用全額負担の命令に直面するリスクがない。

D) インターネット

模倣品に関する取引のほとんどすべてにおいて、インターネットが一定の方法で利用されているため、オランダにおいて模倣品と闘う際に適切なオンライン上の措置を講ずることは、日本企業の利益保護のために重要である。模倣品の業者は模倣品の買い手を探そうとInstagram (インスタグラム) や Facebook といったソーシャル・メディアをますます利用している。

加えて、(オランダの) インターネット市場、そしてたくさんのウェブサイトさえもがオランダの買い手に模倣品を提供するために利用されている。多くのケースで、模倣品の業者は Alibaba などのウェブサイトを使って中国から自分の製品を仕入れているため、オランダにおける模倣品取引と効果的に闘うための特定の措置を組み合わせて使うことが重要である。

日本企業が措置を講ずる際のキー・ポイントには少なくとも以下のものがある。

- 例えば、現地のインターネットのトレンドの知識があり、オランダ語の分かる現地の法律事務所を使うなどして、オランダにおける自社知的所有権のオンライン上の使用を毎週監視すること。
- インターネット市場およびソーシャル・メディアに(可能な場所ならどこでも) アカウントを開設、自身の知的財産権をアップロードして、オランダの広告に関 する通報削除要請を素早く提出できるようにすること。
- 定期的に(例えば毎週)通報削除要請を提出し、インターネットを模倣品のない「クリーンな」状態に保つこと。
- 必要な場合は、オンライン市場、ホスト会社またはソーシャル・メディアに書状を送付し、模倣品業者の詳細な連絡先の取得に努めたり、ウェブサイト、広告またはプロフィールを削除させたりすること。
- 必要な場合は、UDRP(統一ドメイン名紛争処理方針)ドメイン名手続を開始し、 ドメイン名の移転を受けること。
- オランダにおけるオンライン模倣品業者で身元を特定できる者のすべてに対して 警告状を送付の上、一方では貴社の知的財産権は何としてでも保護される旨、模 倣品業界に認識を促すこと、また他方ではその他の事件において模倣品と闘うこ とを目的に損害賠償金の取得および費用の返還を試みること。
- オランダの法律事務所と模倣対策プログラムを立ち上げ、自社法務部に負担をかけずに上記キー・ポイントへの対応を確実に行うこと。

要旨

ドイツの税関では、国境措置として毎年数百万の模倣品が押収されている。差止申請および国境措置そのものは権利者にとって無料である(ただし権利者は模倣品の保管および/または破壊等で税関が負担した費用を賠償しなければならない)。差止申請は、オンラインで容易に申し立てることができる(関連書類のダウンロードと署名を伴う)。申請は1年間有効であり、期限切れとなる前に更新できる。輸送中の商品を途中で押さえることは難しいが、EU 商標の所有者に関してはそうではない。商標の所有者が最終目的国で商品を市販することを禁じる権利を持たないことを商品の保有者が(訴訟で)証明できない限り、商標の所有者は輸送中の商品を押さえることができる。

刑事訴訟に関しては、知的財産権関連の訴訟のほとんどが、当局によって、特に検察局によって開始される(職権)。知的財産権の侵害は、3~5年以下の禁固または罰金が科せられる場合がある。知的財産権の保有者は刑事訴訟を選択できる(ドイツにおいては民事訴訟に加えて別個に起こすことができる)が、訴訟を起こすことはめったにない。これは、ドイツの特別知的財産裁判所がほとんどの訴訟で満足のゆく判決を出し、これによって刑事裁判所での追加の償還請求が不要となるためである。

民事訴訟に関してドイツの特別知的財産裁判所では、知的財産の紛争で毎年数千件の判決が下されている。差止めによる救済は、本訴の手続においてだけではなく、迅速な予備的差止め命令の手続からも利用できる。しかし、ほとんどの訴訟は裁判所外で処理されている。長い歴史を有する詳細な判例法により、示談による弁済や和解が可能である。権利者が被疑侵害者に警告状を送付し、被疑侵害を通知することは一般的な方法である。その後、被疑侵害者は使用停止宣言を提出すること、および権利者が権限を有する数々の要求に従うことを決定できる。通常は、これが模倣品の破壊および/または除去、権利者への損害賠償、および権利者への法定外費用の賠償に至る(弁護費用を含む)。被疑侵害者が従わない場合、権利者はその被疑侵害者に対して引き続き司法手続を起こす決定を下すこともできる(民事および/または刑事)。ドイツでは、敗れた当事者が全費用(裁判および法定弁護料を含む)を負担するが、これは知的財産権の保有者の利益に対する費用償還となることが多い。ドイツの成熟した判例により、弁護士および当事者は各判例のリスクを評価し、それに従って効率的に行動できる。

ドメイン名の紛争や、第三者侵害についてのプラットフォーム・サービス・プロバイダーの責任など、インターネットに関連する訴訟についても同様である。ドイツにおいて、インターネット関連の紛争を効率的に扱うのは民事裁判所である。「de.」ドメイン名の登録機関として機能する民間法人 DENIC eG は、「de.」ドメインの紛争を解決する補足的手段を提供している。例えば、ドメイン名を訴訟開始後に譲渡できないように凍結し、裁判所が削除を命じた場合にのみ紛争中のドメイン名を譲渡させる救済策を提供する。ただし、「de.」ドメイン名に関する紛争に対応した代替紛争解決策は整備されていない。このような訴訟はドイツ裁判所および DENIC の補完的措置で処理される。

ドイツでは、弁護費用と訴訟費用が他国と比べて手ごろである(また、多くの訴訟で完全に全額償還される)。多くの外資系企業がドイツの法律制度を欧州での知的財産問題への取組みにおける戦略的出発点として利用している。

I. ドイツにおける知的財産侵害に対する国境措置制度

A) 適用法的措置と免責

1. 法的措置

国境押収は、特に未知の侵害訴訟において、知的財産権執行に効率的な手段である。ドイツにおける国境措置制度は、二本立てで構成されている。権利者は、EU 法および/またはドイツ法に基づいて二者択一的に、または累積的に国境措置を要求できる。

a) EU 規則

欧州連合レベルで、国境措置制度は、理事会規則 (EC) No. 1383/2003 を廃止する、知的 財産権の税関取締りに関する 2013 年 6 月 12 日の欧州会議および理事会規則 (EU) No. 608/2013 (以下「規則」) によって規制されている。

この規則は、知的財産権の税関取締りに関する欧州会議および理事会規則 (EU) No 608/2013 に規定された形式を確立した 2013 年 12 月 4 日の規則 (EU) No 1352/2013 を実施する委員会を伴う。

b) 国内法

ドイツ法における国境措置制度は、個々のドイツ知的財産権を規制した知的財産権法に以下のように成文化されている。

商標:ドイツ商標法第146条~149条

特許:ドイツ特許法第 142a 条意匠:意匠法第 55 条~57 条

• 著作権:ドイツ著作権および関連法第 111b 条

● 実用新案:ドイツ実用新案法第25a条

• 植物品種:ドイツ植物品種保護法第 40a 条

• 半導体:ドイツ実用新案法第25a条に関連したドイツ半導体保護法第9(2)条

ドイツ法における国境押収の範囲は、ドイツの知的財産権に制限されず、欧州連合の商標など、国際的な知的財産権に基づいて定めることも可能である。

c) 国際協定

国境押収は、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)第 51~60 条および工業所有件の保護に関するパリ条約第 9、10 条の国際法でも規定されている。

2. 国境措置範囲からの除外

a) 規則

権利者の同意を得て製造されている物品は、規則の範囲外である¹⁹⁰。つまり欧州連合外からの並行輸入(「グレー・インポート」)は、規則に基づいて押収できない。

さらに、個人と権利者との間で同意された数量を超過して製造された物品は規則の範囲外となる(いわゆる「超過数」)¹⁹¹。

また、規則は旅行者の個人的な手荷物に含まれる非営利的な性質の物品には適用されない ¹⁹²。具体的な数量の制約がないため、旅行者の個人的な手荷物に関する国境押収は、物品の数量および性質から商業利用を前提としていることが明らかである場合に可能である。

さらには、規則は最終用途の管理体制の下、無料配布として税関で引き渡されている物品には適用できない¹⁹³。

b) 国内法

ドイツ法下での国境措置体制は、規則が適用できない場合にのみ適用できる(規則適用の優位)¹⁹⁴。

したがって、実際には、ドイツ法下でのドイツ国境措置は、欧州連合の外からの並行輸入 の押収に適用される。

B) 国境措置の処理、および処理の要点

1. 差止申請

原則として、税関当局は、権利者が税関による差止めを申し立てている場合にのみ模倣品への対策を取ることができる。その例外はいわゆる職権による所管(以下参照)によるものである。

a) 差止申請の種類

ドイツでは、EU 法 (規則に基づく) により提出された申請と、ドイツ法 (国内法に基づく) により申し立てられた申請とが区別されている。申請手続は若干異なる。

191 規則の第1[5]条

¹⁹⁰ 規則の第1[5]条

¹⁹² 規則の第1[4]条

¹⁹³ 規則の第1[3]条

¹⁹⁴ ドイツ商標法の第 146(1)条

(i) EU法

規則に基づく差止申請は、国または欧州連合の申請として申し立てることができ、欧州連合外からの商品に関係する¹⁹⁵。

規則に基づく国内申請では、税関当局は欧州連合の一加盟国においてのみ差し止めるよう 求められる。規則に基づく連合申請では、欧州連合の複数の国または全加盟国での税関に よる差止めが可能である。

加盟国毎に、同じ知的財産権に対して規則に基づく1つの国および1つの連合申請のみが可能である。ただし、2カ国以上の加盟国の領地全体で有効な独占的ライセンスの保有者が連合申請を提出する場合は、複数の連合申請が可能である。

使用される申請書は、規則 (EU) 1352/2013 の付属書 I に用意されている。

措置の申請は、ドイツ税関当局が提供する知的財産権保護の中央データベース・オンライン (ZGR オンライン¹⁹⁶) からインターネットで行う必要がある。使用される申請書は、オンラインから無償で入手可能となっている。申請に ZGR オンラインを使用するには、あらかじめユーザー登録を行う必要がある。申請人は、ユーザー固有の入力テンプレートを使用して申請を誘導される。申請に必要な情報は、申請手続中に具体的に要求される¹⁹⁷。

申請手続後に、申請人はオンラインの申請を印刷し、署名した上で所管税関当局に郵送する必要がある(いわゆる混成方式)。

差止申請に手続料はかからない198。

(ii)ドイツ法

ドイツ法下での措置の申請は、EU 法下での申請と同様の手続に従うが、銀行に保証を直接支払う形式で保証金が必要である。担保金の額は一般的に $10,000.00\sim25,000.00$ ユーロである。

b) 差止申請を申し立てる権限のある者

以下の個人および団体は規則に基づき差止申請を提出できる199。

- 権利者
- 独占的ライセンスの所有者
- 専門防衛団体
- 知的財産の集団的権利管理団体

¹⁹⁵ 規則の第3条

¹⁹⁶ https://www.zgr-online.zoll.de/zgr/faces/login.jsf

¹⁹⁷ 申請フォームのサンプルは規制実施委員会 (EU) No 1352/2013 に付属書 1 として添付されている。

¹⁹⁸ 規則の第8条

¹⁹⁹ 規則の第3条

• 地理的表示の場合は、生産国、地理的表示を利用する権利を有する運用者、なら びにそのような地理的表示に関する検査団体または所管機関

ライセンス保有者は、知的財産権が侵害されていないかどうかを決定する手続を開始する 権原を有する必要がある。

申請人が代理人を介して申請書を提出する場合、その代表者の詳細、および代表として申し立てる能力の証拠を提出しなければならない²⁰⁰。ドイツでは、必要とされる認可の公正バージョンはない。

ドイツ法に基づく差止申請は、権利者、および差止申請を申し立てる権利者が承認したライセンス保有者が申し立てることができる。

c) 差止申請に含めることができる知的財産権

以下の知的財産権は、規則に基づいて差止申請に含めることができる201。

- 商標(欧州連合加盟国または連合において認められている欧州連合登録商標、国内登録商標、および国際協定により登録されている登録商標)
- 意匠(欧州連合加盟国または連合において認められている欧州連合登録/未登録 意匠、国内登録意匠、および国際協定により登録されている意匠)
- 著作権または関連する権利(国内法または EU 法によって規定)
- 地理的表示(国内法または EU 法によって規定²⁰²)
- 特許(国内法または EU 法によって規定)
- 医療製品の特許補完証明書²⁰³
- 植物保護製品の特許補完証明書²⁰⁴
- 共同体植物品種権²⁰⁵
- 国内法で規定された植物品種権
- 国内法または連合法で規定された半導体製品の回路配置
- 国内法または連合法によって知的財産権として保護されている範囲の実用新案
- 国内法または EU 法によって専属的知的財産権として保護されている範囲での商 号

各種知的財産権を1つの申請に盛り込むことができる。

_

²⁰⁰ 規則の第6(3)条

²⁰¹ 規則の第2条による。

²⁰² 規則の第2(4)条に一覧あり。

²⁰³ 医療製品の補完保護証明書に関する 2009 年 5 月 6 日の欧州会議および理事会規則 (EC) No 469/2009 に規定されている通り。

²⁰⁴ 植物保護製品の補完保護証明書の作成に関する 1996 年 7 月 23 日の欧州会議および理事会規則 (EC) No 1610/96 に規定されている通り。

²⁰⁵ 共同体植物品種権に関する 1994年7月 27日の理事会規則 (EC) No 2100/94 に規定されている通り。

EU 申請は、連合全体での保護を与える EU 法に基づき、知的財産権に関してのみ提出できる²⁰⁶。規則に基づく国内の申請も EU 規模での保護による知的財産権を基盤とすることができる。

ドイツでは、強力な保護体制があり、ドイツ不正競争防止法に従って違法な模倣品に対する判例法が発達している。しかしながら、ドイツ不正競争防止法に従った保護に基づく差止申請からは国境措置を開始できない。

ドイツ法の下での差止申請に関しては、同じ種類の知的財産権を差止申請に含めることができる。

d) 差止申請の必須内容

規則の体系下での差止申請においては申請人に関する以下の情報が必要とされる207。

- 申請人に関する詳細
- 申請人のステータス(権利者、実施権者、知的財産権の集団的管理団体など)
- 代表を通じて申請人が申請を提出する先、代表者の詳細、および申請人が提出する加盟国の法規に従って、代表者として申請する能力の証拠
- 法律事項および技術的事項の責任を負うために申請人によって指名された代表者 の詳細
- 知的財産権または行使される権利
- 申請人に申請を提出する権利があることについて所管税関局が納得する証拠を示した文書(登録済みの知的財産権の登録抜粋など)
- EU に申請する場合、税関措置が必要とされる加盟国
- 税関当局が対象製品を容易に特定できるために必要な情報。特に本物の製品に関する具体的かつ技術的データ(必要に応じてバーコーディングや写真などのマーキングを含む)
- 公認卸売業者など、知的財産権または関係する知的財産権の侵害リスクの税関当局による分析や評価に関連する情報
- 知的財産権の期限切れ、権利者の変更、または実施権の喪失を所管税関局に対して通知することについての申請人による声明
- 税関当局による当該知的財産権の侵害リスクの分析および評価に関連した情報を 転送および更新するという申請人の声明
- 知的財産権侵害にあたらないために不当な国境押収があった場合に、製品の輸入者に対する法的責任を負うことについての申請人による声明²⁰⁸
- 税関またはその他の税関に代わって差止めを行う機関によって発生する費用を負担することについての申請人による声明²⁰⁹

_

²⁰⁶ 規則の第4条

²⁰⁷ 規則の第6条を参照

²⁰⁸ 規則の第28条の条件下

²⁰⁹ 規則の第29条の条件下

- 申請人が提供したデータが税関長によって、および加盟国によって処理できることに対する申請人の同意
- 侵害品の特定に関して申請人によって提供された情報が限定的に扱われるように マーキングされるかどうか
- 申請人が小型の貨物で製品破壊手続の利用を要求するかどうか、および税関によって要求される場合、その手続で製品の破壊に関連する費用を負担することに同意するかどうか

職権による差止申請に関しては、現製品に関する技術的情報(製品および梱包の写真)および物流(製造場所、倉庫保管、輸送、流通、小売り)は義務ではない²¹⁰。ただし、これらの情報が追って(商品の引渡し停止または留置の通知から 10 日間以内)ドイツ税関に提供されない場合、差止申請は、職権による所管が開始された特定事例についてのみ有効となる²¹¹。

著作権と関連権利に関する申請が行われる場合、税関は権利の存在を認めた判決や、著者と権利者との間の譲渡書など、これらの権利の有力な証拠を要求する。権利の説明も含める必要がある。

差止申請は、例えば知的財産権の追加や削除、物流情報変更などによって、その有効期間 中はいつでも修正できる。

ドイツ法の下では差止申請にこれ以上の情報を提供する必要はない。実際のところ、ドイツ法の下での差止申請は、規則に基づく差止申請と適切に結び付けられる。

e) 申請の契約と期間

ドイツの税関は、申請受領から 30 営業日以内に規則に基づきその決定(承諾または却下)を申請人に通知する²¹²。

所管税関局が申請が必要なすべての情報を含まないと判断した場合、所管ドイツ税関局は申請人に対して不足している情報をその通知から 10 営業日以内に提供するように要求する。申請人が 10 営業日以内に不足している情報を提供しない場合、所管税関局は規則の第7(2)条に従って申請を却下するものとする。

税関によって承認された差止申請は、1年間有効であり、満了期限の30日前に継続申請を行うことで更新できる。

ドイツ法の下での申請の契約および期間は、同様の原則に従う。

²¹⁰ 規則の第5(3)条

²¹¹ 規則の第11(2)条

²¹² 規則の第9(1)条

2. 差止申請に関連付けられたその他の問題

a) 差止申請を行う場所

差止申請を処理するドイツの所管税関局:

Generalzolldirektion (関税総局) Zentralstelle Gewerblicher Rechtsschutz

Sophienstraße 6

80333 München

TEL:電話:089 5995-2315

FAX:ファックス:089 5995-2317 Eメール:dvia24.gzd@zoll.bund.de

b) 差止申請に関する申請人の責任

(i) 規則に従った責任

規則に基づく差止申請に関しては、申請人(「決定保持者」)が申請を承認した所管税関局 に以下のいずれかを速やかに通知する必要がある²¹³。

- 申請でカバーされる、失効する知的財産権
- その他の理由で申請提出の権利を失う決定保持者
- 差止申請とともに税関に提供する情報の修正

商品の申告者または保有者が押収品の破壊に同意しない場合、決定保持者が 10 営業日内 に訴訟を開始する必要がある²¹⁴。さもなければ、税関が押収物を引き渡す。

決定保持者は、商品検証用に税関から提供された見本を返却する必要がある。見本が返却されない、または破損されていて、決定保持者側での行為または不作為により使用不能となっている場合、決定保持者は商品の保有者またはその件で損害を受けた申告者に対して責任を負う²¹⁵。

その後当該商品が知的財産権を侵害していないことが判明した場合、商品の申告者または 保有者に対して同じ責任が適用される²¹⁶。

ドイツでは、決定保持者が税関当局またはその他の税関当局を代行する関係者によって発生した費用を、商品の引渡しの留置または停止の時点から、商品の保管と取扱いに関して払い戻さなければならない²¹⁷。

214 規則の第23(3)条

215 規則の第28条を参照

216 規則の第28条を参照

²¹³ 規則の第15条を参照

さらに、決定保持者は、没収物および関与した人物に関して税関から提供された具体的な情報を以下の目的のみで開示または使用することが許可されている²¹⁸。

- 知的財産権が侵害されているかどうかを決定する手続を開始するため。そのよう な手続の中で、
- そのような手続きの中で、知的財産権の侵害に関連する、商品が見つかった加盟 国の公共団体によって行われる捜査に関し、
- 刑事訴訟を開始するため。またそのような手続の中で、
- 侵害者またはその他の者からの補償を求めるため。
- 商品を破壊することについて商品の申告者または保有者と合意するため。
- 商品の早期引渡しの場合に、保証額について商品の申告者または保有者と合意するため²¹⁹。

決定保持者が規則に規定されている責任の遂行を怠った場合、差止申請の中止、除外、非 更新となる場合がある²²⁰。

(ii)ドイツ法に従った責任

ドイツ法では、申請人の責任は規則の場合ほど詳細に一覧されていない。ただし、原則として、ドイツ法に基づく差止申請には以下の変更を除き同じ責任が適用される。

商品の申告者または保有者が押収品の破壊に同意しない場合、決定保持者が、押収物に関 して申請を維持しないかどうかを税関当局に速やかに通知する必要がある²²¹。

申請人が差止めを取りやめる場合、税関当局は速やかに押収を停止する。申請人が申請を維持する場合、申請人は押収品の押収または廃棄権の制限を命じる実施可能な裁判所命令を2週間以内に提出する必要がある²²²。

C) 引渡し手続の停止

1. EUの手続と国内の手続との違い

原則として、規則では欧州連合に持ち込まれた(または持ち出された)侵害品の引渡しの中止を扱う。これは中止が欧州連合領土外のみで発生しなければならないという意味ではない。商品は欧州連合内の領土、例えば空港に輸入されることもある。

²¹⁷ 規則の第29条を参照

²¹⁸ 規則の第21条

²¹⁹ 規則の第24(2)条の意味の範囲で。

²²⁰ 規則の第 16条

²²¹ ドイツ商標法の第 147 (2) 条を参照

²²² ドイツ商標法の第 147 (3) 条を参照

ドイツ法の下での国内手続は、規則の適用の優位性で特徴付けられる。したがって、国内 手続はめったに適用されない。

理論的には、ドイツ法に基づく国内手続は、知的財産の所有者の許可なしで非模倣品を他国から輸入する並行輸入が誘因となる。規則とは対照的に、並行輸入にはドイツの国内手続が適用可能である²²³。

しかしながら、実際には欧州連合内の国から持ち込まれる商品に対するドイツ法に従った 国内手続はほとんど見られない。欧州域内貿易については、これ以上の税関管理はほとん どない。

引渡し手続の中止は、規則に既定されている手続とほぼ同じであるが、全く同じというわけではない(以下を参照)。

2. 輸送中(EU輸送および第三者輸送)の商品に関する具体的な質問

原則として、輸送中の商品(欧州連合外の第三国から持ち込まれた、および第三国に持ち 出された)は、権利者が商品を欧州連合内で販売する予定であることを示していない限 り、税関統制下で破壊できない。実際には、権利者がこの証明を提供できないことも少な くない。

しかしながら、これには欧州連合商標が関与する重要な例外がある。新しい欧州連合商標法²²⁴によると、認証なく欧州連合商標と同じ商標が付けられた商品の輸送は、<u>商品の申告者または保有者によって</u>証拠が提供されない限り、EU 商標の所有者が最終目的国における市場で商品の陳列を禁じることができる訴訟²²⁵にて差し止めることができる。

これによって EU 商標の所有者は、欧州連合の商標に関しては、第三国から持ち込まれ、別の第三国に持ち出される商品の引渡しを中止できる。

- 3. 引渡し手続中止に関するフロー・チャート(差止申請が行われていない場合の職権による差止めを含む)
- a) 通常および職権による通知

ドイツの税関当局が申請を認める判定によってカバーされていない知的財産権の侵害が疑われる商品を特定した場合、税関当局は商品の引渡しを中止するか、もしくは商品を留置<u>するものとする²²⁶。</u>

²²³ ドイツ連邦財政裁判所、1999年10月7日の判決、訴訟 No VII R 89/98 - "Jockey"

²²⁴ 欧州連合商標に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会および理事会規則 (EU) 2017/1001 規則第 9 (4) 条

²²⁵ 規則の第23条に従って。

²²⁶ 規則の第17(1)条

権利者が差止申請を一切申立てていない場合に、あるいは当該知的財産権を考慮した上で、ドイツ税関は商品の引渡しを中止する、または商品を留置することが<u>できる</u>(いわゆる職権による所管)²²⁷。

職権の通知の狙いとは、税関に引渡し手続の中止を開始する可能性を与えるために、権利者が短い期限内(4 営業日)に差止申請を申し立てることができるようにすることである。

権利者が期限内に差止申請を申し立てない場合、商品は引き渡される。職権による手続は、生鮮食料品には適用されない²²⁸。

b) 通知

(i) 規則に従った通知

商品の引渡しを中止する、または商品を留置する前に、ドイツ税関は決定保持者に対して 商品に関する関連情報を提供するように要求する場合がある²²⁹。

ドイツの税関は、1 営業日以内に商品の申告者または保有者に引渡しの中止または留置を通知する。決定保持者には、商品の申告者または保有者に通知が行われた日、あるいは直後に税関が通知する必要がある²³⁰。

引渡し中止の範囲内で、ドイツ税関は決定保持者および申告者、または、税関が情報を入手できる場合に、保有者に対して以下の情報を提供する²³¹。

- 使用可能な写真を必要に応じて含む、商品の実際の、あるいは推定の数量、およ び商品の実際の性質または推測される性質
- 誰の引渡しが中止されているか、またはどれが留置されているか
- 税関手続の荷受人、荷送人、および商品の申告者または保有者の名前と住所
- 引渡しが中止されている、または留置されている商品の生産元、生産地、および 送り先

通常、情報はファックスおよび E メール、あるいはその両方を介してドイツ税関によって 提供される。

²²⁸ 規則の第 2 20) 条では「生鮮食料品」を次のように規定している:税関当局がその引渡し中止または留置の日から最大 20 日間保管することで質が低下するとみなされる。

230 規則の第17(3)条

²²⁷ 規則の第18(1)条

²²⁹ 規則の第17(2)条

²³¹ 規則の第17(4)条

(ii) 国内法に従った通知

ドイツ税関当局がドイツ法の下で押収を命じる場合、ドイツ税関当局は速やかに廃棄する権限を有する当事者および申請人にも通知する。申請人には、商品の生産元、数量、保管場所のほか、廃棄する権限を有する当事者の名前と住所が通知される²³²。

c) 回答期限

(i) 規則に従った回答期限

権利者は、税関からの引渡し中止または商品の留置の通知の 10 営業日²³³、または生鮮食料品の場合は 3 営業日以内に、

- 知的財産権が侵害されていることを書面で確認または否定する(それ以上の説明は不要)。
- 商品の破壊に書面にて同意する、または拒否する。

商品の申告者または保有者は、それぞれの 10 営業日、あるいは生鮮食料品の場合は 3 営業日以内に商品の引渡し停止または留置の通知に対して商品の破壊に同意する、またはこれを拒否する。

重要な注意点:商品の申告者または保有者が商品の破壊に対する自らの同意を確認しておらず、またこれらの期限内に税関当局に対してさらに異議申立てを通知していない場合、これらの商品の破壊に対する合意は税関当局の見解において確認されたとみなされる(規則の第23条に従った簡易破壊手続)。

期限は通知日の後 4 日目から起算される。土曜、日曜日、休日は 10 日間の期間に含まれない。ただし、期間の開始日に関しては、土曜日および日曜日も 4 日目の期間に含まれる。

生鮮食料品の場合を除き、ドイツ税関当局は適切なケースで決定保持者によって然るべく 正当な理由があれば、最大 10 営業日まで期間を延長できる²³⁴。このような延長は例えば、 権利者が知的財産権が侵害されているかどうかを決定するための通常の訴訟を起こす追加 の時間を必要とする場合に、認められる(商品の申告者または保有者が商品の破壊に明示 的に同意しない場合)。

_

²³² ドイツ商標法第 146 (2) 条、ドイツ特許法第 142a (2) 条、ドイツ意匠法第 55 (2) 条、ドイツ著作権法および関連法第 111b (2) 条、ドイツ実用新案法第 25a (2) 条、ドイツ植物品種保護法第 40a (2) 条、ドイツ実用新案法第 25a (2) 条に関連したドイツ半導体保護法第 9 (2) 条

²³³ この文脈では、土曜日は営業日ではない。

²³⁴ 規則の第23(4)条

(ii)ドイツ法に従った回答期限

商品の申告者または保有者が押収品の破壊に同意しない場合、ドイツの税関当局は速やか にこれを申請人に通知する235。

決定保持者は、押収品について申請を維持するかどうかを税関当局に対して速やかに言明 する必要がある236。

申請人が申請を維持する場合、申請人は規則に反して押収品の押収または廃棄権の制限を 命じる実施可能な裁判所命令を2週間以内に提出する必要がある237。

ドイツ税関当局による通知サービス後、遅くとも 2 週間の期限までに商品の申告者または 保有者が押収に異議を申し立てない場合、税関当局は押収品の没収を命じる(簡易手続)

権利者によって裁判所命令が適用されるがそれをまだ受領していないことが実証された場 合、押収はさらに最大2週間維持される。

d) 手続中の権利者の特権

(i) 規則に従った手続中の権利者の特権

ドイツの税関当局は、権利者および商品の申告者または保有者に対して引渡しが中止され る、または留置される商品を検査する機会を付与する²³⁹。

税関当局は、商品を代表する見本を作成し、かかる見本を決定保持者に要求に応じて提供 または送付することができるが、これは分析のみを目的とし、模倣品と海賊品に関連した 後続の手続を簡便化するためのものである。これらの見本の分析は、決定保持者の単独の 責任において実施される必要がある240。

分析完了時、権利者は、遅くとも商品が引き渡される、またはそれらの留置が終了する前 に見本を税関当局に返却する必要がある241。

産業機密を守るため、特許権や植物品種権、実用新案、半導体、および商号に関して見本 の手渡しは除外されている242。これらの商品は、税関での検査のみが可能である。

240 上記および規則の第19(2)条を参照

242 規則の第19(2)条

²³⁵ ドイツ商標法第 147 (2) 条を参照

²³⁶ ドイツ商標法第 147 (2) 条を参照

²³⁷ ドイツ商標法第 147 (3) 条を参照

²³⁸ ドイツ商標法第 147 条を参照

²³⁹ 規則の第19(1)条

²⁴¹ 規則の第19(3)条

実際には、ドイツの税関が権利者に分析用として当該商品の写真を提供することも多い。 ほとんどの場合、迅速かつ効率的な方法によって商品の手渡しは不要になる。

(ii) 国内法に従った手続中の権利者の特権

また、国内法に基づいた手続では、権利者は商業や企業秘密の侵害にあたらない限り商品を検査する機会がある。手続は、これに限って言えば基本的に同じである。

- e) 引渡し手続の中止の問題(商品の引渡し、簡易破壊手続、訴訟(民事または刑事))
- (i) 規則に基づいた簡易破壊手続下での商品の破壊

規則に従った簡易破壊手続によって、権利者は、税関の管理下で知的財産権を侵害するとして特定された商品を破壊できる。裁判所の判断を得る必要はない。それには以下の要件を満たす必要がある²⁴³。

- 決定保持者は、商品の引渡しの中止または留置の通知から 10 営業日、または生 鮮食料品の場合は 3 営業日以内に、税関当局に対して書面にて知的財産権が侵害 されていることを信念の下に確認している。
- 決定保持者は、商品の引渡しの中止または留置の通知から 10 営業日、または生 鮮食料品の場合は 3 営業日以内に、税関当局に対して書面にて商品の破壊に関す る合意を確認している。
- 商品の申告者または保有者は、商品の引渡しの中止または留置の通知から 10 営業日、または生鮮食料品の場合は 3 営業日以内に、税関当局に対して書面にて商品の破壊に関する合意を確認している。

簡易破壊手続の特色商品の申告者または保有者が商品の破壊に対する自らの同意を確認しておらず、また 10 日間の期限内に税関当局に対してさらに異議申立てを通知していない場合、税関当局は、商品の申告者または保有者がこれらの商品の破壊に対する自らの合意を確定しているとみなすことができる²⁴⁴。

これは、商品の申告者または保有者が商品中止の通知に対して反応していなくても押収品を破壊できることを意味する。

ドイツにおける商品の破壊は、決定保持者の責任の下、税関の管理下で実施される。

ドイツ税関によって商品が破壊される前に見本を作成できる。破壊前に作成される見本は、教育目的でドイツ税関で使用される場合がある。

商品の申告者または保有者が商品の破壊に対する自身の合意を書面にて確定していない、 または商品の申告者または保有者が商品の破壊に対する自らの同意を確定しているとみな されない場合、税関当局は速やかにその商品の決定保持者に対して通知を行う。

²⁴³ 規則の第23条に従って。

²⁴⁴ 規則の第 23 (1) lit c 条

(ii)規則に従った訴訟の開始

一般的に、権利者は常に簡易破壊手続に加えて訴訟(民事または刑事)を速やかに開始する可能性を有する。

ただし、商品の申告者または保有者が簡易破壊手続の下で商品の破壊に明示的に同意しない場合、簡易破壊手続の適用範囲内での押収品の破壊の可能性は除外される。

この場合、権利者は、商品の中止または留置の通知から 10 労働日、または生鮮食料品の場合は 3 労働日以内に、知的財産権が侵害されているかどうかを決定する手続きを開始する必要がある²⁴⁵。

期限を守り、税関による押収品の引渡しを防ぐには、商品の申告者または保有者に対する 訴訟が申し立てられていることを税関に対して証明するだけで十分である。

生鮮食料品の場合を除き、税関当局は適切なケースで決定保持者によって然るべく正当な理由があれば、最大 10 営業日まで期間を延長できる²⁴⁶。例えば商品の申告者または保有者が 10 日間の期限の最終日に商品の破壊について同意しない場合は、期限の延長が認められる。そうでない場合、権利者は訴訟を開始する十分な時間が無いと考えられる。

ドイツにおいて、権利者は、民事裁判所(刑事裁判ではなく)で訴訟をおこす必要がある。有力な意見に従って、仮差し止め命令の申請で十分である。

(iii) 規則の下での商品の引渡し

ドイツ税関では以下の場合に商品を引き渡す。

- 権利者が 10 労働日内に商品が知的財産権を侵害していることを書面にて確定していない。
- 押収品が知的財産権を侵害していないことを権利者が税関に通知している。
- 商品の申告者または保有者が押収品の破壊に同意しない場合に、期限までに権利 者が訴訟を起こしていない。

まれに、以下の要件がすべて満たされている場合、ドイツの税関は権利者による手続の完 了前に押収品を手渡し、知的財産権が侵害されているかどうかを決定する(いわゆる商品 の早期引渡し)²⁴⁷:

- 意匠、特許、実用新案、半導体製品の回路配置、または植物品種権が侵害されている。
- 商品の申告者または保有者が税関当局に商品を引き渡すように、または留置を終わらせるように要求する。

²⁴⁵ 規則の第23(3)条

²⁴⁶ 規則の第23(4)条

²⁴⁷ 規則の第24条に従って

- 商品の申告者または保有者が決定保持者の利害を保護するに十分な金額を保証している。
- 知的財産権が侵害されているかどうかを判定する所管当局が予防策を認定していない。
- すべての税関手続きが完了している。

(iv)ドイツ法

ドイツ法に基づいた簡易破壊手続もある。ドイツ税関当局による通知サービス後、2週間以内に商品の申告者または保有者が押収に異議を申し立てない場合、税関当局は押収品の没収を命じる²⁴⁸。ドイツの税関当局は、押収物を没収する決定が最終決定となった後、没収品を破壊する。

規則下での破壊手続きと異なり、商品の押収が製品の申告者または保有者によって反対されている場合、権利者は、2週間以内に、押収品の拘置または廃棄力の制限を命じる執行可能な裁判所命令を提出する必要がある²⁴⁹。

2 週間という短期間で税関に執行可能な裁判所命令を提供するため、権利者は所轄民事裁判所の仮差止命令を入手することが推奨される。

権利者が押収品に関して申請を維持しない場合、あるいは 2 週間以内に執行可能な裁判所命令を提出しない場合、ドイツ税関は商品を引き渡す。

f) 手続費用(EUおよびドイツ法)

ドイツにおいて、破壊と倉庫保管の費用は税関から権利者に対して請求される。

g) 税関、検察局、および警察の協力

ドイツにおいては、税関は検察局および警察と緊密に連携している。例えば、模倣品が見つかると、税関は検察局庁に通知し、これを受けた検察局が侵害者に対する刑事訴訟を開始し、その件に関する公開調査となる(詳細は II. B を参照)。警察は同様に動き、刑事訴訟中に検察局を支援する。

h) REACT (偽造防止ネットワーク) などの組織による措置

REACT などの組織もドイツ国内では模倣品に対する国境措置に関して活動しているが、ドイツ内での活動の規模や成功に関する情報はない。

²⁴⁸ 例えばドイツ商標法第 147 を参照

²⁴⁹ ドイツ商標法第 147 (3) を参照

D) 統計

1. ドイツにおける統計

以下の最初の表は、2014 年、2015 年、および 2016 年のドイツ税関による押収回数、押収品の数、および金額を示している^[1]。

	2014	2015	2016
押収回数	45, 738	23, 338	21, 229
押収された製品の数	5, 926, 777	4, 025, 892	3, 640, 100
押収された製品の金額 (ユーロ)	137, 723, 359	132, 253, 712	180, 042, 227

^[1] Generalzolldirektion: Gewerblicher Rechtschutz (ZGR) – Statistik für das Jahr 2016、6頁、http://www.zoll.de/SharedDocs/Broschueren/DE/Die-Zollverwaltung/statistik gew rechtsschutz 2016.html?nn=29858 (2017年12月19日)。

2つ目の表は、上記の年度における没収品を分類したものである。

	2014	2015	2016
医薬品	537	481	483
CD、DVD、ゲーム	91	16	15
電子機器	1,020	845	512
• オーディオ/ビデオ装置			
• メモリ・スティック			
• プリンター・カートリッジ			
• PC ハードウェア			
衣類	4, 838	2, 724	2, 677
個人衛生用品	1, 491	913	2, 508
• 香水および化粧品			
• その他の個人衛生用品等			
携帯電話	1, 629	1, 275	1, 444
嗜好品	21	14	14
身の回り品	9,009	6, 127	3, 147
靴	24, 882	7, 938	7, 101
その他物品	1,840	2, 301	2, 639
• 機械と工具			
• 車およびカー用品			
• オフィス用品			
パッケージ材料他			
玩具、ゲーム、スポーツ製品	373	497	676
タバコ製品	7	7	13

II. 刑事制度

A) 源

知的財産権に関連する刑法および刑事規制の主な法源は次のとおり。

1. 国内源

- 商標、意匠、著作権、および特許を扱う実体法としてのドイツの商標、意匠、著作権、および特許法
- 刑事問題を扱う実体および手続法としてのドイツの刑法典およびドイツ民事訴訟法

その他の適合可能な法源は、欧州法令および国際条約から生じ、国際規則より優先される場合がある。

2. 欧州連合源

フランスのパート II) Criminal System A) Sources 2) 欧州共同体情報源を参照のこと。

3. 国際源

フランスのパート II. A). 3. <u>国際的法源</u>を参照のこと。

B) 刑事訴訟

ドイツでは、ほとんどの知的財産権の違反が刑事訴訟となる場合がある(区裁判所「Amtsgericht」で)。これは、商標、EU 商標、意匠、登録共同体意匠、および特許にもあてはまるが、未登録共同体意匠にはあてはまらない。

ドイツの刑事訴訟は、民事訴訟とは分離、独立している。権利者は、刑事訴訟と民事訴訟 のどちらかに決める必要はないが、両方の訴訟に関与することを選択してもよい。刑事訴 訟と民事訴訟は、同時に申し立てることも、一方の後にもう一方を申し立てることもでき る。

以下にドイツにおける刑事訴訟、その開始(1) a を参照)、および流れ(1) b を参照)を概説する。次に、かかる訴訟の利点および課題の簡単な分析を試み、刑事訴訟と民事訴訟の組み合わせから生じると思われるシナジー効果を紹介する。

1. 訴訟の説明

a) 民事訴訟の開始

民事訴訟は次の2とおりの方法で開始される。

(i) <u>権利者/被害者は</u>、侵害行為および侵害者の身元に気付いた時点から 3 カ月以内に刑事告訴(「Strafantrag」)を提出できる。

刑事告訴によって検察局が公的調査を開始する。この調査中には検察(および程度は低いが管轄下の警察)が圧倒的に強力な手段、例えば家宅捜索や身体検査、強制的な尋問、通信傍受を用いて訴訟を解決するための証拠を入手する。

例えば非営利的な侵害、暴力団絡みではないものなど(公益の訴訟については 2 を参照) 調査する公益のない「小規模な」侵害訴訟では、検察局は職権調査を開始せず、刑事告訴 は刑事訴訟を開始する必要な段階である。

検察局に訴訟調査を開始させる刑事告訴の場合でも、警察は公益の欠如により訴訟から手を引くこともある。これによって、刑事告訴を提出した権利者/被害者は、自らの侵害の訴えを自ら訴追することになる(「Privatklage(私人訴追)」)。権利者/被害者が公的調査および上記の証拠入手手段に頼ることができない場合でも、侵害者を有罪とするために必要な証拠を提示しなければならない。

この公的調査の欠如は、「小規模な」侵害訴訟での刑事訴訟において一般的に明確な商品著作権侵害訴訟(侵害者の身元が判明していて模倣されたオリジナルが有名な商品である)についてのみ勝訴する主な理由となっている。権利者のみが提示した証拠を元に被疑侵害者を有罪とする証明の基準(民事訴訟よりも刑事訴訟の方が基準が高い)を満たすことは困難(すぎる)こともある。

(ii) <u>または、</u>侵害者を起訴することに公益があるために、<u>検察局が手続を職権で開始する。</u>公益に関しては、刑事告訴(i. 参照)または権利者/被害者の関与は不要である。公益は、特に営利的侵害の場合に、あるいは侵害者が暴力団の一員として活動した場合に生じると考えられる。また、侵害による損害が相当である、あるいは相当となる可能性がある場合に、あるいは公共の安全と公衆の健康が危うい場合に、侵害者の前科によって示される場合もある。

職権調査中には、検察局(および程度は低いが管轄下の警察)が上記の調査手段を適用して証拠を入手することができる。法によりドイツ検察局は侵害者の有利な証拠と不利益となる証拠の両方を捜索しなければならないことに留意することが重要である。

b) 刑事訴訟のまとめ

ドイツの刑事訴訟は、予備調査段階(「Ermittlungsverfahren」)、中間段階(「Zwischenverfahren」)、および裁判段階(「Hauptverfahren」)の3段階に分けられる。 各種段階の概要は以下のとおりである。 (i) <u>調査段階</u>: 刑事訴訟の受理(上記 a) i. 参照) や警察からの通知などにより、検察局が違反や犯罪を示す事実に気付くと、法に従ってそれに対する公的調査を開始しなければならない。検察局は、警察とともに違反者や商品の性質(本物か模造品か)を特定することで違反や犯罪を明らかにするために必要な証拠の入手を試みる。この時点で権利者に当局が接触し、特定の商品が偽造されていることを証明する特徴を明らかとするよう支援を求められる。次に権利者は(追加の)刑事告訴を提出し、その後にたとえ検察局がその訴訟を調査しても公益がないと分かった場合であっても、その訴訟が調査されるようにする。

調査段階に関しては特定の期限はない。調査期間は検察局が証拠を入手するためにどれほど長くかかるかによるところが大きい。我々の経験では、「小規模な」模倣品訴訟は刑事告訴の申立てから検察局の最終判断が出されるまで約4~6カ月かかる。

(ii) 中間段階:この訴訟段階では、検察局がその申立ての調査を停止するか、終了するか、あるいは裁判にかけるかを決定する。小規模な訴訟における3番目の選択肢とは、侵害者が提案された罰金を受け入れるならば公判を不要とする処罰命令(「Strafbefehl」)を発行することである。

検察局は主に自ら集めることができた証拠に基づいて決定下す。検察局が最終的に尋ねる必要のある質問は以下のとおりである。現在までの証拠に基づき、侵害者は裁判で有罪になる可能性があるか?被疑侵害者の罪を裁判で証明する十分な証拠のほかに、検察局は、侵害者が口頭審理のために裁判に出廷するかどうかを考慮する必要がある。これは、被疑侵害者が口頭審理中に出席していなければならない(「Anwesenheitspflicht(出席義務)」)というドイツ刑(手続)法の原則によるものである。これは商品の著作権侵害訴訟など、知的財産侵害にかかわる多くの訴訟において問題となる。一般的なシナリオでは、侵害者は中国などの外国に住んでいるため、ドイツの裁判所に出廷する用意がない。かかる場合、検察局は、無期限で訴訟を延期する可能性がある。言い換えれば、(非欧州)外国に住む身元が特定された侵害者は、侵害者がドイツに帰国/入国することを決定しない限り、ドイツ内での刑事上の有罪判決を逃れるとみられる。

先に説明したとおり、ドイツにおける民事訴訟は刑事訴訟から独立している。そのため、刑事訴訟を延期するという検察局の決定は、権利者が外国に住む侵害者に対して民事請求を申し立てる妨げにはならない。民事訴訟の利点とは、裁判所が侵害者欠席でも侵害者に対して不利な評決を下すことができることである(「Versäumnisurteil」)。外国に住み、ドイツにおける刑事上の有罪判決で「免除された」侵害者でも民事裁判所で審判できる。

我々の経験では、それでもなおかかる並行の民事訴訟をあきらめる権利者が多い。理由は 単純である。判決が執行される国に侵害者が資産を持たなければ、民事判決はただの紙切 れにすぎない。しかしながら留意すべき例外が少なくとも 1 つある。侵害者が将来ドイツ の展示会に参加および/または出品する可能性がある場合、その展示会中に裁判所命令/ 判決を執行できる。 違反または犯罪の特徴によってどの団体が審理に参加するかが決まる。侵害訴訟では、単独裁判官による審理、あるいは 1 人の裁判官と裁判員による審理となる可能性が高い。検察局は、適任団体とともに審理を申請する。

(iii) <u>裁判段階</u>:裁判段階は、刑事訴訟の中核であり、(ほとんどは一度の) 口頭審理に至る。

被告は、国を代表した検察によって告発される。権利者は、訴追者側の一個人として訴訟に参加してもよい(「Nebenkläger(訴訟参加)」)。これによって権利者は、審理に最初から最後まで参加する、証人を尋問する、さらには判決(しかし刑の申し渡しは除く)に対して法的救済措置を申し立てる等、審理に積極的に参加できる。

(iv) <u>判決</u>:裁判の最後に裁判官は判決の理由と判決文を読み上げることで判決を下す。 裁判書が直後に続く。

判決は侵害者と検察のいずれも不服申立てを行うことができる(6 参照)。判決に対して不服申立てがない場合、あるいは不服申し立てが失敗に終わった場合、判決は確定判決となる。判決の執行は、再び検察局の責任の範囲に帰される。

2. 意図的要素/故意

ドイツの刑法典によると、意思をもっておこした違反/犯罪のみが罰せられる。例外として、法律で明示的に定められている事例については過失も処罰の対象となる。

知的財産に関しては、過失に対する処罰はない。したがって、検察局および裁判所は侵害者が故意に違反したという十分な証拠を見つけなければならない。その事例の事実や状況から侵害者の意図を導き出すことで可能である。例えば、有名なオリジナルを巧妙に模倣した商品は、一般的に被告はオリジナルを知っていて意図的に複製したことを指す。一方では、知的財産権の存在および/または範囲について被告のエラーが実証されると、一般的に犯罪を犯す意図の否定となる。

3. 制裁措置

知的財産犯罪に適用可能な罰金は次のとおりである。

a) <u>商標侵害</u>: German Trademark Code 第 143 条および EU 商標に関する German Trademark Code 第 143 条に従って商標侵害の基本政令は、罰金刑または最高 3 年の禁固刑である。罰金は日数に金額を乗じて算出される(「*Tagessatz*(日数罰金)」)。一度の侵害については、裁判所は最大 360 日の判決を下す場合があり、1 日当たりの金額は 3 万ユーロとなる場合がある。罰金刑の計算に厳密な枠組みはない。裁判所は違反と損害の性質と範囲、および、特に侵害者の固定収入に基づき罰金刑を計算する。これらのいずれの違反も犯そうとすると罰せられる。

German Trademark Code 第 143 条第 2 段落の定めにより、判決は最小 3 カ月の服役で最大 5 年の禁固刑に増やすことができる。本段落が適用される刑が加重される状況とは以下のとおりである。

- 裁判所が商業規模で侵害が発生したと認めるとき
- 侵害行為が暴力団の一員によって行われたとき
- b) <u>意匠、著作権、特許の侵害</u>:ドイツ特許法 142 条、German Design Act 第 51 条、登録 共同体意匠に関する German Design Act65 条、ドイツ著作権法 106 条に定められた意匠、 著作権、および特許の侵害に関する基本政令は最大 3 年の禁固刑および/または罰金であ る。特許または意匠の侵害においては、商業的違反の加重状況によって、最大 5 年の禁固 刑まで刑罰が重くなる場合がある。これらのいずれの違反も犯そうとすると罰せられる。

4. 損害賠償

成人については、ドイツの刑法典により罰金および/または禁錮刑が懲罰として定められている。罰金刑は国に対して支払われるもので、被害者に対するものではない。権利者/被害者が民事裁判にて賠償を請求するため、別個の民事訴訟で侵害者を訴えることが多い理由はこのためである。

5. 期限

刑事訴訟に厳格な期限はない。期間は各検察局の個人の仕事量および証拠を得るために必要な時間によるところが大きい。検察局は地方裁判所で編成され、それぞれの管轄内での責任を負う。結果として、刑事訴訟にかかる時間は、各連邦州(「Bundes1änder(連邦州)」)の検察局によって異なるだけでなく、各管轄によっても異なる。我々の経験では、小規模な侵害訴訟は平均して約 $4\sim6$ カ月、口頭審理を必要とするより大きな訴訟は約 $9\sim15$ カ月かかると思われる。

6. 上訴

第一審刑事裁判所によって下された判決に対する上訴は、被告または検察局(および民事控訴(「Nebenkläger」控訴参加者)に参加している場合は当事者)のいずれかが以下を条件に行うことができる。

- その判決を下した各裁判所に提起する。
- 被告および/またはその弁護士の面前で裁判所にて判決が下された日から、もしくは、判決書が被告および/または被告の弁護士に渡された時点から 1 週間以内。この期限の後、その判決に対する不服申し立てを行う理由を含める審判請求趣意書を提出する期限としてさらに1週間が法に定められている。

第一審の判決に対する上訴は2種類ある。

まず、1 つ目の上訴では裁判所の事実上の判決に基づいて不服を申し立てることができる(「Berufung (召命)」)。この上訴では、証拠の聴収といった第一審が繰り返されることはない。ただし、限定的な事実の管理や、新しい証拠、主に第一審で考慮されていない、または考慮できなかった証拠の提出が許されている。

2 つ目のタイプの上告では、第一審裁判の実際の判決を再審することはできない法的な理由 (「Revision (修正)」) で不服を申し立てることができる。上訴裁判所では、例えば被告が口頭審理に (出席すべきところ) 不在であったなど、法の規定に関してのみ第一審裁判の判決を調査する。

III. 民事制度

A) 源

知的財産権に関連する民法および民事規制の主な法源は次のとおり。

1. 国内源

- 商標、意匠、著作権、および特許を扱う実体法としてのドイツの商標、意匠、著作権、および特許法
- 実体法として製品の模倣など不公平な市場の動きを制裁するドイツ不正競争防止法
- ▶ ドイツ民事裁判所に提起できる手続法としてのドイツ民事訴訟法

その他の適合可能な法源は、欧州法令および国際条約から生じ、国際規則より優先される 場合がある。

2. 欧州共同体源

フランスのパート III. A). 2. 欧州共同体からの法源を参照のこと。

3. 国際源

フランスのパート III. A). 3. 国際的法源を参照のこと。

B) 特許侵害訴訟

特許に関しては、ドイツにおける特許侵害および効力は、別の法廷で審理される(いわゆる二分制度)。この二分制度では、係争中の特許の効力に関する質問攻めにあうことがないため、即決侵害訴訟となる。

特許の効力は特許庁での異議申立てにおいては忌避される可能性がある。異議申立てが終了している、あるいはまったく係属されていない場合、取り消しの訴訟をミュンヘンのドイツ連邦特許裁判所という特別裁判所に持ち出すことができる(「Bundespatentgericht(連邦特許裁判所)」)。この裁判所では 5 人の裁判員による審理となり、通常はうち 2 人(裁判長を含む)が法的経歴を有し、3 人が技術的または科学的教育を受けたものとなっている。

第一審の効力を争う訴訟期間は 1~2 年である。一部の裁判員が技術的/科学的教育を受けているため、一般的に連邦特許裁判所では裁判において専門家は任命されない。連邦特許裁判所の第一審の判決は連邦最高裁判所に上訴できる。連邦特許裁判所は特許侵害訴訟は扱わない。

特許侵害訴訟は、特別裁判所で通常の民事訴訟として扱われる (D 参照)。侵害裁判所はその判決を特許侵害に関する問題に限定し、特許の効力を十分に吟味することはない。特許は付与されているものとして扱う。ただし、特許に対する異議申立てまたは取り消しの訴訟が係属されている場合、被告は訴訟の延期を申請できる。効力のない訴訟を回避するため、侵害裁判所はそれらの訴訟を簡単には延期しない。被告は、望ましくは新規性の欠如を基に、特許が無効となる可能性が極めて高いことを示す必要がある。

以下では、特許侵害訴訟およびその他の知的財産権侵害訴訟のみを対象とし、特許の効力を争う訴訟は扱わない。

C) 裁判所外における民事訴訟

ドイツにおいては、裁判所へ訴える前に裁判所外での訴訟を行うことが一般的である。その理由は様々であるが、ここでは重要なものを2つ挙げたい。

1 つ目は、侵害者とやりとりせずに法廷に持ち込むと費用がかかるおそれがあるためである。裁判所にて、侵害者が初めて被疑侵害に直面した場合、侵害者は原告が訴訟費用を負担しなければならないという旨ですべてのクレームを認諾する(「sofortiges Anerkenntnis」)場合がある。これは敗れた当事者が手続き(法廷)費用を負担するドイツの手続規則の例外である。これに反して、侵害者が以前にも訴えられて権利者のクレームを拒否し、裁判となっていた場合、被告はすべてのクレームを認諾することで原告に費用を転嫁しない場合がある。

2 つ目は、ドイツ知的財産権法では、効率的かつ費用効率の高い裁判所外制度の枠組みが規定されているためである。上記の費用リスクは侵害者に警告状を送付することで回避される。侵害者は、使用停止宣言を提供するまでは除外されない。この使用停止宣言により、同様の侵害が将来発生した場合には深刻な契約上の罰則により制裁されることになる。使用停止同意書は、権利者に対して将来の侵害係争における一連の追加主張を定める。その制裁措置により、侵害者は通常これを裁判所命令として深刻に受け止める。さらに、契約によるクレームは、法定によるクレームよりも特に損害に関して扱いやすい。例えば、当事者が販売個数あたり 1.000 ユーロの違約金に同意するとする。その後、今後は侵害を控えるという契約上の義務に違反して 10 個販売する。その場合の違約金/損害は 10×1.00 ユーロ=10.000 ユーロとして容易に計算できる。

侵害者は、告発された行為の原産国や範囲に関する情報を明らかとし、証明を提供して訴訟費用を賠償することも義務付けられている。

しかしながら、特許侵害においては、警告状が失敗に終わることも少なくなく、特許侵害において訴訟手続は避けられない。これは、特許侵害の問題が複雑な技術上の問題に拠るところが多く、通常は当事者間の係争下にあるためである。

D) 裁判所での民事訴訟(略式手続なし)

裁判所外での手続が(部分的に)うまくいかない場合、権原者は民事裁判で侵害者を起訴することを決定してもよい。以下に、ドイツにおける管轄と民事訴訟の流れを概説する。

1. 特別裁判所の管轄

民事訴訟の申立てを行う前、選択する最初の手順の 1 つは、審理を行う場を選択することである。ほとんどの場合、知的財産権事項は、連邦州(「Bundes land(連邦州)」)内の地方裁判所(「Landgericht(ラント裁判所)」)での特定裁判所の専属管轄内となる。これらの裁判所にて、弁護士が当事者に代わって法的効力を宣言しなければならない。一般的に、各連邦州は、少なくとも 1 つの特許または商標侵害裁判所を有するが、より小さい連邦州では、裁判所を共有している。

原則として、被告が居住する地方の裁判所の管轄となる。さらに、民事訴訟法の第 32 条により、侵害行為のあった(例えば、作成、提供、市場投入、あるいは使用が行われた)管轄区域の裁判所についても同様に当てはまる(不法行為の特定管轄)。

そのため、実際には、多くの場合、原告が個々の特別裁判所を、つまり管轄場所を自由に 選択できるということになる。これは、特許、商標、または意匠を侵害する商品および サービスは通常、インターネット経由などでドイツ全体に流通されるためである。した がって、侵害行為は、全般に対応できる知的財産権裁判所の各管轄地域内に位置付けるこ とができる(いわゆる「フライング・フォーラム」)。

最終的に、当事者は特定の特許、商標、または意匠侵害裁判所が管轄することに同意する こともできる。かかる同意は裁判所に関してのみ拘束力を持ち、多くは使用許諾契約等に みられる。

ドイツにおける知的財産権訴訟で最も重要な管轄を以下に一覧する。

- (EU) 商標、(共同体) 意匠、著作権、および不正競争侵害訴訟のほとんどはケルン、デュッセルドルフ、フランクフルト、ハンブルグ、マンハイム、およびミュンヘンの地方裁判所で争われる。
- 特許侵害訴訟のほぼすべてがデュッセルドルフ、フランクフルト、マンハイム、 ハンブルグ、およびミュンヘンの地方裁判所で争われる。

2. 民事訴訟の説明

少なくとも4つの異なる段階に分割できるドイツの民事裁判手続の概要を以下に示す。

a) 手続の開始

不服申立てがあると(召喚状)、訴訟手続きが開始される。ほとんどの知的財産権訴訟を扱う区裁判所(「Landgericht(ラント裁判所)」)において、不服申立書の署名、提出は弁護士の義務である。当事者/権利者のみが署名している不服申立書には法的効力がない。

召喚状は当事者名を示し、事理が記載されていなければならない。訴訟は確定でなければならない。訴訟の決定性の調査において、裁判所は請求項で申し立てられた事実は真実であると推定する。その上で、原告は主張している請求の権利を有していなければならない。そうでない場合は、訴訟は直ちに却下される。したがって、ドイツの民事訴訟では、訴訟のすべての事実が召喚状で提示済みではない。申立書には関連する事実の言渡しが記載されていなければならない。ただし、詳細な証明は不要であり、専門的な究明を含む、練られた侵害文書が訴訟とともに提出されていれば手続を大幅に短縮できる(ただし、訴訟のさらに後の段階で新しい事実や主張の申立てを行うこともできる)。ただし、最終的な申立てを行うには、事実提示の根拠が十分でなければならない。したがってドイツでの申立ては米国などよりもはるかに包括的である。さらに、ドイツの民事裁判では、定期的な(裁判前の)発見は行われない。原告は侵害の申立てを証する包括的な事実を提示しなければならない。

召喚状を提起した後、原告は法定裁判費用を前払いする必要がある。裁判費用の額はいわゆる係争中の額によって異なる。原告は裁判費用を不服申立書の提起時に前払いしても、後で支払ってもよい。ドイツにおける民事訴訟では、裁判費用が前払いされた後でのみ、裁判所が召喚状を送付して被告に通知するため注意が必要である。相手方への通知は、クレームが法的に係争中となった時点である。これは、除斥期間が中断されるといったことがあるため、原告にとって決定的瞬間である。したがって、裁判費用を適宜前払いするということは、些細なことであるが重要な義務である。

b) 書面による手続き

この後、一般的に書面による手続き(「schriftliches Vorverfahren(書面先行手続)」)が続く。その間は当事者が様々な数の訴訟事件摘要書で主張を交換する。一般的にドイツの裁判所は訴訟の複雑さに応じて当事者に対して 3~6 の訴訟事件摘要書の交換を認める。

この手続きの間、裁判所は期限などに関するいくつかの指示を除き、大部分は受身である。法律によって、裁判所が既に当事者に対して手続きの問題や重要な問題を指摘した予備的見解書(「Hinweis(注)」)を発行している場合もある。しかしながら、我々の経験では、ほとんどの裁判所は手続きの書面段階では予備的見解書を控えている。ドイツの民事訴訟では、口頭審理前の書面による主張の交換は不可欠であり、実際には手続きの最も重要な部分と考慮されている(主要な意見の多くが口頭審理のみで、かつ初めて交換される他の管轄とは対照的に)。

EU を拠点としない会社が原告である場合、被告は裁判所に対して、手続を進める前に原告が被告に供しなければらない(通常は銀行保証の形で)最初の2回の審理での被告の費用

リスクをカバーする保証金を定めるように要求することもできる。これは、EU を拠点とする企業 (代理店やローカル・グループ企業等) が訴訟する認証によって原告となっている場合は回避できる。

c) 口頭審理

その後、裁判所は口頭審理を編成して当事者と訴訟について協議する。通常、1 つの訴訟には 1 つの口頭審理のみである。これは、当事者と管轄制度の利益を享受する迅速かつ効果的な手続きを確保するためである。例外として(多くの場合は、状況が変化した、あるいは申立てにより変化している場合のみ)、追加の口頭審理がある。

ただし、特許侵害訴訟では、デュッセルドルフ裁判所のような一部の裁判所は申立てが行われた後、メインの口頭審理が実施される前の、極めて早い段階での審理を予定している。このいわゆる訴訟管理審理中は、正式な訴答のみが行われ、正式な異議申立て(裁判所管轄の欠如や原告が供する保証状のニーズなど)が行われて審議される。さらに、裁判所はその後の手続きのタイムラインを設定する。訴訟が複数の特許に基づく場合、係争中に独自の事件整理番号と値を有するように手続が分割される場合がある。

- (i) <u>証拠の調査</u>: 口頭審理中、裁判所は証拠を調べる(「Beweisaufnahme(証拠調べ)」)。 わかりやすく言うと、当事者はそのクレームの根拠となっている事実を、他方の当事者がかかる事実の存在に異議を唱える場合に(およびその場合のみ)、証明しなければならない。そのために、裁判所は限定された種類の証拠(のみ)を受け入れる(「Strengbeweis(厳格証明)」)。つまり、証人(「Zeugen(証拠)」)、鑑定(「Sachverständige(鑑定)」)、 証明書(「Urkunden」)、および判断する係争中の対象の物理的提示(「Augenschein(検証)」)である。
- (ii) 一方の当事者の不在:口頭審理中、一方の当事者が出席していない場合、裁判所はその当事者の欠席にて評決を下す場合がある (「Versäumnisurteil」)。この場合は、裁判所は出席している当事者の主張に依存するため証拠を調べる必要はない。欠席した当事者には、裁判書が届いた時点から 2 週間以内にその判決を上訴する権利がある (「Einspruch(異議申立)」)。上訴によって「時間が戻る」。つまり、手続きは一方の当事者が欠席する前から続行される。欠席した当事者は、欠席によって生じた費用を負担する。上訴がなければ、欠席時の判決は効力を有する。

d) 判決

口頭審理の後、裁判所は訴訟の判決を下す。法律により、裁判員は直ちにおよび口頭審理の最後に判決を下すことができるが、第一審においては(ほとんど)すべての裁判員が時間をかけて(数週)判決を下す。裁判所は、差止め命令を発することができる。これによって侵害者は使用停止を受け、侵害の原産国や範囲に関する利益の計算を提出できる。

3. 期限

我々の経験では、第一審の訴訟全体で6~12カ月かかる。

特許侵害訴訟に関しては、第一審の訴訟は、通常マンハイム裁判所で約9カ月かかり、 デュッセルドルフでは1年強かかる。その他の裁判所については期間は大きく異なる。専 門家を指名する必要がある場合(少数の訴訟のみで発生)、期間ははるかに長くなる可能 性がある。

4. 上訴

第一審の判決は、連邦上級裁判所(「Oberlandesgericht(連邦上級裁判所)」)にて上訴できる。その上訴中には、第一審の判決は原告が担保を提供している場合のみ執行できる。 連邦上級裁判所が第一審の判決を維持する場合、これは担保を提供せずともここで執行できる。

特定の訴訟では、多くは特許侵害の訴訟であるが、連邦上級裁判所の上告は、連邦最高裁判所(「Bundesgerichtshof(連邦通常裁判所)」)に持ち込み、法の原則に反していないかどうかを調査可能である。

5. 費用

通常、ドイツにおける知的財産侵害訴訟(特許訴訟を含む)は、他の多くの国々よりも(はるかに)非長がかからない。これは、次のように様々な理由によるものである。ドイツの裁判所制度では発見は不要であり、民事訴訟にかかる期間は比較的短い。知的財産訴訟に関しては、特別管轄権(および特許訴訟については特別二分制度)によって、高度な教育を受けた経験豊富な裁判員による訴訟審議が可能であり、これを経て問題や結果が予測可能となる。敗れた側が費用を負担する(および各当事者がそれぞれの費用を負担しない)ドイツの手続規則により公平な費用結果が確保されている。弁護士費用は米国や英国等よりも一般的に安価である。

裁判費用は法令ベースであり、手ごろである。例えば、係争中 100 万ユーロの訴訟 (この 金額となった損害クレーム) であれば、裁判費用は 16,000 ユーロ (弁護士費用含まず) である。

E) ドイツの略式手続

知的財産訴訟において常に時間は非常に重要であるが、権利者が 1 週間しか開催されない 見本市中に模倣品を発見した場合は特に重要となる。そのような場合、権利者は見本市が 終わる前に模倣品を見本市から排除する必要があるであろう。しかし、一般的に知的財産 侵害が差し迫ったものとみなされても、口頭審理のない、数日の期限内での予備的差止め による救済のみが可能となることが少なくない。

ドイツ裁判所から問題となっている商品やサービスの販売を直ちに停止する予備的差止め (「einstweilige Verfügung (仮処分)」) 命令を翌日または同日に得ることが可能である。我々の経験では、ドイツの裁判所はかかる予備的差止め命令を同日に発するだけ十分

に組織され効率的である。例えば「見本市事項」に対応しているため迅速な対応が求められる特定の裁判所では、通常業務時間外での調査および仮差止め命令の交付を担当する裁判員を組織している。以下に、ドイツにおける略式手続の流れを概説する。

1. 略式手続の開始

略式手続は通常の手続きとほぼ同じように開始できる。予備的差止め命令を適用するため に、権利者は裁判所に主張の準備書面を提出し、裁判費用を前払いする必要がある。

2. 予備的差止め命令の前提条件

主張の準備書面を提出したら、その請求が正当(「Verfügungsanspruch」)である理由およびその事項が緊急(「Verfügungsgrund」)である理由を説明する必要がある。通常の手続きと異なり、請求の根拠となっている事実を上記の限定された種類の証拠で証明する必要はない。差止め命令の申請人はあらゆる種類の証拠を利用でき、さらに宣誓の代わりに(「 $Versicherung\ an\ Eides\ statt$ 」)その事実が真実であることを断言できる。

特許侵害訴訟における予備的差止め命令の前提条件とは、明確な侵害訴訟およびいわゆる (時間的)緊急性である。これには次のような利害のバランスが求められる。

- 申請人が取り戻せない損害を、被告に対してかかる損害を引き起こすことなく、 防ぐために差止め命令が必要と思われる。
- 申請人が迅速に行動している。
- 特許の効力が比較的安全に思われる。

この状況は、登録前に正式な調査のみが実施される EU 意匠権に似ている。その他の知的 財産権侵害の訴訟については、特に不正競争法に基づく商標侵害事項や意匠保護事項につ いては、一般的に、予備的差戻し命令は申請人がその権利を追求して迅速に行動した場 合、すなわち申請人が侵害を知って 1 カ月以内に仮差止め命令の請求を行った場合に受け 入れられる。

3. 口頭審理あり/なしの略式手続

効力の質問に関して、特許に関する予備的差止め命令事例の基準は、通常の主要手続きの延期に関するもの(上記参照)よりも厳しい。要するに、特許侵害事項では、予備的差止め命令の手続きには極めて明確で「単純な」事例が適している。

様々な段階を踏む略式手続:

請求人が予備的差止め命令を裁判所に請求すると、裁判所は以下の 2 つのいずれかを選択する。口頭審理(当事者)なしか、口頭審理後かを請求時に決定できる。事実関係が明確と思われ、訴訟が基本的に法的問題のみを示している場合、裁判所は通常口頭審理なしでその判決を下す。さらに、裁判所がその請求は明らかに根拠のないものという結論に至っ

た場合、裁判員は請求人を呼び出し、請求を速やかに取り下げるように求める。この段階で、裁判所は、(予備的差止め命令請求を見込んで)前もって被告が裁判所に提出できるいわゆる保護状の可能性も考慮する。

a) 一方だけの手続

裁判所が当事者差止め命令を発行する、または口頭審理なしで請求を却下する場合、敗れた当事者は裁判所に不服を申し立てることができる。その場合、口頭審理が行われ、審理後に判定が下される。再び、敗れた当事者はその後で上訴の裁判所に上訴することができる。

一般的に、権利者は一方だけの差止め命令を求める。つまり、予備的差止め命令は、口頭審理なし、かつ書面による摘要書の交換なく言い渡される。これらの手続きの明らかな利点とは、時間(口頭審理は将来のある時期に予定する必要がある)および侵害者への不案内(予備的差止め命令が出願中であることが知らされない)である。権利者は予備的差止め命令について、一方だけの差止命令が求められることを示し、その事項が特に緊急であることの根拠(見本市や大量の顧客への配給など)を示す必要がある。

b) 口頭審理ありの略式手続

口頭審理がある場合、裁判所は予備的差止め命令を与えることで、あるいは審理実施後に請求を却下することで判決を下す。その後、敗れた当事者は連邦上級裁判所(上訴の裁判所)に対してこの判決の不服を申し立てることができる。上訴の裁判所の判決については不服を申し立てることができない。被告はいつでも請求人に通常の裁判(主要手続き)を1カ月以内に開始するように要請できることに留意すること。この場合、主要手続きの結果によって予備的差止め命令が不要となる。

c) 略式手続の期限

我々の経験では、裁判所は一方だけの予備的差止め命令は 1~3 日で発行し、口頭審理後の差止命令は請求から 2~4 週間で発行すると思われる。

d) 予備的差止め命令が破棄された場合の損害

仮差止め命令を適用するにはあたっては、予備的差止め命令がその後で破棄された場合、権利者は最終的に被告に対して予備的差止め命令により停止されたそのマーケティング活動に関わる損害を支払う義務があることを考慮する必要がある。被告は、損害(被告がその正当性を実証する必要がある)としてその損失を請求する場合もある。そのため、実際の状況や法的状況が不明確なままであれば、予備的差止め命令が上訴時に破棄される相当なリスクがあり、即時に被告の販売を禁じる裁判所命令によって被告がかなりの損失を受ける可能性がある場合、予備的差止め命令を適用せず、本案での主要手続きで権利を追求することが好ましいと思われる。

F) 知的財産法に関連する基本請求

ドイツにおいて一般に知的財産侵害訴訟に関連する請求の概要を以下に示す。

1. 禁止的差止命令

a) 請求の性質

権利者(ドイツ不正競争防止法が適用される場合は、権利者およびメーカー、あるいはそのいずれか)は、侵害者に対して侵害行動をやめるように請求できる(「Unterlassungsanspruch(差止請求権)」)。これは将来の保護を求める請求である。権利の違反が過去および/または現在発生した場合、請求は有効である。しかし、権利者は保護を求めて最初の侵害があるまで座って待っている必要はない。最初の侵害が発生する前に、禁止的差止命令を求めることができる。ドイツの判例法では、侵害が係争中で、近い将来発生する可能性があることを審議することを求める。申請人は、最初の侵害リスクを裁判にて実証する事実を立証するよう準備していなければならない(「Erstbegehungsgefahr」)。

侵害が過去および/または現在発生している場合、ドイツの判例法では権利者に特権を与える。法律によって、過去または現在の侵害が将来の別の侵害の可能性を示す(「Wiederholungsgefahr」)。この場合、権利者にとって過去または現在の侵害を実証して保護を得れば足り、将来の侵害が発生する可能性を審議する必要はない。したがって、法的措置を回避する、あるいはそれを確約するために侵害行為を停止するだけでは被告には足りない。被告は、将来侵害があった場合には適切な契約上の罰金を支払うという確約を含む書面の使用停止宣言を提出することで、法的手続きのみを回避できる。

b) 請求範囲

禁止的差止命令は、侵害者に侵害を停止し、将来の侵害を避けることを強制したものである。この義務は何年間にもわたってそれ以上の効力をもたなかった。侵害者には、例えば、すでに市販されている、あるいは独立した再販業者によって販売されている模倣品を回収するといった、他人の責任の領域に踏み入る義務はなかった。これは最近変化し、ドイツの裁判所では侵害者に対してその行為を覆す(例えば再販業者に模倣品の返却を要請すること等で)よう真剣に努力するよう求めるようになっている(「Rückrufpflicht」)²⁵⁰。権利者の観点から、この判例法における変化は、権利者の地位を強化している。

c) 情報の開示

権利者は、侵害の原産国や範囲に関する情報を請求できる(「Auskunftsanspruch」)。侵害者は模倣品の生産者、サプライヤー、以前の所有者、および企業顧客の名前と住所を開示する必要がある。

²⁵⁰ ドイツ最高裁判所(GBH)、2016年9月29日の判決「Rückruf von Rescue Produkten」および2017年5月4日の判決「Luftentfeuchter」

この請求は、侵害が過去に生じたが、侵害が将来発生する可能性がある場合に有効である。その主な目的とは、損害請求を準備すること、および侵害行為の発生源を公開することである。権利者は、侵害行為の原産国や範囲の知識が欠如している、および/またはこれらに関する情報を入手できないことが多い。例えば権利者は模倣品の再販業者や生産者や、販売された模倣品の数などに関する知識がない。模倣品そのものが対象となるだけではない。その他の要素、例えば、侵害者が模倣品の販売を推進するために展開した広告も損害計算時に考慮される場合がある。権利者は損害の計算や、侵害の支持者(模倣品の再販業者や製造者など)を追うために必要な情報をすべて請求できる。

2. 会計報告書と金融口座の提供

侵害者は、例えば模倣品の購入時に受け取った請求書や、模倣品が販売された個数やその 価格を示す会計ファイルなど、会計報告書や金融口座を提供することで開示した情報の裏 付けをする必要がある。

入手した情報と会計報告書との組み合わせは、権利者が商品の著作権侵害と戦う上で大きな武器となることは多い。例えば、仕入れ送り状にある記載から小さい魚が大きな魚につながることがある(製造者や再販業者)。

3. 損害賠償

権利者は侵害の、あるいは侵害に関係する損害賠償を要求することができる。

ドイツの(知的財産)判例法では、損害を算出するには次の3つの方法がある。

a) 利益損失

まず、権利者は利益損失を請求できる(「entgangener Gewinn」)。模倣品が市場に出回ることがなかったならば権利者の収益はどれほどであったか。これは答えにくい質問であり、それゆえに、裁判で証明することも難しい。その結果、この計算方法は、権利者が競合1社だけの収益で簡単に証明できる寡占状態においてのみ有効となることが多い。実際にこの損害計算方法は一般的に用いられないもう1つの理由は、権利者が模倣品により失われた本来得るはずだった収益を計算できた場合、権利者は法廷で、および一般に内部計算を公開したがらないことが多い。

b) 侵害者の利益

2 つ目に、権利者は侵害者の利益を請求できる(「Verletzergewinn」)。利益を計算するには、まず模倣品に関係する収益を計算することから開始しなければならない。侵害者は、次に収益から生産コストまたは取得原価を個々に差し引くことができる。最近のドイツ判例法では、侵害者に対し間接費(「Gemeinkosten」)の一部を差し引くことを認めていないが、輸送費など侵害品の配布に直接関連するコストのみ認められている。

侵害品に関連する収益の計算

- 侵害品に直接関連する生産コストおよび/または取得原価の計算
- 収益からの生産コスト/取得原価の減算

= 侵害者の利益

2 番目の手順において裁判所は、算出された利益がどの程度権利者の権利の違反に依存しているかを推定する。消費者は有名ブランドの記載がなくてもおもちゃの車を購入したか。意図的な商標侵害の場合、この比率は算出された利益の 50%以上と判断されている。ある程度乱雑な/過失による商標侵害の場合、この比率は算出された利益のほぼ 30%になる可能性がある。特許侵害訴訟の場合、裁判所は(全)利益のどの部分を特許侵害と直接関連付けることができるかを決定する必要がある。例えば、特定の自動車モデルを販売したことで得られた車メーカーの利益のうち、どの程度が特許侵害のあるブレーキやタイヤによるものであるか。

c) ライセンス・アナロジー

3 番目として、権利者はライセンスの類似性に基づき計算された損害を請求できる(「Lizenzanalogie (ライセンス・アナロジー)」)。これは、両方の当事者が侵害品に関してライセンス契約を交わしていたら権利者が侵害者から受けることができたであろうものを請求できることを意味する。侵害者が最初にライセンスを取得することに同意している場合は関係がない。裁判所は分別のある当事者が侵害者の状況下にあった場合にライセンス料として支払うと思われる額を決定しようとする。

実際のところ、商標侵害の場合、ライセンス料は売上高の 2~6%であることが裁判所にて確認されている。これを数値で表すと、裁判所が 5%の比率とした場合、侵害者は模倣品の売上高 100,000 ユーロ当たり 5,000 ユーロを支払う必要がある。

4. 模倣品の破壊

4 番目として、権利者は(侵害者または第三者による)模倣品の破壊も請求できる。注意:この請求は、保護も規定しているドイツ不正競争防止法(特に製品の不法な制限を禁じる)に準じない場合がある。

5. 訴訟費用の賠償

そして最後に、権利者は訴訟費用の賠償を侵害者に請求できる。

ドイツでは、訴訟制度は一般的に訴訟に敗れた者が勝者が被った全費用を補償しなければならないという原則に基づく(いわゆる「敗れた者がすべて支払う原則」)。

結果的に、当事者は相手当事者の(1)裁判費用および(2)弁護士料(プラス妥当な経費) を訴訟に敗れた当事者の範囲で支払う(民事訴訟法第 91 条 (「Zivilprozessordnung」)を参照)。もちろん、敗れた当事者は自身の弁護士料も支払う。訴訟が部分的に勝った、または負けた場合、費用は割合によって分割される。

ただし、ここでの「弁護士料」は弁護対価の法的最小額のみを示し、Lawyers' Compensation Act (「Rechtsanwaltsvergütungsgesetz」) で規定された、いわゆる法定費用を指す。裁判費用と同様に、これらの費用は係争の金額によって異なり、法律で規定されている。

係争の額は勝訴した当事者の経済的利益を表し、最終的には当事者の提案に基づき裁判所によって決定される。多くの場合、法定弁護料は時間計算される一般的な個人の弁護料よりは安価である。

特許訴訟においては、特許弁護士が訴訟に参加している場合、通常の弁護士料に加えて特 許弁護料も考慮される。

最後に、ここでの「妥当な経費」とは、訴訟中に発生した、敗れた当事者が償還する必要 のある交通費や翻訳料などの経費を指す。

G) 刑事訴訟および民事訴訟における主要な制裁措置をまとめた チャート

以下のチャートは各タイプの知的財産権に関する主な刑事および民事制裁措置をまとめた ものである。

	刑事制裁措置		民事制裁措置	
(EU) 商標侵害	商標の不正使用	•	違反をやめさせるため、およ	
	禁固刑:最大3年		び将来の違反を思いとどまら せるための差止め命令	
	罰金		再販業者から供給された物品	
	商業利用の場合、または暴力団の 一員として犯罪があった場合		を回収するなど、第三者に関 する侵害行為も破棄するため の差止め命令	
	◆ 禁固刑:3カ月~5年	•	模倣品の没収	
	罰金	•	模倣品の破壊	
		•	損害	
	未遂は法律によって罰せられる	•	費用の賠償	

(共同体) 意匠 侵害	意匠の不正使用 禁固刑:最大3年 罰金 商業利用の場合 禁固刑:最大5年 罰金 未遂は法律によって罰せられる	•	違反をやめさせるため、および将来の違反を思いとどまらせるための差止め命令 再販業者から供給された物品を回収するなど、第三者に関する侵害行為も破棄するための差止め命令 模倣品の没収 模倣品の破壊 損害 費用の賠償
著作権侵害	著作権の不正使用禁固刑:最大3年罰金未遂は法律によって罰せられる	•	違反をやめさせるため、および将来の違反を思いとどまらせるための差止め命令 再販業者から供給された物品を回収するなど、第三者に関する侵害行為も破棄するための差止め命令 模倣品の没収 模倣品の破壊 損害 費用の賠償
特許侵害	特許技術の不正使用	•	違反をやめさせるため、および将来の違反を思いとどまらせるための差止め命令 再販業者から供給された物品を回収するなど、第三者に関する侵害行為も破棄するための差止め命令 侵害品の破壊 口座の提供 損害 費用の賠償

不正競争

各種違反等

不正広告

- 禁固刑:最大2年
- 罰金

商標および/または企業秘密の不 ● 口座の提供 正開示

- 禁固刑:最大3年
- 罰金

商業利用の場合、または秘密が広 く使用されることを侵害者が知っ ていた場合

- 禁固刑:最大5年
- 罰金

未遂は法律によって罰せられる

- 違反をやめさせるため、およ び将来の違反を思いとどまら せるための差止め命令
- 再販業者から供給された物品 を回収するなど、第三者に関 する侵害行為も破棄するため の差止め命令
- 損害
- 費用の賠償

H) ドイツにおける重要な知的財産裁判所で扱われた訴訟数をまと めたチャート

以下のチャートは、ドイツにおいて最も重要な知的財産裁判所に持ち込まれ扱われた知的 財産訴訟の数を示したものである251。これらは、3人の専門裁判員で構成された民間審議 会、1人の専門裁判員と2人の非弁護士(会社員)によって構成された商業会議所 (「Handelskammer (商工会議所)」) で扱われた訴訟で分けられている。

最初のチャートは地方裁判所に持ち込まれた訴訟(第一審訴訟)をまとめたもので、2 つ 目のチャートは連邦上級裁判所に持ち込まれた訴訟を示す (第二審訴訟)。

この数はさらに特許訴訟のない知的財産訴訟、特許訴訟、商標訴訟、および不正競争訴訟 に分類されている。

https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Rechtspflege/GerichtePersonal/Zivilgerichte21002101670 04.pdf? blob=publicationFile (2017年12月22日現在)

²⁵¹ Statistisches Bundesamt, Fachserie 10, Reihe 2.1, 2016,

1. 第一審

	ドイツ	ケルン	デュッセルドルフ	フランクフルト/
				マイン
民間審議会				
特許訴訟の ない知的財産	9031	541	842	752
特許訴訟	920	1	420	50
商工会議所				
商標	923	30	104	89
不正競争	6731	397	430	518

	ドイツ	ハンブルグ	カルルスルーエ/ マンハイム	ミュンヘン
民間審議会				
特許訴訟の ない知的財産	9031	1440	178	2539
特許訴訟	920	4	152	183
商工会議所				
商標	923	76	28	123
不正競争	6731	422	298	660

2. 第二審

	ドイツ	ケルン	デュッセルドルフ	フランクフルト/ マイン
特許訴訟の ない知的財産	1625	105	187	171
特許訴訟	261	_	92	8

	ドイツ	ハンブルグ	カルルスルーエ/ マンハイム	ミュンヘン
特許訴訟の ない知的財産	1625	172	65	201
特許訴訟	261	60	33	34

IV. インターネット

A) 源

ドイツには、ドメイン名の登録、ドメイン名の登録から発生した紛争解決、およびサービス・プロバイダーのサービスを使用して第三者が行った侵害に対するサービス・プロバイダーの責任に関して特別な規制はない。これらの事項はドイツ知的財産法の一般的な規定によって、およびインターネットを介した知的財産侵害問題に関してこの数年間でドイツ裁判所が規定した広範な判例法により定められる。

B).de-ドメイン名の申請と登録

ドイツのドメイン名の最上位の国コードは.de である。.de-ドメイン名は、フランクフルト・アム・マインを本拠とする私法に基づく法人 DENIC eG によって登録されている。登録の申請は、申請者が DENIC に直接提出するか、インターネット・サービス・プロバイダーを通じて行うことができる。

.de-ドメイン名については、国または外国の個人または法人が申請できる。ドイツに子会社を持つ必要はない。ただし、外国の申請人はドイツ国内の管理者の連絡先を示さなければならない。管理者の連絡先は、ドメイン名の所有者の公式代表者とみなされ、公式な通知を受け取る権利が与えられる。管理者の連絡先に対して公式文書が2回連続で送れなかった場合、DENICはそのドメイン名を削除する場合がある。ドメイン名の所有者がドイツ国内の管理者の連絡先を示さずに、その住所をドイツから他国に移した場合、DENICはリマインダー機能が失敗になった時点でもドメインを削除する場合がある。

最大 63 個までの、任意の文字または数字、あるいは文字と数字の組み合わせを登録できる。登録商標法での絶対的拒否事由など、登録にこれ以上の要件はない。したがって、純粋に記述的な、および非弁別的な、de-ドメイン名を登録できる。さらに DENIC はドメイン名登録時に以前の商標権の説明は一切行わない。対立はその後で登録に対して扱われる(以下 C 参照)。. de-ドメイン名は、「先着順」原則のみを基準に登録される。

ドメイン名の所有者と管理者の連絡先の詳細は、DENIC の whois-site で一般公開されているため、権利者はドメイン名によってまたはそれに相当する Web サイトによって自身の権利が侵害されていると思われた場合、法的手段を取ることができる。

C) ドメイン名の紛争解決

1. 代替紛争解決

他の多くの欧州諸国の場合と異なり、ドイツには.de ドメイン名に関する紛争に対応した 代替紛争解決策は整備されていない。侵害はドイツの裁判所によって解決される。裁判所 による広範な紛争解決は効率的であるとみなされる。外国のドメイン名所有者に関する裁判の通知は、ドイツに子会社がある、あるいは管理者の連絡先を設けているという登録要件により確実に行われる。

しかしながら、権利者が.de-ドメイン名によって侵害されていると考えた場合、権利者は DENIC に対してそのドメイン名を保留にするよう要請できる。DENIC がかかる「紛争エントリー」を設定すると、そのドメイン名は別の当事者に転送できなくなり、このせいで裁判の効力がなくなる。さらに、紛争エントリーは、ドメイン名の所有者がドメイン名を削除することに同意している場合、あるいは裁判所がドメイン名の削除を定めている場合、ドメイン名を権利者に転送することになる。権利者はその権利を侵害しているドメイン名の転送を裁判所に要求できないため、これは紛争エントリーのもう 1 つの重要な結果である。

2. 民事訴訟-請求と手続

a) 請求

一般にドイツにおいて侵害で有効な救済方法は、最上位のドメイン名と独立しており、.de-または.com-ドメイン名、およびその他の最上位ドメイン名の下のドメイン名と同じである。最上位のドメイン名タイプは、ドイツの管轄の質問にのみ関連する(以下 b 参照)。

ただし、ドメイン名の使用から生じた可能性のある請求は、主張された権限によって異なる。企業名で、または個人名での権利を主張する場合、ドメイン名の削除は有効な救済策である。ただし、商標権を主張する場合、ドメイン名の侵害使用は禁止できるが、一般的にドメイン名の完全な削除は命令されない。

基本的な規則として、商品やサービスを提供する Web サイトの特徴的なドメイン名の使用は、商標使用とみなされ、したがって商標侵害を表す場合がある。ただし、ドメイン名の二次レベル部分が Web サイトで提供されるサービスまたは商品の説明を含んでいる場合、ドメイン名の使用は記述的とみなされ、商標法に基づいてうまく忌避できない。

ドメイン名が登録されているだけで、いずれの Web サイトにも接続されていない、あるいは「準備中」サイトのみに接続されている場合も、ドメイン名が特定の商品やサービスに使用されることを示す特別な状況下に無い限り、同様である。

商標侵害に基づき、すなわち、混乱の可能性がある、あるいはドメイン名の使用によってマークの評判に不当な優位性がもたらされる、あるいは弊害がもたらされる限り、商標の所有者は特定の商品やサービスにドメイン名を使用することを禁じるように請求できる。ただし、商標の所有者はドメイン名の転送や削除を請求することはできない。もちろん、商標の所有者はその他の知的財産侵害の訴訟において、さらに損害や費用の賠償を請求できる。

ただし、法人名や個人名への権利の主張は、所有者がドメイン名について DENIC に紛争請求を申し立てた場合には、ドメイン名が削除されることになり、.de-ドメイン名の場合は、名前の所有者にドメイン名を転送することになる(上記 B 参照)。通常、ドメインを削除または転送するには、名前がドメイン名の2番目のレベルの部分で使用された符号と一致しなければならない。さらに、ドメイン名の削除と転送は、必ずしもドメイン名が積極的に使用されていなくても可能である。つまりドメイン名の単なる登録が侵害とみなされ、削除/転送が正当化される場合がある。

「ドメインの不法占拠」や「タイポ・スクワッティング」の事例でもドメイン名の削除を請求できる。この事例では請求人がドメイン名の身元と、自らが権利を有する符号との類似性を実証し、また、ドメイン名の所有者がドメイン名が全く同じまたは類似している権利者に対して販売する目的のみでドメイン名を登録していることを実証しなければならない(「ドメインの不法占拠」)。また、権利者の商品やサービスと全く同じ、あるいは類似した商品やサービスを提供する Web サイトに、その Web サイトが権利者と関係のないことを示すことなくアクセスを迂回させる目的を実証しても十分である(「タイポ・スクワッティング」)。このような場合にドメイン名を削除すると、権利者が DENIC に紛争エントリーを要求していた場合は、権利者に対しても転送が行われることになる。

b) 手続

裁判所にて法的措置を開始する前に、ドメイン名の所有者に警告状を送付するとよい。これはドイツにおける他の知的財産の事項でも行われる一般的な方法であるためである。訴訟費用を負担するリスクを避けるため、ドメイン名の所有者は、大抵の場合、警告状に記載された要求に従う。ドメイン名の所有者がドイツに住む場合、係争相手は司法管轄外の手続費用の返還も受け入れることが多い。

一般的に言えば、ドメイン名の所有者がドイツに住む場合、あるいは紛争中のドメイン名の Web サイトがドイツ国民を対象としている場合、ドイツの管轄が有効となる。通常、.de-ドメイン名の紛争では、ドイツ国民がターゲットとなっていると思われるが、他の最上位のドメイン名の場合も、Web サイトがドイツ語または英語であり、商品の配送先がドイツとなっている場合はドイツ国民がターゲットと思われる。

その場合、裁判所は欧州連合の法律(EU 商標が関与する場合)とドイツ法(それぞれ、ドイツ法で保護されたドイツの国の商標または会社名、あるいは個人の名前が関係する限り)を適用する。

D) 第三者による侵害に対する法的責任

1. 削除プログラム

Amazon や eBay などのオンライン・セールス・プラットフォームの主要プロバイダーは、 そのドイツのサイトに削除プログラムを用意している。権利者は、削除要求とともに登録 証明書を送信することで、保護された権利を指定し、第三者の提供であることを指定する 必要がある。

2. 販売プラットフォーム・サービス・プロバイダーの法的責任

インターネット販売プラットフォームのプロバイダーは、第三者による模倣品の提供、または第三者によってプラットフォームに掲載された不正提供物に対して、一定の要件を満たす場合は責任を負う。

プロバイダーが自動的に責任を負うことはないが、不正提供物について通知されていた場合は除く。この情報は侵害のある提供物を特定できるもので、提供物の不法な特性を特定した事実が提示したものでなければならない(例えば、商標登録証書のコピーの提出や、製品が本物ではないことを決定付ける要素の指示)。プラットフォーム・プロバイダーにはこの提供物を削除する義務がある。

さらに、この範囲まではサービス・プロバイダーにとって可能かつ妥当であり、サービス・プロバイダーは将来の同類の侵害が発生しないよう防止する義務も負う。さらなる侵害を防止するこの義務は、妥当な制限内に限られているため、プラットフォーム・プロバイダーには慎重に法的または事実に基づく調査を実施する義務はない。代わりに、将来の不正提供物を防止するプロバイダーの義務は、侵害であるとして明確かつ容易に判断できる提供物に限られる。したがって、特定の提供物が不正であることを示す要素を調査することが明確かつ容易であることを示すことが何よりも重要である。

明確な不正提供物について適切に通知を受けているサービス・プロバイダーには、新たな提供物を個々に調査する義務はない。提供物を削除するその義務は、販売会社の提供物、および権利者が示す提供物内のリンクで参照された提供物に限定されている。サービス・プロバイダーがそのサイトにキーワード広告を埋め込んでいる場合、プラットフォーム・プロバイダーは同じキーワードで参照されるその他の提供物もすべて確認しなければならない。

適切な通知を受けているサービス・プロバイダーがその確認と削除義務を怠った場合、そのプロバイダーは、プロバイダー自身が侵害を犯した場合と同様に第三者の侵害に対して 責任を負う。

E) 統計

2017 年 2 月までに、1,600 万件の. de-ドメイン名が登録されており、これはその当時、国コードの最上位ドメイン名登録で 2 番目に多い件数であった。これよりもわずかに. cn (China) の最上位ドメイン登録数が上回った。

ドイツの裁判所はこれまで 1,000 件を超えるドメイン名紛争について決裁している。認められた申立てや告訴人の国籍の割合を示す統計は入手できない。

V. 日本企業向けの重要なポイント

A) 国境措置

世界税関機構によると、世界の全偽造品押収の 70%が税関で行われている。したがって、 差止申請を整備することが極めて重要である。

原則として、規則下で欧州連合の申請書を提出すれば十分である。日本企業が並行輸入も防止したい場合は、さらにドイツ法に基づいた申請書も提出することが推奨される。

差止申請のプロセスについては、税関に対して正規品および潜在的模倣品に関する詳細な情報(わかれば)を提供することが推奨される。権利者が税関に提供する情報が多いほど、模倣品を特定する絞り込みとリスク分析が向上する。

そして何より、税関業務に十分な支援を与えることが極めて重要である。ドイツでは、原 則として通知や要求に応えるため担当窓口が税関に対応する必要がある。

B) 刑事訴訟

ドイツでは、刑事訴訟は民事訴訟の次に独立して起こすことができる。刑事訴訟の利点は、侵害への抑止効果および徹底的な公開捜査であり、民事訴訟では提示されないことの多い証拠が提示される。民事訴訟では権利者は相手方の協力および(自発的な)供述に拠るところが大きいが、刑事訴訟では検察局が商品の没収、家宅捜索、およびとりわけ電話の盗聴を行うことができる。権利者が損害請求を証明するために(またその後の民事訴訟でも)必要な不足した情報が犯罪者資料で見つかることがある。権利者は犯罪者資料の利用を請求することも、訴訟への積極的な参加を選択することもできる。したがって刑事訴訟は後続の、あるいは同時進行の民事訴訟において重要な相乗効果を生み出すことがある。

日本企業には、別の民事訴訟にはあまり知られていないが興味深い代替策があることを指摘したい。権利者は刑事裁判所に民事上の損害も裁判するように要請することで刑事訴訟に関与することを選択できる(「Adhäsionsverfahren(附帯私訴)」)。かかる手続の利点とは、経費節減だけではなく時宜を得た判決である。刑事裁判所に対する権利者からの損害賠償の判決の要請が認められない、または根拠のないものであった場合、刑事裁判所は否定的な判決を下さずに、要請を効力のないままとする。権利者はその後(追加の)民事訴訟を選ぶこともできる。

日本企業にはドイツ体制においては刑事訴訟と民事訴訟の共存を利用することを推奨する。「小規模な」侵害訴訟において、あるいは被告の特質が不明瞭なままである訴訟において公的調査を確保するために、繰り返される侵害や大量の侵害が関わる場合は、刑事告発を行い、Nebenkläger(訴訟参加人)として、または Adhäsionsverfahren(附帯私訴)を介して積極的に関与することを推奨する。最後に、現行の刑事訴訟を同時に民事訴訟でも利用できる証拠として注視することを推奨する。

C) 民事訴訟

ドイツでは、民事訴訟は権利者にとってその権利を追求する(損害請求など)一般的な場所である。侵害者と交渉するにあたって最も時間的および費用的に効率的な方法とは、裁判所外(少なくとも最初の段階として)である。弁護士は侵害者に警告状を送付する。この警告状では、一方の当事者に対して使用停止宣言に署名して将来に違反が発生した場合に課される違約金に同意することを要求する。また、弁護士は情報と会計報告書も求め、被告から弁護士費用の償還を要求する。全手続は数日から数週間で実施できる。これらの手続に必要な費用は、ほとんどの場合、司法手続よりも低く抑えられる。侵害者が協力的でない場合、例えば将来の侵害時に罰金を支払う確約を拒否する場合、権利者は法廷に持ち込むこともできる。

ドイツでは、特別知的財産裁判所での民事訴訟は効率的であり、他国と比べて比較的安価である(これは主に裁判費用が法令ベースであり、敗れた当事者が全費用を負担しなければならないためである)。特許、商標、および意匠を侵害している商品およびサービスはドイツ全土で売り出されることが常であるため(オンライン等で)、権利者は複数の特別裁判所の管轄を自由に選択できる(「裁判管轄漁り」)。日本企業は代理人弁護士と相談のうえ、対象となる最適な裁判管轄を選択することを推奨する(特定の裁判所は商標や特許訴訟等の裁判が多いことで知られている)。

急を要する訴訟においては(見本市の最中に生じた紛争の訴訟等)、同日に判決を受けることが可能である。このような場合は、前もって計画しておき、裁判所と担当裁判員が要求を調査する体制にあることを確認するとよい。日本企業については、開催場所に出席して模倣品を見つけ出し、企業の代わりに行動する用意のあるドイツ人弁護士を組織することを推奨する。訴訟事項が午後または晩に決定される場合、当事者および/または代理人弁護士は午前中(あるいは可能であればいつでも)に裁判所に連絡し、予備的差止め命令の請求を告知する必要がある。

D) インターネット

ドイツのドメイン名 (.de) アドレスは、.de ドメイン名の登録機関である DENIC によるいわゆる「紛争エントリー」を申し立てることで効率的に保護できる。日本企業は、知的財産権侵害の疑いを検出次第すぐに DENIC に紛争エントリーの要求を申し立てるとよい。かかる紛争エントリーの要件は低い。登録証明書のコピーを提出することで商標権を、または会社名を反映した商標登録から抽出するなどした使用の証拠を提出することで、使用が許可されている商標名の権利やその他の権利を十分に実証することができる。侵害について混同の可能性や、その他の要件は DENIC での調査対象外となる。このような紛争エントリーは更新オプション付きで 1 年間有効なままとなり、侵害者による第三者へのドメイン名の譲渡が防止されている。これにより権利者は、侵害者に対して裁判所外または司法手順を追及するために必要な時間を確保できる。

プラットフォーム・サービスでの模倣に関しては、プラットフォーム・サービス・プロバイダーが提供する通知および削除手続は、少なくとも未登録の権利が関係する場合、とりわけドイツ不正競争法によって制限から保護されている特徴的な意匠を持つ製品においては、効果的ではないことが多いというのが我々の経験である。プラットフォーム・プロバイダーが提供する極度に形式化された削除手続では、通常、この類の保護が考慮されていない。そのため、プラットフォーム・サービス・プロバイダーの法務部に直接問題を依頼し、これらの特殊な権限に関して特殊な通知および削除システムに合意する必要がある。多くの場合、主要プラットフォーム・サービス・プロバイダーはその法的責任を回避するためにこれを行っている。

注

本ガイドは、情報提供を目的としたものであり、各事例において追及すべき法的助言に代わるものではない。

[経済産業省委託事業]

EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査 2018 年 3 月 禁無断転載

[調査受託]

フランス CABINET PLASSERAUD

国境措置 Phillipe VAN EECKHOUT 刑事・民事訴訟Gilles RINGEISEN インターネットXavier RODRIGUES 統計・編集 Sophie MATHIAS 調整 Atsuya TAKESHITA

オランダ Taylor Wessing

国境措置 Maarten RIJKS 刑事・民事訴訟Margot VAN GERWEN インターネットMisja BOEKEN

ドイツ KLAKA Rechtsanwalte

国境措置 Florian SCHMIDT-SAUERHÖFER 刑事・民事訴訟Tobias SCHÖNBERGER/ Matthias BORNHÄUSSER インターネットStefan ABEL

英国 ROUSE

国境措置、刑事・民事訴訟、インターネット Jeremy NEWMAN Alex PESTELL

> 独立行政法人 日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で 提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご 留意の上、ご活用ください。